

震災文庫 4 - 327



はじめに

阪神・淡路大震災。それは自然が我らに与えた試練と呼ぶにはあまりにも過酷な出来事でした。

穏やかな新年を迎え、前夜の家族団らんの温もりを抱えて眠っていた人々に突然襲いかかった激震は想像を絶する勢いで一瞬にして街を破壊し、縦とも横ともつかぬ激しい揺れの中で、形あるものは崩れ或いは歪み天地水平の見分けさえつかない状況の中で人々を恐怖と混乱の淵へと陥れ、429人もの尊い生命を奪い、全世帯の92.2%にも及ぶ住居を損壊させ、多くの公共施設にも大きな被害をもたらす大惨事となりました。

そして、あの日から一年。壊滅的打撃を被った本市も早期復興をめざす市民の不屈の精神と、全国からの温かいご支援によってようやく明日の光が見え始めるまでになりました。しかし、非業の死を遂げられた犠牲者のご遺族の無念さは消えることなく、幼くして両親を失った遺児、年老いて最愛の子供を亡くした方々の心中を察するにあまりあるものがございます。また、生活の本拠となる家屋を失った人々の多くが今もなお不自由な生活を強いられているなど、市民すべてが真の復興を遂げるには未だ永い年月を必要としております。

そして、あの日から一年。壊滅的打撃を被った本市も早期復興をめざす市民の不屈の精神と、全国からの温かいご支援によってようやく明日の光が見え始めるまでになりました。しかし、非業の死を遂げられた犠牲者のご遺族の無念さは消えることなく、幼くして両親を失った遺児、年老いて最愛の子供を亡くした方々の心中を察するにあまりあるものがございます。また、生活の本拠となる家屋を失った人々の多くが今もなお不自由な生活を強いられているなど、市民すべてが真の復興を遂げるには未だ永い年月を必要としております。

今後は、これまで本市が進めてきた国際文化住宅都市建設の理念を継承しながら「快適で安全なまち」、「自然と共生するまち」、「人々のふれあいと文化豊かなまち」をまちづくりの目標として市民の方々と力を合わせ、一日も早く震災前の芦屋らしさを取り戻し、災害に強いまちづくりを進めてまいりたいと存じます。

この冊子は、被災の状況、応急復旧の対応、復興計画などを写真を中心にまとめ、災害で得た貴重な教訓を活かし後々まで忘れることのないように顕彰したものであります。関係各方面での今後の参考にしていただければ幸いです。

最後になりましたが、震災後、国の内外からお寄せいただきました数々の温かいご支援に対しまして心から厚くお礼申し上げます。

平成8年1月

芦屋市長 北村春江

00096056842



まだ日も出ない平成7年1月17日午前5時46分、 阪神・淡路震度7の大惨事



国道43号上の阪神高速道路が芦屋市西境界付近から東灘区深江にかけて横倒しになった



本通り商店街北側



倒れかかるビル
J R 芦屋駅北ラポルテ西館付近



き裂が入ったり段差ができたりした道路
J R 芦屋川トンネル東側



大きな被害を受けた
三八通り商店街南入口付近

阪神・淡路大震災
の記録



清水町付近の崩壊したマンション



商店街などに大きな被害を受けた本通り商店街・甲陽市場西入口付近



茶屋之町付近の倒壊家屋に押しつぶされた乗用車



呉川町宮川付近の倒壊家屋



崩壊した楠町のマンション。一部は焼失した



大柁町の倒壊家屋



JR 芦屋駅のプラットフォームも崩壊していた



目次

阪神・淡路大震災直後写真集 … 2

地震による芦屋市の状況 …… 6

被害の大きかった地区 …… 8

復旧活動写真集 …… 10

合同慰霊祭 …… 16

広報活動の状況 …… 17

復興の催し写真集 …… 18

資料 …… 20

復興計画の策定に当たって …… 39

基本構想 …… 39

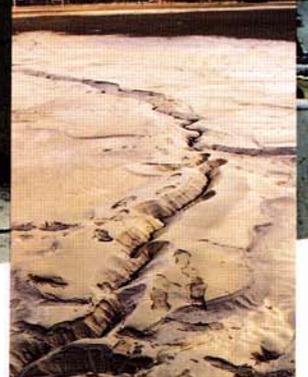
広報あしや地震災害情報 …… 43

20数秒で街が崩壊、 地震の恐ろしさをまざまざと物語っていた



ビルが倒壊し、道路をふさいだ。
上宮川町付近

道路に家屋が倒れ込んだところも
多かった。茶屋之町付近



芦屋浜では多くの場所で
液状化現象がみられた



芦屋浜の防潮堤沿いの道路は
陥没した



芦屋浜全域に液状化現象が
見られた。
潮見町西浜公園内の遊歩道



芦屋浜の海岸沿いの道路にも大きな亀裂が
入った



地割れ

阪神・淡路大震災
の記録



家屋が全焼し、乗用車も全焼した。
前田町付近



震災直後から公衆電話ボックスには
長い行列ができた



市役所南館は比較的軽微な損
壊であったが、3階の市議会
議場の天井が崩れ落ちた



倒壊した家屋。清水町付近



鉄道が寸断されたため、
線路沿いに歩く姿が多く見られた

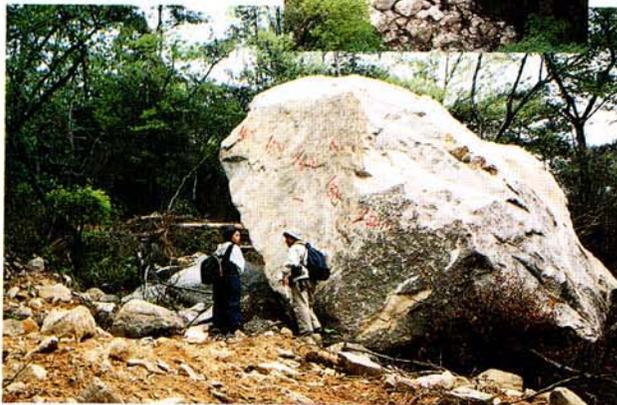
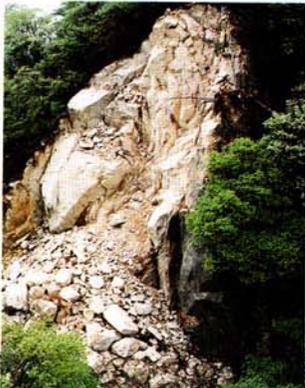


市立体育館
の競技場の
屋根が落下
した



芦屋霊園も墓石が倒れるなど大きな
被害を受けた

六甲山系でも多くの岩
場などが崩壊した



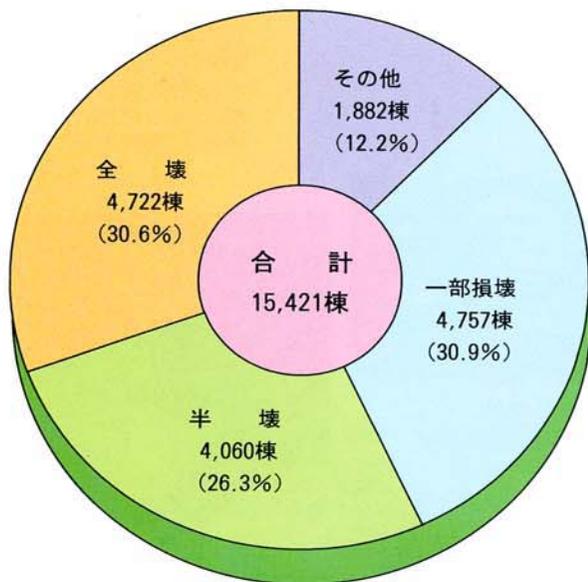
震災で出現した巨岩・奥山で



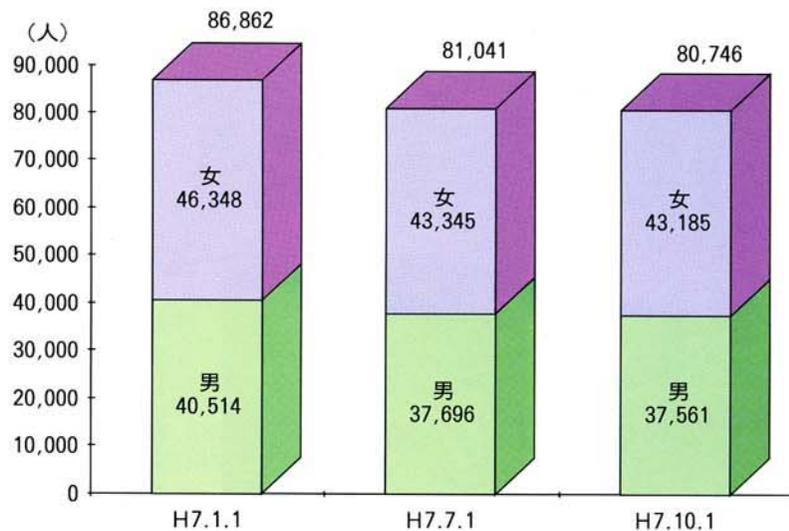
屋根が落下した体育館・青少年センター競技場

地震による 芦屋市の状況

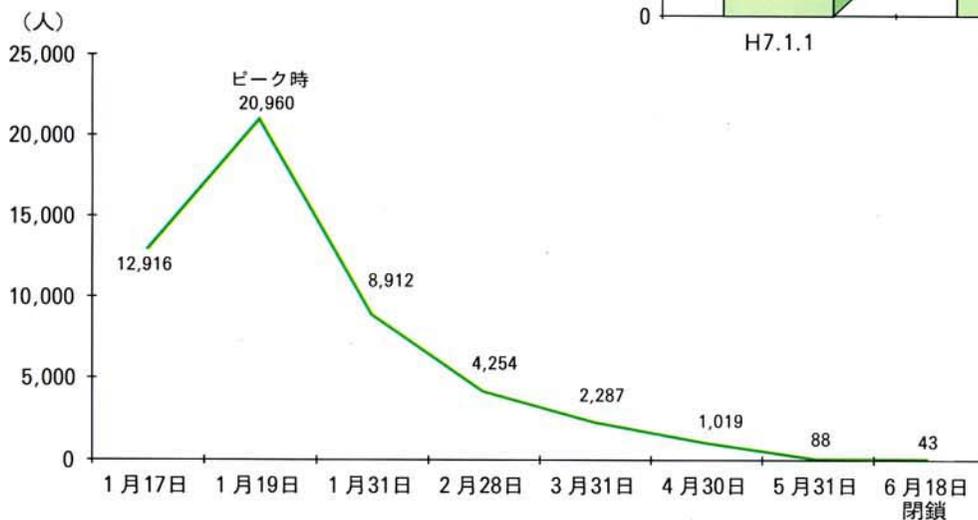
◆建物の被害状況



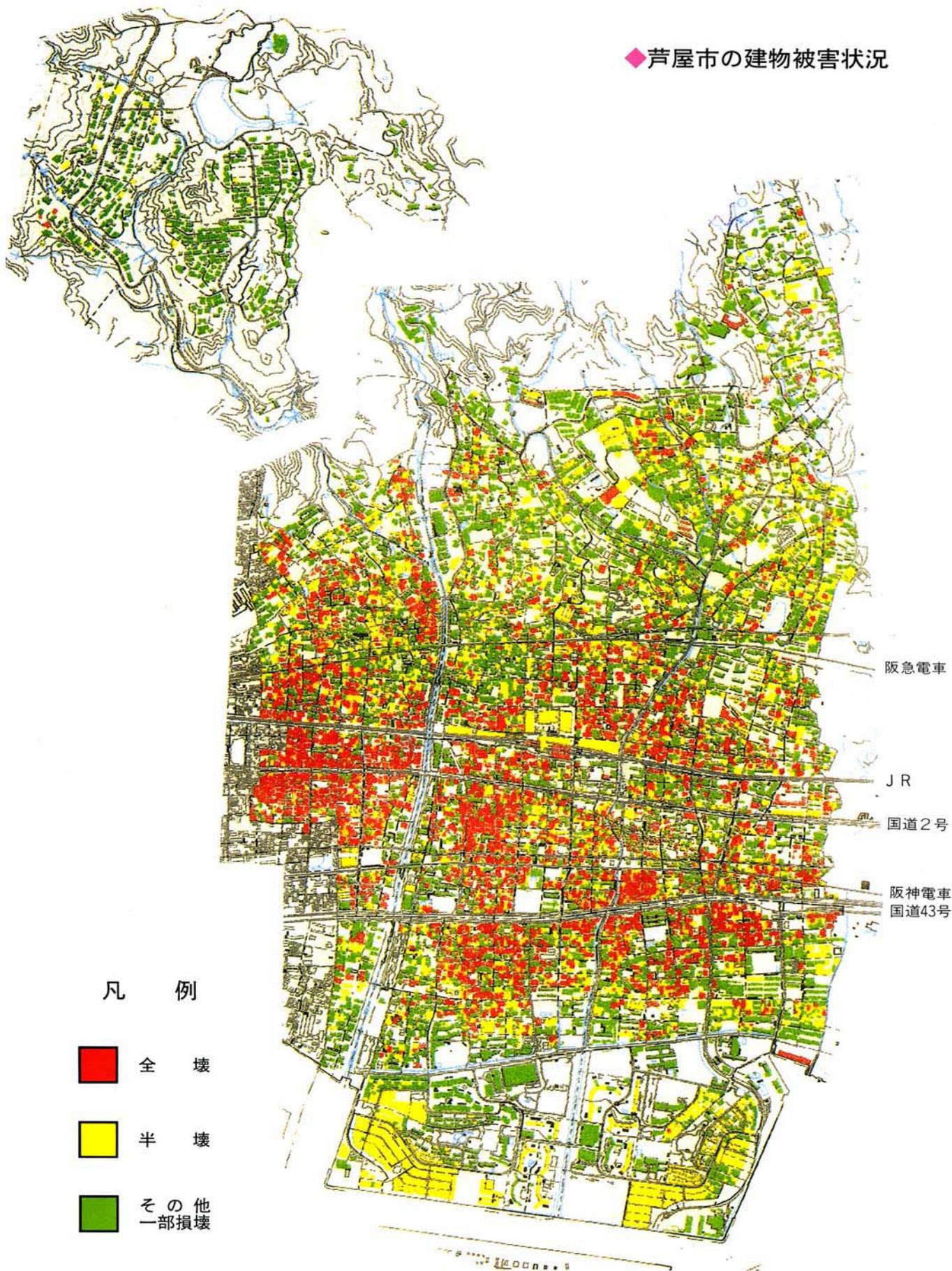
◆推計人口の推移



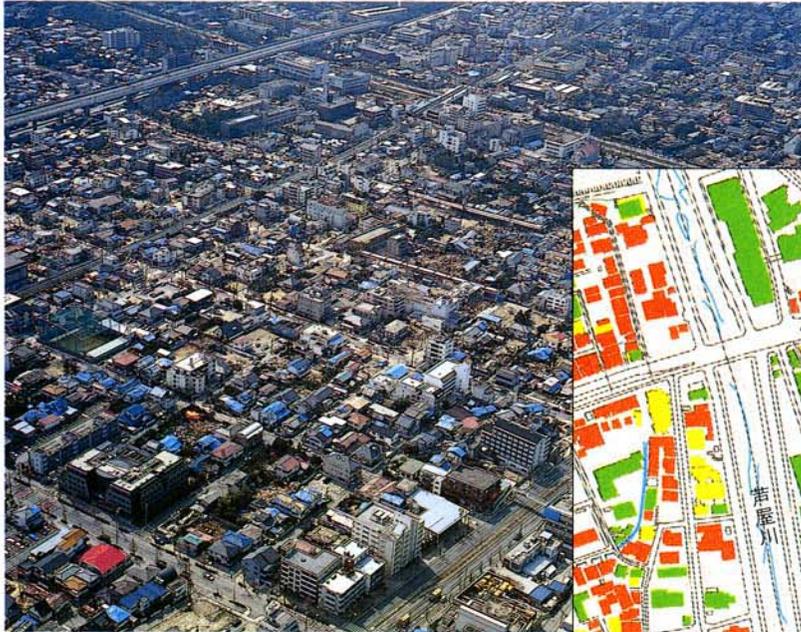
◆避難所における避難者の推移



◆ 芦屋市の建物被害状況

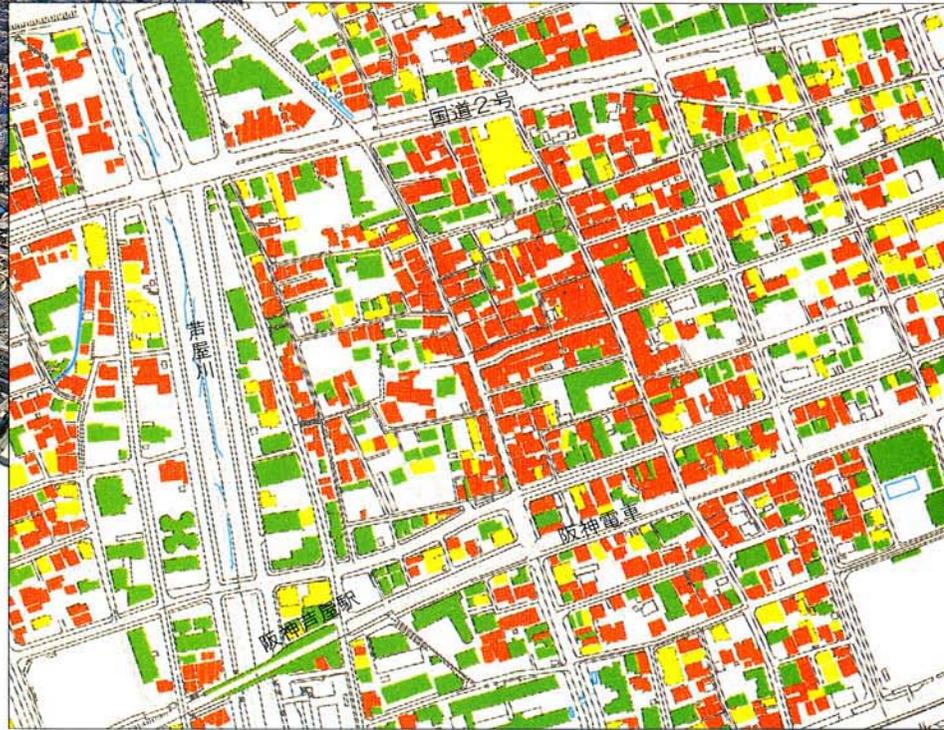


被害の大きかった地区



空から見た震災後の芦屋 中央地区付近

公光町・大柵町・茶屋之町周辺



倒壊した文化住宅。若宮町付近

若宮町周辺



凡 例

- 全 壊
- 半 壊
- そ の 他
一 部 損 壊

清水町・前田町・津知町・川西町周辺



空から見た震災後の芦屋 西部地区付近



J R 芦屋駅 南部



J R 芦屋駅南側のビルは1階が崩壊した



突然訪れた何もない生活

給水と
水道の復旧



市役所北館入口付近に配備された自衛隊の給水車に並ぶ市民



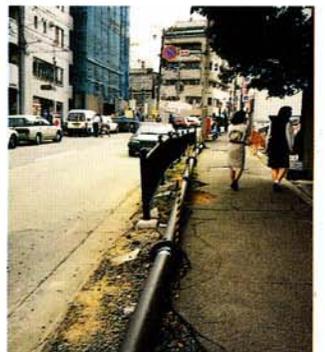
ライフラインの復旧と給水に官民を問わない幅広い支援がされた



水道の仮復旧のため、市内各所に仮配管や応急給水所が設けられた



市内各所で道路の破損や水道管の破断があった



鉄道・道路
などの復旧

阪神・淡路大震災
の記録



懸命に行われる線路の復旧工事・阪神電車



自衛隊の
救出・解体作業



ライフラインの仮復旧工事が迅速に進められた



芦屋川トンネルの
解体復旧工事



解体されたガレキは
南芦屋浜の埋め立て地に
集められた



寸断した鉄道も懸命な復旧工事がされた。阪神芦屋駅付近

わたしたち みんなで助け合った



安否確認など、市内の住宅をまわり訪問するボランティアも多く見られた



全国から届けられた救援物資をボランティアの人たちがテキパキと配る



避難所への救援物資を積み込むボランティア。県立芦屋南高校にて



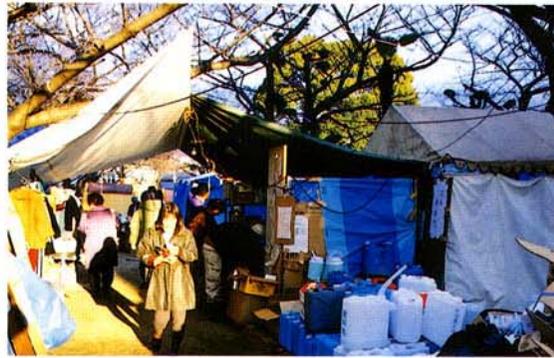
全国からの救援物資が山積みされた県立芦屋南高校の校舎



自衛隊によってつくられた精道小学校の仮設浴場



1日も早い
復旧をめざして



津知公園テント村の入口



罹災証明受付

津知公園内で行われた西部
地区区画整理事業の説明会



市民センター別館駐車場で罹災証明や義援金、
災害特別貸付などの受け付けがされた



芦屋浜の仮称総合スポーツ
センター予定地に建てられ
た仮設住宅の入居説明会と
鍵渡し



宮城県から寄贈されたケア付仮設住宅で
懇談する宮城県知事、市長、住人の方



芦屋浜の仮称総合スポーツセンター予定
地の仮設住宅



急ピッチで進められる仮設住
宅建設準備

天皇・皇后両陛下より暖かいお言葉をいただきました



1月31日、天皇・皇后両陛下は精道小学校の避難所を訪れ、避難生活を送る人たちにお見舞いのお言葉をかけられた



被災者と語り合われる皇后さま



市内の被災状況の説明を受けられる

避難所
での生活



市役所南館2階の通路にも避難者が溢れた



避難所では、プライバシー保護のためローパーテーションがつけられた。体育館・青少年センターの避難所にて



視察に来られ、市長から状況を聞く小里地震対策担当



市役所北館1階市民課付近のロビーの避難者。1月19日夜、北館は倒壊の恐れがあるため避難誘導をした後、閉鎖された



市役所北館1階市民ロビーの避難者



避難所はピーク時53カ所配置された

ガレキの山が 地震の悲惨さを物語っています



ガレキは当初、芦屋浜の芦屋大
学グラウンドに集められた



倒壊した家屋の解体作業



南芦屋浜のガレキ集積場所



震災以後、初めての大きな防災
訓練が8月30日に緊張の中行われた



救援に 心からありがとう



震災直後から自衛隊の救援活動が行われ
たが、4月に支援終了式をもって芦屋から
引きあげた



子ども達の笑顔も少し
つつ戻ってきている



平成7年度予算などを審議する市
議会定例会が、損壊のため使用不
能になった本会議場に変更、4
階大会議室で行われた



早急に芦屋市を復興するため、全
国各地の自治体から81人の職員が
芦屋市に派遣されている。派遣職
員の辞令交付式

復興を心に誓って…

合同慰霊祭



市長は「貴い生命が奪われ、街ががれきの山となったことは耐え難いが、芦屋の再生に心血を注いでいきます」と弔辞を述べた。

悲しみを新たにした犠牲者合同慰霊祭



弔辞を述べる市議会災害対策本部長 鈴木議長

平成7年2月26日県立芦屋南高等学校体育館で、兵庫県南部地震芦屋市犠牲者合同慰霊祭が、しめやかに営まれ悲しみの中、復興を心に誓う場ともなりました。



遺影を胸に悲しみの白菊を献花する遺族



皇太子ご夫妻も献花された



遺族代表の藤野春樹さんがあいさつされた

広報活動の状況

広報活動の状況

(1) マスコミ

- 1月18日 17:40「芦屋市災害対策本部からのお知らせ」を情報提供
 19日 8:30 12:00 15:00に対策本部の情報提供
 20日～ 9:00 12:00 18:00 “
 25日 9:00以降、記者クラブ及び報道機関各社へ随時に発表、合わせて資料提供を行う。(コメント、ファックス) 記者クラブ7社、その他約15社



地震災害情報紙の配布と最新の情報をもって、市内各所にピーク時7台の広報車が巡回した

(2) 広報紙

- 1月18～25日 「芦屋市災害対策本部からの災害状況」を1日2回各避難所に2,3部配布
 26日 10,000部「地震災害情報」第1号発行 1日1回各避難所へ
 27日～ 15,000部 第2号から第5号
 31日～ 22,000部 第6号 一部新聞折り込み(JR以北)労組配布
 2月1日～ 25,000部 第7号から第24号(2/5から日曜休刊)
 24日～ 第25号から「復興へ」にタイトル変更。発行を水曜・土曜に変更し、3/4から全日刊紙(28,000)折り込み
 25日 40,000部「生活情報ガイド」を全日刊紙に折り込み
 3月1日～ 32,000部
 4日～ 35,000部
 4月1日 40,000部「給付・融資ガイド」を全日刊紙に折り込み
 “ 「復興へ」35号から毎週土曜日発行に変更
 6月23日 40,000部 40号(5月13日発行)から2週間に1回土曜日に9月末 49号で終了



地震災害情報を作る広報課職員。最新の情報を届けるため、各所から集められた情報をまとめ、地震災害情報紙が作られた

(3) 広報車

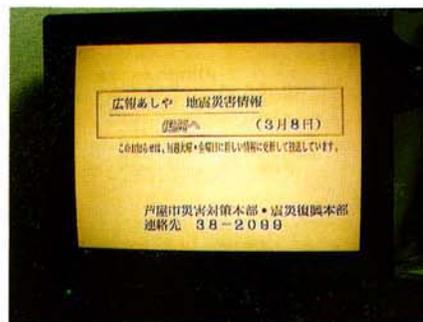
- 1月17～19日 1台 市広報車
 20～22日 2台 市広報車・図書館広報車
 21～2月2日 5台 千葉県柏市3台応援
 2月3～28日 7台 大阪市2台応援(一部、自衛隊ヘリコプターによる広報)
 3月1～31日 5台 芦屋2・柏2・大阪1 ※4月からは必要な時のみ



ボランティアや支援の自治体職員などの手で、連日避難所や各戸へ配布され、重要な情報源とされた広報あしや「地震災害情報」No.25号からは「復興へ」と改名された

(4) ケーブルテレビ(CCA) 広報チャンネル

- 1月25日～ 9ch 送出 文字放送のみ開始
 2月7日 文字放送&ナレーション開始
 8日～ 映像&文字放送&ナレーション開始(映像15分、文字45分)
 4月1～16日 1時間サイクルで24時間放送
 4月17日～ 2時間サイクルで「あしやNOW」など通常番組の放送



1月25日からケーブルテレビを通じて「広報あしや地震災害情報」が放映された

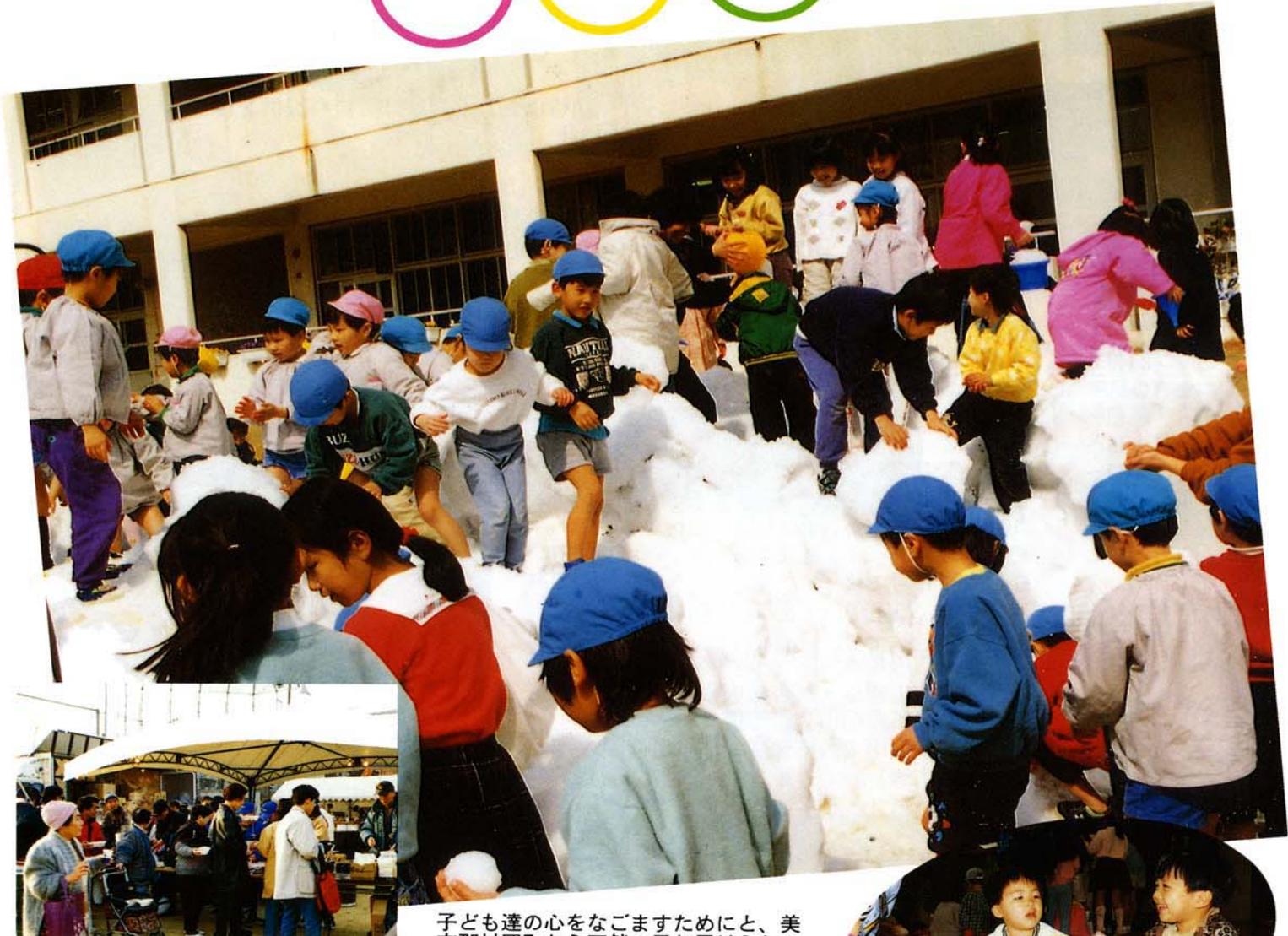
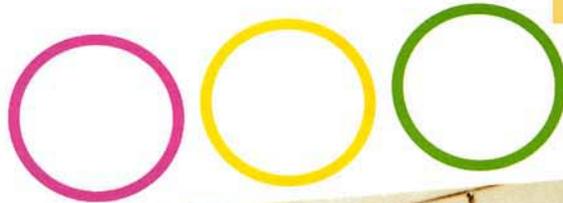


地震災害情報のナレーションをするケーブルテレビのスタッフ

(5) 「FM796-フェニックス」

- 2月15日～3月31日まで行政情報の提供

救援、応援、みなさんほんとうにありがとう。
 芦屋の街にもこんなに明るい笑顔がもどって
 きました。



震災直後から、市内の各所で毎日のように炊き出しが行われた。川西運動場での炊き出しの様子

子ども達の心をなごますために、美方郡村岡町から天然の雪が届けられ、雪合戦などを楽しみました



多くのボランティアが子ども達のために活動してくれました。浜風小学校にて



市内の仮設住宅内4カ所にふれあいセンターがつけられ、手作り教室などの活動が行われている



芦屋公園内のカナディアンテントでは多くの催しが行われました



仮設住宅の通路には手づくり木製の風向計が取り付けられていた



精道小学校では講堂が避難所になっていたため、テントを張っての卒業式となった



第17回サマーカーニバル「青空元気フェスティバル」が8月27日に行われ、歌手・五木ひろしさんの「ふれあいコンサート」などが催された



宮川小学校で行われたファイト芦屋。炊き出しも行われた



美術博物館では、子ども達がペンキで大きな絵を描き、復興の象徴として市内の建築現場のネットなどに取り付けられた



サマーカーニバルにて



ふれあい復興市として秋まつりが開催され、市民の方に低価格で物産品が販売されました



秋まつりで、芦屋市の復興を願い環境にやさしい紙風船が花の種を付けて大空に放たれた



更地であった場所にも住宅が建てられ始めた。季節ごとに花の種が蒔かれ、可憐な花を付けている

資料

面積

総面積 17.31km² 東西 約2.5km 南北 約8.3km

地震の概要

- ・発生年月日 平成7年1月17日（火） 午前5時46分
- ・震源地 淡路島（北緯34.6度 東経135.0度）
- ・震源の深さ 20km
- ・規模 マグニチュード7.2
- ・津波 なし
- ・芦屋市の震度 気象庁が地域機動観測班を派遣し、現地調査を実施した結果、2月7日JR芦屋駅付近及び三条町・山手町の一部が震度7とされた。
参考 [現地調査で震度7とされた区域]
神戸市 須磨区鷹取，長田区大橋，兵庫区大開，中央区三宮，
灘区六甲道，東灘区住吉
西宮市 夙川
淡路島 北淡町，一宮町，津名町

関係法令の適用等

- (1) 平成7年1月17日 災害救助法の適用
【兵庫県下】
神戸市，尼崎市，西宮市，芦屋市，伊丹市，宝塚市，川西市，
明石市，洲本市，三木市
津名郡津名町，淡路町，北淡町，一宮町，東浦町，五色町，
三原郡西淡町，緑町，南淡町，三原町
【大阪府下】
大阪市，豊中市，池田市，吹田市，箕面市
- (2) 平成7年1月25日 激甚災害の指定
【兵庫県下】
神戸市，尼崎市，西宮市，芦屋市，伊丹市，宝塚市，川西市，
明石市
津名郡津名町，北淡町，一宮町，東浦町，五色町

【大阪府下】

豊中市

- (3) 平成7年2月24日 阪神・淡路大震災復興の基本方針及び組織に関する法律の公布施行
 (4) 平成7年2月26日 被災市街地復興特別措置法の公布施行
 (5) 平成7年3月1日 阪神・淡路大震災に対処するための特別の財政援助及び助成に関する法律の公布施行
 阪神・淡路大震災に伴う許可等の有効期間の延長等に関する緊急措置法の公布施行

死亡者の状況（平成7年10月30日現在）

- ・ 芦屋市内での死亡者数（他市市民13人を含む。） 429人
- ・ 芦屋市民の死亡者数（他市での死亡者3人を含む。） 419人

震災死亡者統計資料

芦屋市内震災死亡者年齢別数

年齢	男	女	計	年齢	男	女	計	年齢	男	女	計	年齢	男	女	計
0	1	1	2	26	3	1	4	52	3	1	4	78	1	3	4
1	2	1	3	27		3	3	53	1	8	9	79	2	4	6
2	2	1	3	28	4	1	5	54	4	6	10	80	2	5	7
3	2		2	29			0	55	3	2	5	81	3	5	8
4	2		2	30	1	1	2	56	2	3	5	82	3	4	7
5	6	1	7	31	1	3	4	57	1	7	8	83	2	2	4
6	2	1	3	32			0	58	1	4	5	84	1	11	12
7	1	1	2	33		2	2	59	2	1	3	85	3	4	7
8		1	1	34		2	2	60	6	6	12	86	4	4	8
9	1	1	2	35		1	1	61	5	3	8	87		3	3
10	1	1	2	36	3	2	5	62	1	3	4	88	4		4
11		5	5	37	3	2	5	63	5	5	10	89	1	3	4
12	1	2	3	38	1	1	2	64	3	4	7	90		5	5
13		1	1	39			0	65	1	6	7	91	2		2
14	1		1	40			0	66	1	6	7	92		1	1
15	1	2	3	41	1	2	3	67	2	9	11	93	1		1
16	1	1	2	42	2	3	5	68		3	3	94			0
17	3		3	43	1	2	3	69	1	8	9	95			0
18		2	2	44	1	1	2	70	5	6	11	96			0
19		1	1	45	2		2	71	6	9	15	97		1	1
20	3	2	5	46	2	2	4	72	2	5	7	98			0
21	5	4	9	47	1	4	5	73	3	5	8	99			0
22		1	1	48	1		1	74	3	8	11	100	1		1
23	1	1	2	49	1		1	75	1	5	6				
24		5	5	50	2	2	4	76	2	5	7				
25	1	3	4	51	2	3	5	77	2	4	6				
												合計	165	264	429

本震災死亡者発表分 429人

(内訳) 芦屋市内の震災死亡者数 397人

災害弔慰金審査会追加認定分 32人

本市震災死亡者発表分

芦屋市民の町別死亡者数

町名	男	女	計	町名	男	女	計	町名	男	女	計
奥山			0	月若町			0	宮川町	3	8	11
奥池町			0	西芦屋町			0	竹園町	5	4	9
奥池南町			0	三条南町	4	10	14	精道町	4	3	7
六麓荘町			0	楠町	4	7	11	浜芦屋町	1	6	7
鋸谷			0	上宮川町	1		1	平田北町	8	13	21
城山			0	業平町	2	7	9	大東町	1	1	2
朝日ヶ丘町	2	2	4	前田町	3	8	11	浜町	5	7	12
山手町		3	3	清水町	17	25	42	西蔵町	5	7	12
山芦屋町	1	2	3	春日町	2	5	7	呉川町	2	9	11
岩園町			0	打出小槌町		1	1	伊勢町	4	8	12
東山町	1		1	宮塚町	5	2	7	松浜町	1	1	2
東芦屋町		1	1	茶屋之町	7	12	19	平田町			0
西山町		1	1	大榭町	6	6	12	新浜町			0
三条町			0	公光町	5	7	12	浜風町			0
翠ヶ丘町	3	3	6	川西町	4	7	11	高浜町		1	1
親王塚町	6	10	16	津知町	24	31	55	若葉町	1	1	2
大原町	7	15	22	打出町	8	5	13	緑町			0
船戸町	1	4	5	南宮町	4	8	12	潮見町			0
松ノ内町			0	若宮町	3	5	8	合計	160	256	416

本市における他市市民死亡者数

市町名	男	女	計
神戸市	2	3	5
西宮市	2	1	3
川西市		1	1
三原郡緑町		1	1
大阪市		1	1
有田郡金屋町		1	1
姫路市	1		1
合計	5	8	13

死亡日別死亡者数

H7. 10. 30現在

	死亡日	市民	他市民	計
震災当日	1/17	373	13	386
2日目	1/18	3		3
3日目	1/19	3		3
4日目	1/20	4		4
5日目	1/21	1		1
6日目	1/22	1		1
7日目	1/23	1		1
9日目	1/25	1		1
10日目	1/26	1		1
12日目	1/28	2		2
14日目	1/30	1		1
15日目	1/31	1		1
16日目	2/1	1		1
20日目	2/5	3		3
21日目	2/6	1		1
25日目	2/10	2		2
29日目	2/14	2		2
31日目	2/16	2		2
34日目	2/19	1		1
42日目	2/27	1		1
45日目	3/2	1		1
48日目	3/5	1		1
56日目	3/13	1		1
57日目	3/14	1		1
60日目	3/17	1		1
71日目	3/28	1		1
91日目	4/17	1		1
93日目	4/19	1		1
115日目	5/11	1		1
131日目	5/27	1		1
215日目	8/18	1		1
計		416	13	429

遺体収容者数

精道小学校	19
潮見小学校	33
潮見中学校	201
市立体育館	46
芦屋警察	34
警察学校	63
旧上畠邸	1
計	397

他市で死亡した芦屋市民の居住町別状況

町名	男	女	計
三条南町	1		1
浜町		1	1
新浜町		1	1
合計	1	2	3

*死亡日は、いずれも1月17日

地震による火災の状況

月 日	火災件数	焼損棟数	焼損床面積	火 災 内 訳
1月17日	9件	14棟	2,952㎡	全焼7, 半焼1, 部分焼3, ぼや3
1月18日	2件	6棟	283㎡	全焼3, 部分焼3
1月19日	2件	3棟	410㎡	全焼1, 部分焼1, ぼや1
合 計	13件	23棟	3,645㎡	全焼11, 半焼1, 部分焼7, ぼや4

建物の被害状況（平成7年9月30日）

	棟 数	比 率	世 帯 数	比 率
全 壊	4,722棟	30.6%	7,588世帯	21.9%
半 壊	4,060棟	26.3%	9,926世帯	28.6%
一 部 損 壊	4,757棟	30.9%	14,478世帯	41.7%
そ の 他	1,882棟	12.2%	2,688世帯	7.8%
合 計	15,421棟	100.0%	34,680世帯	100.0%

芦屋市建物被害状況一覧表（棟）（平成7年9月30日現在）

町	合 計	全 壊	半 壊	一 部	その他
奥 山	15			4	11
奥 池	204	3	20	77	104
奥 池 南	310		5	124	181
六 麓 荘	298	31	39	153	75
劔 谷	14			4	10
朝日ヶ丘	715	65	193	318	139
山 手	445	72	87	192	94
山 芦 屋	379	112	89	123	55
岩 園	839	98	288	321	132
東 山	466	72	107	205	82
東 芦 屋	406	47	109	164	86
西 山	347	78	122	96	51
三 条	504	135	159	147	63
翠ヶ丘	574	158	171	189	56
親 王 塚	328	131	69	92	36
大 原	474	185	98	130	61
船 戸	214	62	54	76	22
松ノ内	257	56	62	104	35
月 若	186	48	50	62	26
西 芦 屋	178	42	60	48	28
三 条 南	301	154	52	69	26
楠	245	79	62	91	13
上 宮 川	52	10	13	21	8
業 平	189	104	30	40	15
前 田	201	158	20	17	6
清 水	224	194	14	16	
春 日	302	116	75	102	9
打出小槌	219	72	46	79	22

町	合 計	全 壊	半 壊	一 部	その他
宮 塚	255	95	84	54	22
茶 屋 之	280	137	68	59	16
大 榭	200	147	13	33	7
公 光	201	93	38	49	21
川 西	262	166	47	25	24
津 知	309	260	28	20	1
打 出	201	92	54	41	14
南 宮	458	190	128	122	18
若 宮	239	121	64	52	2
宮 川	182	82	38	45	17
竹 園	235	132	40	53	10
精 道	272	151	40	62	19
浜 芦 屋	239	85	71	64	19
平 田 北	94	44	23	16	11
大 東	263	54	97	109	3
大 浜	412	156	85	133	38
西 蔵	372	139	103	113	17
呉 川	373	129	106	118	20
伊 勢	303	112	92	91	8
松 浜	234	42	59	75	58
平 田	153	12	23	83	35
新 浜	97	1	45	38	13
浜 風	356		242	95	19
高 浜	40		19	12	9
若 葉	40		18	7	15
緑	149		64	85	
潮 見	316		277	39	
全市合計	15,421	4,722	4,060	4,757	1,882

避難所の状況

月 日	避難所数	避難者数	避難世帯数(推計)
1月17日	47カ所	12,916人	5,045世帯
※1月19日	52カ所	20,960人	8,188世帯
1月31日	53カ所	8,912人	3,481世帯
2月28日	49カ所	4,254人	1,662世帯
3月31日	41カ所	2,287人	893世帯
4月30日	32カ所	1,019人	398世帯
5月31日	2カ所	88人	49世帯
6月18日	2カ所	43人	17世帯
累 計	5,431カ所	558,940人	218,334世帯

※印は、ピーク時
6月18日避難所閉鎖

市営住宅等の被害状況

団地名	建物概要	被害概要
大東町南団地	S63-H4建設 RC中層3-5F建 8棟 151戸	建物 一部クラックがあるがほとんど被害無し (建設年度が新しく、液状化対策済み) 内部 家具転倒等による被害程度
大東町北団地	H2-H5建設 RC中層3F建 9棟 27戸	外構 液状化及び地盤振動等により地盤沈下が生じ、屋外工作物、舗装等全般に被害有り 設備 屋外配管類に被害有り
南宮町団地	S32, 34, 46建設 RC中層3F建 3棟 48戸	建物 少しの傾斜(1/100以下)及び沈下(20cm以下)有り 内部 1F束立床組損傷及び壁クラック発生
浜町団地	S35-38建設 RC中層3F-4F建 5棟 108戸	外構 一部の地盤で液状化が有る。地盤振動による屋外工作物、舗装部分に被害有り 浜町団地は沈下が大
西蔵町団地	S38, 39, 47, 48建 RC中層3F-4F建 5棟 96戸	設備 屋外配管類に被害有り
宮塚町団地	S26-27建設 RC中層2F-4F建 2棟 32戸	建物 増築した鉄骨ALC造取り合いEXP破損 内部 1F束立床組損傷 壁一部にクラック発生 外構 地盤振動によりコンクリート舗装、ブロック塀に被害有り 設備 屋外配管類に一部被害有り

翠ヶ丘町東団地	S27建設 RC2F建テラス 5棟 20戸	建物 1棟一部大きい亀裂 他は躯体に大きな被害はない 内部1F束立床組損傷 壁全体にヘアークラック発生 外構 石積みに一部ひび割れ 設備 特に被害無し
朝日ヶ丘町団地	S43,44建設 RC中層6F-7F建 2棟 59戸	建物 S44建物7F建物外壁クラック, 破損が多く有る 内部にもクラックが有る 外構 一部コンクリート土間の破損石積み割れ等発生 舗装部分等にも被害有り 設備 特に被害無し
改良住宅	S61~H5建設 RC中高4F-9F建 4棟 159戸	建物 1・2号棟外壁全体にヘアークラック発生 外構 特に被害無し 設備 1・2・6号棟消火管及び撤水管の破裂
大東町14-11・19 翠ヶ丘 23-10 翠ヶ丘 22-12 朝日ヶ丘公社 岩園 35-20 改良住宅6-1ほか	42戸 32・33年 2棟 25戸 41年 24戸 39年 68戸 46年 2棟 18戸 40年 58戸 3年 2棟	建物 傾斜(半壊)、沈下・傾斜(全壊) 建物 公社の建物以外, 外壁クラック, 駐車場等補修 外構 全体的に一部ヒビ割れが発生 設備 翠ヶ丘41等排水管に被害

道路等の被害状況

(1) 道路, 橋梁被災延長及び箇所数

道路延長 L = 181,734m

被災道路延長 L = 47,410m

(全体被災率 = $47,410 / 181,734 = 26\%$)

(2) 橋梁延長及び箇所数 L = 763m N = 81箇所

被災橋梁延長及び箇所数 L = 310m N = 12箇所

(被災率<延長> = $310 / 763 = 40\%$, 被災率<箇所数> = $12 / 81 = 15\%$)

ア) 架替えを要する橋梁

- ・西蔵橋
- ・川原橋
- ・浜打出橋
- ・下宮川橋
- ・芦屋川右岸跨線橋
- ・芦屋川左岸跨線橋
- ・第3跨線橋

計 7橋

イ) 補修を要する橋梁

-
- ・宮川大橋
 - ・上宮川橋（歩道部）
 - ・汐 凧 橋
 - ・公 光 橋
 - ・ぬえ塚橋

計 5 橋

(3) 地すべり箇所（道路地盤の補強を要する箇所を含む）

- ・三 条 町
- ・山 芦 屋 町
- ・朝日ヶ丘町
- ・岩 園 町

計 4 箇所

市役所の被害状況

北館

耐震壁クラック

柱の損傷

外装コンクリートクラック

給排水管の損傷 平成7年1月20日から使用禁止した。

南館

議場天井の崩落

擁壁の破損

柱，耐震壁クラック

外装タイルクラック

分庁舎

柱，耐震壁クラック

窓ガラス破損

教育施設の被害状況

(1) 学校園施設

施設名	被害状況
精道小学校	壁クラック, EXP損傷, レンガ塀倒壊
宮川小学校	柱にクラック 一部使用不可
山手小学校	仕上げ材損傷
岩園小学校	渡り廊下損傷, 仕上げ材損傷, 地割れ発生
朝日ヶ丘小学校	柱にクラック, ガラス損傷, 設備配管寸断
三条小学校	仕上げ材損傷, 運動場石積み一部崩壊
潮見小学校	EXP損傷, プールサイド陥没, 運動場地割れ
打出浜小学校	校舎移動, EXP損傷, 運動場地割れ
浜風小学校	校舎沈下・傾斜, 運動場地割れ
精道中学校	1階柱にクラック, EXP損傷, 運動場地割れ
山手中学校	仕上げ材損傷, 塔屋根元クラック, EXP損傷
潮見中学校	設備幹線寸断, 校舎傾斜, 地割れ
芦屋高校	1階柱にクラック, 仕上げ材損傷, 地割れ
精道幼稚園	EXP損傷, 石積み崩壊
宮川幼稚園	EXP開き, 天井仕上げ落下
山手幼稚園	建具・ガラス損傷
岩園稚園	仕上げ材損傷, 床不陸, 階段クラック
小槌幼稚園	仕上げ材損傷, ガラス破損
朝日ヶ丘幼稚園	ガラス破損
西山幼稚園	北塀倒壊
伊勢幼稚園	仕上げ材損傷
潮見幼稚園	仕上げ材損傷, 建物周辺地盤沈下
浜風幼稚園	渡り廊下屋根傾斜, 地盤沈下, 設備寸断

(2) 社会教育施設

施設名	被害状況
①市民センター	
ア) 市民会館	階段・ロビー棟の構造損傷, 照明・空調設備の損傷
イ) ルナ・ホール	エレベーター棟の傾斜, 舞台設備損傷, 渡り廊下損傷
ウ) 別館	ブリッジ移動, 設備損傷(受水槽等), 外構土塀破損
エ) 各集会所(14)	大原→雨漏り, 茶屋→擁壁・フェンス損壊, その他→壁クラック・ガラス破損
②青少年センター	
ア) 体育館	アリーナ屋根落下, 外壁タイル亀裂
イ) 青少年センター	窓ガラス破損
ウ) 市民プール	内外壁クラック
エ) 海浜プール	プールサイド破損, プール傾斜
オ) 川西運動場	石積み崩壊
カ) 中央野球場	液状化によるグラウンド破損
③図書館	内部仕上げ破損, 駐車場地割れ, ガラス破損
④谷崎潤一郎記念館	工作物破損(門, 塀等)
⑤美術博物館	内部壁クラック, 土間不陸
⑥富田碎花旧居	屋根瓦落下, 土塀破損

(3) その他

施設名	被害状況
打出教育文化センター	腕木門半壊, 外壁・ガラス損壊, 鉄骨損傷

福祉施設等の被害状況

(1) 保育所

施設名	被害状況
精道保育所	ガラス破損, 西塀倒壊, 給排水設備寸断, 厨房機器損壊, 柱・プールクラック
打出保育所	給排水設備寸断, 土間クラック, 空調機損傷, 厨房機器損傷
大東保育所	渡り廊下一部損壊, 給排水設備寸断, 運動場地割れ, 南門付近陥没
岩園保育所	給排水設備損壊, 石垣隙間, 土間沈下, 厨房排水沈下, 北出口アプローチスロープ損壊 運動場地割
緑保育所	運動場地割れ, アプローチ損壊, 厨房機器損傷, 給排水設備寸断 壁クラック, 雨水排水寸断, 池・プール損壊
新浜保育所	玄関アプローチ, 土間損壊, 運動場地割れ, U字溝損壊, 給排水設備寸断

(2) その他施設

施設名	被害状況
保健センター	一部ガラス割れ タイル一部剥離 玄関土間スロープ損壊 屋外給水管一部破損

芦屋病院被害状況

名称	被害状況
建物	南病棟クラック, 渡り廊下外壁破損, 中棟 2F 床破損 (ビニールタイル), 渡り廊下エキスパンション破損, ガラス破損
施設	エアーシューター破損, 高架水槽一部破損, 給水管破損, 新生児室空調破損
医療機器 放射線科 歯科 眼科 臨床検査科	泌尿器用X線装置破損, 発生装置コントローラーBOX破損 超音波洗浄器破損, 真空埋没機破損, エンジンROXY破損 パンファンドスコープトランス破損, ゴールドマン視野計 実体顕微鏡, 大型滑走式マイクローム
その他	機械戸棚, ロッカー, 保管庫, その他消耗備品類

応急仮設住宅建設状況表（芦屋市内分）

	No.	仮設住宅団地名	所在地	戸数	
1次	1	緑（県公社用地）	緑町6番1号	40	
			1次建設小計	40	
2次	2	中央公園	若葉町1番4号	203	
	3	スポーツセンター建設用地	高浜町10番1号	654	
			2次建設小計	857	
3次	4	川西グラウンド	川西町14番17号	99	
	5	中央公園野球場	若葉町1番1号	159	
	6	海浜公園駐車場	浜風町30番1号	33	
	7	潮見（県公社用地）	潮見町7番5号	16	
	8	朝日ヶ丘広場	朝日ヶ丘町4番3号	8	
			3次建設小計	315	
4次	9	県立芦屋南高校	新居浜町1番2号	39	
	10	市立芦屋高等学校	劔谷9番	71	
	11	山手中学校	三条町39番6号	55	
	12	精道中学校	南宮町9番20号	70	
	13	潮見中学校	潮見町20番2号	200	
	14	潮見小学校（校舎用地）	潮見町1番4号	30	
	15	浜風小学校（校舎用地）	浜風町1番1号	17	
	16	春日公園	春日町13番13号	11	
	17	宮塚公園	宮塚町14番10号	14	
	18	南宮公園	南宮町5番12号	14	
	19	新浜公園	新浜町3番1号	21	
	20	東浜公園	浜風町2番1号	73	
	21	浜風北公園	浜風町4番1号	13	
	22	浜風東公園	浜風町21番1号	14	
	23	浜風南公園	浜風町15番1号	12	
	24	西浜公園	潮見町2番1号	45	
	25	潮見東公園	潮見町1番1号	10	
	26	潮見南公園	潮見町26番6号	12	
	27	緑公園	緑町5番1号	16	
	28	打出浜公園	浜町8番16号	10	
	29	スポーツセンター建設用地	高浜町10番1号（南側）	92	
	30	高浜町（芦屋大学グラウンド）	高浜町1番	24	
	31	山芦屋（市公社用地）	山芦屋町8番1号，9番21号	21	
	32	呉川（市公社用地）	呉川町7番1号	4	
	33	春日（市公社用地）	春日町3番1号	4	
	34	船戸（市公社用地）	船戸町11番12号	8	
				4次建設小計	900
	5次	36	松浜公園（ローンテニスコート）	松浜町4番2号	120
		37	六麓荘町（市民農園）	六麓荘町2番9号	27
		38	茶屋之町（市公社用地）	茶屋之町8番19号	6
		39	伊勢町（コープ用地）	伊勢町2番1号	8
		40	中央公園	若葉町1番4号	22
		41	潮見町（コープ用地）	潮見町31番1号	198
		42	浜町（日銀用地）	浜町8番1号	14
43		呉川町（仮称 保健福祉総合センター用地）	呉川町14番22号	53	
44		高浜町（芦屋大学グラウンド）	高浜町1番1号	200	
				5次建設小計	648
要介護者仮設住宅					
5次	45	呉川町（仮称 保健福祉総合センター用地）	呉川町14番22号	28	
	寄付	〃	〃	14	
	46	高浜町（芦屋大学グラウンド）	高浜町1番1号	112	
			5次建設小計	154	
合 計				2,914戸	

救援物資の受入れ

(1) 集配場所

市役所南館地下2・3階 1月30日まで
 県立芦屋南高校 1月31日から
 (物資仮置場 喜楽苑, 下水処理場他)

(2) 体制

1月17日～ 市職員と応援ボランティア
 1月30日～2月19日 市職員・自衛隊と応援ボランティア
 2月17日～3月31日 市職員・日本青年会議所・他市応援職員と応援ボランティア
 (一部業者委託)
 4月1日～7月13日 市職員・他市応援職員と応援ボランティア (一部業者委託)
 7月14日 県立芦屋南高校撤退

(3) 物資

① 主食・副食

- ・当初 三田市, 猪名川町他県下各市町, 奈良県各市町村, 京都市, 真如苑他多数の団体から最大6万食配給
- ・1月25日から2月10日まで3万食体制 奈良県各市町村1.5万食, 京都市1万食他

② その他

飲料水, 毛布, 自転車, お茶, ポリタンク, 洗濯機, 缶ジュース, カセットコンロ, カップ麺, トイレットペーパー, 米, ウェットティッシュ, 缶詰 (おかず, フルーツ), 紙おむつ, タオル, 生理用品, 石鹼, 洗剤, 割り箸, 紙コップ, 歯ブラシ, 家庭常備薬。衣料 (下着, 靴下, その他) ほか

ライフラインの復旧状況

(1) 水道

- ・地震直後 市内全域で断水状態
 - ・1月31日現在 給水率 25.2% 給水可能戸数 約8,400戸
 - ・2月28日現在 給水率 96% 給水可能戸数 約30,900戸
- ※倒壊家屋に起因するもの以外は, ほぼ復旧済み
- ・3月末 給水率100%

(2) ガ ス

- 地震直後 市内全域で供給停止
- 2月15日現在 復旧率 2.9%
- 2月28日現在 復旧率 26.9%
- 4月10日現在 復旧率 99.8%

(3) 電 気

- 地震直後 市内全域で停電
- 1月22日午後11時には市内全域で応急復旧

(4) 電 話

- 地震直後9,200回線（21.4％）に被害
- 3月末では、倒壊家屋に起因するもの以外は復旧

(5) ゴミ収集

- 1月19日から再開

仮設トイレの設置状況

設置開始	1月18日	105カ所	803基
	4月28日	34カ所	312基
ピーク時	2月20日	156カ所	983基

仮設浴場の設置状況（開設 1月27日～6月15日）

3月 11カ所 1日平均 108人

4月 6カ所 1日平均 139人

（他にボランティアによる設置 数カ所）

○呉川町仮設共同浴場入浴者

開設期間 平成7年2月2日～6月15日（134日間、うち火曜日は休日）

設置者 兵庫県・芦屋市

運営管理 宮川コミスク、自治会連合会、ボランティア

（単位：人）

月別	男	女	計	参考（1日の最高・最低・平均）		
2	18,958	31,738	50,696	最高 2,244	最低 1,450	平均 2,028
3	11,645	19,495	31,140	最高 1,811	最低 505	平均 1,153
4	6,267	9,475	15,742	最高 763	最低 450	平均 605
5	4,833	6,933	11,766	最高 585	最低 423	平均 512
6	2,756	4,101	6,857	最高 600	最低 309	平均 527
合計	44,459	71,742	116,201	1日平均 1,019人		

り災証明発行件数

（10月31日現在）

全壊	半壊	一部損壊	未調査分証明	再調査依頼	計
16,391	17,371	14,772	2,255	4,309	55,098

援護金・義援金配分状況（1次分）

（10月31日現在）

援護金（10万円）		援護金（5万円）		義援金（10万円）		計	
全壊		半壊		全・半壊			
件数	金額（千円）	件数	金額（千円）	件数	金額（千円）	件数	金額（千円）
7,739	773,900	9,472	473,600	17,211	1,721,100	34,422	2,968,600

第2次義援金配分状況

* 要援護家庭激励金

一人暮らし老人		要介護老人		母子世帯		父子世帯		両親のいない児童	
件数	金額	件数	金額	件数	金額	件数	金額	件数	金額
308	92,400,000	40	12,000,000	249	74,700,000	46	13,800,000	9	2,700,000
重度身体障害者		重度精神薄弱者		重度精神障害者		生活保護世帯		特定疾患患者	
件数	金額	件数	金額	件数	金額	件数	金額	件数	金額
328	98,400,000	25	7,500,000	3	900,000	50	15,000,000	117	35,100,000
公害認定患者		原爆被爆者		重症者見舞金				合計	
件数	金額	件数	金額	件数	金額	件数	金額	件数	金額
0	0	44	13,200,000	513	25,650,000			1,732	391,350,000

※要援護家庭については、一世帯当たり300,000円を支給。

※重傷者見舞金については、1人当たり50,000円を支給し、別途県援護金（1人当たり10,000円）を支給。

* 被災児童・生徒教育（保育）助成金

保育所 （1万円）		幼稚園 （1万円）		小学校 （2万円）		中学校 （5万円）	
件数	金額	件数	金額	件数	金額	件数	金額
70	700,000	226	2,260,000	280	5,600,000	405	20,250,000
高校1年 （7万円）		高校2・3年 （2万円）				合計	
件数	金額	件数	金額	件数	金額	件数	金額
205	14,350,000	421	8,420,000			1,607	51,580,000

住宅助成義援金交付状況（10月31日現在）

* 受付件数

持ち家修繕	賃貸住宅入居	計
639	1,382	2,021

* 交付金額等

持ち家修繕		賃貸住宅入居		計	
件数	金額	件数	金額	件数	金額
456	136,800,000	1,053	315,900,000	1,509	452,700,000

※1件当たり300,000円を支給。

応援体制

(1) 消防

- ・期間 1月17日から2月10日まで
- ・応援状況 11消防本部, 6消防団 延べ車両227台, 人員1,132名
1日平均 車両9.1台 人員45.3人
ピーク時(1月21日) 車両41台 人員218人
- ・主な応援内容 人命救助, 遺体捜索, 救急業務, 消火活動等

(2) 水道

- ・期間 1月18日から3月10日まで
- ・応援状況 自治体 1,597団体 車両1,909台 人員4,152人
自衛隊 39隊 車両1,658台 人員6,240人
民間団体 21団体 車両25台 人員27人
1日平均 31.9団体 車両69.1台 人員200.4人
ピーク時(1月26日) 61団体 車両128台 人員329人
- ・主な応援内容 応急給水等

(3) 自衛隊

- ・期間 1月17日から4月25日まで
- ・応援状況 車両3,838台 人員16,527人
1日平均 車両38.8台 人員166.9人
ピーク時(1月20日) 車両153台 人員747人
- ・主な応援内容 人命救助, 給水支援, 道路復旧, 遺体捜索, 遺体搬送, 医療支援, 入浴支援, 物資搬送, 家屋撤去等

(4) ボランティア

ボランティア委員会登録分のみ

- ・期間 1月17日から7月31日まで
- ・延べ人数 27,555人
1日平均 141人 ピーク時780人(2月11日)
- ・主な活動内容 物資の搬入, 避難所の世話, 給水, 風呂の支援, 高齢者の支援, 解体家屋の支援, 仮設住宅への移転の支援, 各種カウンセリング, 情報収集等

(5) 派遣職員の状況

区画整理及び開発事業関係	18人	道路, 下水, 公園の復旧	18人
建築(教育施設含む。)関係	15人	仮設・住宅事務関係	5人
廃棄物処理関係	4人	水道	2人
一般事務(財政, 税務, 福祉等)	14人	保健婦	2人
ケースワーカー	3人	(合計 57団体	81人)

倒壊家屋解体撤去件数（平成7年10月31日現在）

全半壊件数(棟数)	
全壊件数	4,722棟
半壊件数	4,060棟
合計件数	8,782棟
市解体申込件数	
当初申込件数	4,134件
市解体から自主解体等への変更件数	2,814件
市解体申込件数小計	1,320件
自主解体申込件数	
自主解体申込件数	3,390件
キャンセル件数	32件
自主解体申込件数小計	3,358件
申込合計	4,678件
解体済件数	
市施工件数(自衛隊施工含む)	1,259件
自主解体件数	3,076件
解体済合計	4,335件

交通機関の復旧状況（平成7年6月12日現在）

JR西日本	1月17日	不通			
	18日	西明石	～	以西	開通
		尼崎	～	以東	開通
	19日	尼崎	～	甲子園口	開通
	23日	西明石	～	須磨	開通
	25日	甲子園口	～	芦屋	開通(芦屋～大阪)
	30日	須磨	～	神戸	開通
	2月8日	芦屋	～	住吉	開通(住吉～芦屋～大阪)
	20日	神戸	～	灘	開通
	4月1日	灘	～	住吉	開通(全線開通)
阪急電鉄	1月17日	不通			
	18日	梅田	～	西宮北口	開通
	2月13日	御影	～	王子公園	開通
	3月13日	王子公園	～	三宮	開通
	4月7日	夙川	～	岡本	開通(岡本～芦屋川～夙川)
	6月1日	岡本	～	御影	開通(三宮～芦屋川～夙川)
	12日	西宮北口	～	夙川	開通(全線開通)
阪神電鉄	1月17日	不通			
	26日	甲子園	～	青木	開通(青木～芦屋～梅田)

2月1日	三宮	～	高速神戸	開通
6日	高速神戸	～	新開地	開通
11日	青木	～	御影	開通 (御影～芦屋～梅田)
20日	岩屋	～	三宮	開通
3月1日	西灘	～	岩屋	開通
6月26日	御影	～	西灘	開通 (全線開通)

阪急バス	1月17日	不通 (市内循環)
	26日	ごく部分的に運行開始 (路線外認可)
	2月5日	市内線全面運行 (但し、運行止め迂回ルートあり)
	12日	正式ルートによる運行
	3月26日	奥池～有馬開通

震災関連予算の主な内容

◇災害救助費

- 災害援護金貸付金
- 避難所設置経費
- 食品の給与経費
- ケア付き仮設住宅関係経費
- 仮設物置設置経費
- ふれあいセンター管理運営補助金

◇災害復旧費

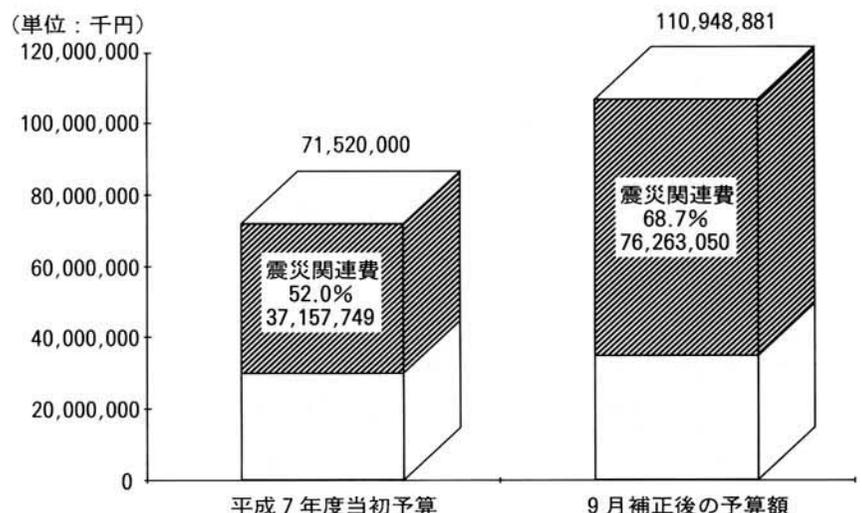
- 土木施設災害復旧費
- 学校施設災害復旧費
- 社会教育施設災害復旧費
- 被災家屋解体撤去経費
- その他公共施設災害復旧費
- 市内遺跡発掘調査費

◇震災復興関係費

- 中小企業融資制度預託金
(災害復旧分)
- 商業共同施設災害復旧補助金
- 西部地区土地区画整理事業
- 優良建築物等整備事業
- 住宅市街地総合整備事業等
- 災害公営住宅建設事業
- 災害復興住宅特別融資制度預託金

(単位：千円)

	平成7年度当初予算	9月補正予算後
一般会計	71,520,000	110,948,881
うち震災関連費	37,157,749	76,263,050
災害救助費	3,489,047	10,092,104
災害復旧費	25,932,199	25,778,672
震災復興費	7,736,503	36,297,150
その他	0	4,095,124



兵庫県下の被災状況

(平成7年10月31日現在)

区 分	死 者	行方不明	負 傷 者	全 壊		半 壊		焼 失 棟 数	
				棟 数	世帯数	棟 数	世帯数	全 焼	半 焼
神戸市	3,897	1	14,679	54,949	115,302	31,783	113,110	7,046	333
尼崎市	27	0	3,786	4,880	8,950	25,520	34,500	8	0
西宮市	999	1	6,386	19,500	32,593	16,300	27,276	50	2
芦屋市	396	0	2,759	4,661	7,412	3,943	9,296	11	1
伊丹市	11	0	2,581	1,369	2,549	7,200	14,500	1	0
宝塚市	83	0	1,100	1,339	5,074	3,718	13,632	2	0
川西市	1	0	485	536	650	2,583	3,279	0	0
三田市	0	0	15	0	0	0	0	0	0
猪名川町	0	0	3	0	0	0	0	0	0
明石市	5	0	1,884	2,210	3,214	3,380	6,102	0	0
加古川市	2	0	15	0	0	0	0	0	0
三木市	1	0	17	26	26	96	96	0	0
高砂市	0	0	4	0	0	1	1	0	0
小野市	0	0	3	0	0	0	0	0	0
吉川町	1	0	0	0	0	0	0	0	0
東条町	0	0	2	0	0	0	0	0	0
稲美町	0	0	2	0	0	0	0	0	0
播磨町	0	0	1	0	0	11	15	0	0
姫路市	0	0	2	0	0	0	0	0	0
香住町	0	0	1	0	0	0	0	0	0
日高町	0	0	1	0	0	0	0	0	0
氷上町	0	0	1	0	0	0	0	0	0
洲本市	4	0	44	17	17	655	655	0	0
津名町	5	0	31	603	603	893	893	0	0
淡路町	0	0	33	311	330	669	690	0	0
北淡町	38	0	831	1,016	1,016	1,192	1,192	1	1
一宮町	10	0	162	778	778	754	754	0	0
五色町	0	0	17	186	186	268	268	0	0
東浦町	0	0	30	316	322	451	459	0	0
緑町	0	0	11	17	17	49	54	0	0
西淡町	0	0	6	136	136	175	175	0	0
三原町	0	0	4	18	18	119	119	0	0
南淡町	0	0	4	9	9	69	69	0	0
合 計	5,480	2	34,900	92,877	179,202	99,829	227,135	7,119	337
				(倒壊家屋 192,706)		(倒壊世帯 406,337)		7,456	

資料提供：兵庫県消防防災課

復興計画の策定に当たって

本市は、昭和26年の『芦屋国際文化住宅都市建設法』（法律第8号）の理念のもと、国際文化住宅都市の形成に向け、生涯学習の推進、社会福祉の充実など阪神地区の中でも特徴のあるまちづくりを進めてきました。

阪神・淡路大震災は、このような本市が永年にわたって築き上げてきた住宅都市としての基盤を直撃し、一瞬のうちに、市民の尊い人命を奪ったのみならず、多くの住居や都市施設に壊滅的な被害を及ぼし、市民の日常生活に多大な影響を及ぼしてきました。今回の大震災によって、都市基盤が災害に対して脆弱な構造やシステムになっていることを知りましたが、反面では市民相互の助け合いや数多くのボランティアの救援活動などを通して、人間らしい優しさを大切にした社会の形成の重要性を改めて認識することができました。

本市の震災復興にあたっては、このような大震災による教訓を活かし、災害が起こっても被害の程度を最小限に食い止め、都市機能を維持できる都市基盤の整備を図るとともに、災害発生直後の速やかな救援・救護体制の確立や、心豊かな地域社会を形成する生涯学習等の多様なコミュニティ活動の推進等、市民や訪れる人が快適で安心して暮らし、働き、憩える「快適で安全なまちづくり」を市民、事業者及び行政が協働して取り組んでいかなければならないと考えています。

この「芦屋市震災復興計画」は、未曾有の災害を乗り越え、芦屋のまちの再生・創生を図るため、そのまちづくりの方向を示し、基本的施策を明らかにするものです。

基本構想

■ 基本構想

- 誇りと愛着を感じる
国際文化住宅都市の創生
- 快適で安全なまち
 - 自然と共生するまち
 - 人々のふれあいと文化豊かなまち

■ まちづくりの目標

- 魅力ある芦屋のまちづくり
- 芦屋らしさの再生と創生
 - 芦屋の新たな魅力ある都市空間と都市機能の創出

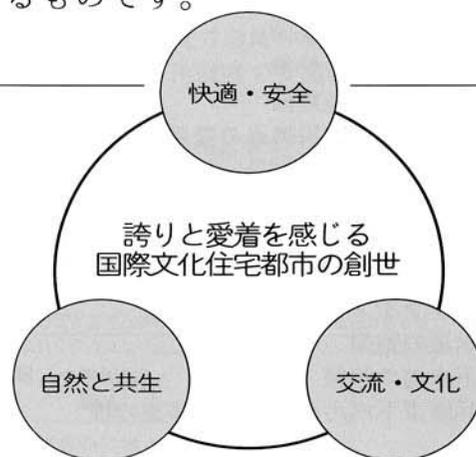
- 快適で安全なまちづくり
- 快適な環境の創出
 - 安全なまちへの環境整備

- 人と自然環境が共生したまちづくり
- 自然との共生とアメニティの創出
 - 環境共生型の市民文化の形成
 - 環境負荷の軽減

- 福祉が充実したまちづくり
- 保健・福祉・医療の充実
 - 福祉インフラの充実整備

- ともに築き助け合うまちづくり
- 子どもの「教育環境の人間化」の推進
 - コミュニティの形成促進
 - 市民・事業者・行政の連帯・協働化の促進

- 目標年次
平成17年（2005年）。



基本計画

■防災体制の拡充

●防災計画の整備

- ・防災計画の拡充
- ・防災生活圏の形成
- ・多様な広報手段による市民への周知

●救援・救護体制の整備

- ・災害直後の防災体制の整備
- ・消防体制の強化
- ・防災情報網の構築
- ・水、食料等の備蓄
- ・応急医療・福祉体制の整備
- ・救助・救援体制の整備

●市民の防災意識の向上

- ・防災知識の普及・啓発
- ・自主防災組織の育成
- ・コミュニティ活動支援

■市街地の復興

●防災緑地軸の整備

- ・河川緑地軸の整備
- ・街路緑地軸の整備
- ・山麓緑地軸の整備
- ・海際緑地軸の整備

●防災生活圏・防災拠点の整備

- ・防災中枢拠点の拡充
- ・地域防災拠点の整備
- ・地区防災拠点の整備
- ・広域避難地の整備

●ライフラインの整備

- ・水道の整備
- ・下水道の整備
- ・兵庫東下水汚泥広域処理事業の推進
- ・交通ネットワークの整備

●建築物の耐震・不燃化の推進

- ・公共建築物の耐震性の強化
- ・建築物の不燃化の推進

●崖崩れ、水害対策

- ・崖崩れ対策
- ・水害対策

●市街地環境の復興

- ・都市景観の形成推進
- ・都市緑化の推進

●地域別まちづくりの推進

- ・山麓部緑地ゾーンの復興
- ・山麓部市街地ゾーンの復興
- ・中心市街地ゾーンの復興
- ・海浜部新市街地ゾーンの復興

●市民参加の市街地の復興

- ・住民意向の把握
- ・まちづくり協議会設立支援
- ・まちづくり専門家等の活用

■住宅の復興

●災害復興住宅の建設

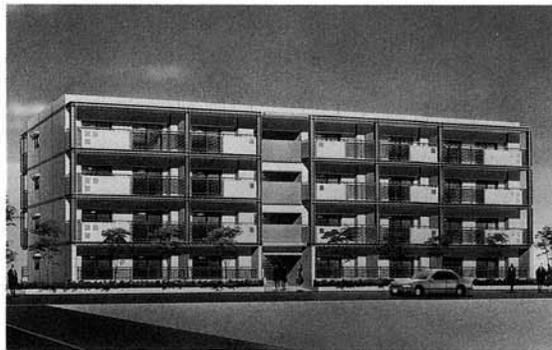
- ・公営住宅の建設・建替等
- ・準公営住宅の建設

●面的整備地域における住宅の改善と供給

- ・面的被災住宅地における良好な住宅建設及び住環境整備
- ・密集住宅地区の住宅改善

●住宅復興支援

- ・個別建替・修繕支援
- ・集合住宅の建替・修繕支援
- ・共同・協調化建替支援
- ・各種相談等の支援



宮塚町に建設が予定されている市営住宅

●良質な居住環境の形成

- ・街並み景観デザイン・ガイドラインの策定・誘導

●多様な住宅の整備

- ・良質な住宅の整備
- ・高齢者や障害者対応の公的住宅の供給

■道路の復興

●都市間道路交通網の整備

- ・山手幹線の整備
- ・隣接都市との接続道路の整備

●生活循環軸のネットワーク化

- ・格子状の生活循環軸の整備
- ・駅前広場の整備

●自然環境豊かで人にやさしい道路環境の創出

- ・自然環境の導入を図った道路の整備
- ・歩行者優先道路等の整備

■公園・緑地の復興

●公園等の復旧

- ・公園・緑地・緑道・広場の復旧

●公園・緑地の拡充

- ・地域中心核における都市公園の拡充
- ・山際緑地核の整備
- ・海際緑地核の整備
- ・緑地文化軸の整備

●防災公園としての整備

- ・防災公園としての整備

■コミュニティの活性化

●コミュニティ活動の促進

- ・地域福祉活動・生涯学習支援

●コミュニティ施設の充実

- ・地区集会所の整備
- ・学校施設の整備

■自立・循環型環境の創出

●人と環境にやさしい都市基盤の整備

- ・自立・循環型の都市基盤整備の検討
- ・環境資源を生かした都市基盤整備
- ・廃棄物処理施設の強化と整備
- ・ごみ収集真空輸送システムの採用

●環境を大切にした生活文化の育成

- ・環境学習の推進
- ・環境ボランティアの育成・支援
- ・リサイクル社会に向けての広報・普及
- ・有効資源の回収事業等の充実

●震災廃棄物処理の推進

- ・震災廃棄物処理の推進

■健康づくりの推進

●スポーツ・レクリエーションの充実

- ・多様なスポーツ・レクリエーション機会の提供
- ・スポーツ団体の交流促進
- ・既存スポーツ・レクリエーション施設の復旧整備
- ・（仮称）総合スポーツセンターの整備

●保健・医療の充実

- ・健康づくりの普及・啓発
- ・保健・医療・福祉連携による地域の健康づくり
- ・休日救急医療の整備
- ・市立芦屋病院の医療機能の充実

■社会福祉の充実

●被災者の生活再建支援

- ・生活再建援護
- ・震災遺児激励金の支給
- ・ケア付き仮設住宅の運営

●高齢者の能力の活用

- ・高齢者の生きがいづくり支援

●社会福祉制度の充実

- ・保健・福祉・医療活動支援情報システムの検討
- ・在宅福祉生活圏の形成
- ・在宅サービスの充実支援
- ・地域の放送メディアの活用
- ・長寿社会福祉基金の充実
- ・心身障害者（児）歯科診療事業の検討
- ・重度障害者特別給付金制度の継続実施
- ・保育事業の実施

●社会福祉施設の充実

- ・被災福祉施設の早期開設支援
- ・（仮称）保健福祉総合センターの整備
- ・老人福祉センターの整備
- ・身体障害者福祉センターの整備
- ・高齢者のための社会福祉施設の拡充

●福祉インフラの改善

- ・高齢者や障害者が安心して暮せる都市環境の改善
- ・高齢者や障害者が暮らしやすい住宅の供給

●福祉ボランティアの育成

- ・ボランティアの育成・体制整備

■市民文化の復興

●市民の文化的資源となる住宅地景観の復興

- ・景観デザイン・ガイドラインの活用

●市民文化の復興

- ・文化・芸術活動の充実
- ・しそ森林王国との交流

●文化環境の整備

- ・文化施設の復興
- ・文化環境基盤となる景観軸の形成
- ・地域中心核における行政・文化・芸術機能の拡充

●国際交流活動の充実

- ・外国人への案内標示等の充実

- ・外国籍市民への支援と交流
- ・国際交流の充実
- ・国際交流センターの建設

■生涯学習の充実

●生涯学習推進体制の整備

- ・生涯学習の広報・普及
- ・生涯学習団体の連携・交流促進
- ・生涯学習ボランティアの育成

●生涯学習の支援

- ・生涯学習活動の多様化・高度化への対応
- ・コミュニティ・スクールの継続推進
- ・生涯学習センターの整備

●男女共生施策の充実

- ・女性センターの整備拡充と事業の充実
- ・女性センターを拠点とした市民団体の育成・支援

■学校教育の充実

●教育環境の整備

- ・学校施設の防災拠点化

●学校防災教育の充実

- ・学校防災組織体制の整備
- ・学校防災教育の推進

●学校・家庭・地域の連携強化

- ・学校を核とする生活圏の形成
- ・PTA活動の充実

■商業の復興

●商業の復興・活性化

- ・商業施設の早期開設支援
- ・商業の活性化支援
- ・商業施設の災害救援システムへの組み入れ

●生活文化を高める商業の振興

- ・複合機能による新たな生活文化の創造

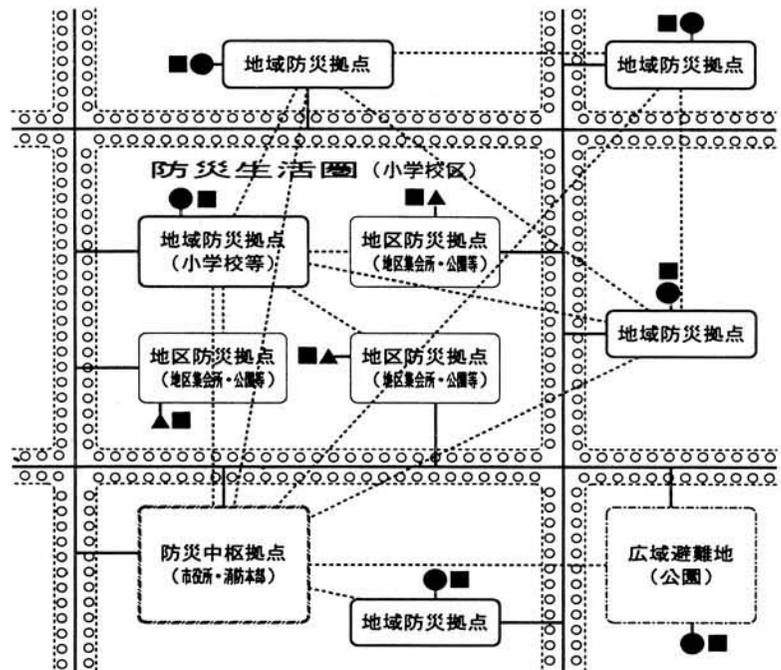
●都市型産業の誘致

- ・都市型産業の導入方策についての調査・研究・誘致

●就労の支援

- ・就労環境の実態把握
- ・再就職の支援

防災生活圏・防災拠点の整備イメージ



凡例

- ▨▨▨▨ 延焼遮断帯（防災緑地軸）
- ライフライン
- 情報・通信システムのネットワーク
- 耐震性飲料・消火兼用貯水槽
- ▲ 防火水槽
- 防災資機材倉庫

広報あしや
地震災害情報
<縮刷版>

※この情報紙は震災直後からの情報です。

問い合わせ先の電話番号などは、変更や閉鎖されている場合がありますので、ご了承ください。

被害状況

7.1.18.

17:40

1. 遺体 263体

2. 避難者 ~~者~~ 18,281人

3. 避難所 51ヶ所

4. 自衛隊応援 320人

5. 援助物資

パン ²⁹⁴²⁵~~34658~~ 食 (日赤、三田市、自衛隊、香芝^市 他)

毛布 10,700枚 (自衛隊、兵庫県)

カレー 17,958食 (日赤大阪、香芝市 他)

ホットボイル 1,592 (奈良日赤)

水 13.2トン (自衛隊 1トン×10台、西川町 1.6トン×2台)

缶詰ジュース 1,103ヶ (三田市)

6. 今後必要のもの

工カマ 300-

水
毛布
食糧 } 多数

7. 用意してあるもの

(1) 移動トイレ 20^台所 (精小、県立若原高校がうた) (今後、90台の予定)

(2) 衛生薬品、器具 県^会 依頼中

8. 仮設住宅

折衝中 (川西グラント、茨橋改施設) 用70確保

芦屋市災害対策本部から19日午前8時30分現在の状況をお知らせします。

1 災害の状況

(1) 全戸断水及びガスは止っています。

(2) 避難者は、20,840人です。

避難所は、各小・中学校をはじめ幼稚園及び地区集会所の51カ所を開設しています。

(3) 収容された遺体は、313体で体育館、青少年センター、警察署、警察学校、精道小学校、潮見中学校に安置致しております。

(4) 今後も被害は、増々事が予想されます。

2 災害発生からの対応

災害発生来、人命救助を第一に考えており、自衛隊の協力、県及び日本赤十字社、三田市など隣接市町をはじめ全国各市町から救援物資が届けられております。

3 今後の対応について

(1) 引き続き遺体の収容を集中的に行います。

(2) 食糧、水などの救援物資を避難所へ継続的に行います。

(3) 仮設住宅は、川西グランド、浜誘致施設に建設に向けて戸数など検討中です。

(4) 遺体の埋火葬については、火葬場の手配をしておりますので、しばらくお待ちいただきたいと存じます。

(4). 大分県別府市 企画部 ~~他~~ ^他 合計 21人

(5). 京都医大 医師 10人 . 看護婦 20人
(市民病院 . 伊藤病院 . 救護所 . 遺体検集)

(6). 日本救急学会 国際救急援護隊 医師 6人 . 看護婦 2人

(7). 芳屋医師会外 ボランティア 医師 6人

6. 救出 9班編成

2班 --- 自衛隊

7班 --- 消防本部 . 警察 . 市 .

7. 未確認情報

平田比町 邸内マニション

15時前後に救出 1人

被害状況

7. 1. 19

AM 8:30

1. 遺体 313 体

2. 避難者 20,840 人

3. 避難所 51ヶ所

4. 応援

(1). 東京消防庁 80人

(2). 水道関係者 20人

(3). 自衛隊 320人

5. 援助物資 (1月18日 17:40 以降)

(1) 食糧 7,050 (大阪府, 兵庫県, 夏如苑)

(2) 毛布 20,030枚 (自衛隊 - 西武百貨店, 大阪府)

(3) 衣類 69,433ヶ (香芝市, 柏原市, 御所市, 三田市)

(4) 食料・ボトル 20,220本 (生野市, 御所市, 門真市)

(5) 水 ~~10台~~ (サントリー, 大阪)

(6) 缶詰・ジュース 3,640 (兵庫県)

6. 仮設住宅

場所 - 川西グラウンド, 浸透致施設 用地確保

建設費 力 概 検証中

被害状況

平成7年1月19日15時現在

- 1 遺体 334 体
- 2 避難者 20,920 人
- 3 避難所 51 ヶ所
- 4 救護物資

内訳	数量	発送先
(1) バン	5,000	へき南市 熱海市議会、商組、
(2) 毛布	1,500	
(3) にぎり	3,500	
(4) 米		内真市
(5) 水	3トン ボトル 800箱	
(6) ジュース等		内真市
(7) タオル		
(8) 肌着等	200	兵庫県 八日市市
(9) 保存食(ラーメン等)		
(10) 携帯ラジオ等	800	
(11) その他	ラーメン 720 1,400	
合計		

- 5 応援

応援者	人数
(1) 東京消防庁	80
(2) 水道関係者	20
(3) 自衛隊	320
(4) 刈府市	21
(5) 京都医大	10
(6) 日本救急学会	8
(7) 医師会	6
(8)	
(9)	
(10)	
合計	

- 6 救出 9班編成
- 2班 自衛隊
- 7班 消防本部・警察・市

7 未確認情報

被災状況

平成7年1月20日12時現在

- 1 遺体 385 体
- 2 避難者 20,970 人
- 3 避難所 54 箇所 全壊家屋 356 戸
- 4 救護物資 負傷者 2,759 人

内訳	数量	発送先
(1) パン		
(2) 毛布		
(3) にぎり	12,000 枚	兵庫県
(4) 米		10.6 トン
(5) 水	10.6 トン 1.5ℓ入り 1,000 本	ハウス食料, アサヒビール, 西陽市
(6) ジュース等 (フルーツ等)	1,200	ハウス食料
(7) タオル		
(8) 肌着等		
(9) 保存食 (ラーメン等)		
(10) 携帯ラジオ等		
(11) その他 罹災者入所施設	40人分	大阪市 市民局
合計		

5 応援

応援者	人数
(1) 東京三消防庁	80 人
(2) 水道関係者	66 人 (30 団体)
(3) 自衛隊	820 人
(4) 別府市	21 人
(5) 京都医大	10 人
(6) 日本救急学会	5 人
(7) 医師会	6 人
(8) 地元のボランティア	8 人
(9) 姫路医師会	1 人
(10) 大津市	18 人 消防車 5 台
合計	1,088 人

9. 火葬対策 (本日の)

- (1) 京都市山科 花山火葬場
50 体予定、自衛隊ヘリコプター運送
 - (2) 大阪市
10 体予定 各市消防救急車で
 - (3) 四条坂市事務組合 飯盛火葬場
20 体予定 民間電柱葬で
1台カー先并
- ※ 12月12日 12:00 埋圧 約送は 0
 遺族との協力のお願いができています
- ※ 合計 80 体火葬の用意ができています。(相)

10 仮設仮所

避難所に設置 500 コ用意
現在 251 コ設置済

11. 広報活動

- (1) 食事は避難場所に入所者と付近の住民の分も取り合わせて用意、入用の方は避難所へ
- (2) 給水 → タンク車で市内の避難所と中心に行っている。
近隣各市、自衛隊の給水車 100 台引上げ稼働中。

- 6 救出 9 班編成
2 班 自衛隊
7 班 消防本部・警察・市

- 7 未確認情報 学校園
当分の間 臨時休業

8. 仮設住宅

1,000 戸 目標に建設準備
中央公園広場、総合スポーツセンター予定地
川西運動場と予定、早期着手の予定

芦屋市災害対策本部から

20日午前9時0分現在の状況をお知らせします。

1 災害の状況

- (1) 全戸断水及びガスは当分の間、復旧の見込みがありません。
- (2) 避難者は、20、470人です。
避難所は、各小・中学校を始め幼稚園及び地区集会所野51カ所を開設しています。
- (3) 収容された遺体は、378体で体育館・青少年センター、警察署、警察学校、精道小学校及び潮見中学校に安置されております。
- (4) 今後も被害は増えることが予想されます。

2 災害発生からの対応

- (1) 災害発生後、人命救助を第一に考えており、自衛隊の協力、日本赤十字社、県、隣接市町をはじめ全国市町から救援物資が届けられています。
- (2) 救護所を精道小学校北校舎に設置しております。

3 今後の対応について

- (1) 引き続き遺体の収容を集中的に行います。
- (2) 食料、水などの救援物資を避難所へ継続的に行います。
- (3) 遺体の埋火葬については、火葬場の手配をしておりますので、しばらくお待ち頂きたいと存じます。
- (4) 非常食及び飲料水は避難所でお配りしています。今のところ1日3回程度配送していますので、必要な方は近くの避難所まで取りに行ってください。
- (5) タンク車による給水は、朝・夕各小中学校をはじめ幼稚園及び地区集会所において行いますので、容器を持って行ってください。
- (6) 仮設住宅については、1、000戸を目標に準備しております。建設場所については、中央公園、浜スポーツセンター用地、川西グラウンドを予定しています。
- (7) 学校園は、当分の間、臨時休業します。
- (8) 仮設トイレは、500基を目標に、避難所に順次設置して行く予定にしています。

被害状況

平成7年1月20日 9時現在

- 1 遺体 378 体
- 2 避難者 20,470 人
- 3 避難所 54 箇所
- 4 救護物資

内訳

品名	数量	発送先
(1) パン	10,000 枚	三田市, 枚方市, 西脇市
(2) 毛布	6,000 枚	門真市 PTA
(3) にぎり	21,943 食	三田市, 西脇市, 門真市, 門真市 PTA, 真如苑
(4) 米		
(5) 水	144 トン	御所市, 五箇花町, アイズー, 西脇市, 園部町
(6) ジュース等	1,900 枚	三田市, 碧南市
(7) タオル		
(8) 肌着等	2,300 枚	三田市, 京都府
(9) 保存食(ラーメン等)	1,000 食	御所市
(10) 携帯ラジオ等		
(11) その他	傘, 靴, ジュース	碧南市, 西脇市

合計

5 応援

応援者	人数
(1) 東京消防庁	80 人
(2) 水道関係者	33団体 66人
(3) 自衛隊	220 人
(4) 別府市	21 人
(5) 京都医大	10 人
(6) 日本救急学会	8
(7) 医師会	6
(8) 地元のボランティア	8
(9) 姫路医師会	1
(10)	
合計	1,020 人

6 救出 9班編成

- 2班 自衛隊
- 7班 消防本部・警察・市

7 未登録情報 学校園

当分の間 一時休業

8. 仮設住宅

1,000戸を目標に準備

場所(予定) 中央公園, 渡スロー・センター用地, 川西プラント

9. 仮設トイレ

500基目標

場所は避難所に順次設置

芦屋市被害の状況

平成7年1月20日18時現在

1 災害の状況 (1/20 12:00発表に同じ)

- (1) 全戸断水及びガスは当分の間、復旧の見込みがありません。
- (2) 避難者 20,970人 避難所 54カ所
- (3) 収容遺体 385体
- (4) 全壊家屋 356戸 負傷者 2,759人

- (5) 東京消防庁をはじめ、自衛隊、京都医大、大津市などから約1,000人が救急活動をしています。
- (6) 姫路市医師会の協力を得て、芦屋市医師会は避難者の巡回診療を本日は、潮見中、精道中、岩園小、浜風小、潮見小、宮川小、体育館・青少年センター、大原集会所、小槌幼、海技大学、上宮川文化センター、川鉄体育館で行います。その他の避難所には、明日以降に巡回診療を行う予定です。
- (7) 食料、水などの救援物資を避難所へ継続的に行っている。
- (8) 非常食及び飲料水は避難所に配り、今のところ1日3回程度配送しています。
- (9) タンク車による給水は、小中学校をはじめ幼稚園及び地区集会所など23カ所において行います。
- (10) 仮設住宅については、1,000戸を目標に準備しております。建設場所については、中央公園、総合スポーツセンター予定地、川西グラウンドを予定しており、早期に着手する予定です。
- (11) 学校園は、当分の間、臨時休校します。
- (12) 仮設トイレは、500基を目標に、避難所に順次設置して行く予定で、現在251戸が設置済みです。

芦屋市被害の状況

平成7年1月21日9時現在

1 災害の状況ほか

- (1) 全戸断水及びガスは当分の間、復旧の見込みがありません。
- (2) 避難者 20,970人 避難所 54カ所
- (3) 収容遺体 393体
- (4) 全壊家屋 356戸 負傷者 2,759人
- (5) 救援物資《内 訳》
 - パン 12,000コ
 - 毛布 1,100枚
 - にぎり 38,226食 (発送者：県、但馬1市7町、宍粟郡一宮町他)
 - 水
 - 肌着等 2,000着 (京都府他)
 - 保存食 630ケース (日本タバコ産業、ハウス食品他)
 - その他 牛乳パック、缶詰、ジュース他
- (6) 芦屋市医師会は避難者の巡回診療を本日は、前田集会所、市民センター、津知公園、平田北ルアー芦屋、平田北アセット、前田町コープ寮、阪神国道事務所、図書館、で行います。その他の避難所には、千里と東京の医師が岩園小、三条小、西山幼、県立芦屋高、三田谷治療教育院で巡回診療を行う予定です。
- (7) 食料、水などの救援物資を避難所へ継続的に行っている。
- (8) 非常食及び飲料水は避難所に配り、今のところ1日3回程度配送しています。
- (9) タンク車による給水は、小中学校をはじめ幼稚園及び地区集会所など23カ所において行います。
- (10) 仮設住宅については、1,000戸を目標に準備しております。建設場所については、中央公園、総合スポーツセンター予定地、川西グラウンドを予定しており、早期に着手する予定です。
- (11) 学校園は、当分の間、臨時休校します。
- (12) 仮設トイレは、500基を目標に、避難所に順次設置して行く予定で、現在375コが設置済みです。

2 兵庫県「避難所緊急パトロール隊」の編成 20日に編成

パトロールの対象 芦屋市、神戸市、西宮市の避難所と避難住民

3 生活物資の放出について

避難所に避難されていない方々のために、全国各地からの救援物資の中から次の生活物資を放出します。

- とき 1月22日(日) 午後1時～3時
 - ところ ラポルテ東館東南、いかりスーパー店頭(岩園町)、大丸ピーコック芦屋南宮店、ダイエー芦屋店店頭
 - 品物 飲料水(ペットボトル1.5リットル)、乾電池、カップ味噌汁の3セット
- 各地で1,000～2,000セット

芦屋市被害の状況

平成7年1月21日15時現在

1 災害の状況ほか

- (1) 全戸断水及びガスは当分の間、復旧の見込みがありません。
- (2) 避難者 20,970人 避難所 54カ所
- (3) 収容遺体 393体
- (4) 全壊家屋 356戸 負傷者 2,759人
- (5) 食料、水などの救援物資を避難所へ継続的に行っている。
- (6) 非常食及び飲料水は避難所に配り、今のところ1日3回程度配送しています。
- (7) タンク車による給水は、小中学校をはじめ幼稚園及び地区集会所など23カ所において行います。
- (8) 仮設住宅については、1,000戸を目標に準備しております。建設場所については、中央公園、総合スポーツセンター予定地、川西グランドを予定しており、早期に着手する予定です。
- (9) 学校園は、当分の間、臨時休校します。
- (10) 仮設トイレは、500基を目標に、避難所に順次設置して行く予定で、現在375コが設置済みです。

2 応急診療について

- (1) 救護所を精道小学校北校舎に設置しております。
- (2) 精道中学校の保健室で1月28日(日)まで、午前9時から午後5時の間、応急診療所を開設しています。
(体制 医師 2名、看護婦 2名、事務 1名)
- (3) 芦屋市医師会は避難者の巡回診療を本日は、前田集会所、市民センター、津知公園、平田北ルーアール芦屋、平田北アセット、前田町コープ寮、阪神国道事務所、図書館、で行います。その他の避難所には、千里と東京の医師が岩園小、三条小西山幼、県立芦屋高、三田谷治療教育院で巡回診療を行う予定です。
- (4) 現在開業中の医院
芦屋病院、伊藤病院、筋師医院、京極小児科、ハザマ耳鼻科、林整形外科、上田内科、藤崎整形外科、鈴木小児科、河盛小児科、安東整形外科、永井小児科、大森医院、谷村医院
- (5) 歯科診療を一部の診療所で行います。
1月23日(月)から普通診療の出来るところ
シーサイド溝井、高田、多田羅、明石、楠瀬、増田、村岡、木下、有本、平嶋、花岡、土田、江見14診療所

3 水道について

応急水に並行して、復旧工事の検討をしています。新潟市、大阪府下、さらには自衛隊の応援など約50団体から140人の応援を得て、午前・午後にはわたり小・中学校の施設を中心に23カ所で行っています。

4 遺体の移送について

1月19日から主として県外、大阪府下の都市や京都に、自衛隊のヘリコプターを利用するなど移送を開始し、今までに60余体の移送を行いました。今後も移送手段の確約を図りながら、協力要請の出されている自治体に移送を続けます。

5 ごみの収集について

ごみの収集を始めました。(ごみの提出日は従来のとおり)

6 生活物資の放出について

避難所に避難されていない方々のために、全国各地からの救援物資の中から次の生活物資を放出します。

- | | |
|-----|---------------------------------------------------------|
| とき | 1月22日(日) 午後1時～3時 |
| ところ | ラポルテ東館東南、いかりスーパー店頭(岩園町)、大丸ピーコック芦屋南宮店、ダイエー芦屋店頭 |
| 品物 | 飲料水(ペットボトル1.5リットル)、乾電池、カップ味噌汁の3セット
各地で1,000～2,000セット |

芦屋市災害対策本部から

21日午後3時00分現在の状況をお知らせします。TEL 38-2099

1 災害の状況ほか

- (1) 全戸断水及びガスは当分の間、復旧の見込みがありません。
- (2) 避難者 20,970人 避難所 54カ所
- (3) 収容遺体 393体
- (4) 全壊家屋 356戸 負傷者 2,759人
- (5) 食料、水などの救援物資を避難所へ継続的に行っている。
- (6) 非常食及び飲料水は避難所に配り、今のところ1日3回程度配送しています。
- (7) タンク車による給水は、小中学校をはじめ幼稚園及び地区集会所など23カ所において行います。
- (8) 仮設住宅については、1,000戸を目標に準備しております。建設場所については、中央公園、総合スポーツセンター予定地、川西グラウンドを予定しており、早期に着手する予定です。
- (9) 学校園は、当分の間、臨時休校します。
- (10) 仮設トイレは、500基を目標に、避難所に順次設置して行く予定で、現在375コが設置済みです。

2 応急診療について

- (1) 救護所を精道小学校北校舎に設置しております。
- (2) 精道中学校の保健室で1月28日(日)まで、午前9時から午後5時の間、応急診療所を開設しています。
(体制 医師 2名、看護婦 2名、事務 1名)
- (3) 芦屋市医師会は避難者の巡回診療を本日は、前田集会所、市民センター、津知公園、平田北ルアー芦屋、平田北アセット、前田町コブ寮、阪神国道事務所、図書館、で行います。その他の避難所には、千里と東京の医師が岩園小、三条小西山幼、県立芦屋高、三田谷治療教育院で巡回診療を行う予定です。
- (4) 現在開業中の医院
芦屋病院、伊藤病院、筋師医院、京極小児科、ハザマ耳鼻科、林整形外科、上田内科、藤崎整形外科、鈴木小児科、河盛小児科、安東整形外科、永井小児科、大森医院、谷村医院
- (5) 歯科診療を一部の診療所で行います。
1月23日(月)から普通診療の出来るところ
シーサイド溝井、高田、多田羅、明石、楠瀬、増田、村岡、木下、有本、平嶋、花岡、土田、江見14診療所

3 水道について

応急水に並行して、復旧工事の検討をしています。新潟市、大阪府下、さらには自衛隊の応援など約50団体から140人の応援を得て、午前・午後にわたり小・中学校の施設を中心に23カ所で行っています。

4 遺体の移送について

1月19日から主として県外、大阪府下の都市や京都に、自衛隊のヘリコプターを利用するなど移送を開始し、今までに60余体の移送を行いました。今後も移送手段の確約を図りながら、協力要請の出されている自治体に移送を続けます。

5 ごみの収集について

ごみの収集を始めました。(ごみの提出日は従来のとおり)

6 生活物資の放出について

避難所に避難されていない方々のために、全国各地からの救援物資の中から次の生活物資を放出します。

- | | |
|-----|---------------------------------------------------------|
| とき | 1月22日(日) 午後1時～3時 |
| ところ | ラポルテ東館東南、いかりスーパー店頭(岩園町)、大丸ピーコック芦屋南宮店、ダイエー芦屋店頭 |
| 品物 | 飲料水(ペットボトル1.5リットル)、乾電池、カップ味噌汁の3セット
各地で1,000～2,000セット |

芦屋市被害の状況

平成7年1月22日9時現在

1 災害の状況ほか

- (1) 避難者 19,265人 避難所 52カ所
- (2) 収容遺体 394体
- (3) 全壊家屋 356戸 負傷者 2,759人

2 水道について

応急給水に並行して、復旧工事の検討をしています。他府県市町及び自衛隊の応援など約50団体から約150人の応援を得て、午前・午後にわたり小・中学校の施設中心の23カ所及び六麓荘町、三条町で行います。

3 その他

- (1) 阪急バス（市内）は、道路事情が悪いためすべて当分の間運休。
- (2) 市内の電気は復旧しているが、今朝5時頃、岩園・東芦屋・公光町など西部地域で、約1時間停電したがその後復旧した。
- (3) ガスについては、全力をあげて点検作業をしているが、復旧には時間がかかる。
- (4) 仮設トイレは、500基を目標に、避難所に順次設置しており、現在432設置済みです。
- (5) 学校園は、当分の間、臨時休校します。
- (6) 防水幼ビニールシートを昨日小中学校で約1,400枚、今日10時30分頃から約1,500枚配布。なお支援物資により追加配布予定。

1 災害の状況

- (1) 避難者数 16,134人 避難所 54カ所
- (2) 収容遺体(死者数) 394体
- (3) 全壊家屋 356戸 負傷者数 2,759人

2. 兵庫県救護対策現地本部の開設

- (1) 場所 芦屋公園(松浜町)北端部 大型テント3張(24m²×3)
- (2) 開設 23日中 (22日夜設置)
- (3) 業務内容 救急の要望、相談
医療相談、医療 (ドクター1人、ナース2人)
医療パトロール

3. 被害状況点検と対応

- (1) 市内の道路点検は、22日から終了。市内の5合の3(850ha)を^約済ませ、
残った通行障害物の除去はこれから地域で自己解決を実施中
- (2) 工務班として8班編成で点検と応急処理を行っている。
- (3) 自行隊も同班8班編成で展開。
- (4) 点検は本日で終了し、以後は応急処理に全力を投入

4. 水道の本管通水テスト

本日午前中、奥山浄水場から芦屋病院までの山手町、朝日丘町、山麓線の
本管の通水テストを行う。 1300m

5 昨日の雨天対策について

- (1) 昨日の雨量 8mm
- (2) 配布シート累計 4,500枚

6 医療活動 22日の結果

	巡回チーム (26カ所) 延 28人	橋小	橋中	計
医師		7人	9人	44人
患者数	267人	150人	101人	518人

1月23日(月)15時現在

1 仮設住宅の申し込み

- (1) 申込用紙の配布 1月24日(火)に各避難所で
- (2) 申込期間と方法 1月25日(水)～29日(日)の午前9時30分～午後4時30分に、松浜町4番芦屋庭球場で
申込多数のときは抽選で入居者を決定(先着順ではありません)
- (3) 抽選会の実施 1月31日(火)午前10時から、受け付け場所と同じ庭球場で
- (4) 応募資格など 芦屋市民のかた。芦屋市関係・兵庫県・公団のうちいずれか1世帯1戸。入居期間はいずれも1年以内
- (5) 仮設住宅戸数 応急仮設住宅 約900戸 既成市営住宅空き家 約10戸
県営住宅空き家 約30戸 住宅都市整備公団住宅 約230戸

2 開設している窓口 23日(月)から、り災証明を下記の通り発行しています。

また市役所では、現在下記の業務の窓口を下記の通り開設しています。

- (1) 業務内容 ①市民課 死亡届
②福祉事務所 り災証明(災害を被ったという証明になるもの)
③税務課 原付証明 ただし24日(火)以降
- (2) 場所・時間 いずれも芦屋市役所南館経済課内(南玄関入って向かって左側の部屋) 午前9時～午後9時

3 医療関係

- (1) 巡回診察 市内54カ所の避難所では、芦屋市医師会が巡回診察をおこなっています
- (2) 24時間診療 ~~精道中学校~~・精道小学校では24時間体制で診療を実施しています
- (3) 県救護対策本部 1月23日(月)から芦屋公園(松浜町)北端部のテント内で救急の要望、医療相談などに応じています
- (4) 開業中の病院 芦屋市立病院(朝日ヶ丘町 31-2156) 伊藤病院(大原町 22-4040)
筋師医院(岩園町 23-0627) 京極小児科(楠町 31-2735)
ハザマ耳鼻科病院(茶屋ノ町 22-3688) 林整形外科医院(高浜町 32-8880)
上田内科(朝日ヶ丘町 34-1878) 藤崎整形外科(船戸町 38-0107)
鈴木小児科(高浜町 34-0766) 河盛小児科(竹園町 34-6321)
安東整形外科(春日町 32-1660) 永井小児科(春日町 32-8165)
大森医院(浜風町 32-3997)

4 ごみの収集

- (1) 芦屋浜団地以外のかた
1月23日(月)以降、通常の決められた曜日に出してください。遅れることも予想されますが、ご了承願います。
- (2) 芦屋浜団地の住民のかた
ごみ収集パイプラインシステムに甚大な被害を被り、現在復旧のめどがたっていません。1月30日から、下記のように車両収集を開始しますので、ご協力ください。
- ①収集日(曜日) 宮川から西の地区 月・水・金曜日
宮川から東の地区 火・木・土曜日
- ②ステーション 低層地区 投入口周辺
高層地区 大型ごみステーション周辺
- ③ごみの種類 従来パイプラインに投入していたもののみ。それ以外のごみは従来通り
- (3) 問い合わせ 芦屋市環境部環境施設課(電話32-5391)

5 水道の状況

通水テストの結果、奥池地区は良好でしたので、給水を開始しています。奥山浄水場から市立芦屋病院までの本管の通水テストについては、漏水や崖くずれなどの影響で現在別ルートを調査中、今日中に調査を終える予定です。
以後、順次このような方法で、通水テストと応急処置を繰り返します。

6 学校関係

- (1) 市立芦屋高等学校 安否確認のため、1月25日(水)に臨時登校してください。
- (2) 市立幼稚園、小・中学校 当分の間臨時休校となっています。
- (3) 市立保育所 順次開所の方向で検討中です。

芦屋市災害対策本部からのお知らせ

このお知らせは1日に2回程度、市役所および各避難所で、配布または掲示します

TEL 0797-38-2099

1 災害の状況 (1月23日現在)

- (1) 避難者数 16,134人 (2) 避難所 54カ所 (3) 収容遺体 394体
 (4) 全壊家屋 356戸 (5) 負傷者数 2,759人

2 仮設住宅の申し込み

- (1) 申込用紙 1月24日(火)に各避難所で配布
 (2) 申込期間 1月25日(水)～29日(日)の午前9時30分～午後4時30分
 (3) 申込場所 芦屋庭球場(松浜町4番) *申込多数のときは抽選で決定(先着順ではありません)
 (3) 抽選会 1月31日(火)午前10時から、受け付け場所と同じ庭球場で
 (4) 応募資格 芦屋市民のかた。芦屋市関係・兵庫県・公団のうち1世帯1戸。入居期間は1年以内

3 り災証明の発行 1月23日(月)から、り災証明を下記の通り発行しています。

- (1) 場 所 芦屋市役所南館経済課内(南玄関を入り向かって左側)福祉事務所
 (2) 時 間 午前9時～午後9時

4 携帯ガスコンロとボンベの配布

各避難所において、携帯ガスコンロとボンベをお配りしています。ご希望のかたは避難所でお申し出ください。なお、火気の取り扱いには十分にご注意ください。

5 住宅の倒壊について

- (1) 住宅の調査・確認パトロールを24時間体制で受け付けています。
 問い合わせ 阪神県民局都市住宅担当 0798-33-9810～12
 (2) 倒壊・危険家屋について
 個人の敷地内での、倒壊家屋または倒壊の恐れのある家屋の処理については、県または市で行うことはできません。各個人での対応をお願いします。

6 医療関係

- (1) 巡回診察 市内の全ての避難所では、芦屋市医師会が巡回診察をおこなっています
 (2) 24時間診療 精道小学校では24時間体制で診療を実施しています
 (3) 県救護対策本部 23日(月)から芦屋公園北端部で救急の要望、医療相談などに応じています
 (4) 開業中の医院

医 科			歯 科		
芦屋市民病院	朝日ヶ丘町	31-2156	芦屋市民病院	朝日ヶ丘町	31-2156
伊藤病院	大原町	22-4040	明石歯科	公光町	31-1560
筋師医院	岩園町	23-0627	有本歯科	春日町	31-1087
京極小児科	楠町	31-2735	小野歯科浜風	浜風町	23-6474
ハザマ耳鼻科	茶屋之町	22-3688	楠瀬歯科	山手町	23-0555
林整形外科	高浜町	32-8880	高田歯科	浜町	31-2229
上田内科	朝日ヶ丘町	34-1878	多田羅歯科	東芦屋町	32-1913
藤崎整形外科	船戸町	38-0107	増田歯科	親王塚町	22-5359
鈴木小児科	高浜町	34-0766	村岡歯科	東山町	34-6430
河盛小児科	竹園町	34-6321	シーサイド溝井	高浜町	32-1008
安東整形外科	春日町	32-1660	錦歯科	浜町	23-6439
永井小児科	春日町	32-8165	岡歯科	大原町	22-0139
大森医院	浜風町	32-3997	上住歯科	宮塚町	34-1560
			岸田歯科	山手町	22-1723

芦屋市災害対策本部からのお知らせ

このお知らせは1日に2回程度、市役所および各避難所で配布または掲示します

TEL ● 0797-38-2099

1 窓口情報

現在取り扱っている業務は下記のとおりです。

- (1) 業務内容
 - ① 市民課 死亡届
 - ② 福祉事務所 災証明
 - ③ 原付登録 原付登録
- (2) 場 所 芦屋市役所南館経済課内
(南玄関入り、向かって左側)
- (3) 時 間 午前9時～午後9時

災害の状況 (1月24日12時現在)

- 避難者数 14134人
- 避難所数 53カ所 ● 収容遺体 394体
- 全壊家屋 360戸・半壊家屋 363戸
(現在引き続き調査中)
- 負傷者数 2759人

2 鎌倉市で被災者の受け入れ

- (1) 内 容 約1カ月の間のホームステイ
- (2) 対 象 鎌倉市に滞在できるかた
- (3) 学校関係 児童・生徒は鎌倉市内の小・中学校へ通学
- (4) 受入人数 約100人
- (4) 費 用 無料。ほかに食事代として鎌倉市から1人1日1000円が支給されます。
また交通費も鎌倉市が負担します。
- (5) 必要書類 災証明書
- (6) 申込方法 午前8時30分～午後7時に神奈川県鎌倉市福祉総務課
電話0467-23-3000 内線365

3 外国人専用臨時電話の設置

災害を受けた外国人のかたを対象に、専用電話を開設しています。内容は情報提供と相談です。
電話番号は0797-38-2008です。

4 避難勧告および避難事前通知

- (1) 避難勧告 芦屋山手町アーバンライフ (山手町12) <1月21日>
- (2) 避難事前通知 芦屋グランドハイツ (山手町14-8)
朝日ヶ丘市住A-2棟 (朝日ヶ丘町13-20)
朝日ヶ丘レックスマンション1号棟 (朝日ヶ丘町7-15)
ウィング今井 (山手町2-32)

5 被災家屋の使用についての問い合わせ

- (1) 個人住宅 建築士事務所協会阪神支部 電話06-422-7698
- (2) マンション等の共同住宅 阪神県民局阪神建築事務所 電話0798-23-7788

道路の整備状況 自衛隊による道路確保作業

作業内容

公道に倒れた塀や、門柱などを路肩に片づけ、人や車の通行を確保しています。
家屋が道路上に倒壊している場合は、所有者に連絡がつけば撤去し、連絡がつかない場合も、最低人の通行を確保してまいります。ただし交通の重大な障害になっている場合撤去することもあります。

作業区域

- 24日中に作業が完了する区域
国道43号以北～阪急以南の区域
- 25日以降に作業を行う区域
国道43号以南および阪急以北の区域

1月24日12時から 朝日ヶ丘幼稚園庭に 臨時給水所を開設

水道の復旧状況

調査と破損個所の修理を繰り返しながら、進めています。現在の状況は

- ① 23日に引き続き、奥山浄水場から山ろく線を東へ、一部崖崩れを仮管でこえて工事中。
- ② 朝日ヶ丘町コート芦屋の西から南へ下り、朝日ヶ丘幼稚園までが通水可能となる。これを受けて、24日12時から朝日ヶ丘幼稚園に24時間の臨時給水所を開設。これは正式通水による飲水可能な水。
(朝日ヶ丘町約2000世帯、5000人)
- ③ 岩園町の第2中区配水池から南へ、大原町へ向けて本管状況調査中。

芦屋市災害対策本部からのお知らせ

このお知らせは1日に1回、市役所および各避難所で配布または掲示します

TEL ● 0797-38-2099

1 仮設共同浴場の設置

(1) 精道小学校校庭

規模 2m×3mの浴槽2槽(男女別)
脱衣・待合室等を含めテント張
呉川町の温泉の湯を利用

開始 1月27日(金)から

時間 午前10時～午後10時予定

(2) 呉川町保健福祉総合センター建設予定地

規模 プレハブ建築
2人用ユニットバス33基
20人用1基
湧出する温泉を利用

開始 2月始めを予定。利用時間未定

(3) 芦屋カンツリークラブ浴室を一般開放

日時 1月25日(水)から毎日午前10時～午後3時。1日300人程度利用可能

方法 入浴整理券を芦屋市商工会事務所(公光町)で、毎日午前9時から午後2時まで発行。
利用者は各自でカンツリークラブへ。

窓口情報

- (1) 業務内容
- | | |
|---------|---------|
| ①市民課 | 死亡届 |
| ②福祉部総務課 | り災証明 |
| ③福祉課 | 相談窓口 |
| | 障害福祉 |
| | 保護・母子福祉 |
| ④高年福祉課 | 相談窓口 |
| ⑤税務管理課 | 原付登録 |
- (2) 場所 芦屋市役所南館経済課内
(南玄関入り、向かって左側)
- (3) 時間 日～土、午前9時～午後9時

2 応急仮設住宅の戸数の追加

すでにお知らせしていた住宅数に、大阪府営住宅40戸、大阪市営住宅10戸が追加されました。住宅都市整備公団と同じ枠内で受付をします。追加の住宅を希望のかたは(3)を選んでください。

3 一般家庭の廃材処理について

個人の敷地のなかにある倒壊家屋等の処理にともなう廃材の処分は、基本的には個人の責任で対応してください。現段階では市役所では対応していません。

なお廃材の処分についてお困りのかたには、廃棄物の収集・運搬の許可のある業者、あるいは工事のできる業者を紹介します(左下表)。内容についてはそれぞれでご確認ください。

業者名	電話番号
大栄サービス	0798-47-7626
泉興産	06-418-0150
ミドリ興産	0727-78-0671
マルキン興業	0727-70-3250
神井建設工業	0797-31-0641
西本建設	0797-32-7700
大川興業	0797-22-4287
永瀬建設工務店	0797-31-1644
池本健建設	0797-31-3203
岸田建設	0797-22-4200
功建設	0797-31-9833
越智工務店	0797-31-4161
相互建設工業	0797-22-6885
長野建設	0797-22-5389
柳土木	0797-31-6366
伸管興業	0797-22-2160
小南	0797-31-6694
植芳	0797-22-2243
植福	0797-32-8685
松浦造園土木	0797-31-6794

4 市立保育所からのお知らせ

市立保育所にお子さんを通わせているご家庭のかたは、安否と連絡先を知らせてください。

精道保育所	32-0510
打出保育所	22-5725
大東保育所	22-0089
岩園保育所	31-0335
緑保育所	34-0715
新浜保育所	32-0410

5 障害者支援センターを開設

兵庫県社会福祉協議会が障害者支援センターを開設しました。内容は相談や施設入所のあっせん等です。

電話番号 078-241-3186
FAX 078-241-3159

地震災害情報

【平成7年1月24日午後2時現在】

平成7年1月25日 発行



芦屋市災害対策本部
連絡先 ☎0797-38-2099

このお知らせは1日に1回、市役所及び各避難所で、配布または掲示します。

災害の状況（1月25日12時現在）

- 避難者数 12201人
- 避難所数 54カ所
- 収容遺体 395体
- 全壊家屋 360戸・半壊家屋 363戸（現在引き続き調査中）
- 負傷者数 2759人

1. 仮設住宅の申し込み

- (1) 申込期間と方法 ～29日（日）の午前9時30分～午後4時30分に、松浜町4番芦屋庭球場で申込多数のときは抽選で入居者を決定（先着順ではありません）
- (2) 抽選会の実施 1月31日（火）午前10時から、受け付け場所と同じ庭球場で
- (3) 応募資格など 芦屋市民のかた。芦屋市関係・兵庫県・公団のうちいずれか1世帯1戸。
入居期間はいずれも1年以内
- (4) 仮設住宅戸数 応急仮設住宅 約900戸 既成市営住宅空き家 約10戸
県営住宅空き家 約30戸 住宅都市整備公団住宅 約230戸
大阪府営住宅 約40戸 大阪市営住宅 約10戸

Q. 申し込みのできるのは・・・？

A. 応募は一世帯1名に限る

Q. 被災時に市外に住んでいたが申し込みないか・・・？

A. 芦屋市内に限定しておりますので、できません。各市同じような対応をしていますので恐れ入りますがお住まいの市や区役所でお問い合わせをお願いします。

Q. 使用料はかかるのですか・・・？

A. 家賃・敷金は全額免除となり、無料となります。ただし、共益費が必要となることがあります。

Q. 使用できる期間はいつまでか・・・？

A. 入居時から1ヶ年以内となります。緊急に用意させていただく仮設住宅ですのでご理解をお願いします。

Q. 市内に住んでいる外国人や住民票は他市にあるが、生活は芦屋で住宅もあるものは申し込めるか・・・？

A. 申し込んでいただけます。

Q. 避難勧告の住宅（市営住宅を含む）は申し込めるのか・・・？

A. 申し込めます。

Q. 市営応急仮設住宅はどのぐらいの広さか・・・？

A. 標準応急仮設住宅の面積は26㎡、間取りは和室6帖と和室4.5帖と台所と便所・風呂が付いています。

Q. 応募戸数以上の申込があればどうするのか・・・？

A. 1月31日（火）午前10時から受付場所と同じ場所で抽選で決めます。

Q. 抽選結果はいつわかるのか・・・？

A. 市内の各小・中学校の避難所と芦屋庭球場に提示します。
抽選当落の電話問い合わせについては災害対策等に支障をきたしますので絶対にしないでください。

Q. 当日抽選日にこれない場合は・・・？

A. 抽選会に参加されなくても、当落に影響しません。

Q. いつ入居できるのか・・・？

A. できるだけ早く入居できるように建設に取りかかっていますが、入居可能となり次第ご連絡しますのでお待ち願います。それまでは電話の問い合わせは恐れ入りますがご遠慮願います。

Q. その他の住宅斡旋は・・・？

A. 岡山、和歌山、広島、香川、新潟各県住宅入居可能ですので案内板をご覧ください。希望者は申し出てください。

【注意説明事項】

- * 入居開始時から2週間を過ぎても入居されないときは、入居を辞退したもとして次の順番の人に斡旋します。
- * 連絡先が変更になった時は必ず市役所に連絡してください。

住宅課からのお願い

仮設住宅の申し込みを、25日から受け付けておりますが、たいへん混雑しております。先着順ではありませんので、29日までの間に適当に日をずらしてお申し込みください。

2. 仮設共同浴場の設置

(1) 精道小学校校庭

規模 2m×3mの浴槽2槽(男女別)
脱衣・待合室等を含めテント張
呉川町の温泉の湯を利用
開始 1月27日(金)から
時間 午前10時～午後10時予定

(2) 呉川町保健福祉総合センター建設予定地

規模 プレハブ建築
2人用ユニットバス33基
20人用1基
湧出する温泉を利用
開始 2月始めを予定。利用時間未定

(3) 芦屋カンツリークラブ浴室を一般開放

日時 1月25日(水)から毎日午前10時～午後3時。1日300人程度利用可能
方法 入浴整理券を芦屋市商工会事務所(公光町)で、毎日午前9時から午後2時まで発行。
利用者は各自でカンツリークラブへ。

3. 生活用水について

洗面、洗濯などの生活用水を、兵庫県企業庁が建設業協会の協力を得て、芦屋市に配水をはじめた。1月24日深夜から、50トンの水を県立芦屋高校のプールへ配水した。

今後の配水場所については、わかり次第お知らせします。

(ミキサー車(5t)10台で兵庫県社町から搬送)

4. 被災家屋の使用についての問い合わせ

- (1) 個人住宅 建築士事務所協会阪神支部 電話06-422-7698
- (2) マンション等の共同住宅 阪神県民局阪神建築事務所 電話0798-23-7788

5. 道路の整備状況

自衛隊による道路確保作業

作業内容

公道に倒れた塀や、門柱などを路肩に片づけ、人や車の通行を確保しています。

家屋が道路上に倒壊している場合は、所有者に連絡がつけば撤去し、連絡がつかない場合も、最低人の通行を確保していきます。ただし交通の重大な障害になっている場合撤去することもあります。

作業区域

25日までに作業が完了した地域

- ① 防潮堤線以北～阪急以南の地域
- ② 阪急以北で芦屋川以西の地域
- ③ 阪急以北で宮川以東の地域

6. 山崎町 養護老人ホーム短期入所について

- (1) 対象 65歳以上で、家屋崩壊等により、当分自宅での居住が見込めない方
- (2) 入所期間 1～3か月
- (3) 定員 20名
- (4) 受付場所 ①市役所南館1階
②芦屋ハートフル福祉公社(浜芦屋町)
- (5) 申込期限 1月29日(日) 午後8時まで
- (6) 出発予定 2月1日 午後1時30分(集合は午後1時)
- (7) 集合場所 芦屋ハートフル福祉公社(浜芦屋町)
- (8) 問い合わせ 芦屋ハートフル福祉公社 38-3122

窓口情報

- (1) 業務内容 ①市民課 死亡届
②福祉部総務課 り災証明
③福祉課 相談窓口
 (障害福祉
 保護・母子福祉)
④高年福祉課 相談窓口
⑤税務管理課 原付登録
- (2) 場所 芦屋市役所南館経済課内
(南玄関入り、向かって左側)
- (3) 時間 日～土、午前9時～午後9時

災害の状況（1月26日12時現在）

- 避難者数12231人
- 避難所数56カ所
- 収容遺体395体
- 全壊家屋360戸・半壊家屋363戸（現在引き続き調査中）
- 負傷者数2759人

1. 芦屋市立幼稚園について

開園にむけて努力していますが、今しばらくお待ちください。2月1日の新入園児説明会は延期します。決定次第連絡します。

芦屋市教育委員会

2. 水道復旧状況（平成7年1月25日 15時現在）

- ・給水率 4% 復旧延長 6.7km
- ・給水世帯 約1,300世帯
- ・各戸給水開始区域 山手町 一部
朝日ヶ丘町 一部
東芦屋町 一部
- ・臨時給水所増設 朝日ヶ丘小学校
山手小学校

3. 住宅の危険度判定調査の実施について

住まいの安全性を知っていただくため、市内の建物のうち共同住宅・長屋住宅（店舗共用含む）を対象に応急危険度判定を1月25日（水）の午後より始めます。

これは兵庫県・芦屋市の両対策本部よりの要請で建築の専門家で構成した調査チームが市内の上記建物を対象に調査します。建物の被害の程度に応じて「危険（赤色）」、「要注意（黄色）」、「調査済（緑色）」の表示を建物に掲示してまいります。法的な拘束力はありませんが、建物の危険度の目安としてご利用下さい。

なお、問い合わせ先は、次のとおりです。

兵庫県阪神県民局	TEL 0798-34-1962
	1967
	1968
芦屋市災害対策本部	TEL 0797-31-2121
	内線2171、2102

なお、一戸建住宅についての問い合わせは、従来どおり

建築士事務所協会 阪神支部
TEL 06-422-7698 でお願います。

前田町・業平町・川西町・公光町・大榎町・茶屋之町・打出小槌町一部・平田北町・精道町・宮川町・若宮町

以上のエリアを調査。対象30棟のうち21棟を調査し、要注意1カ所、危険8カ所の判定結果が出ました。（25日現在） 建設班

4. 兵庫県南部地震中小企業総合相談所の開設について

被災事業者の事業再開等に関する各種相談に総合的かつ機動的に対応するため、国、県、市町、商工会議所等関係団体が一体となって、「兵庫県南部地震中小企業総合相談所」を開設する。

- (1) 目的：災害復旧に関する各種相談に総合的かつ機動的に対応するため、常設相談所を開設する。
- (2) 業務内容：①当面の事業再開に関する相談（金融、保険、従業員対策、受発注等）
②今後の事業計画、経営計画に関する相談
- (3) 場所：神戸地域 神戸市産業振興センター（6階）
神戸市中央区東川崎町1-8-4 078-360-3211
阪神地域 西宮商工会議所
西宮市榑塚町2-20 0798-33-1131
淡路地域 津名町商工会館
津名町志筑新島5-2 0799-62-0243
- (4) 体制：通産省（中小企業庁、近畿通産局）、兵庫県、神戸市等市町、政府系3金融機関、中小企業事業団、中小企業振興公社、商工会議所・商工会、中小企業団体中央会、信用保証協会、火災共済協同組合等の職員を配置する。
- (5) 開設期間：1月25日（本格開設）から当分の間（1月22日から一部緊急対応中）
- (6) 開設時間：10:00～17:00（土曜、日曜も開設）
- (7) その他：状況に応じて、適宜、巡回相談を実施する。

5. 避難所・救護所巡回医療

- ・市内の全ての避難所では、芦屋市医師会が巡回診察を行っています。(24日までの患者数 計4488人)
- ・精道中学校、精道小学校、県立芦屋高校、岩園小学校、芦屋公園には、固定の救護所が設けられています。(24日までの患者数 計3201人)

6. 阪急バス一部運行を開始

鉄道の一部復旧にあわせ、阪急バスも路線を変更して一部運行を開始しました。

運行経路：

- ①岩ヶ平・苦楽園方面↔JR芦屋駅南口
- ②市民病院・朝日ヶ丘町方面↔JR芦屋駅南口
- ③芦屋浜営業所←(阪神打出駅経由)→JR芦屋駅南口

運行時間：1時間に3本程度

7. 精神科救護者の設置

芦屋保健所では、精神科医、臨床心理士などによる相談を行う「精神科救護所」を開設しています。

日時 1月26日から開設 午前9時～午後5時

場所 兵庫県芦屋保健所(公光町1-23 ☎0797-32-0707)

8. 船舶による避難所の希望者を募集

フェリーによる避難所を開設します。申込者多数の場合は抽選。

- (1) 対象者：①芦屋市民の方
②65歳以上の方で、身の廻りの世話がご自分でできる方とその家族
- (2) 募集人員：300人
- (3) 申込方法：各避難所に配布している「申込書」に必要事項を記入のうえ、下記の申込場所へ申し込んで下さい。
申し込みは、世帯ごとにしてください。
- (4) 申込日時(受付日時)：1月28日(土) 午前9時～午後5時
- (5) 申込場所(受付場所)：精道小学校(精道町)、1階東側(運動場北側校舎)
- (6) 抽選日時・会場：1月28日(土) 午後5時30分。上記と同じ場所
- (7) 発表表(各自への通知はしない)：発表は抽選後直ちに行いますが、各避難所への提示は1月29日(日)になります。
- (8) 乗船場所：尼崎・西宮・芦屋港(尼崎市東海岸町 岸壁)
- (9) 乗船開始月日：1月31日(火)
市内で集合のうえ、港までバスで送ります。
集合場所、集合時間は発表時にお知らせします。
- (10) 避難期間：1月31日(火)～2月28日(火)まで
- (11) 費用：食事代のみ各自負担していただきます。

9. 道路整備状況

自衛隊による道路確保作業

自衛隊の協力による道路の交通確保作業は、主要道路については本日(26日)で完了する予定です。明日からは第2段階として、第1次作業で残った生活道路を中心に作業を続けます。作業内容は第1次作業と同じく次のとおりです。

- ・道路に倒れた柵や門柱等を路肩などにかたづけ、人や車の通行を確保します。
- ・家屋が道路上に倒れている場合は、所有者に連絡がつけば撤去しますが、出来ない場合は最低限人の通行は確保するように努めます。ただし交通の重大な障害になっている場合には、撤去することもあります。

建設班 H. 7. 1. 26

10. 精道小学校仮設浴場について

日時：1月27日(金) から開始 初日 午前10時～午後9時 2日目以降 午前11時～午後9時

受付：精小東門で整理券を配布(2日目以降予約可)

車での来場はご遠慮ください。

窓口情報

芦屋浜市民サービスコーナーで、市民課で発行している各種証明書
を発行します。

【芦屋浜市民サービスコーナー】

- (1) 業務内容：市役所市民課で発行している各種証明書
(ただし、災害日以降に異動(死亡など)のあった方については、発行できない場合があります。)
 - ・住民票の写し
 - ・住民票掲載事項証明書
 - ・戸籍謄抄本
 - ・戸籍の附票
 - ・年金現況届
 - ・印鑑登録証明書
 - ・外国人登録済証明書
- (2) 場所：芦屋市高浜町7番2号 芦屋浜センタービル3階
0797-23-6636
- (3) 時間：月～金、午前9時～午後5時15分
※市役所市民課では(戸籍謄抄本のみ可)、ラポル
ナ市民サービスコーナーでは、まだ、取り扱いが
できませんので、ご注意ください。

【市役所】

- (1) 業務内容：①市民課 死亡届
②福祉部総務課 り災証明
③福祉課 相談窓口
(障害福祉
保護・母子福祉)
④老年福祉課 相談窓口
⑤税務管理課 原付登録
- (2) 場所：芦屋市役所南館経済課内(南玄関入り、向かって
左側)
- (3) 時間：日～土、午前9時～午後9時

災害の状況（1月27日12時現在）

- 避難者数9843人
- 避難所数55カ所
- 収容遺体395体
- 全壊家屋360戸・半壊家屋363戸（現在引き続き調査中）
- 負傷者数2759人

1. 保育所入所措置更新・新規入所申請について

提出期限は1月23日までとなっていますが、災害のため、期限を延長しております。
提出書類が全てそろわない場合には、申請書・家庭状況報告書等だけでも先に提出してください。
事後に必要な書類を提出していただきます。
提出先：南館地下1階 受付（経済課）

保健福祉部保育課

2. 水道復旧状況（平成7年1月26日 16時現在）

- ・給水率 12.5% 復旧延長 23.0km
- ・給水可能戸数 約4,100世帯
- ・各戸給水開始区域 奥池全域
奥山一部
山手町 一部
朝日ヶ丘町 一部
東芦屋町 一部
- ・臨時給水所増設（24時間可能）
朝日ヶ丘小学校
朝日ヶ丘幼稚園
山手小学校

3. 兵庫県香住町からの小学生受け入れについて

このたびの大震災で学校に通えない芦屋市の小学生を受け入れたいとの温かい申し出をいただきました。

1. 受け入れ先：香住町の67の小学校
2. 人数：およそ80人
3. 期間：2月中
4. 内容：ボランティア家庭でホームステイし、学校に通う
5. 費用：無料
6. 申し込み：2月2日までに各市内小学校へ
問い合わせ

芦屋市教育委員会

4. 住宅金融公庫災害復興住宅融資

住宅金融公庫では、被災者の方々に対して、次のような融資を行っています。

- (1) 建設資金：住宅に5割以上の被害を受けた方。
融資額は木造住宅で1020万円。金利は4.15%
3年以内の元金据置可能。その期間の金利は3%
- (2) 補修資金：10万円以上の被害を受けた方。
融資額は木造住宅で550万円。金利は4.15%
1年以内の元金据置可能。その期間の金利は3%

詳しくは、住宅金融公庫大阪支店サービス相談室☎06-281-9290までお問い合わせください。

また、現在返済中のかたは、被災の程度に応じて返済方法の変更を行うことができます。返済中の金融機関にお申し出ください。

5. 生活福祉資金（災害援護資金）の特別貸付

- 貸付額：10万円（保証人1人必要）
返済：据置期間1年経過後4年以内に返済。利率年3%
申し込み：1月27日から（午前10時～午後5時）
社会福祉協議会（福祉会館2階受付カウンター）へ
必要な物：印鑑（借受人・保証人とも）、身分を証明する書類（身分証明書・運転免許証・健康保健証など）を持参
問い合わせ：社会福祉協議会 0797-32-7530

6. アレルギー食品の配布

愛知県アレルギー友の会よりアレルギー食品が28日（土）に届きますので、必要な方は保健センターまで取りに来てください。
問い合わせ：保健センター 0797-31-1586

7. 浴場設置のお知らせ

1月27日より仮設共同浴場を設置しています。

- 浴場設置場所：精道小学校校庭
受付場所：同上 東正門入口
入浴時間：11時～21時
入浴所要時間制限：男性20分 女性30分
浴槽設備：男性用1基 女性用1基
利用数：1基当り60名
入浴方法：・整理券発行（赤・青・白）3色
・翌日以後の予約受付可
お願い：車輛等の入場は御遠慮して下さい。

8. 簡易仏壇の無料配布について

山中大仏堂と花岩さんのご好意により、簡易仏壇（各宗派別）を無料配布します。希望者は下記の場所に直接取りに行ってください。

- 配布場所：松ノ内町1-20-113 (株)花岩 31-2313
配布開始：1月28日から
配布数量：約1,000個

9. 兵庫県南部地震にかかる風害等の防止について

強風による看板、瓦、ガラス、瓦礫等の飛散、及び被災建築物、ブロック塀等の倒壊による二次災害が心配されておりますので、ご注意ください。

10. 大学等受験生への日本下水道事業団研修宿泊施設の無料開放について

兵庫県南部地震により被害を受けられた皆様で、東京都及び埼玉県内の大学等を受験される方のために、当事業団の研修宿泊施設を無料開放することになりました。

申込方法等は、次のとおりです。

1. 受入れ人数及び期間：2月 1日（水）～2月20日（月）は、先着順で30名程度
2月21日（火）～3月31日（金）は、先着順で10名程度
2. 宿泊施設等の概要：洋室（2人部屋または4人部屋、風呂・トイレは共同）
食事は3食付き（施設内食堂）
勉強のための設備あり
3. 所在地：〒335 埼玉県戸田市下笹目5141 日本下水道事業団技術開発研修本部
4. 交通：最寄り駅は、JR埼京線 戸田駅 戸田駅まで東京駅から45分、新宿駅から24分
*戸田駅到着後、ご連絡を下さい。（戸田駅より車で10分）
5. 宿泊料：無料
6. 申込方法：日本下水道事業団技術開発研修本部管理課 佐藤へ直接電話でお申込み下さい。
受付開始：1月30日より
受付時間：9時30分～17時30分
電話：048-421-2691
FAX：048-422-3326

11. 小槌幼稚園で「きつねうどん」の炊き出し

- 日 時：平成7年1月29日（日）10:00～
場 所：小槌幼稚園
食 数：2,000食
問い合わせ：大阪めん類組合 代表者：^{みだもと}札本さん 06-697-7577

窓口情報

芦屋市民サービスコーナーで、市民課で発行している各種証明書を発行します。

【芦屋市民サービスコーナー】

- (1) 業務内容：市役所市民課で発行している各種証明書
・住民票の写し
・住民票掲載事項証明書
・戸籍謄抄本
・除籍謄抄本
・戸籍の附票
・年金現況届
・印鑑登録証明書
・外国人登録済証明書
・身分証明書
- (2) 場 所：芦屋市高浜町7番2号 芦屋浜センタービル3階
0797-23-6636
- (3) 時 間：月～金、午前9時～午後5時15分
※ラポルテ市民サービスコーナーでは、まだ、取り扱いができませんので、ご注意ください。

【市役所】

- (1) 業務内容：市民課：戸籍の届け
住民異動届の一部
戸籍謄抄本
場 所：芦屋市役所南館経済課内
（南玄関入り、向かって左側）
時 間：月～金、午前9時～午後5時15分
- 福祉部総務課：り災証明
福祉課：相談窓口
（障害福祉
保護・母子福祉）
高年福祉課：相談窓口
場 所：芦屋市役所南館経済課内
（南玄関入り、向かって左側）
時 間：日～土、午前9時～午後9時
- 税務管理課：原付登録
場 所：芦屋市役所南館税務管理課
（南玄関入り、正面階段上がって左側）
時 間：月～金、午前9時～午後5時15分

災害の状況（1月27日19時現在）

- 避難者数 9035人
- 避難所数 55カ所
- 収容遺体 395体
- 全壊家屋 2543戸・半壊家屋1519戸・一部損壊3182戸 警察署、消防本部調べ（25日現在中間報告、引き続き調査中）
- 負傷者数 2759人

1. 医療に関する情報 日曜日（29日）に開設している診療所

(1)常設救護所

	会 場	開 設 時 間
外科・内科・小児科系	精道小学校（1年2組の教室）	終日
	県立芦屋高校（運動場）	終日
	精道中学校（保健室）	9:00～17:00
	芦屋（松浜）公園（北端部）	8:30～17:00
	岩園小学校（保健室）	9:00～18:00（当直医が駐在しています）
歯 科	歯科医師会館	10:00～12:00

(2)医 院 幸原医院（内科）南宮町 22-0338 診療時間 9:00～17:00（休日当番医）

2. 水道復旧状況（平成7年1月27日 16時現在）

- ・給水率 15.7% 復旧延長 28.8km
- ・給水可能戸数 約9,600世帯
- ・各戸給水開始区域 奥池全域
- 奥山一部
- 山手町 一部
- 朝日ヶ丘町 一部
- 東芦屋町 一部
- 大原町 一部
- ・臨時給水所増設（24時間可能）
朝日ヶ丘小学校、朝日ヶ丘幼稚園、山手小学校、山手町33番、
山手町18番、東芦屋町芦屋神社前、朝日ヶ丘町11番、
朝日ヶ丘町霊園前、朝日ヶ丘町24番、東山町22番、六籠荘町3番

3. 長崎県諫早市養護老人ホーム短期入所について

1. 施設名：養護老人ホーム福寿園
2. 対象：65歳以上で、家屋崩壊等により、当分自宅での居住が見込めない方
3. 入所期間：1か月
4. 定員：20人程度
5. 受付場所：①市役所南館1階
②芦屋ハートフル福祉公社
6. 申込期間：1月31日（火）～2月2日（木）
7. 出発予定：2月6日（月）～2月8日（水）
8. 集合場所：芦屋ハートフル福祉公社
9. その他：申し込まれた方に、出発する日が決まれば連絡しますので、必ず申込時に連絡先を伝えてください。

問い合わせ 芦屋ハートフル福祉公社 ☎0797-38-3122

4. 抗てんかん薬の提供のための救護所（てんかん支援センター）

日 時：29日（日）までの毎日。それ以降は、毎週日曜日（支援センターは、毎日開いています。2月1日は弁護士が来訪）

会 場：兵庫県福祉センター 1階（談話室）
神戸市中央区坂口通2-1-18（王子動物園の近く）
☎078-241-3117・3186 FAX. 078-241-3159
責任者（自宅）／坂下茂（☎／FAX. 0798-35-9371）

内 容：抗てんかん薬が必要な患者への薬の提供（治療）
てんかんの専門医が、薬物を持参して出向きます。

●協会は、てんかんをもつ本人と家族が中心に作る、厚生大臣認可の公益法人です。

5. 芦屋市建物危険度判定相談所の開設

住まいの安全性を知っていただくため、市内の建物のうち共同住宅・長屋住宅（店舗共用含む）を対象に、被害の程度に応じて「危険（赤色）」「要注意（黄色）」「調査済み（緑色）」の表示を建物に掲示する「住宅応急危険度判定調査」を1月25日（水）より始めています。法的な拘束力はありませんが、建物の危険度の目安としてご利用ください。

1月28日から、この調査についての相談窓口を下記の通り開設しています。

開設時間：午前10時～午後4時
場 所：精道幼稚園内（川西町11-10 ☎0797-32-4427・32-4428・32-4799）
※なお、一戸建て住宅についても同時に相談を受け付けています。

6. 芦有道路情報

- (1)芦屋～奥池 現在は無料で通行可（2月1日から有料）
 - (2)奥池～有馬 2月下旬まで、公的緊急車のみ通行可能（ただし4トン以下の車、雨天・夜間は通行禁止）
- 問い合わせ 芦有開発（株）☎0797-38-0012

7. 小・中学校の再開について

1月30日に校長会を開き協議しますが、2月のできるだけ早いうちに授業を再開できるように努力しています。 芦屋市教育委員会（対策本部内）

8. とん汁の炊き出しについて

岡山県川上郡成羽町の皆さまのご好意により炊き出しを実施しています。

- (1)期 間：1月28日から2月6日（月）まで 午前11時から夕方（なくなるまで）
- (2)場 所：松浜公園北側（浜芦屋町）
- (3)食 数：毎日2000食
- (4)問い合わせ：芦屋市管財課 ☎0797-38-2013

9. 無料法律相談の設置

神戸弁護士会、大阪弁護士会のご協力により、無料の法律相談（面談）を開設します。

- (1)期 間：1月30日（月）～2月10日（金）
2月4日（土）・5日（日）も開設
- (2)相 談 時 間：午後1時～4時（1人30分以内）
- (3)相 談 方 法：2人の弁護士による面談
- (4)場 所：商工会館1階集会室（公光町4-28）
- (5)申 し 込 み：当日の午前9時から1日12人分の整理券を生活文化課（市役所南館玄関入って右側）で発行
- (6)問い合わせ：芦屋市生活文化課 ☎0797-38-2007

また、次のところでも無料の電話相談などをおこなっています。

- (1)電話相談：2月10日まで（日曜日を除く）午前10時～午後5時まで
京都 ☎075-241-9752 大阪 ☎06-365-9939
- (2)電話相談：平日 午前10時～午後5時
土曜 午前10時～正午（日曜はなし）
神戸 ☎078-362-5158・362-5171・362-5178
- (3)面談相談：2月1日から開設（土・日除く）午前11時～午後3時
神戸弁護士会館
（神戸市中央区橋通1-4-3 ☎078-341-1717）

10. 芦屋市総合住宅相談所の開設

- (1)日 時：1月30日（月）午前9時から開設
- (2)内 容：住宅斡旋等。他市府県へ転出希望のかたは、希望地域の協会支部をお知らせできますのでご相談ください。
問い合わせ（社）兵庫県宅地建物取引業協会芦屋支部（茶屋之町4-11 ☎0797-32-0040）

11. 滋賀県被災者ショートステイの受け入れ

- (1)受入予定：滋賀県八日市市・ボランティアグループなど
- (2)ステイ先：八日市市市民福祉センター
- (3)内 容：2泊3日のショートステイ。毎週土・日・月の3日間
当面2月から3月までを予定。1回25人前後
温かい食事、入浴、洗濯、買い物、診療、理容などのサービス提供可。
現地までは観光バスで送迎。
- (4)申し込み：滋賀県八日市市役所（☎0748-24-1234代表）住宅課へ電話で

12. 要約筆記の手配をします

耳の聞こえが不自由なかがいらっしゃいましたら遠慮なくお申し出ください
兵庫県要約筆記サークル連絡協議会
小川隆子（TEL・FAX 0797-72-5407）
兵庫県難聴者福祉協会災害対策本部（TEL・FAX 0797-81-4651）

ご注意ください

崩壊家屋の取り壊しや修理などを、市や災害対策本部の名を使って、不法に引き受ける業者などがあります。市からの業者派遣は現在のところ行っておりませんので、十分ご注意ください。おかしいと感じたら、すぐ対策本部までご連絡ください。

芦屋保健所からののお知らせ

芦屋保健所から、市民の皆様への保健衛生面についてのお知らせです。

- (1)飲料水：震災により水質の悪化が考えられます。
井戸水や湧き水はそのまま飲まないよう気をつけましょう。水質の相談につきましては最寄りの保健所にお問い合わせ下さい。また、止むを得ない場合は火を通すなどの配慮が必要です。
- (2)食中毒：古くなった食品は惜しげもなく思い切って捨てましょう。
また、不潔な手で食品を直接さわらないように気をつけましょう。

- (3)医 療：高血圧、心臓病等により服薬中の方は、医師の指示どおりの規則的な服薬を心がけましょう。
- (4)か ぜ：インフルエンザが大変流行しています。暖かくし、うがいの励行、マスクの使用を心がけるとともに、換気にも配慮しましょう。
- (5)犬・ねこ・ペット動物についての問い合わせ：
（社）兵庫県獣医師会 阪神支部
森川 獣医科医院（TEL）0727-72-3216

窓口情報

芦屋市民サービスコーナーで、市民課で発行している各種証明書を発行します。

【芦屋市民サービスコーナー】

- (1) 業務内容：市役所市民課で発行している各種証明書
・住民票の写し
・住民票掲載事項証明書
・戸籍謄抄本
・戸籍の附票
・年金現況届
・印鑑登録証明書
・外国人登録済証明書
・身分証明書
- (2) 場 所：芦屋市高浜町7番2号 芦屋浜センタービル3階
0797-23-6636
- (3) 時 間：月～金、午前9時～午後5時15分
※ラポルテ市民サービスコーナーでは、まだ、取り扱いができませんので、ご注意ください。

【市役所】

- (1) 業務内容：市民課：戸籍の届け
戸籍謄抄本
場 所：芦屋市役所南館経済課内
（南玄関入り、向かって左側）
時 間：月～金、午前9時～午後5時15分

福祉部総務課：り災証明
福祉課：相談窓口（障害福祉
保護・母子福祉）
高年福祉課・保育課：相談窓口
場 所：芦屋市役所南館経済課内
（南玄関入り、向かって左側）
時 間：月～金、午前9時～午後5時15分

税務管理課：原付登録
場 所：芦屋市役所南館税務管理課
（南玄関入り、正面階段上がって左側）
時 間：月～金、午前9時～午後5時15分

保険年金課：国民健康保険・国民年金・医療の相談
場 所：芦屋市役所南館税務管理カウンター
時 間：午前9時～午後5時15分

災害の状況（1月29日7時現在）

- 避難者数 8995人
- 避難所数 54ヵ所
- 収容遺体 395体
- 全壊家屋 2543戸・半壊家屋1519戸・一部損壊3182戸 警察署、消防本部調べ（25日現在中間報告、引き続き調査中）
- 負傷者数 2759人

1. 水道復旧状況（平成7年1月28日 16時現在）

- ・給水率 18.1% 復旧延長 33.2km
- ・給水可能戸数 約6,000世帯
- ・各戸給水開始区域 奥池全域・奥山（一部）・朝日ヶ丘町・東芦屋町（一部）・山手町（一部）
- ・臨時給水所増設（24時間可能）
朝日ヶ丘小学校、朝日ヶ丘幼稚園、山手小学校、岩園小学校、市立芦屋高校、山手町33番、朝日ヶ丘町1番、粟山町22番、山手町18番、朝日ヶ丘霊園前、六麓荘町3番、警察学校、芦屋神社前

水道復旧状況についてのお知らせ

芦屋市水道部では、全市域の水道を2月中に復旧する予定です。
現在、南北の本管の通水テスト中で、JR以北では、テストと応急処理が完了しました。
29日以降、JR以南の本管の通水テストと復旧を始める予定です。
問い合わせは、芦屋市水道部（☎0797-38-2080）へ。

2. 内閣総理大臣および県知事宛の要望を提出

1月28日付で、内閣総理大臣および県知事宛の要望を、芦屋市長と市議会議長連名で提出しました。内容は、被災市民の救済と安全確保等に関する諸々の要望です。

3. 仮設浴場が増設されます

- | | |
|--------------------------|----------------------|
| 開始日：近日（28日午後7時頃決定） | 設置：自衛隊が設置。運営などは未定 |
| 場所：岩園小学校 | 問い合わせ：対策本部（☎38-2099） |
| 規模：20人用 1槽。呉川町の温泉を運搬して利用 | |

4. 精道小学校などの仮設共同浴場の入浴時間について

ボイラーの点検をしながら長期的に使用していくために、1月29日から入浴時間を変更しています。時間は、午前11時から午後8時までとなっています。
機械の都合により、今後も時間が変更になる可能性もありますが、ご了承ください。

5. 岩園小学校の固定救護所がなくなります

1月30日から、岩園小学校の救護所を閉鎖しますので、付近の診療可能な医療機関をご利用ください。
なお、巡回診療は続けます。 芦屋市医師会

6. 保育所の再開に向けて、簡易保育を実施します。

- | | |
|-----------------------------------|-------------------------------|
| 開始日：2月1日（水）から | 持ち物：給食はできませんので、お弁当・お茶をご持参ください |
| 保育時間：月～土 午前8時～午後5時 | 申し込み：1月30日（月）から受付開始 |
| 保育所：芦屋市立緑保育所（緑町2-4、☎0797-34-0715） | 月～金の午前9時～午後5時 |
| 受入人数：80人程度（多数の場合、緊急度に応じて選考） | 芦屋市立精道保育所 |
| 対象：保育に欠ける乳幼児 満1歳～就学前まで | （精道町9-16、☎0797-32-0510）へ |

7. 住居等の相談について

近隣府県・政令市から提供された一時的な避難施設や公営住宅の提供について、ご相談に応ずる窓口を開設しています。ご希望の方は下記の窓口に電話もしくは直接お越しください。
受付場所：兵庫県救護対策現地本部（松浜公園北端部）
☎31-4263

8. アトピーのお子様をおもちの方へ

下記の薬局で粉ミルク他扱っています。

- 玉美薬局（大樹町）☎32-0066
- 協栄薬局（公光）☎32-6138
- ニコニコドラッグストア（春日）☎38-4139
- マキノ薬局（船戸）☎38-2538
- シンコファーマシー（打出商店街内）

☆芦屋保健センター窓口でも相談。
ミルク扱っています。

9. 里親の受け入れについて

全国各地より、里親として子どもを受け入れたいとの申し出があります。問い合わせは、各小、中学校まで。

※学校に関するお問い合わせは

☎0797-38-2088

教育委員会

10. 倒壊家屋等の解体・処理について

この度の震災により損害を受けた建物等の解体・撤去・運搬等の処分を、所有者の申し出のあったものについて市が行ないます。申し出の受付は1月31日（火）から始めます。所有者が申し出るにあたっては、建物等の所有権の放棄についての文書を市に提出していただきます。処理についてはできる限り自衛隊に要請します。

【申込方法】

1. 申込場所：精道幼稚園（芦屋市川西町11番10号）
2. 受付日時：平成7年1月31日（火）から当分の間
9:30～17:00 毎日
3. 対象となる物件：1)個人住宅
2)民間マンション
①分譲 ②賃貸（中小事業者のものに限る）
3)事業所等（中小事業者のものに限る）
4. 実施方法：1)解体撤去は一定区域ごとに実施します。解体および災害廃棄物を撤去する区域は申し込みされた方に対してお知らせし、一定期間を置いてから実施しますので必要なものは事前にできるだけ撤出して下さい。
2)申し込みが多数予想されますので、進入路の確保や隣接建物所有者等の同意等を考慮して、公共性、緊急性が高いものから順次処理します。なお、独自に撤去をされる場合は各自で処理して下さい。
5. 注意事項：1)共同住宅の場合は所有者全員の連名による申込が必要です。
2)賃貸住宅の場合は所有者と借家人の連名による申し込みが必要です。
3)申し込みをしなかった場合は各自の負担で処理願います。
6. 問い合わせ：芦屋市役所 TEL 0797-31-2121 内線 2102・2171（1/31より）
7. その他：既に各自で処理した方は対象となるよう、現在国・県と調整しています。

11. 災害廃棄物の仮置場（暫定）について

災害廃棄物の仮置きは所有者のご協力を得て、暫定的に芦屋市高浜町地内の芦屋大学総合運動場を使用します。市民の皆様が各自の負担で処理される場合は、ここで受け入れをします。ここを利用する場合には、環境部で発行する許可書が必要です。なお搬入にあたっては、不燃物と可燃物とに分別してください。利用方法については下記のとおりです。

1. 搬入期間：平成7年1月30日から仮置場が確保出来るまでの当分の間
2. 搬入時間：8:00～17:00（但し1月30日は9:00～）
3. 受入場所：芦屋市高浜町1番 芦屋大学総合運動場
4. 搬入車両：10t車以下
5. 許可書発行場所：環境部総務課 平成7年1月30日から毎日 9:00～17:00
6. 必要事項：災害廃棄物の発生場所（住所）、名前（所有者）、運搬者の会社名、責任者名、電話番号、搬入車両の番号、搬入回数
7. 問い合わせ：環境部総務課 TEL 31-2121 内線 2601

窓口情報

芦屋市民サービスコーナーで、市民課で発行している各種証明書を発行します。

【芦屋市民サービスコーナー】

(1) 業務内容：市役所市民課で発行している各種証明書

- ・住民票の写し
- ・住民票掲載事項証明書
- ・戸籍謄抄本
- ・戸籍の附票
- ・年金現況届
- ・印鑑登録証明書
- ・外国人登録済証明書
- ・身分証明書

(2) 場 所：芦屋市高浜町7番2号 芦屋浜センタービル3階
0797-23-6636

(3) 時 間：月～金、午前9時～午後5時15分

※ラポルテ市民サービスコーナーでは、まだ、取り扱いができませんので、ご注意ください。

【市役所】

(1) 業務内容：

市民課：戸籍の届け
戸籍謄抄本

場 所：芦屋市役所南館経済課内
（南玄関入り、向かって左側）

時 間：月～金、午前9時～午後5時15分

福祉部総務課：り災証明

福祉課：相談窓口（障害福祉
保護・母子福祉）

高年福祉課・保育課：相談窓口

場 所：芦屋市役所南館経済課内
（南玄関入り、向かって左側）

時 間：月～金、午前9時～午後5時15分

税務管理課：原付登録

場 所：芦屋市役所南館税務管理課
（南玄関入り、正面階段上がって左側）

時 間：月～金、午前9時～午後5時15分

保険年金課：国民健康保険・国民年金・医療の相談

場 所：芦屋市役所南館税務管理カウンター

時 間：午前9時～午後5時15分

災害の状況 (1月29日18時現在)

- 避難者数 8967人
- 避難所数 54カ所
- 収容遺体 395体
- 全壊家屋 2543戸・半壊家屋1519戸・一部損壊3182戸 警察署、消防本部調べ (25日現在中間報告、引き続き調査中)
- 負傷者数 2759人

1. 倒壊家屋等の解体・処理について

この度の震災により損害を受けた建物等の解体・撤去・運搬等の処分を、所有者の申し出のあったものについて市が無料で行ないます。申し出の受付は1月31日(火)から始めます。所有者が申し出るにあたっては、建物等の所有権の放棄についての文書を市に提出していただきます。処理についてはできる限り自衛隊に要請します。

《申込方法》

1. 申込場所：精道幼稚園 (芦屋市川西町11番10号)
2. 受付日時：平成7年1月31日(火)から当分の間
9:30~17:00 毎日
3. 対象となる物件：1)個人住宅
2)民間マンション
①分譲 ②賃貸 (中小事業者のものに限る)
3)事業所等 (中小事業者のものに限る)
4. 実施方法：1)解体撤去は一定区域ごとに実施します。解体および災害廃棄物を撤去する区域は申し込みされた方に対してお知らせし、一定期間を置いてから実施しますので必要なものは事前にできるだけ搬出して下さい。
2)申し込みが多数予想されますので、進入路の確保や隣接建物所有者等の同意等を考慮して、公共性、緊急性が高いものから順次処理します。なお、独自に撤去をされる場合は各自で処理して下さい。
5. 注意事項：1)共同住宅の場合は所有者全員の連名による申込が必要です。
2)賃貸住宅の場合は所有者と借家人の連名による申し込みが必要です。
3)申し込みをしなかった場合は各自の負担で処理願います。
6. 問い合わせ：芦屋市役所 TEL 0797-31-2121 内線 2102・2171 (1/31より)
7. その他：既に各自で処理した方も、公費負担の対象となるよう、現在国・県と調整しています。

2. 小・中学校の再開について

2月2日(木)午前10時から学校を再開します。
児童生徒のみなさんは、安全に気をつけて登校してください。

(予定)

- 2月2日(木)~2月4日(土)・・・午前10時から12時まで
2月6日(月)以降・・・午前9時から12時まで(当面)
学校給食は実施いたしません。
問い合わせ先 ☎0797-38-2088 教育委員会 学校教育課

3. 水道復旧状況 (平成7年1月29日 15時現在)

- ・給水率 18.8% 復旧延長 34.4km
- ・給水可能戸数 約6,300世帯
- ・各戸給水開始区域 奥池全域・奥山(一部)・朝日ヶ丘町(一部)・東芦屋町(一部)・山手町(一部)
- ・臨時給水所増設(24時間可能)
朝日ヶ丘小学校、朝日ヶ丘幼稚園、三条小学校、山手小学校、山手町33番、山手町1番、六龍荘町3番、芦屋神社前、朝日ヶ丘町9番、朝日ヶ丘町7-33、朝日ヶ丘町24番、宮川小学校向い側、春日町そごう配送所前、滴水美術館

4. 精道小学校仮設共同浴場の入浴時間の変更について

2月1日から精道小学校仮設共同浴場の入浴時間が、午後1時から午後8時までとなりますのでご注意ください。
また、グラウンド修復工事のため、2月6日(月)は臨時休業となります。

5. 芦屋カンツリークラブ浴室の休日について

2月1日から月曜日は休日となりますのでご注意ください。

6. 大阪ガス提供シャワールーム

- (1)開始日：1月30日午後2時から
 - (2)時間：午後2時から午後8時(変更になる場合あり)
 - (3)場所：朝日ヶ丘幼稚園
 - (4)規模：シャワールーム5つ
- 問い合わせ 朝日ヶ丘幼稚園 ☎0797-32-0278

7. インフルエンザ予防接種の実施について

- ①日 時：1月31日（火）午後1時～午後3時
場 所：精道小学校の救護所
- ②日 時：2月1日（水）午後1時～午後3時
場 所：精道中学校の救護所
- 対 象：各避難所に避難している65歳以上の希望者
問い合わせ：保健センター ☎31-1586

8. 仮設住宅の申し込み結果および抽選会の実施について

(1)1月29日に締め切った仮設住宅等の申し込みの結果は次のようになりました。

	募集戸数	応募戸数	倍 率
市営仮設・市住空室	910	3,544	3.89
県営住宅	30	224	7.47
公団住宅等	280	368	1.31
合計	1,220	4,136	3.39

(2)応募者多数のため、次の通り抽選会を実施します。

日 時：平成7年1月31日（火） 午前10時から

場 所：芦屋庭球場（松浜公園北端）

抽選結果を、市役所南玄関、市内各小・中学校の避難所に掲示します。電話でのお問い合わせはご遠慮ください。

芦屋市建設部住宅課

9. 義援金の状況

全国各地からの温かいご厚意による義援金は、1月29日午後9時現在で、合計538件、1億281万2,050円となっています。
芦屋市災害対策本部

10. 1月30日（月）現在の常設の救護所

【外科・内科・小児科系】

会 場	開設時間	電話番号
精道小学校（1年2組の教室）	終 日	030-266-7079
県立芦屋高校（運動場）	終 日	0797-32-2325（呼）
精道中学校（保健室）	9:00～18:00	030-355-0400
芦屋（松浜）公園（北端部）	8:30～17:00	0797-31-4262
芦屋保健所（精神科）	9:00～17:00	0797-32-0707

【歯 科】

会 場	開設時間	電話番号
歯科医師会館	10:00～15:00	0797-23-6471

11. 診療可能な医院及び病院

耳鼻科	ハザマ耳鼻咽喉科病院 22-3688	大谷整形外科クリニック 34-7077	岡崎医院 22-0700
	山本耳鼻咽喉科医院 31-8226	平林医院 22-3548	重信医院 31-2480
	古川耳鼻咽喉科医院 23-4187	本田外科胃腸科 31-2221	瓜谷医院 22-5226
眼 科	安並眼科医院 22-9640	坂東診療所 32-3399	野村医院 22-5505
	矢野眼科 34-1577	広野医院 23-1363	岡内科小児科医院 23-0401
皮膚科	藤原皮膚科 31-5112	福岡外科医院 31-5588	大谷クリニック 22-4460
小児科	京極小児科 31-2735	大森医院 32-3997	宮川医院 32-0011
	かわもり小児科 34-6321	上田内科 34-1878	山田医院 22-9351
	永井小児科 32-8165	北井内科クリニック 38-4188	花岡医院 22-4604
	鈴木小児科 34-0766	筋師医院 23-0627	多田医院 32-3884
	白井小児科 22-0445	幸原医院 22-0338	藤井医院 31-2531
婦人科	平岡産婦人科 22-3880	高内科 38-0022	吉田内科クリニック 38-7210
	宮本産婦人科 31-0380	松葉医院 22-1641	甲陽医院 31-0003
	柿沼産婦人科 31-1234	上條医院 34-0787	富永医院 22-3823
	甲陽医院 31-0003	高田診療所 31-0680	大崎メンタルクリニック 31-4556
外・整	林整形外科外科医院 32-8880	石井内科 32-2810	精・神 市立芦屋病院 31-2156
	安東整形外科 32-1660	松岡内科 22-4592	内・外科 伊藤病院 22-4040
	藤崎整形外科 38-0107	堂野前医院 32-6458	

12. 緊急事態に於ける芦屋市歯科診療所

診 療 所	電 話	診 療 所	電 話	診 療 所	電 話
明石歯科	31-1560	シーサイド溝井	32-1008	藤本歯科	31-4193
有本歯科	31-1087	錦歯科	23-6439	荒巻歯科	34-6483
小野歯科浜風	23-6474	岡歯科	22-0139	長谷川歯科	34-0212
楠瀬歯科	23-0555	上住歯科	34-1560	依藤歯科	22-5941
高田歯科	31-2229	岸田歯科	22-1723	翠ヶ丘歯科	22-6941
多田露歯科	32-1913	市民病院	31-2156	聖愛歯科	32-0356
増田歯科	22-5359	西田歯科	34-6731	仁木歯科	32-6544
村岡歯科	34-6430	小寺歯科	32-3836		

お問い合わせは 芦屋市歯科医師会館
住所 芦屋市公光町4-29 ☎0797-23-6471

窓口情報

【市役所】

保険年金課：国民健康保険・国民年金・医療の相談

場 所：芦屋市役所南館 保険年金課各窓口に変更しました。

時 間：月～金、午前9時～午後5時15分

災害の状況 (1月31日6時現在)

- 避難者数 8912人
- 避難所数 53カ所
- 収容遺体 396体
- 全壊家屋 2543戸・半壊家屋1519戸・一部損壊3182戸 警察署、消防本部調べ (25日現在中間報告、引き続き調査中)
- 負傷者数 2759人

1. 在宅者の医療相談や往診について

在宅のかたで、身体の調子が悪く、通院も不可能でお困りのかたを対象に、1月31日から、医師または保健婦による電話相談、および訪問活動を実施します。
問い合わせは、救護医師団詰所 ☎0797-32-2345

2. 震災に係わる消費生活特別相談110番

(1)特別相談内容と特設電話番号

- ①損害保険110番…火災、家屋・家財の損害等の相談
☎078-362-4566～4568
- ②生命保険110番…支払い、証書紛失等の相談
☎078-362-4569 ☎078-362-5017 ☎078-362-5036
- ③家電製品110番…安全点検、応急対応
☎078-362-5182 ☎078-362-5273
- ④物価相談…物価急騰や便乗値上げに関する相談
- ⑤一般相談…借地・借家などの契約問題、倒壊家屋のローン返済方法など
いずれも(代表) ☎078-360-8530 ☎078-360-0999

(2)期間および受付時間

2月末までの月～土(日・祝休み) 午前9時～午後5時
問い合わせ 兵庫県立神戸生活科学センター
神戸市中央区東川崎町1-1-3 神戸クリスタルタワー6階
☎078-360-8530 FAX 078-360-8536

3. 水道復旧状況 (平成7年1月31日 正午現在)

- ・給水率 25.2% 復旧延長 46.1km
- ・給水可能戸数 約8,400世帯
- ・各戸給水開始区域
全域：奥池地区
一部：奥山、朝日ヶ丘、東芦屋、山手、東山、岩園、若宮、春日、打出小槌
- ・臨時給水所増設(24時間可能)
学校・避難所(7ヶ所)：山手小学校・山手中学校・朝日ヶ丘小学校・朝日ヶ丘幼稚園・岩園小学校・西山幼稚園・市立芦屋高校
路上施設(16ヶ所)：山手町33-1 市立芦屋高校バス停前・山手町1-8 双葉屋 芦屋パーキング前・東芦屋町20-3 芦屋神社南・朝日ヶ丘町7-33 第三マンション芦苑南西角・朝日ヶ丘町26-14 霊園南北参道・東山町22-13 東山公園北100m・六麓荘町3-24 岩園調整池前・朝日ヶ丘町9-8 グリーンテニスクラブ北・山芦屋町15-1 芦屋山手マンション西南・春日町3-6 そごう発送所前歩道・若宮町9-10 宮小北50mR43線北歩道・東山町7-26 パークマンション南歩道・春日町16-6 春日集会所東50m北歩道・打出町1-15 スーパー大松東歩道・打出小槌町13-16 安並眼科北歩道・船戸町1-25 アルバ芦屋北歩道

4. 電話登記特設相談所の開設

被害を受けられた方を対象に、不動産及び商業・法人登記に関する電話による特別登記相談を行います。

1. 期 間：2月1日(水)から2月17日(金)(土日祝日を除く)
2. 時 間：午前9時30分から午後4時30分
3. 電 話：06-942-1041(代表)
大阪法務局2階特設相談所
4. 相談員：大阪司法書士会会員・大阪土地家屋調査士会会員

5. 一般公衆浴場開業状況

- 西宮市：浜田温泉(甲子園浜田町1-27)、鳴尾温泉(里中町2-20)、新湯(鳴尾町2-10-9)、クア武庫川(笠屋町3-10)、東町新温泉(東町2-16-5)、大筒温泉(津門大筒町7-17)、福助湯(今津山中町6-32)
- 伊丹市：河鹿温泉(大鹿2-20)、久富温泉(千僧6-216-1)、桜湯(伊丹1-8-21)、力湯(伊丹3-2-2)、新温泉(伊丹4-11-8)、稲野湯(稲野町3-21)、阪急温泉(昆陽流32-90)、南湯(南野山道38-3)、新旭湯(西桑津沢401-3)、橘湯(桜ヶ丘1-3-8)
- 宝塚市：わかかさ湯(大成町6-18)、荒神温泉(旭町2-1)
- 川西市：加茂温泉(加茂1-26-6)、極楽湯(中央町14-6)、絹延湯(絹延町4-25)、小戸湯(美園町11-11)、新町温泉(小花2-15-19)
- 神戸市灘区：五毛温泉(上野通3-4-13)、国玉湯(国玉通4-4-13)、摩耶温泉(天城通7-3-13)、篠原温泉(篠原南町4-1-1)、高羽温泉(高徳町6-3-14)

神戸市中央区：やまと湯（中山手通7-34-8）、相生湯（再度筋町7-2）
 神戸市兵庫区：松竹湯（矢部町30-15）、湊湯（湊町2-1-5）、大同湯（大同町2-1-5）、東湯（西宮内町17-4）、新湊川湯（湊川町9-2-15）
 神戸市長田区：戎湯（東尻池町4-3-26）
 神戸市垂水区：高丸湯（泉ヶ丘4-4-36）、鶴の湯（川原2-1-2）、宝来温泉（御霊町5-23）、天水湯（天ノ下町12-9）

その他の営業中の浴場

カラカテルメ（宝塚市弥生町）、天然温泉石道（川西市石道）、グリーンピア三木（三木市細川町）、神戸ラドンセンター（神戸市西区伊川谷有瀬）、
 神戸ぼかぼかランド（神戸市西区池上）、ラジウム温泉大山寺（神戸市西区伊川谷町前）、有馬温泉会館（神戸市北区有馬町）、ゆうゆうの里（神戸市北区鳴子）、
 しあわせの村（神戸市北区山田町）、有馬船員保険保養所甲北苑（神戸市北区有馬町）、厚生年金姫路鷺山荘（姫路市御立）、
 国民年金健康保健センターハイランドピラ姫路（姫路市広峰山）

6. 診療可能な医院及び病院（1月31日現在）

耳鼻科	ハガマ耳鼻咽喉科病院 山本耳鼻咽喉科医院 古川耳鼻咽喉科医院	22-3688 31-8226 23-4187	大谷整形外科クリニック 平林医院 本田外科胃腸科	34-7077 22-3548 31-2221	岡崎医院 重信医院 瓜谷医院	22-0700 31-2480 22-5226	
眼科	安並眼科医院 矢野眼科	22-9640 34-1577	坂東診療所 広野医院 福岡外科医院	32-3399 23-1363 31-5588	野村医院 岡内科小児科医院 大谷クリニック	22-5505 23-0401 22-4460	
皮膚科	藤原皮膚科	31-5112	内科	大森医院 上田内科 北井内科クリニック	32-3997 34-1878 38-4188	宮川医院 山田医院 花岡医院	32-0011 22-9351 22-4604
小児科	京極小児科 かわもり小児科 永井小児科 鈴木小児科 白井小児科	31-2735 34-6321 32-8165 34-0766 22-0445	筋師医院 幸原医院 高内科 松葉医院 上條医院 高田診療所	23-0627 22-0338 38-0022 22-1641 34-0787 31-0680	多田医院 藤井医院 吉田内科クリニック 甲陽医院 富永医院 中村医院	32-3884 31-2531 38-7210 31-0003 22-3823 23-0468	
婦人科	平岡産婦人科 宮本産婦人科 柿沼産婦人科 甲陽医院 由っ子クリニック	22-3880 31-0380 31-1234 31-0003 38-7291	石井内科 松岡内科 堂野前医院	32-2810 22-4592 32-6458	精・神 全科 内・外科	大崎メンタルクリニック 市立芦屋病院 伊藤病院	31-4556 31-2156 22-4040
外・整	林整形外科 外科医院 安東整形外科 藤崎整形外科	32-8880 32-1660 38-0107					

7. 緊急事態に於ける芦屋市歯科診療所

診療所	電話	診療所	電話	診療所	電話
明石歯科	31-1560	岡歯科	22-0139	翠ヶ丘歯科	22-6941
有本歯科	31-1087	上住歯科	34-1560	聖愛歯科	32-0356
小野歯科浜風	23-6474	岸田歯科	22-1723	仁木歯科	32-6544
橋瀬歯科	23-0555	市民病院	31-2156	稲垣歯科	22-2870
高田歯科	31-2229	西田歯科	34-6731	能治歯科	32-3386
多田羅歯科	32-1913	小寺歯科	32-3836	橋本歯科	22-3393
増田歯科	22-5359	藤本歯科	31-4193	花岡歯科	38-5533
村岡歯科	34-6430	荒巻歯科	34-6483	平嶋歯科	32-3380
シーサイド溝井	32-1008	長谷川歯科	34-0212	土田歯科	22-2759
錦歯科	23-6439	依藤歯科	22-5941		

お問い合わせは 芦屋市歯科医師会館
 住所 芦屋市公光町4-29 ☎0797-23-6471

窓口情報

芦屋市民サービスコーナーで、市民課で発行している各種証明書を発行します。

【芦屋市民サービスコーナー】 ☎0797-23-6636

(1) 業務内容：市役所市民課で発行している各種証明書

- ・住民票の写し
- ・住民票掲載事項証明書
- ・戸籍謄抄本
- ・戸籍の附票
- ・年金現況届
- ・印鑑登録証明書
- ・外国人登録済証明書
- ・身分証明書

(2) 場 所：芦屋市高浜町7番2号 芦屋浜センタービル3階

(3) 時 間：月～金、午前9時～午後5時15分

※ラポルテ市民サービスコーナーでは、まだ、取り扱いができませんので、ご注意ください。

【分庁舎】水道部 ☎0797-38-2081、2082

(1) 業務内容：転出精算、水道の一時中止等の受け付け
 （ただし、営業再開後の事後処理となります）

(2) 場 所：市役所分庁舎1階（市役所本庁舎東）

(3) 時 間：月～金、午前9時～午後5時15分

【市役所】 ☎0797-31-2121（代）

(1) 業務内容：市民課：戸籍の届け
 戸籍謄抄本

場 所：芦屋市役所南館経済課内
 （南玄関入り、向かって左側）

時 間：月～金、午前9時～午後5時15分

福祉部総務課：り災証明

福祉課：相談窓口（障害福祉
 保護・母子福祉）

高年福祉課・保育課：相談窓口

場 所：芦屋市役所南館経済課内
 （南玄関入り、向かって左側）

時 間：月～金、午前9時～午後5時15分

税務管理課：原付登録

場 所：芦屋市役所南館税務管理課
 （南玄関入り、正面階段上がって左側）

時 間：月～金、午前9時～午後5時15分

保険年金課：国民健康保険・国民年金・医療の相談

場 所：芦屋市役所南館 保険年金課各窓口
 （南玄関入り、正面階段上がって右側）

時 間：月～金、午前9時～午後5時15分

災害の状況（2月1日6時現在）

- 避難者数 8912人
- 避難所数 53カ所
- 収容遺体 396体
- 全壊家屋 2543戸・半壊家屋1519戸・一部損壊3182戸 警察署、消防本部調べ（25日現在中間報告、引き続き調査中）
- 負傷者数 2759人

1. 倒壊家屋等の解体・処理について

この度の震災により損害を受けた建物等の解体・撤去・運搬等の処分を、所有者の申し出のあったものについて市が無料で行ないます。申し出の受付は1月31日（火）から始まっています。所有者が申し出るにあたっては、建物等の所有権の放棄についての文書を市に提出していただきます。処理についてはできる限り自衛隊に要請します。

〔申込方法〕

1. 申込場所：精道幼稚園（芦屋市川西町11番10号）
2. 受付日時：平成7年1月31日（火）から当分の間
9:30～17:00 毎日
3. 対象となる物件：1)個人住宅
2)民間マンション
①分譲 ②賃貸（中小事業者のものに限る）
3)事業所等（中小事業者のものに限る）
4. 実施方法：1)解体撤去は一定区域ごとに実施します。解体および災害廃棄物を撤去する区域は申し込みされた方に対してお知らせし、一定期間を置いてから実施しますので必要なものは事前にできるだけ撤出して下さい。
2)申し込みが多数予想されますので、進入路の確保や隣接建物所有者等の同意等を考慮して、公共性、緊急性が高いものから順次処理します。なお、独自に撤去をされる場合は各自で処理して下さい。
5. 注意事項：1)共同住宅の場合は所有者全員の連名による申込が必要です。
2)賃貸住宅の場合は所有者と借家人の連名による申し込みが必要です。
3)申し込みをしなかった場合は各自の負担で処理願います。
6. 問い合わせ：芦屋市役所 TEL 0797-31-2121 内線 2102・2171
7. その他：既に各自で処理した方も、公費負担の対象となるよう、現在国・県と調整しています。

ご注意ください

崩壊家屋の取り壊しや修理などを、市や災害対策本部の名を使って、不法に引き受ける業者などがあります。市からの業者派遣は現在のところ行っておりませんので、十分ご注意ください。おかしいと感じたら、すぐ対策本部までご連絡ください。

2. 水道復旧状況（平成7年2月1日 正午現在）

- ・給水率 29.8% 復旧延長 54.5km
- ・給水可能戸数 約9,900世帯
- ・各戸給水開始区域
全域：奥池地区
一部：奥山、朝日ヶ丘、東芦屋、山手、東山、山芦屋、三条、西山、岩園、若宮、春日、打出小槌
- ・臨時給水所増設（24時間可能）
学校・避難所（9ヶ所）：山手小学校・山手中学校・朝日ヶ丘小学校・朝日ヶ丘幼稚園・岩園小学校・西山幼稚園・市立芦屋高校・大原集会所・春日集会所
路上施設（20ヶ所）：

山手町33-1	市立芦屋高校バス停前	若宮町9-10	宮小北50mR43線北歩道
山手町1-8	双葉屋 芦屋パーキング前	東山町7-26	パークマンション南歩道
東芦屋町20-3	芦屋神社南	春日町16-6	春日集会所東50m北歩道
朝日ヶ丘町7-33	第三マンション芦苑南西角	打出町1-15	スーパー大松東歩道
朝日ヶ丘町26-14	霊園南北参道	打出小槌町13-16	安並眼科北歩道
東山町22-13	東山公園北100m	船戸町1-25	アルパ芦屋北歩道
岩園町3-24	岩園調整池前	精道町10-6	精道小東100mR43北歩道
朝日ヶ丘町9-8	グリーンテニスクラブ北	宮川町6-3	県立芦屋高校南R43北歩道
山芦屋町15-1	芦屋山手マンション西南	打出小槌町3-5	芦屋動物病院西R2南歩道
春日町3-6	そごう発送所前歩道	月若町7-10	月若公園西100m

3. 関西電力からのご案内

お申し出により、電気料金等について、下記のとおり取扱います。

1. 電気料金の支払期限の繰り延べ等
電気料金の支払期限を最大4ヵ月間（平成6年12月分は4ヵ月、平成7年1月分は3ヵ月、2月分は2ヵ月、3月分は1ヵ月）繰り延べさせていただきます。あわせて、1月分から3月分の電気料金については、すべて早収料金を適用させていただきます。
2. 基本料金の一部免除
被災により電気設備の一部使用不能となられた場合、状況に応じて基本料金の一部を免除させていただきます。電気を全く使用されない場合には、不使用月料金（基本料金の半額）はいただきません。
3. 引込線工事等の無料実施
被災されたお客さまが、復旧のために臨時的にご使用される電気の申込みに伴ない当社が行なう工事について、無料とさせていただきます。また、被災により一旦電気のご契約を廃止し、その後、復旧のために電気のご使用申込みをなされた場合、当社が実施する引込線・計量器等の新設に要する費用等についても、無料とさせていただきます。
（注）本年7月31日までにお申込み下さい。

↓裏面へつづく

※詳細については、最寄の当社事業所にお問合わせ下さい。

問い合わせ先 西宮市津門飲田町8番88号
関西電力株式会社西宮営業所
電話西宮 (67) 3131番

4. 開業している薬局

(1) 営業薬局

アシカン薬局	☎22-5347	サツマ薬局芦屋店	☎34-0324	玉美薬局	☎32-0066
芦屋川薬局	☎31-4129	サンファーマシー	☎22-0667	ダイエー薬品部	☎31-2761
芦屋豊漢堂薬局	☎32-5358	十全薬局	☎31-2778	アシヤドラッグ	☎32-8515
芦屋甲友薬局	☎34-0158	楠公堂調剤薬局 芦屋店	☎31-7702	キリン堂薬局	☎22-5980
芦屋ファーマシー	☎32-0478	阪神調剤薬局 芦屋店	☎32-4345	ドラッグストアー春日	☎34-2104
アダチ薬局	☎32-7073	阪神調剤薬局 浜芦屋店	☎38-1555	マキノ薬品	☎31-3240
アダチ薬局 翠ヶ丘店	☎22-5033	阪神調剤薬局 芦屋川店	☎31-6556	打出マルゼン薬店	☎21-2128
打出薬局	☎22-3368	陸薬局	☎34-1264	ニコニコドラッグストア	☎38-4139
オオハラファーマシー	☎22-5090	芦神薬局	☎22-0780	岩園薬局	☎31-5751
さくや薬局	☎31-0970	和光調剤薬局	☎32-2587	聖樹薬品	☎22-3096
協栄薬局	☎32-6138				

(2) 建物等に損壊があるが、現在のところ営業している薬局

打出薬局調剤薬局	☎22-5488
ラボックス薬店	☎32-9500
コープデイズ芦屋ドラッグ	☎31-2222

5. ペットの応急診療をします

芦屋獣医師会の協力で、次の通り、ペットの応急診療、相談などを実施します。

(1) 応急診療・電話相談・エサの配布

フジタ動物病院 松ノ内町 ☎31-6500

芦屋動物病院 打出小槌町 ☎22-3961

※身元不明の動物も診療可

(2) 応急手当・電話相談

飯盛動物病院 呉川町 ☎38-5554

ブル動物病院 茶屋之町 ☎23-5655

問い合わせ フジタ動物病院 松ノ内町 ☎31-6500

6. 「被災されたかたのための住宅速報」をお届けします

内 容：被災者向け住宅情報コーナー

地域別賃貸物件情報

即日入居可能な新築分譲物件情報

即入居できる仲介マンション／一戸建て情報

発 刊：2月8日（水）から

配 布 方 法：各避難所ごとに2～3部ずつ無料で配布

問い合わせ：(株)リクルート 週刊住宅情報関西版編集課 ☎06-455-5471

7. 合同慰霊祭のお知らせ

このたびの災害で亡くなられたかたがたの慰霊のため、次の通り芦屋市合同慰霊祭を行います。

日 時：2月26日（日）午後1時から

会 場：県立芦屋南高校講堂

くわしくは遺族のかたにご案内いたします。

芦屋市市長室（対策本部内）

窓口情報

芦屋浜市民サービスコーナーで、市民課で発行している各種証明書を発行します。

【芦屋浜市民サービスコーナー】 ☎0797-23-6636

(1) 業務内容：市役所市民課で発行している各種証明書

- ・住民票の写し
- ・住民票掲載事項証明書
- ・戸籍謄抄本（時間がかかります）
- ・戸籍の附票（時間がかかります）
- ・年金現況届
- ・印鑑登録証明書
- ・外国人登録済証明書
- ・身分証明書

(2) 場 所：芦屋市高浜町7番2号 芦屋浜センタービル3階

(3) 時 間：月～金、午前9時～午後5時15分

※ラポルテ市民サービスコーナーでは、まだ、取り扱いができませんので、ご注意ください。

※芦屋浜サービスコーナーでは、印鑑登録は行っていませんので、ご注意ください。

【分庁舎】水道部 ☎0797-38-2081、2082

(1) 業務内容：転出精算、水道の一時中止等の受け付け

（ただし、営業再開後の事後処理となります）

(2) 場 所：市役所分庁舎1階（市役所本庁舎東）

(3) 時 間：月～金、午前9時～午後5時15分

【市役所】 ☎0797-31-2121（代表）

(1) 戸籍の届け、戸籍謄抄本

場 所：芦屋市役所南館経済課内（市民課）

（南玄関入り、向かって左側）

時 間：月～金、午前9時～午後5時15分

※印鑑登録については、市役所市民課でご相談ください

(2) り災証明

場 所：芦屋市役所南館経済課内（福祉総務課）

（南玄関入り、向かって左側）

時 間：月～金、午前9時～午後5時15分

(3) 障害・保護・母子福祉・児童相談、高年福祉相談、保育相談

場 所：芦屋市役所南館経済課内（福祉課・高年福祉課・保育課）

（南玄関入り、向かって左側）

時 間：月～金、午前9時～午後5時15分

(4) 原付登録

場 所：芦屋市役所南館税務管理課

（南玄関入り、正面階段上がって左側）

時 間：月～金、午前9時～午後5時15分

(5) 国民健康保険・国民年金・医療の相談

場 所：芦屋市役所南館保険年金課

（南玄関入り、正面階段上がって右側）

時 間：月～金、午前9時～午後5時15分

災害の状況 (2月1日20時現在)

- 避難者数 7966人
- 避難所数 53カ所
- 収容遺体 397体
- 全壊家屋 2543戸・半壊家屋1519戸・一部損壊3182戸 警察署、消防本部調べ (25日現在中間報告、引き続き調査中)
- 負傷者数 2759人

1. 水道復旧状況 (平成7年2月2日 正午現在)

- ・給水率 33.0%
- ・給水可能戸数 約11,000世帯
- ・各戸給水可能区域
 - 全域：奥池地区
 - 一部：奥山、朝日ヶ丘、東芦屋、山手、東山、山芦屋、三条、西山、岩園、若宮、春日、打出小槌
- ・臨時給水所増設 (24時間可能)
 - 学校・避難所 (10ヶ所)：山手小学校・山手中学校・朝日ヶ丘小学校・朝日ヶ丘幼稚園・岩園小学校・西山幼稚園・市立芦屋高校・大原集会所・春日集会所・三条小学校
- 路上施設 (25ヶ所)：

<ul style="list-style-type: none"> 山手町33-1 山手町1-8 東芦屋町20-3 朝日ヶ丘町7-33 朝日ヶ丘町26-14 東山町22-13 岩園町3-24 朝日ヶ丘町9-8 山芦屋町15-1 春日町3-6 若宮町9-10 東山町7-26 春日町16-6 	<ul style="list-style-type: none"> 市立芦屋高校バス停前 双葉屋 芦屋パーキング前 芦屋神社南 第三マンション芦苑南西角 霊園南北参道 東山公園北100m 岩園調整池前 グリーンテニスクラブ北 芦屋山手マンション西南 そごう発送所前歩道 宮小北50mR43線北歩道 パークマンション南歩道 春日集会所東50m北歩道 	<ul style="list-style-type: none"> 打出町1-15 打出小槌町13-16 船戸町1-25 精道町10-6 宮川町6-3 打出小槌町3-5 月若町7-10 朝日ヶ丘町36-13 松ノ内町9-10 宮塚町8-13 西蔵町10-22 浜町8番23号地先 	<ul style="list-style-type: none"> 関西信用金庫打出支店歩道 多田病院前 アルバ芦屋北歩道 精道小東100mR43北歩道 県立芦屋高校南R43北歩道 芦屋動物病院西R2南歩道 月若公園西100m 芦屋病院南口バス停 真如苑関西本部南 宮川橋北歩道 海技大学東交差点 グリーンコーポ芦屋南
------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------	-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------	----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------	------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------

2. 仮設共同浴場の増設について

- (1) 吳川町 (保健福祉総合センター建設予定地)
 - 開始日：2月2日(木)～
 - 時間：受付 午前10時30分～午後8時
入浴 午前10時30分～午後8時30分
 - 規模：家庭用ユニットバス33基
10人用浴槽男女各1基
シャワールーム5つ
 - 運営：芦屋市自治会連合会とボランティア
※車での来場はご遠慮ください
 - 問い合わせ：芦屋市生活文化課 ☎0797-38-2007
- (2) 岩園小学校
 - 開始日：2月3日(金)～
 - 時間：午後1時～午後8時
 - 規模：20人用1基
※車での来場はご遠慮ください
- (3) 山手小学校シャワールーム
 - 開始日：2月4日(土)～
 - 時間：午後2時～午後8時 (変更になる場合あり)
 - 規模：シャワールーム5つ
 - 問い合わせ：山手小学校 ☎0797-32-1113

3. インフルエンザ予防接種の追加実施について

- (1) 日時
 - ①日時：2月6日(月) 午後1時～3時
場所：芦屋市民センター医務室 (老人福祉会館東入り口からお入りください。)
 - ②日時：2月7日(火)～午後1時～3時
場所：岩園小学校保健室
- (2) 対象 各避難所に避難しておられる65歳以上の希望者
問い合わせ 芦屋市保健センター ☎31-1586

4. 園庭を開放し、子ども達に遊び場を提供

次のとおり、保育所の園庭を開放しています。保育所の保母や、ボランティアの保母といっしょに遊びませんか。

- (1) 日 時：2月2日（木）から当分の間
午前10時から午後4時
- (2) 場 所：打出保育所
（宮川町4-10 ☎0797-22-5725）
- (3) 対 象：1歳～就学前の子ども
（被災の手続きなどで子どもさんを一時的に預けたい方もご利用ください。）
問い合わせ 精道保育所 ☎32-0510

5. 義援金の状況

全国各地からの温かいご好意による義援金は、2月1日現在で、合計760件、1億5,815万5,261円となっています。

6. とん汁の炊き出しについて

岡山県川上郡成羽町の皆さまのご好意により、とん汁の炊き出しを実施していますが、2月2日からさらに1000食が追加され、計3000食が提供されることになりました。

- 期 間：2月6日（月）まで 午前11時から夕方（なくなるまで）
場 所：松浜公園北側（浜芦屋町）
食 数：毎日3000食
問い合わせ：芦屋市管財課 ☎0797-38-2013

7. ホームステイの受け入れについて

震災により自宅を失われたかたを対象に、一定期間一般の家庭でのホームステイの希望を受け付けています。

- 受付会場：松浜公園（浜芦屋町）相談コーナー
受付時間：午前9時から午後6時（毎日）
問い合わせ：兵庫県救護対策現地本部 ☎34-4578

8. 震災救援社会福祉協議会合同本部芦屋市現地本部事務所の設置について

障害のあるかた、高齢者、母子家庭のかたなど、身近なお悩みのことについてご相談（電話でも可）にお応えします。

- 場 所：芦屋市業平町8-5 市民センター別館 福祉会館
芦屋市社会福祉協議会内
時 間：午前10時～午後5時（毎日）
問い合わせ：☎0797-32-9105、9126、9134

9. 被災者ショートステイをお気軽にご利用ください

受け入れ：八日市市、八日市市社会福祉協議会

ステイ先：八日市市民福祉センター

内 容：●第1回目 2月5日（日）～7日（火）の2泊3日
（第2回目からは毎週土、日、月の3日間）

- 当面、2月から3月まで予定
- 1回25人前後
- 温かい食事、入浴、洗濯、買い物、診療、理容、ヘアカット等のサービス
- 現地までは観光バスで送迎

申し込み：芦屋市社会福祉協議会事務局

問い合わせ：☎32-7530・32-9135

窓口情報

芦屋浜市民サービスコーナーで、市民課で発行している各種証明書を発行します。

【芦屋浜市民サービスコーナー】 ☎0797-23-6636

(1) 業務内容：市役所市民課で発行している各種証明書

- ・住民票の写し
- ・住民票掲載事項証明書
- ・戸籍謄抄本（時間がかかります）
- ・戸籍の附票（時間がかかります）
- ・年金現況届
- ・印鑑登録証明書
- ・外国人登録済証明書
- ・身分証明書

(2) 場 所：芦屋市高浜町7番2号 芦屋浜センタービル3階

(3) 時 間：月～金、午前9時～午後5時15分

※ラポルテ市民サービスコーナーでは、まだ、取り扱いができませんので、ご注意ください。

※芦屋浜サービスコーナーでは、印鑑登録は行っていませんので、ご注意ください。

【分庁舎】水道部 ☎0797-38-2081、2082

(1) 業務内容：転出精算、水道の一時中止等の受け付け
（ただし、営業再開後の事後処理となります）

(2) 場 所：市役所分庁舎1階（市役所本庁舎東）

(3) 時 間：月～金、午前9時～午後5時15分

【市役所】 ☎0797-31-2121（代表）

(1) 戸籍の届け、戸籍謄抄本

場 所：芦屋市役所南館経済課内（市民課）
（南玄関入り、向かって左側）

時 間：月～金、午前9時～午後5時15分

※印鑑登録については、市役所市民課でご相談ください

(2) り災証明

場 所：芦屋市役所南館経済課内（福祉総務課）
（南玄関入り、向かって左側）

時 間：月～金、午前9時～午後5時15分

(3) 障害・保護・母子福祉・児童相談、高年福祉相談、保育相談

場 所：芦屋市役所南館経済課内（福祉課・高年福祉課・保育課）
（南玄関入り、向かって左側）

時 間：月～金、午前9時～午後5時15分

(4) 原付登録

場 所：芦屋市役所南館税務管理課
（南玄関入り、正面階段上がって左側）

時 間：月～金、午前9時～午後5時15分

(5) 国民健康保険・国民年金・医療の相談

場 所：芦屋市役所南館保険年金課
（南玄関入り、正面階段上がって右側）

時 間：月～金、午前9時～午後5時15分

災害の状況 (2月3日7時現在)

- 避難者数 7630人
- 避難所数 53カ所
- 収容遺体 397体
- 全壊家屋 2543戸・半壊家屋1519戸・一部損壊3182戸 警察署、消防本部調べ (25日現在中間報告、引き続き調査中)
- 負傷者数 2759人

1. 水道復旧状況 (平成7年2月3日 正午現在)

- ・給水率 37.7% ・復旧延長 69.0km
- ・給水可能戸数 約12,600世帯
- ・各戸給水可能区域
 - 全域：奥池地区
 - 一部：奥山、朝日ヶ丘、東声屋、山手、東山、山声屋、三条、西山、岩園、若宮、春日、打出小槌、松ノ内、船戸、大原
- ・臨時給水所増設 (24時間可能)
 - 学校・避難所 (12ヶ所)：山手小学校・山手中学校・朝日ヶ丘小学校・朝日ヶ丘幼稚園・岩園小学校・西山幼稚園・市立芦屋高校・大原集会所・春日集会所・三条小学校・上宮川文化センター・翠ヶ丘集会所
- 路上施設 (28ヶ所)：

山手町33-1	市立芦屋高校バス停前	若宮町9-10	宮小北50mR43線北歩道	月若町7-10	月若公園西100m
山手町1-8	双葉屋 芦屋パーキング前	東山町7-26	パークマンション南歩道	朝日ヶ丘町36-13	芦屋病院南口バス停
東声屋町20-3	芦屋神社南	春日町16-6	春日集会所東50m北歩道	松ノ内町9-10	真如苑西本所南
朝日ヶ丘町7-33	第三マンション芦苑南西角	打出町1-15	関西信用金庫打出支店歩道	宮塚町11-17	宮塚橋北歩道
朝日ヶ丘町26-14	霊園南北参道	打出小槌町13-16	多田病院前	西蔵町10-22	海技大学東交差点
東山町22-13	東山公園北100m	船戸町1-25	アルパ芦屋北歩道	浜町8番23号地先	グリーンコーポ芦屋南
岩園町3-24	岩園調整池前	精道町10-6	精道小東100mR43北歩道	大原町5-18	大原ラモール芦屋北
朝日ヶ丘町9-8	グリーンテニスクラブ北	宮川町6-3	県立芦屋高校南R43北歩道	宮塚町6-14	芦屋第6コーポラス交差点
山声屋町15-1	芦屋山手マンション西南	打出小槌町3-5	芦屋動物病院西R2南歩道	浜町2-19	宮川小学校東100m
春日町3-6	そごう発送所前歩道				

2. 申告・納付などの期限の延長

芦屋市が国税通則法の規定による災害地域に指定されました。指定された地域に納税地がある個人または法人は、特別の申請をおこなわなくても、1月17日以降に到来する申告・申請・納付期限などが延長されます。延長期限は決定次第お知らせします。詳しくは、お気軽に最寄りの税務署にご相談ください。

問い合わせ 芦屋税務署 ☎0797-31-2131

3. 被災者に対する県税の減免

災害を受けられた場合、県税についても期限の延長、徴収の猶予、減免等ができます。減免を受けることができる主な県税は、個人事業税、不動産取得税、自動車税です。

詳しくは、兵庫県西宮市財務事業所 (西宮市榎塚町2-28 ☎0798-23-7788) へ

4. 市税の納期限等の延長

兵庫県南部地震により、平成7年1月17日以降に到来する下記市税の申告及び納付期限を、平成7年3月31日まで延長します。

区 分		延長する申告・納付期限	延長前の期限
市 民 税	個 人	平成6年度普通徴収第4期分の納付期限	平成7年1月31日
		平成7年度市県民税の申告期限	平成7年3月15日
	法 人	平成6年度11月及び12月決算法人の申告納付期限	決算後2か月以内
固定資産税・都市計画税		平成6年度固定資産税・都市計画税第4期分の納付期限	平成7年2月28日
		平成7年度固定資産税 (償却資産) の申告期限	平成7年1月31日

- 注 1 期限の延長に伴い、固定資産税・都市計画税及び市県民税の各第4期分の口座振替日は、3月31日となります。
 2 平成6年度特別徴収平成7年1月及び2月分の納入及び平成6年分市県民税の給与支払報告書の提出は、期限を3月31日まで延長します。
 3 その他の市税についても同様に期限を延長します。
 4 減免についての具体的な手続きについては、後日お知らせします。

問い合わせ 税務管理課税制係 ☎0797-38-2015

5. 弔慰金、見舞金、義援金、貸付金に関する事務処理の遅れについて (おことわり)

国、県、芦屋市及び日本赤十字社等からの弔慰金、見舞金、義援金、貸付金について、被災の状況から早急に支給しなければなりません。本市の場合、被災の割合が他市に比べて高く、災害復旧に全力をあげており、そのため、支給事務が大幅に遅れ、大変ご迷惑をおかけしています。

現在、被災者のかたに、弔慰金などをまとめて支給できるよう取り組んでいます。支給時期などについては2月下旬になる予定です。

詳しくは、広報紙などでお知らせしますので、今しばらくお待ちください。

芦屋市災害対策本部 ☎0797-38-2099

6. インフルエンザ予防接種の追加実施について

各避難所に避難しておられる65歳以上の希望者を対象にインフルエンザの予防接種を実施します。

- ①日 時：2月6日(月)午後1時～3時
場 所：芦屋市市民センター医務室
(老人福祉会館東入口からお入りください。)
- ②日 時：2月7日(火)午後1時～3時
場 所：岩園小学校保健室
- ③日 時：2月8日(水)午後1時～3時
場 所：県立芦屋高校

問い合わせ 芦屋市保健センター ☎0797-31-1586

7. 2月5日の日曜日に診療可能な病院

- 鈴木小児科
高浜町 ☎34-0766 (午前9時から午後5時)
- 井田医院(内科)
茶屋之町 ☎22-3861 (午前9時から正午)
- 大谷整形外科クリニック
大原町 ☎34-7077 (午前9時から午後2時)

8. 船による避難所利用者の追加募集

フェリーすずらん号を、ほとんど常時岸壁に係留できるようになりました。バス等交通の便がなく通勤・通学は困難ですが、船を拠点に家屋の整備をされるかた、お年寄り(自分自身で身の回りのことができるかた)を船にあずけて家屋の修理をされるかたなどにお勧めしています。

対 象 者：芦屋市民(但し、自分で身の回りのことができるかた)
申し込み：電話でお申し込みください。
芦屋市災害対策本部 ☎0797-38-2099

係留場所：尼崎港(東海岸町岸壁)
乗船方法：随時乗船(乗船の際、市関係者に申し出てください。)
費 用：食事代(1日3食、1,000円)

9. 大型フェリーによる休憩所の提供について

大阪市の協力により、芦屋市民も利用できます。

係留場所：大阪湾弁天ふ頭
利用期間：2月5日(日)～3月4日(土)まで
費 用：無料
設 備：食事・寝具提供、風呂(銭湯)、2等船室利用
申し込み：大阪市民生局 ☎06-202-9985～7
(時間)午前9時～午後8時まで

10. 小・中学校再開初日の登校状況

小・中学校が2月2日から再開されました。初日に登校した児童・生徒は、小学校2,371人(49.4%)、中学校1,468人(75.2%)でした。当分の間、午前中のみです。(給食は未実施)

問い合わせ 芦屋市教育委員会学校教育課 ☎0797-38-2088

11. 老人ホーム短期入所

おおむね65歳以上で、家屋崩壊により、当分自宅で居住が見込めない方について、当分の間、養護老人ホームや特別養護老人ホームへ入所することができます。受付は、市役所高齢福祉課(市役所南館経済課内…南玄関入って左側)で行っておりますので、ご相談ください。

芦屋市保健福祉部高齢福祉課

12. 岡山県成羽町福祉施設への受入

おおむね60歳以上で、家屋倒壊により、当分自宅で居住が見込めない方について、3か月間、養護老人ホーム、特別養護老人ホーム、軽費老人ホームへ、それぞれ数名を受け入れます。また1泊2日のデイサービスもあります(定員23人)。希望者は下記の通り申し込んでください。

受付日時：2月7日(火)まで
受付場所：芦屋市役所高齢福祉課
(市役所南館経済課内…南玄関入って左側)
または芦屋ハートフル福祉公社(浜芦屋町)
☎0797-38-3122

出 発 日：2月9日(木)午後1時30分(午後1時集合)
集合場所：芦屋ハートフル福祉公社

芦屋市保健福祉部高齢福祉課

13. 焼きいも無料配布

実 施 日：2月5日(日)午前10時頃からの予定
場 所：県立芦屋高校
数 量：約600本
問い合わせ：藤川 ☎06-751-3425

14. 保育所の再開に向けて

次のとおり簡易保育を、緑保育所に続いて実施します

開始日・場所：
2月6日(月)～ 新浜保育所(新浜町1-1 ☎0797-32-0410)
2月8日(水)～ 大東保育所(新浜町8-1 ☎0797-22-0089)
岩園保育所(岩園町2-18 ☎0797-31-0335)

保 育 時 間：月～土 午前8時～午後5時
対 象：保育に欠ける乳幼児(満1歳～就学前)、震災などによりご家庭で、お子さんの世話ができないかたも申し込みます。
申 し 込 み：1月30日から受け付け中
月～金の午前9時～午後4時に
精道保育所(精道町9-16 ☎0797-32-0510)へ

明日2月5日(日)、本紙「広報あしや地震災害情報」は、休刊とさせていただきます。

窓口情報

芦屋市民サービスコーナーで、市民課で発行している各種証明書を発行します。

【芦屋市民サービスコーナー】 ☎0797-23-6636

(1) 業務内容：市役所市民課で発行している各種証明書

- ・住民票の写し
- ・住民票掲載事項証明書
- ・戸籍謄抄本(時間がかかります)
- ・戸籍の附票(時間がかかります)
- ・年金現況届
- ・印鑑登録証明書
- ・外国人登録済証明書
- ・身分証明書

(2) 場 所：芦屋市高浜町7番2号 芦屋市民センタービル3階

(3) 時 間：月～金、午前9時～午後5時15分

※ラポルテ市民サービスコーナーでは、まだ、取り扱いができませんので、ご注意ください。
※芦屋市民サービスコーナーでは、印鑑登録は行っていませんので、ご注意ください。

【分庁舎】水道部 ☎0797-38-2081、2082

(1) 業務内容：転出精算、水道の一時中止等の受け付け
(ただし、営業再開後の事後処理となります)

(2) 場 所：市役所分庁舎1階(市役所本庁舎東)

(3) 時 間：月～金、午前9時～午後5時15分

【市役所】 ☎0797-31-2121 (代表)

(1) 戸籍の届け、戸籍謄抄本

場 所：芦屋市役所南館経済課内(市民課)
(南玄関入り、向かって左側)

時 間：月～金、午前9時～午後5時15分

※印鑑登録については、市役所市民課でのご相談ください

(2) り災証明、高齢福祉相談

場 所：芦屋市役所南館経済課内(福祉総務課、高齢福祉課)
(南玄関入り、向かって左側)

時 間：月～金、午前9時～午後5時15分

(3) 障害・保護・母子福祉・児童相談、保育相談

場 所：芦屋市役所南館福祉課(保育課)
(南玄関入り、正面階段上がって右側奥)

時 間：月～金、午前9時～午後5時15分

(4) 原付登録

場 所：芦屋市役所南館税務管理課
(南玄関入り、正面階段上がって左側)

時 間：月～金、午前9時～午後5時15分

(5) 国民健康保険・国民年金・医療の相談

場 所：芦屋市役所南館保険年金課
(南玄関入り、正面階段上がって右側)

時 間：月～金、午前9時～午後5時15分

災害の状況 (2月4日19時現在)

- 避難者数 7652人
- 避難所数 54カ所
- 収容遺体 397体
- 全壊家屋 2543戸・半壊家屋1519戸・一部損壊3182戸 警察署、消防本部調べ (25日現在中間報告、引き続き調査中)
- 負傷者数 2759人

1. 水道復旧状況 (平成7年2月5日 正午現在)

- ・給水率 46.9% 復旧延長 85.9km
- ・給水可能戸数 約15,600世帯
- ・各戸給水可能区域
 - 全域：奥池地区
 - 一部：奥山、朝日ヶ丘、東芦屋、山手、東山、山芦屋、三条、西山、岩園、若宮、春日、打出小槌、松ノ内、船戸、大原、楠、浜、西蔵
- ・臨時給水所増設 (24時間可能)
 - 学校・避難所 (12ヶ所)：山手小学校・山手中学校・朝日ヶ丘小学校・朝日ヶ丘幼稚園・岩園小学校・西山幼稚園・市立芦屋高校・大原集会所・春日集会所・三条小学校・上宮川文化センター・翠ヶ丘集会所
 - 路上施設 (37ヶ所)：

山手町33-1	市立芦屋高校バス停前	打出町1-15	関西信用金庫打出支店歩道	宮塚町11-17	宮塚橋北歩道
山手町1-8	双葉屋 芦屋パーキング前	打出小槌町13-16	多田病院前	西蔵町10-22	海技大学東交差点
東芦屋町20-3	芦屋神社南	船戸町1-25	アルパ芦屋北歩道	浜町8番23号地先	グリーンコーポ芦屋南
朝日ヶ丘町7-33	第三マンション芦苑南西角	精道町10-6	精道小東100mR43北歩道	大原町5-18	大原ラモール芦屋北
朝日ヶ丘町26-14	霊園南北歩道	宮川町6-3	県立芦屋高校南R43北歩道	宮塚町6-14	芦屋第6コーポラス交差点
東山町22-13	東山公園北100m	打出小槌町3-5	芦屋動物病院西R2南歩道	浜町2-19	宮川小学校東100m
岩園町3-24	岩園調整池前	西山町16-10	アーバンライフ東	呉川町3-9	宮川橋南50m
朝日ヶ丘町9-8	グリーンテニスクラブ北	西山町15-14	西山郵便局前	呉川町9-8	呉川公園東
山芦屋町15-1	芦屋山手マンション西南	宮塚町1-5	芦屋第一生命前	春日町9-5	パインクレスト南
春日町3-6	そごう発送所前歩道	月若町7-10	月若公園西100m	親王塚町6-16	上宮川橋東100m
若宮町9-10	宮小北50mR43線北歩道	朝日ヶ丘町34-4	芦屋病院南100m	翠ヶ丘町9-12	翠ヶ丘集会所西
東山町7-26	パークマンション南歩道	松ノ内町9-10	真如苑関西本部南	翠ヶ丘町13-8	翠ヶ丘郵便局西100m
春日町16-6	春日集会所東50m北歩道				

2. 呉川町仮設共同浴場受付時間の変更

呉川町14番の保健福祉総合センター建設予定地に設置されている、仮設共同浴場の入浴受付時間が、午前10時から午後7時30分までに変更になっています。ご注意ください。
芦屋市市長室生活文化課 ☎0797-38-2007

3. 親と子の遊びの広場

子ども達はもちろん、ご家族の皆さまも一緒に楽しいひとときをお過ごしください。個別相談コーナーなどもあります。

- 開設日：2月12日(日)
- 場所：西宮児童相談所(西宮市青木町)
- 申し込み：2月10日(金)までに芦屋市役所福祉課家庭児童相談員 (☎0797-38-2042)へ

4. 芦屋病院からのお知らせ

2月6日(月)から、入院・外来とも通常の診療を実施します。平日の夜間、および土曜日、日曜日は、内科・小児科・外科について、当分の間2次救急の対応を行います。
院内の水道はすでに全面通水していますが、暖房設備などまだ不十分な点もありますので、ご理解をお願いします。
市立芦屋病院 ☎0797-31-2156

5. 公的宿泊施設の受入について

一時的に公的宿泊施設での生活を希望する人の申し込みを受け付けています。
受付日時：毎日。午前9時～午後6時
受付会場：松浜公園(浜芦屋町)相談コーナー
問い合わせ 兵庫県救護対策現地本部 ☎0797-34-4573

6. とん汁の炊き出し期間の延長について

岡山県川上郡成羽町の皆様のご好意で実施しておりますとん汁の炊き出し期間が延長され、2月11日までとなりました。

- 時間：午前11時から夕方(なくなるまで)
- 場所：松浜公園北側(浜芦屋町)
- 食数：3000食

問い合わせ 芦屋市管財課 ☎0797-38-2013

7. 年金住宅資金借入者の返済猶予措置について

り災者の既貸付分について、下記のような償還猶予措置があります。

- (1) 償還猶予期間：1～3年
- (2) 利率の軽減：0.5～1.5%
- (3) 償還期間の延長：1～3年

提出書類など詳しくは借入先にご相談ください。

問い合わせ (社) 兵庫県友愛年金福祉協会 電話 078-242-7681 FAX 078-242-7688

8. エジプト大統領が肌着17000着を寄贈

2月3日(金)にエジプト大使が、市長にお見舞いの訪問をされ、エジプト大統領から芦屋市に対して、肌着17000着が、救援物資として寄贈されました。

※エジプト大使は、北村市長と以前から懇意であったため、大使を通じて大統領に芦屋市の情報が伝わったものです。

9. 水道路上施設ご利用上のご注意

臨時給水所の水は、飲用にご利用いただけますが、付近で緊急工事のため断水をして、その後の通水時に赤水等が出る場合があります。そのようなときは、しばらく待って、無色透明になってからご利用ください。なお、飲用の際、念のため煮沸していただくようお願いいたします。

10. 高齢者・障害者に対する保健福祉サービスの提供

芦屋ハートフル福祉公社が行っているホームヘルプサービス事業、福祉給食サービス事業及び訪問看護事業については、震災後も積極的にサービスを提供しています。

震災後、利用者の安否確認を行い、在宅におられる方については順次サービスを提供しています。また、避難所におられる方や在宅で新たに日常生活に支障をきたしている方々にもサービスを拡げつつあります。

寝たきり老人、ひとり暮らし老人及び心身障害者等で日常生活にお困りの方は、ご遠慮なくご相談ください。

問い合わせ 芦屋ハートフル福祉公社(浜芦屋町3-26 ☎38-3122)

11. 在宅老人デイサービスのご利用について

あしや聖徳園のホームケアセンターでは、在宅介護ご老人のデイサービスを1月23日から再開し、屋間お世話をしています。ご自宅、避難所からセンターまで自動車での送迎します。また、介護等について今後の相談にも応じています。

場 所：六箇荘町3番57号 あしやホームケアセンター

問い合わせ：あしやホームケアセンター ☎22-5959

芦屋市役所高年福祉課 ☎31-2121

12. 国民年金保険料の免除について

震災により所有する住宅や家財に著しい損害をうけて保険料の支払いが困難な方は保険料の免除申請ができます。免除期間は平成6年12月分から平成8年3月分までです。手続きは印鑑を持って保健年金課年金課係(☎38-2036)まで。

13. 国民年金保険料の口座振替について

震災により2月分の保険料の口座振替ができませんので、3月20日にまとめて振替をさせていただきます。

問い合わせ 保健年金課年金課係(☎38-2036)

14. 仮設住宅計画について

すでに市が建設する900戸、市営住宅空家10戸、県営住宅空家30戸、公社公団空家280戸、合計1220戸について入居者の抽選を行いました。

しかしこれだけでは、り災者の仮設住宅はまだ不足していますので、現在第2次および第3次の仮設住宅計画を実施すべく準備を進めています。

このうち第2次計画の465戸(大阪府の仮設住宅150戸を含む)につきまは、国および県の決定があり次第、内容をお知らせし、追加募集を行う予定です。募集内容については現在検討中です。また、第3次計画につきましても検討しているところです。

入居までの間、ご不自由な避難所での生活をしていただくこととなりますが、その環境改善策も現在検討中ですので、今しばらくご辛抱いただきますようお願いいたします。

なお、緑町の仮設住宅40戸については、入居資格の審査をし、2月7日に入居していただく予定です。

15. 2月6日以降の診療可能な医院及び病院

診療時間等については各医療機関にお問い合わせください。

耳鼻科	ハザマ耳鼻咽喉科病院 22-3688	大谷整形外科クリニック 34-7077	瓜谷医院 22-5226
	山本耳鼻咽喉科医院 31-8226	平林医院 22-3548	野村医院 22-5505
	古川耳鼻咽喉科医院 23-4187	本田外科胃腸科 31-2221	岡内科小児科医院 23-0401
眼科	安並眼科医院 22-9640	坂東診療所 32-3399	大谷クリニック 22-4460
	矢野眼科 34-1577	広野医院 23-1363	山田医院 22-9351
	田中眼科 31-3131	福岡外科医院 31-5588	花岡医院 22-4604
皮膚科	藤原皮膚科 31-5112	内科 大森医院 32-3997	多田医院 32-3884
	谷村医院 22-5617	上田内科 34-1878	藤井医院 31-2531
小児科	京極小児科 31-2735	北井内科クリニック 38-4188	吉田内科クリニック 38-7210
	かわもり小児科 34-6321	筋師医院 23-0627	甲陽医院 31-0003
	永井小児科 32-8165	幸原医院 22-0338	富永医院 22-3823
	鈴木小児科 34-0766	高内科 38-0022	中村医院 23-0468
	白井小児科 22-0445	松葉医院 22-1641	井田医院 22-3861
婦人科	平岡産婦人科 22-3880	上條医院 34-0787	西川内科 31-7789
	宮本産婦人科 31-0380	高田診療所 31-0680	泌尿器科 宮川医院 32-0011
	柿沼産婦人科 31-1234	石井内科 32-2810	精神 大崎メンタルクリニック 31-4556
	甲陽医院 31-0003	松岡内科 22-4592	野津医院 32-0272
	由つクリニック 38-7291	堂野前医院 32-6458	脳・神 須山脳神経外科クリニック 32-6138
外・整	林整形外科 外科医院 32-8880	岡崎医院 22-0700	全科 市立芦屋病院 31-2156
	安東整形外科 32-1660	重信医院 31-2480	内・外科 伊藤病院 22-4040
	藤崎整形外科 38-0107		

窓口情報

【市役所】☎0797-31-2121(代表)

■ 原付登録、所得証明、市県民税課税証明、評価証明、納税証明(12月末現在)

場 所：芦屋市役所南館税務管理課
(南玄関入り、正面階段上がって左側)

時 間：月～金、午前9時～午後5時15分

※震災により証明できない場合があります。

■ 指導要綱に基づく届・建築確認申請等

場 所：消防署南側通路を東へ入る 消防署東側仮設事務所(当分の間)

時 間：2月6日(月)から

月～金、午前9時から17時15分まで

但し、受付事務は午前中にお願います。

問い合わせ 開発指導課 ☎31-2121 内線2911～3

災害の状況 (2月6日19時現在)

- 避難者数 7652人
- 避難所数 54カ所
- 収容遺体 397体
- 全壊家屋 2543戸・半壊家屋1519戸・一部損壊3182戸 警察署、消防本部調べ (25日現在中間報告、引き続き調査中)
- 負傷者数 2759人

1. 医療に関する情報

1 常設救護所 [2月3(金)日現在]
[外科・内科・小児科系]

会場	開設時間	従事者	電話番号
精道小学校 (1年2組の教室)	終日	京都班・芦屋市医師会	030-266-7079
県立芦屋高校 (運動場)	終日	自衛隊	0797-32-2325 (呼)
精道中学校 (保健室)	9:00~21:00	日本赤十字社	030-355-0400
芦屋 (松浜) 公園 (北端部)	8:30~17:00	兵庫県芦屋現地対策本部 (福井県医療チーム)	0797-31-4262
芦屋保健所 (精神科)	9:00~17:00	県立岡山病院	0797-32-0707

[歯科]

会場	開設時間	従事者	電話番号
歯科医師会館	10:00~15:00	芦屋市歯科医師会	0797-23-6471

※どなたでもご利用ください。

- 2 在宅者の医療相談や往診について
在宅のかたで、身体の調子が悪く、通院も不可能でお困りのかたについては、医師または保健婦による電話相談および訪問活動を実施しています。
問い合わせ 救護医師団詰所 ☎0797-32-2345
- 3 芦屋保健所メンタルヘルスサービス
震災のあと、気持ちや身体の変化にとまどっていませんか。眠れない、不安感、無力感など、お気軽にご相談ください。
1.電話相談 2.巡回相談 (医師、保健婦、臨床心理士などが巡回しています) 3.来所相談 (専門スタッフが相談、カウンセリングをします)
いずれも、受付時間は午前9時から午後5時ですが、緊急の場合は、いつでもご相談に応じます。
問い合わせ 芦屋保健所 (公光町1-23 ☎32-0707)

2. 阪急バスの運行について

現在阪急バスは、市内全域をほぼ時間通り運行しています。なお、道路事情によっては一部迂回して運行していますので、ご確認ください。
問い合わせ 阪急バス芦屋浜営業所 ☎31-1121

3. 宅地防災相談所の開設

今回の地震により、宅地が崩壊した等の被害を生じているものにつき、次のとおり宅地防災に関する相談にお応えします。

- 相談内容：
・被災状況に対する応急診断
・災害復旧に関する技術的相談
・災害復旧に関する融資制度について

期 間：平成7年2月6日(月)から2月15日(水)まで、10日間
午前10時から午後4時
場 所：精道幼稚園 (川西町11-10)
☎0797-32-4443

4. 建物応急危険度判定相談所の閉鎖

被災住宅の安全性を知っていただくため、建築士事務所協会他多くのボランティアにより1月25日から行ってきました「住宅応急危険度判定調査」を2月7日(火)で調査依頼の受付を終了します。ただし、受付が完了しているものについては引き続き調査します。
問い合わせ 精道幼稚園内 (川西町11-10) ☎0797-32-4427, 4428

5. お風呂の情報

場 所：ホテルシップ「シンフォニー」
深江岸壁 (平田町西南、日本通運前)
料 金：300円
時 間：2月7日(火)午後3時から。 8日(水)以降はお問い合わせください。
問い合わせ ホテルシップ「シンフォニー」 ☎078-431-6573~5

6. 芦屋郵便局からのお知らせ

- ①避難先不明・倒壊等で配達できなかった郵便物は、郵便局で保管していますので、芦屋郵便局へお受取りにお越しください。
②罹災の方が、親戚・知人等へ安否の手紙をお出しになる場合は、郵便物の切手欄に「災害用」と赤書して郵便局の窓口にお出しになれば、無料扱いになります。
(法人は除く)
なお、郵便局へお申し出いただければ1世帯あてハガキを5枚配布します。
③郵便物の配達や転送をお手伝いしていただける方を募集しています。(特に、自動二輪車免許所持者大歓迎)
詳細は芦屋郵便局 総務課 松本まで (☎0797-32-3100)

7. 水道復旧状況

(平成7年2月5日 16時現在)

・復旧率 49.5% ・復旧延長 90.5km

・給水可能戸数 約16,533世帯

・各戸給水可能区域

全域：奥池地区

一部：奥山、朝日ヶ丘、東芦屋、山手、東山、山芦屋、
三条、西山、岩園、若宮、春日、打出小礎、
松ノ内、船戸、大原、楠、浜、西蔵

・臨時給水所増設（24時間可能）

学校・避難所（12ヶ所）：

山手小学校・山手中学校・朝日ヶ丘小学校・
朝日ヶ丘幼稚園・岩園小学校・西山幼稚園・
市立芦屋高校・大原集会所・春日集会所・
三条小学校・上宮川文化センター・翠ヶ丘集会所

路上施設（37ヶ所）：

山手町33-1	市立芦屋高校バス停前
山手町1-8	双葉屋 芦屋パーキング前
東芦屋町20-3	芦屋神社南
朝日ヶ丘町7-33	第三マンション芦苑南西角
朝日ヶ丘町26-14	霊園南北歩道
東山町22-13	東山公園北100m
六籠荘町3-24	岩園調整池前
朝日ヶ丘町9-8	グリーンテニスクラブ北
山芦屋町15-1	芦屋山手マンション西南
春日町3-6	そごう発送所前歩道
若宮町9-10	宮小北50mR43線北歩道
東山町7-26	パークマンション南歩道
春日町16-6	春日集会所東50m北歩道
打出町1-15	関西信用金庫打出支店歩道
打出小礎町13-16	多田病院前
船戸町1-25	アルパ芦屋北歩道
精道町10-6	精道小東100mR43北歩道
宮川町6-3	県立芦屋高校南R43北歩道
打出小礎町3-5	芦屋動物病院西R2南歩道
西山町16-10	アーバンライフ東
西山町15-14	西山郵便局前
宮塚町1-5	芦屋第一生命前
月若町7-10	月若公園西100m
朝日ヶ丘町34-4	芦屋病院南100m
松ノ内町9-10	真如苑関西本部南
宮塚町11-17	宮塚橋北歩道
西蔵町10-22	海技大学東交差点
浜町8番23号地先	グリーンコーポ芦屋南
大原町5-18	大原ラモール芦屋北
宮塚町6-14	芦屋第6コーポラス交差点
浜町2-19	宮川小学校東100m
呉川町3-9	宮川橋南50m
呉川町9-8	呉川公園東
春日町9-5	パインクレスト南
親王塚町6-16	上宮川橋東100m
翠ヶ丘町9-12	翠ヶ丘集会所西
翠ヶ丘町13-8	翠ヶ丘郵便局西100m

※水道路上施設ご利用上のご注意

臨時給水所の水は、飲用にご利用いただけますが、付近で緊急工事のため断水をして、その後の通水時に赤水等が出る場合があります。そのようなときは、しばらく待って、無色透明になってからご利用ください。なお、飲用の際、念のため煮沸していただくようお願いします。

芦屋市給水可能区域図

(平成7年2月5日16時現在)



1. この図は、通水テストが完了した管路を明示したものです。
2. 給水可能となる区域は、ブロック単位（1町又は数町）で、通水テストが完了した場合をいいます。
3. 各家庭（マンションの場合は受水槽）に給水できるようになった場合は、職員又は業者が各戸を個別訪問して給水するようにしています。この場合、留守宅へは「ビラ」を投函し、家屋内で漏水箇所があるときは、公道止水栓又は内部メーター直結バルブを開け、使用者で修理されるよう伝えて帰ります。在宅可能となったとき及び補修が完了した家庭は、改めて水道部へご連絡ください。
4. 給水可能となった地域には、連日、職員又は業者が精力的に個別訪問していますので、今しばらくお待ちください。
5. この図に管路を明示していない地域についても、全国から応援を求めて仮復旧に努力しています。一部地域では、管の破損が激しく、工事が難行していますが、全力を挙げて施工していますので、ご理解ください。
6. 全地域仮復旧のメドは、2月末としています。その間は、別掲の「臨時給水所」（24時間給水可能）をご利用ください。

窓口情報

【保健センター】 ☎0797-31-1586

①母子健康手帳の交付

②他市で予防接種を希望のかたには、依頼書を発行しています。

③健康相談を随時行っています。

場 所：阪神芦屋駅より歩いて北200m

時 間：月～金、午前9時～午後5時15分

災害の状況 (2月6日19時現在)

- 避難者数 7240人
- 避難所数 53カ所
- 収容遺体 397体
- 全壊家屋 2543戸・半壊家屋1519戸・一部損壊3182戸 警察署、消防本部調べ (25日現在中間報告、引き続き調査中)
- 負傷者数 2759人

1. 水道復旧状況 (平成7年2月6日 16時現在)

- ・復旧率 56.2% ・復旧延長 102.9km
- ・給水可能戸数 約18,700世帯
- ・各戸給水可能区域
- 全域：奥池地区
- 一部：奥山、朝日ヶ丘、東芦屋、山手、東山、山芦屋、三条、西山、岩園、若宮、春日、打出小槌、松ノ内、船戸、大原、楠、浜、西藏、呉川
- ・臨時給水所増設 (24時間可能)
- 学校・避難所 (15ヶ所)：山手小学校・山手中学校・朝日ヶ丘小学校・朝日ヶ丘幼稚園・岩園小学校・西山幼稚園・市立芦屋高校・大原集会所・春日集会所・三条小学校・上宮川文化センター・翠ヶ丘集会所・精道中学校・小槌幼稚園・市役所

路上施設 (46ヶ所)：

山手町33-1	市立芦屋高校バス停前	精道町10-6	精道小東100mR43北歩道	呉川町3-9	宮川橋南50m
山手町1-8	双葉屋 芦屋パーキング前	宮川町6-3	県立芦屋高校南R43北歩道	呉川町9-8	呉川公園東
東芦屋町20-3	芦屋神社南	打出小槌町3-5	芦屋動物病院西R2南歩道	春日町9-5	バインクレスト南
朝日ヶ丘町7-33	第三マンション芦苑南西角	西山町16-10	アーバンライフ東	親王塚町6-16	上宮川橋東100m
朝日ヶ丘町26-14	霊園南北参道	西山町15-14	西山郵便局前	翠ヶ丘町9-12	翠ヶ丘集会所西
東山町22-13	東山公園北100m	宮塚町1-5	芦屋第一生命前	翠ヶ丘町13-8	翠ヶ丘郵便局西100m
六麓荘町3-24	岩園調整池前	月若町7-10	月若公園西100m	岩園町43-1	岩園天神社南
朝日ヶ丘町9-8	グリーンテニスクラブ北	朝日ヶ丘町34-4	芦屋病院南100m	岩園町11-9	芦屋ロイヤルハイイツ北
山芦屋町15-1	芦屋山手マンション西南	松ノ内町9-10	真如苑西本館南	岩園町15-22	仲ノ池北東100m
春日町3-6	そごう発送所前歩道	宮塚町11-17	宮塚橋北歩道	翠ヶ丘町20-16	翠ヶ丘パークマンション南
若宮町9-10	宮小北50mR43線北歩道	西蔵町10-22	海技大学東交差点	三条町23-13	天理教会北50m
東山町7-26	パークマンション南歩道	浜町8番23号地先	グリーンコーポ芦屋南	三条町28-1	天理教会西100m
春日町16-6	春日集会所東50m北歩道	大原町5-18	大原ラモール芦屋北	三条町13-3	千香園マンション南
打出町1-15	関西信用金庫打出支店歩道	宮塚町6-14	芦屋第6コーポラス交差点	三条町6-24	芦屋第8コーポラス北50m
打出小槌町13-16	多田病院前	浜町2-19	宮川小学校東100m	呉川町4-10	宮本産婦人科西
船戸町1-25	アルパ芦屋北歩道				

2. 救援物資配布所の開設

現在、一般市民を対象に救援物資を避難所で配布しておりますが、さらに広く市民の皆さまに行き渡るよう、下記の通り救援物資を配布します。

- (1) 2月11日(土) 午後1時～午後3時
① 松ノ内公園 ② 南宮公園 ③ 芦屋(松浜)公園
- (2) 2月12日(日) 午後1時～午後3時
① 岩園小学校 ② 公光公園(業平交番南側) ③ 呉川公園

品 目：カップメン、衣類、ティッシュ、トイレトペーパー、石鹸、タオル、靴下、水、あめ、紙おむつ(大人、子ども)、生理用品など

※数量に限りがありますので、係員の指示を守ってください。

※災害緊急車などの通行の妨げになりますので、車での来場はご遠慮ください。

問い合わせ 芦屋市災害対策本部物資調達班 ☎0797-31-1241・0797-31-1247・0797-31-1281

3. 市立幼稚園の再開と新入園児の保護者説明会の開催について

【市立幼稚園の再開】

日 時：2月13日(月) 午前10時より開園

※保育は、当面午前11時30分までです。

【平成7年度新入園児保護者説明会】

日 時：3月1日(水) 午後1時

場 所：各幼稚園

問い合わせ 芦屋市教育委員会学校教育課 ☎0797-38-2088

4. 呉川町仮設共同浴場受付時間の変更

呉川町14番の保健福祉総合センター建設予定地に設置されている、仮設共同浴場の入浴受付時間が、午前10時30分から午後7時30分までに変更になっています。ご注意ください。

問い合わせ 芦屋市市長室生活文化課 ☎07

5. おもち入りぞうすいの炊き出しの実施について

兵庫県宍粟郡一宮町の皆様のご好意により実施しますので、ご利用ください。

日 時：2月8日(水) 午後2時から午後5時(なくなるまで)

場 所：松浜公園(浜芦屋町)

食 数：500食

問い合わせ 芦屋市管財課 ☎0797-38-2013

6. 山菜うどんの炊き出しの実施について

日時：2月8日(水) 午後4時30分から
場所：精進小学校東門付近の校庭
食数：1200食

問い合わせ 芦屋市管財課 ☎0797-38-2013

7. 営業している百貨店、スーパー

大丸芦屋店(午前10時30分から午後5時30分) 2月21日(火)は定休日
ダイエー芦屋店、ダイエー芦屋店(午前10時から午後8時) 2月定休日なし

8. ガーゼマスクの配布について

風邪予防のためのガーゼマスクを配布しています。ご希望のかたは保健センターまでお越しください。

場所：保健センター
時間：午前9時から午後5時

問い合わせ 保健センター ☎0797-31-1586

9. 緊急事態に於ける芦屋市歯科診療所

診療所	電話	診療所	電話	診療所	電話
明石歯科	31-1560	岸田歯科	22-1723	稲垣歯科	22-2870
有本歯科	31-1087	市民病院	31-2156	橋本歯科	22-3393
小野歯科浜風	23-6474	西田歯科	34-6731	花岡歯科	38-5533
楠瀬歯科	23-0555	小寺歯科	32-3836	平嶋歯科	32-3380
高田歯科	31-2229	藤本歯科	31-4193	土田歯科	22-2759
多田羅歯科	32-1913	荒巻歯科	34-6483	小野歯科	22-3989
増田歯科	22-5359	長谷川歯科	34-0212	木下歯科	31-1115
村岡歯科	34-6430	依藤歯科	22-5941	広瀬歯科	23-6420
シーサイド溝井	32-1008	翠ヶ丘歯科	22-6941	能治歯科	32-3386
錦歯科	23-6439	聖愛歯科	32-0356	坪内歯科	22-1712
岡歯科	22-0139	仁木歯科	32-6544	石原歯科	31-1388
上住歯科	34-1560				

お問い合わせは芦屋市歯科医師会館
住所 芦屋市公光町4-29
電話 0797-23-6471

診療可能な医院の訂正について

広報あしや災害情報①で掲載しました診療可能な医院及び病院のうち、広野医院(☎23-1363)は、内科の診療医院です。お詫びして訂正します。

窓口情報

芦屋市民サービスコーナーで、市民課で発行している各種証明書を発行します。

【芦屋市民サービスコーナー】 ☎0797-23-6636

- (1) 業務内容：市役所市民課で発行している各種証明書
・住民票の写し
・住民票掲載事項証明書
・戸籍謄抄本(時間がかかります)
・戸籍の附票(時間がかかります)
・年金現況届
・印鑑登録証明書
・外国人登録済証明書
・身分証明書
- (2) 場所：芦屋市高浜町7番2号 芦屋浜センタービル3階
- (3) 時間：月～金、午前9時～午後5時15分
※ラポルテ市民サービスコーナーでは、まだ、取り扱いができませんので、ご注意ください。
※芦屋浜サービスコーナーでは、印鑑登録は行っていませんので、ご注意ください。

【分庁舎】水道部 ☎0797-38-2081、2082

- (1) 業務内容：転出精算、水道の一時中止等の受け付け
(ただし、営業再開後の事後処理となります)
- (2) 場所：市役所分庁舎1階(市役所本庁舎東)
- (3) 時間：月～金、午前9時～午後5時15分

【市役所】 ☎0797-31-2121(代表)

- (1) 戸籍の届け、戸籍謄抄本
場所：芦屋市役所南館経済課内(市民課)
(南玄関入り、向かって左側)
時間：月～金、午前9時～午後5時15分
※印鑑登録については、市役所市民課でご相談ください
- (2) り災証明、高年福祉相談
場所：芦屋市役所南館経済課内(福祉総務課・高年福祉課)
(南玄関入り、向かって左側)
時間：月～金、午前9時～午後5時15分
- (3) 障害・保護・母子福祉・児童相談、保育相談
場所：芦屋市役所南館福祉課・保育課
(南玄関入り、正面階段上がって右側奥)
時間：月～金、午前9時～午後5時15分
- (4) 原付登録、所得証明、市県民税課税証明、評価証明、納税証明(12月末現在)
場所：芦屋市役所南館税務管理課
(南玄関入り、正面階段上がって左側)
時間：月～金、午前9時～午後5時15分
※震災により証明できない場合もあります
- (5) 国民健康保険・国民年金・医療の相談
場所：芦屋市役所南館保険年金課
(南玄関入り、正面階段上がって右側)
時間：月～金、午前9時～午後5時15分

【消防署東側仮設事務所】 開発指導課 ☎0797-31-2121内線2911～2913

- (1) 業務内容：指導要綱に基づく届・建築確認申請等
(2) 場所：消防署南側通路を東へ入る
(3) 時間：月～金、午前9時～午後5時15分
ただし受付業務は午前中にお願います

【保健センター】 ☎0797-31-1586

- (1) 業務内容：①母子健康手帳の配布
②他市で予防接種を希望するかたに依頼書を発行
③健康相談
- (2) 場所：阪神芦屋駅から北へ徒歩200m
- (3) 時間：月～金、午前9時～午後5時15分

災害の状況 (2月7日19時現在)

- 避難者数 7070人
- 避難所数 53カ所
- 収容遺体 397体
- 全壊家屋 2543戸・半壊家屋1519戸・一部損壊3182戸 警察署、消防本部調べ (25日現在中間報告、引き続き調査中)
- 負傷者数 2759人

1. 建築基準法第84条に基づく建築制限区域の指定

今回の地震による災害で、特に被害の大きかった地域につき、「災害に強い安全なまちづくり」を推進するため、次の区域内での建築行為が制限・禁止されることになりましたので、しばらくの間ご辛抱願います。

- 指定区域：1) 中央地区 大樹町及び公光町・茶屋之町の一部 約13ha
2) 西部地区 津知町、清水町、前田町及び川西町の一部 約22ha

区域の図面は、県・建築指導課、阪神県民局・建築第一課、市・開発指導課に備えています。

建築制限内容：指定区域内での建築物の建築はできません。ただし、次のものは建築することができます。

- 1) 主要構造部が、木造、鉄骨造、コンクリートブロック造、その他これらに類する構造で、2階までで地階がなく、かつ容易に移転もしくは除却できる建築物
- 2) 工事を施工するため現場に設ける事務所、材料置場その他これらに類する仮設建築物
- 3) 国、地方公共団体等が震災復興事業の一環として建築する建築物
- 4) 郵便局、官公署その他これらに類する公益上必要な用途に供する応急仮設建築物

建築制限期間：平成7年2月9日から2月17日まで。さらに1ヵ月間延長する場合があります。

問い合わせ：都市計画部 開発指導課 (消防署東側 仮設事務所内) TEL 0797-38-2071

2. 通学区域の特例について

震災により、一時的に市内転居した小学校児童・中学校生徒のうち、被災前の通学区域により、指定された学校へ通学を希望するものについては、特例として、被災前に通学することになっていた学校に通学することを認めますので、教育委員会総務課へ申請してください。

通学を認める期間：平成7年2月2日から平成8年3月31日

問い合わせ：芦屋市教育委員会総務課事務係 (市役所南館4階) ☎38-2101

3. 小学校の給食再開について

2月14日(火)から、小学校の簡易給食を始めます。同時に市立の小・中・高等学校で、午後からの授業を実施します。

問い合わせ 芦屋市教育委員会学校教育課 ☎0797-38-2088

4. 留守家庭児童会の再開について

2月14日(火)から児童会を再開します。

開級時間 放課後から午後4時30分まで(土、日、祝日は従来どおり閉級)

なお、次の学級については、当面場所を変更しますので、ご注意ください。

- ひまわり学級：精進小学校南校舎1階
なかよし学級：打出浜小学校内はまゆう学級

問い合わせ 体育館青少年センター青少年育成係 ☎22-0358

5. 救援物資配布所の場所の変更について

本紙13号でお知らせしました、救援物資の配布所の開設場所に一部変更がありますので、改めてお知らせします。ご注意ください。

これは、一般市民を対象に、より広く救援物資が行き渡るよう実施するものです。

- (1) 2月11日(土) 午後1時～午後3時 (2) 2月12日(日) 午後1時～午後3時

- ① 松ノ内公園 ② 南宮公園 ③ 芦屋(松浜)公園 ④ 岩園公園 ⑤ 業平公園(業平交番南側) ⑥ 呉川公園

品目：カップメン、衣類、ティッシュ、トイレトペーパー、石鹸、タオル、靴下、水、あめ、紙おむつ(大人、子ども)、生理用品など

※数量に限りがありますので、係員の指示を守ってください。

※緊急車両などの通行の妨げになりますので、車での来場はご遠慮ください。

問い合わせ 芦屋市災害対策本部 ☎38-2099

6. 焼そば、カレーなどの炊き出しについて

期間：2月8日～数日間

時間：午前9時より(なくなるまで)

場所：川西グラウンド

問い合わせ 芦屋市ボランティア委員会 ☎38-2007

7. 無料法律相談の実施について

神戸弁護士会、大阪弁護士会のご協力により、無料の法律相談(面談)を引き続き実施します。

期間：2月13日(月)から2月28日(火)まで(土、日は除く)

時間：午後1時から午後4時(1人30分以内)

場所：芦屋市商工会館2階会議室

対象：芦屋市在住、在勤のかた

申し込み：当日の午前9時から1日12人分の整理券を生活文化課(市役所南館玄関入って右側)で発行

問い合わせ：芦屋市生活文化課 ☎38-2007

8. 芦屋市中小企業融資制度について

芦屋市中小企業融資制度一覧表

	資金の種類	貸付制度額	貸付利率	貸付期間	返済方法	保証人及び担保	備考
中小企業融資制度	運転資金	800万円	年利3.8%	60か月以内	元金均等分割払い	※1名以上の 連帯保証人が必要 ※保証協会の保証付 (必要により有担保)	※他の資金との重複 利用不可
	設備資金	1,000万円	年利3.8%	84か月以内			
小規模事業資金 融資制度	小規模事業資金	500万円	年利3.6%	60か月以内	※設備資金 (6か月据置可)	無担保無保証人資金の場合 ※連帯保証人不要 ※保証協会の保証付 ※担保不要	
	無担保無保証人資金						
近代化資金 融資制度	商業近代化資金	1,500万円	年利3.6%	120か月以内	※商業近代化資金 (12か月据置可)		
災害復旧資金 融資制度	運転資金	500万円	年利2.5%	120か月以内	元金均等分割払い 36か月据置可	※1名以上の 連帯保証人が必要 ※保証協会の保証付 (必要により有担保)	※保証料市負担 (500万円以下の部分) ※運転資金と設備資金 との重複利用可 ※罹災証明が必要
	設備資金	1,000万円	年利2.5%	120か月以内			

期 間：2月7日(火)から7月31日(月)

受付場所：芦屋市商工会館(公光町4-28) ☎23-2071

問い合わせ 芦屋市経済課商工観光係 ☎38-2033

9. こころの健康相談所の開設について

2月11日(土)から開設しますので、お気軽にご相談ください。

場 所	曜 日	時 間	電話番号
芦屋ハートフル福祉公社	木曜・土曜	午後1時~4時	38-3122
芦屋ハートフル福祉公社分室(もと大原憩の家)	月曜・水曜	午後1時~4時	22-8012

10. 医療についての電話相談について

内 容：・急病で困っているとき

・診療している医療機関の名前が知りたいとき

・医療について相談したいとき

相談先：芦屋市救護対策医療班(芦屋市消防本部2階) ☎32-2345 内線360

11. 兵庫県難病患者等(災害)支援センター開設について

難病患者、慢性疾患患者等のかたへの医療や生活・福祉を中心とした相談窓口として、西宮市と神戸市の2カ所に支援センターを設置し、ホットラインを設けています。

開設場所と連絡先

	ホットライン(連絡先)	日 時 等	担 当
西宮市	TEL 0798-35-3164 FAX 0798-35-3164	月~金 (AM9:00~PM5:00)	石丸雄次郎(西宮市役所保育課勤務)
	TEL 0727-57-5578	土・日・夜間 (PM5:00~PM9:00)	(西宮市六湛寺町10-3)
神戸市	TEL 078-322-1878 FAX 078-322-1876	月~金 (AM9:00~PM5:00)	米田 寛子(神戸市難病相談室)
	TEL 078-791-9077	土・日・夜間 (PM5:00~PM9:00)	(神戸市中央区三宮町1丁目9-1-903-2号)

期 間：2月6日(月)からおおむね3月中

問い合わせ：神戸市難病相談室 ☎078-332-1878

12. 水道復旧状況(平成7年2月8日 12時現在)

・復旧率 60.3% ・復旧延長 110.3km

・給水可能戸数 約20,100世帯

・各戸給水可能区域

全域：奥池地区

一部：奥山、朝日ヶ丘、東芦屋、山手、東山、山芦屋、三条、西山、岩園、若宮、春日、打出小槌、松ノ内、船戸、大原、楠、浜、西藏、呉川、三条南、上宮川、平田北、川西、大東、南宮、松浜、西芦屋、月若、親王塚、翠ヶ丘、大樹、茶屋、宮塚、精道、宮川、打出、浜芦屋、伊勢

・臨時給水所増設(24時間可能)

学校・避難所(15ヶ所)：山手小学校・山手中学校・朝日ヶ丘小学校・朝日ヶ丘幼稚園・岩園小学校・西山幼稚園・市立芦屋高校・大原集会所・春日集会所・三条小学校・上宮川文化センター・翠ヶ丘集会所・精道中学校・小槌幼稚園・市役所

路上施設(54ヶ所)：

山手町33-1	市立芦屋高校バス停前	打出小槌町3-5	芦屋動物病院西R2南歩道	翠ヶ丘町13-8	翠ヶ丘郵便局西100m
山手町1-8	双葉屋 芦屋パーキング前	西山町16-10	アーバンライフ東	岩園町43-1	岩園天神社南
東芦屋町20-3	芦屋神社南	西山町15-14	西山郵便局前	岩園町11-9	芦屋ロイヤルハイイツ北
朝日ヶ丘町7-33	第三マンション芦苑南西角	宮塚町1-5	芦屋第一生命前	岩園町15-22	仲ノ池北東100m
朝日ヶ丘町26-14	藍園南北歩道	月若町7-10	月若公園西100m	翠ヶ丘町20-16	翠ヶ丘パークマンション南
東山町22-13	東山公園北100m	朝日ヶ丘町34-4	芦屋病院南100m	三条町23-13	天理教会会北50m
六麓荘町3-24	岩園調整池前	松ノ内町9-10	真如苑関西本部前	三条町28-1	天理教会会西100m
朝日ヶ丘町9-8	グリーンテニスクラブ北	宮塚町11-17	宮塚橋北歩道	三条町13-3	千香園マンション南
山芦屋町15-1	芦屋山手マンション西南	西藏町10-22	海技大学東交差点	三条町6-24	芦屋第8コーポラス北50m
春日町3-6	そごう発送所前歩道	浜町8番23号地先	芦屋コーポル芦屋南	呉川町14-10	宮本産婦人科西
若宮町9-10	宮小北50mR43線北歩道	大原町5-18	大原ラモール芦屋北	上宮川町10-5	上宮川文化センター北
東山町7-26	パークマンション南歩道	宮塚町6-14	芦屋第6コーポラス交差点	南宮町9-7	精道中西西
春日町16-6	春日集会所東50m北歩道	浜町2-19	宮川小学校東100m	大東町9番11号地先	コープ打出浜南
打出町1-15	関西信用金庫打出支店歩道	呉川町3-9	宮川橋南50m	浜町9-15	天久堂書店南
打出小槌町13-16	多田病院前	呉川町9-8	呉川公園東	大東町13-2	大東公園東
船戸町1-25	アルパ芦屋北歩道	春日町9-5	バインクレスト南	精道町3-21	精道スカイハイイツ東
精道町10-6	精道小東100mR43北歩道	親王塚町6-16	上宮川橋東100m	川西町15-21	芦屋市立体育館北
宮川町6-3	県立芦屋高校南R43北歩道	翠ヶ丘町9-12	翠ヶ丘集会所西	平田北町4-4	芦屋第一ロイヤル東

災害の状況 (2月9日6時現在)

- 避難者数 7070人
- 避難所数 53カ所
- 収容遺体 397体
- 全壊家屋 2543戸・半壊家屋1519戸・一部損壊3182戸 警察署、消防本部調べ (25日現在中間報告、引き続き調査中)
- 負傷者数 2759人

1. 芦屋市災害復興本部を設置

芦屋市では、震災に遭われた皆さまへの復興援助を行うとともに、被害の集中した地区の市街地の整備を図り、商業の復興や、公共建築物、都市基盤の復旧を総合的に、かつ早急に進めるため、芦屋市災害復興本部を設置しました。今後は「安全で災害に強いまちづくり」を目指し、芦屋のまちの再建に努めてまいります。なお、現在の「芦屋市災害対策本部」は、そのまま継続して設置し、現状にあわせて、組織改正を行います。 芦屋市災害復興本部

2. 生活福祉資金(災害援護資金)の特別貸付の受付期間について

社会福祉協議会では、1月27日(金)より、被災で緊急の生活資金が必要な世帯に対して、10万円の特別貸付を行っておりましたが、申し込み受付を2月15日(水)をもって終了しますので、必要かたはお早くとお申し込みください。なお、既に申し込みをされて、まだ資金交付を受けておられないかたについては、2月14日(火)までに必ずお受け取りください。(2月11日(土)、12日(日)は休みです)2月15日(水)以降は、申し込んでおられても無効となりますので、お早くとお受け取りください。 芦屋市社会福祉協議会 ☎0797-32-7530

3. 建築物の相談窓口について

建物応急危険度判定相談所は2月7日(火)をもって閉鎖しましたが、受付の済んでいるものについては、引き続き現地調査にお伺いしています。なお、近日中に建物の復旧についての相談窓口を設置する予定です。危険度判定についても相談窓口でお聞きします。詳細が決まりましたら広報紙等でお知らせします。また、宅地防災に関しては、2月15日(水)まで宅地防災相談所(精道幼稚園内、☎32-4443)で相談をお受けしています。 芦屋市災害対策本部 ☎0797-38-2099

4. 無料法律相談の追加実施について

生活文化課では、無料法律相談を実施していますが、京都弁護士会のご協力により、無料の法律相談(面談)を追加実施します。

- 期 間：2月12日(日)
 - 時 間：午後1時から午後4時(1人30分以内)
 - 場 所：芦屋市商工会館2階会議室(業平公園前)
 - 対 象：芦屋市在住、在勤のかた
 - 申し込み：当日の午前9時から1日24人分の整理券を生活文化課(市役所南館玄関入って右側)で発行
- 芦屋市生活文化課 ☎0797-38-2007

5. 救援物資配布所の開設について

現在、一般市民を対象に、救援物資を各避難所で配布しておりますが、さらに広く皆さまに行き渡るよう、下記の通り救援物資を配布します。

- (1) 2月11日(土) 午後1時～午後3時
- (2) 2月12日(日) 午後1時～午後3時
- ① 松ノ内公園 ② 南宮公園 ③ 芦屋(松浜)公園 ④ 岩園公園 ⑤ 業平公園(業平交番南側) ⑥ 呉川公園
- 品 目：カップメン、衣類、ティッシュ、トイレットペーパー、石鹸、タオル、靴下、水、あめ、紙おむつ(大人、子ども)、生理用品など
- ※数量に限りがありますので、係員の指示を守ってください。
- ※緊急車両などの通行の妨げになりますので、車での来場はご遠慮ください。
- ※本紙2月8日(No.13)号掲載分から、場所が一部変更になっておりますので、ご注意ください。(2月12日 ①岩園小学校→岩園公園 ②公光公園→業平公園)

6. 炊き出し情報

- 日 時：2月11日(土)・12日(日) 12時から夕方(なくなるまで)
- 場 所：サンライズヒルズ(朝日ヶ丘町6-9)
- 内 容：お好み焼き、焼きそば、おでん(1日1000食)
- 問い合わせ：サンライズヒルズ 宮本さん ☎0797-34-3977

7. 餅つきの実施について

千葉県千葉愛育会のみなさんのご好意により実施しますので、ご利用ください。

- ①日 時：2月11日(土) 午前10時から
 - ②日 時：2月11日(土) 午後2時から
 - ③日 時：2月12日(日) 午前10時から
 - 場 所：西山幼稚園
 - 場 所：三条小学校
 - 場 所：三田谷学園
- 芦屋市社会福祉協議会 ☎0797-32-7530

8. 倒壊家屋等による廃棄物の受入場所の変更について

- (1)場 所：南芦屋浜の埋め立て地(沖地区埋め立て地)に変更
 - (2)受入期間：平成7年2月11日(土)から毎日
 - (3)受入時間：午前8時～正午、午後1時～午後5時
 - (4)使用車両：5トン以下
 - (5)受入廃棄物：芦屋市内で、阪神大震災により発生した倒壊家屋等による廃棄物で、市の発行した許可書のあるもの
 - (6)許可書発行：環境部総務課(市役所南館玄関入って右の部屋の奥)
 - 受付：午前9時～午後5時
- 芦屋市環境部環境施設課 ☎0797-32-5391

9. 建築基準法第84条に基づく建築制限区域の指定

今回の地震による災害で、特に被害の大きかった地域につき、「災害に強い安全なまちづくり」を推進するため、次の区域内での建築行為が制限・禁止されることになりましたので、しばらくの間ご辛抱願います。

指定区域：1) 中央地区
大槻町及び公光町・茶屋の町の一部 約13ha

2) 西部地区
津知町、清水町、前田町及び川西町の一部 約22ha

区域の図面は、県・建築指導課、阪神県民局・建築第一課、市・開発指導課に備えています。

建築制限内容：指定区域内での建築物の建築はできません。ただし、次のものは建築することができます。

- 1) 主要構造部が、木造、鉄骨造、コンクリートブロック造、その他これらに類する構造で、2階までで地階がなく、かつ容易に移転もしくは除却できる建築物
- 2) 工事を施工するため現場に設ける事務所、材料置場その他これらに類する仮設建築物
- 3) 国、地方公共団体等が震災復興事業の一環として建築する建築物
- 4) 郵便局、官公署その他これらに類する公益上必要な用途に供する応急仮設建築物

建築制限期間：平成7年2月9日から2月17日まで。さらに1ヵ月間延長する場合があります。

問い合わせ：都市計画部 開発指導課（消防署東側 仮設事務所内）TEL 0797-38-2071



10. 障害者・高齢者とそのご家族の皆さまへお風呂のサービス

- (1) 利用日時：火曜日・木曜日の午後1時30分から午後4時
- (2) 場所：西宮市山口町下山口1650-26
社会福祉法人 阪神福祉事業団
(☎078-903-1661)
- (3) 内容：大浴室、家族風呂、車椅子利用等の設備もあります。
- (4) 申し込み：事前に連絡が必要です
※車の手配ができるかまたは直接阪神福祉事業団へ予約を
※20人以上集まればマイクロバスの送迎も可能ですので、市役所福祉課障害福祉係へ連絡ください
芦屋市福祉課障害福祉係 ☎0797-31-2121 内線2516

11. 住宅情報を各避難所に配布

大阪市を中心に「個人住宅提供窓口」が開設されました。「住宅情報提供リスト」を各避難所に、2〜3部ずつ置いてありますのでご覧ください。
芦屋市建設部住宅課 ☎0797-31-2121 内線2871・2872

12. 水道復旧状況（平成7年2月8日 12時現在）

- ・復旧率 62.0%
- ・給水可能戸数 約20,700世帯
- ・各戸給水可能区域
全域：奥池地区
一部：奥山、朝日ヶ丘、東芦屋、山手、東山、山芦屋、三条、西山、岩園、若宮、春日、打出小槌、松ノ内、船戸、大原、楠、浜、西蔵、呉川、三条南、上宮川、平田北、川西、大東、南宮、松浜、西芦屋、月若、親王塚、翠ヶ丘、大槻、茶屋、宮塚、精道、宮川、打出、浜芦屋、伊勢
- ・臨時給水所増設（24時間可能）
学校・避難所（15ヶ所）：山手小学校・山手中学校・朝日ヶ丘小学校・朝日ヶ丘幼稚園・岩園小学校・西山幼稚園・市立芦屋高校・大原集会所・春日集会所・三条小学校・上宮川文化センター・翠ヶ丘集会所・精道中学校・小槌幼稚園・市役所

路上施設（59ヶ所）：

山手町33-1	市立芦屋高校バス停前	西山町15-14	西山郵便局前	翠ヶ丘町20-16	翠ヶ丘パークマンション南
山手町1-8	双葉屋 芦屋パーキング前	宮塚町1-5	芦屋第一生命前	三条町23-13	天理教会北50m
東芦屋町20-3	芦屋神社南	月若町7-10	月若公園西100m	三条町28-1	天理教会西100m
朝日ヶ丘町7-33	第三マンション芦苑南西角	朝日ヶ丘町34-4	芦屋病院南100m	三条町13-3	千香園マンション南
朝日ヶ丘町26-14	霊園南北参道	松ノ内町9-10	真如苑関西本部南	三条町6-24	芦屋第8コーポラス北50m
東山町22-13	東山公園北100m	宮塚町11-17	宮塚橋北歩道	呉川町14-10	宮本産婦人科西
六蔵荘町3-24	岩園調整池前	西蔵町10-22	海技大学東交差点	上宮川町10-5	上宮川文化センター北
朝日ヶ丘町9-8	グリーンテニスクラブ北	浜町8番23号地先	グリーンコーポ芦屋南	南宮町9-7	精道中西西
山芦屋町15-1	芦屋山手マンション西南	大原町5-18	大原ラモール芦屋北	大東町9番11号地先	コープ打出浜南
春日町3-6	そごう発送前歩道	宮塚町6-14	芦屋第6コーポラス交差点	浜町9-15	天久堂書店南
若宮町9-10	宮小北50mR43線北歩道	浜町2-19	宮川小学校東100m	大東町13-2	大東公園東
東山町7-26	パークマンション南歩道	呉川町3-9	宮川橋南50m	精道町3-21	精道スカイハイツ東
春日町16-6	春日集会所東50m北歩道	呉川町9-8	呉川公園東	川西町15-21	芦屋市立体育館北
打出町1-15	関西信用金庫打出支店歩道	春日町9-5	パインクレスト南	平田北町4-4	芦屋第一ロイヤル東
打出小槌町13-16	多田病院前	親王塚町6-16	上宮川橋東100m	新浜町5-12	みどり学級北東100m
船戸町1-25	アルパ芦屋北歩道	翠ヶ丘町9-12	翠ヶ丘集会所西	浜風町28-1	28街区西角
精道町10-6	精道小東100mR43北歩道	翠ヶ丘町13-8	翠ヶ丘郵便局西100m	浜風町8-9	浜風小学校東
宮川町6-3	県立芦屋高校南R43北歩道	岩園町43-1	岩園天神社南	高浜町7-1	芦屋センタービル南
打出小槌町3-5	芦屋動物病院西R2南歩道	岩園町11-9	芦屋ロイヤルハイツ北	緑町6-23	緑公園西100m
西山町16-10	アーバンライフ東	岩園町15-22	仲ノ池北東100m		

災害の状況 (2月10日6時30分現在)

- 避難者数 7070人
- 避難所数 53カ所
- 収容遺体 397体
- 全壊家屋 2543戸・半壊家屋1519戸・一部損壊3182戸 警察署、消防本部調べ (25日現在中間報告、引き続き調査中)
- 負傷者数 2759人

1. 住民票の写し等の発行手数料の免除 (無料) について

震災により被災を受けた市民のかたが、被災による諸手続きに必要なため申請された場合は、次の手数料を2月10日から当分の間免除 (無料) します。

市民課	住民票の写し、戸籍謄・抄本、戸籍の附票、記載事項証明書、印鑑登録証明書など	市役所南館経済課内 (南玄関入り向かって左側) 芦屋浜市民サービスコーナー
税務管理課	所得証明、市県民税課税証明、評価証明、納税証明など	市役所南館1階 (南玄関入り正面階段上り左側)

詳しくは、各窓口でお確かめください。

2. 都市ガスの復旧工事について

奥池地区で、都市ガスが復旧しました。(231戸、2月9日現在)

順次、復旧作業を進めていますので、少しガスの臭いが出る地域が出るかもしれませんが、心配はありません。

【供給停止地区のみなさまへお願い】

- ①安全のため、必ずガス栓、器具栓、メーターガス栓を全部締めてください。
 - ②大阪ガスの社員が設備を点検し、安全を確認するまでは、絶対ガスを使わないでください。
- 大阪ガス対策本部 ☎0798-26-3101

3. 生活福祉資金 (災害援護資金) の特別貸付の受付期間について

社会福祉協議会では、1月27日 (金) より、被災で緊急の生活資金が必要な世帯に対して、10万円の特別貸付を行っていましたが、申し込み受付を2月15日 (水) をもって終了しますので、必要なかたはお早くお申し込みください。

なお、既に申し込みをされて、まだ資金交付を受けておられないかたについては、2月14日 (火) までに必ずお受け取りください。(2月11日 (土)、12日 (日) は休みです)

2月15日 (水) 以降は、申し込んでおられても無効となりますので、お早くお受け取りください。

芦屋市社会福祉協議会 ☎0797-32-7530

4. 女子寮を提供

(株) 東芝姫路工場の女子寮を提供します。

- (1) 場 所: (株) 東芝姫路工場芳心女子寮 (姫路市余部区上余部50番地)
- (2) 対 象 者: 若年の女性のかた
- (3) 部 屋 数: 約50室
- (4) 提供期間: 2月9日より1年間
- (5) 使 用 料: 無料。但し光熱費は本人負担 (1ヵ月約2500円)
- (6) 施設概要: 和室10畳。エアコン完備。風呂・トイレ共同
- (7) 申し込み: (株) 東芝姫路工場総務部厚生担当
☎0792-71-6027 (受付: 午前8時～午後5時)

5. 元気のでるたまねぎ—カナディアンテントで遊ぼう—

日 時: 2月12日 午後1時から

場 所: 芦屋 (松浜) 公園

催 し: 歌、手遊び、紙芝居、工作 (折紙でおひなさまを作ります。)

問い合わせ: 兵庫県救護対策現地本部 ☎0797-31-4263

6. 精道小学校仮設浴場の受付時間の変更

受付時間が、午後1時から午後7時30分までに変更となりましたので、ご注意ください。

7. 水道復旧状況 (平成7年2月10日 12時現在)

・復旧率 64.0% ・復旧延長 117km

・給水可能戸数 約21,300世帯

・各戸給水可能区域

全域: 奥池地区

一部: 奥山、朝日ヶ丘、東芦屋、山手、東山、山芦屋、三条、西山、岩園、若宮、春日、打出小槌、松ノ内、船戸、大原、楠、浜、西蔵、呉川、三条南、上宮川、平田北、川西、大東、南宮、松浜、西芦屋、月若、親王塚、翠ヶ丘、大樹、茶屋、宮塚、精道、宮川、打出、浜芦屋、伊勢

・臨時給水所増設（24時間可能）

学校・避難所（15ヶ所）：

山手小学校・山手中学校・朝日ヶ丘小学校・朝日ヶ丘幼稚園・岩園小学校・西山幼稚園・市立芦屋高校・大原集会所・春日集会所・三条小学校・上宮川文化センター・翠ヶ丘集会所・精道中学校・小槌幼稚園・市役所

路上施設（62ヶ所）：

山手町33-1	市立芦屋高校バス停前
山手町1-8	双葉屋 芦屋パーキング前
東芦屋町20-3	芦屋神社南
朝日ヶ丘町7-33	第三マンション芦苑南西角
朝日ヶ丘町26-14	雲園南北参道
東山町22-13	東山公園北100m
六蔵荘町3-24	岩園調整池前
朝日ヶ丘町9-8	グリーンテニスクラブ北
山手町15-1	芦屋山手マンション西南
春日町3-6	そごう発送所前歩道
若宮町9-10	宮小北50mR43線北歩道
東山町7-26	パークマンション南歩道
春日町16-6	春日集会所東50m北歩道
打出町1-15	関西信用金庫打出支店歩道
打出小槌町13-16	多田病院前
船戸町1-25	アルパ芦屋北歩道
精道町10-6	精道小東100mR43北歩道
宮川町6-3	県立芦屋高校南R43北歩道
打出小槌町3-5	芦屋動物病院西R2南歩道
西山町16-10	アーバンライフ東
西山町15-14	西山郵便局前
宮塚町1-5	芦屋第一生命前
月若町7-10	月若公園西100m
朝日ヶ丘町34-4	芦屋病院南100m
松ノ内町9-10	真如苑関西本部南
宮塚町11-17	宮塚橋北歩道
西蔵町10-22	海技大学東交差点
浜町8番23号地先	グリーンコーポ芦屋南
大原町5-18	大原ラモール芦屋北
宮塚町6-14	芦屋第6コーポラス交差点
浜町2-19	宮川小学校東100m
呉川町3-9	宮川橋南50m
呉川町9-8	呉川公園東
春日町9-5	バインクレスト南
親王塚町6-16	上宮川橋東100m
翠ヶ丘町9-12	翠ヶ丘集会所西
翠ヶ丘町13-8	翠ヶ丘郵便局西100m
岩園町43-1	岩園神社南
岩園町11-9	芦屋ロイヤルハイツ北
岩園町15-22	仲ノ池北東100m
翠ヶ丘町20-16	翠ヶ丘パークマンション南
三条町23-13	天理教会北50m
三条町28-1	天理教会西100m
三条町13-3	千香園マンション南
三条町6-24	芦屋第8コーポラス北50m
呉川町14-10	宮本産婦人科西
上宮川町10-5	上宮川文化センター北
南宮町9-7	精道中学西
大東町9番11号地先	コープ打出浜南
浜町9-15	天久堂書店南
大東町13-2	大東公園東
精道町3-21	精道スカイハイツ東
川西町15-21	芦屋市立体育館北
平田北町4-4	芦屋第一ロイヤル東
新浜町5-12	みどり学級北東100m
浜風町28-1	28街区西角
浜風町8-9	浜風小学校東
高浜町7-1	芦屋センタービル南
緑町6-23	緑公園西100m
楠町7-15	京極小児科前
楠町14-23	大楠公戦跡前
楠町16-6	三田谷治療教育院南西角

芦屋市給水可能区域図

（平成7年2月10日12時現在）



- この図は、通水テストが完了した管路を図示したものです。
- 給水可能となる区域は、ブロック単位（1町又は数町）で、通水テストが完了した場合をいいます。
- 各家庭（マンションの場合は受水槽）に給水できるようになった場合は、職員又は業者が各戸を個別訪問して給水するようにしています。この場合、留守宅へは「ピラ」を投函し、家屋内で漏水箇所があるときは、公道止水栓又は内部メーター直結バルブを閉め、使用者で修理されるよう伝えて帰ります。在宅可能となったとき及び補修が完了した家庭は、改めて水道部へご連絡ください。
- 給水可能となった地域には、連日、職員又は業者が精力的に個別訪問していますので、今しばらくお待ちください。
- この図に管路を図示していない地域についても、全国から応援を求めて復旧に努力しています。一部地域では、管の破損が激しく、工事が難行していますが、全力を挙げて施工していますので、ご理解ください。
- 全地域復旧のメドは、2月末としています。その間は、別掲の「臨時給水所」（24時間給水可能）をご利用ください。

※水道路上施設ご利用上のご注意

臨時給水所の水は、飲用にご利用いただけますが、付近で緊急工事のため断水をして、その後の通水時に赤水等が出る場合があります。そのようなときは、しばらく待って、無色透明になってからご利用ください。なお、飲用の際、急のため煮沸していただくようお願いします。

明日2月12日（日）、本紙「広報あしや地震災害情報」は、休刊とさせていただきます。

災害の状況 (2月12日6時30分現在)

- 避難者数 6,906人
- 避難所数 52カ所
- 死亡者数 芦屋市民の死亡者 371人 (市内での死亡351人 市外での死亡20人) 芦屋市での死亡者 (市外の人を含む) 406人
- 全壊家屋 2543棟・半壊家屋1519棟・一部損壊3182棟 警察署、消防本部調べ (1月25日現在中間報告、引き続き調査中)
- 負傷者数 2759人

1. 家屋等の自主的解体・撤去・運搬費用の市査定額 (上限) の単価決定と受付について

(1) 対象者: 震災により家屋および構造物が倒壊し、市民が自主的に実施することを申し出たかた、および既に実施されたかた

(2) 市査定額 (上限) (消費税を除く)

- ① 木造: 床面積1㎡当たり 6,940円 (坪当たり22,902円)
- ② 鉄骨: // 11,000円 (坪当たり36,300円)
- ③ 鉄筋: // 21,000円 (坪当たり69,300円)

※構造物により、市査定額の範囲内で行ないますので、超える部分は市民の負担となります。

(3) 受付

- ① 受付期間: 3月1日(水) から当分の間 (日曜日は休み)
- ② 受付時間: 午前9時30分から午後5時
- ③ 受付場所: 未定 (決定次第、広報紙等でお知らせします)
- ④ 必要書類: 見積書、契約書、領収書、写真 (解体前・後) など
- ⑤ その他: 1日の受付件数を制限します (混乱を避けるため、整理券発行等を検討しています)

(4) 市査定額の支払い方法: 支払い日を決めて、銀行口座に振り込みます。

(5) その他: 詳しいことが決定次第、広報紙等でお知らせします。

問い合わせ 芦屋市災害対策本部建設部 ☎0797-31-2121 内線2315~2317

2. 住宅復旧相談センターの開設

応急危険度判定の業務の終了に伴い、精道幼稚園内に設けていました相談所は閉所しましたが、今後の住宅の復旧にむけた相談窓口として「住宅復旧相談センター」を2月10日(金)から、下記の通り開設しています。ご利用ください。

- (1) 期 間: 2月10日(金)～3月31日(金) 土・日は休み
- (2) 受付時間: 午前10時～午後4時
- (3) 場 所: 兵庫県西宮総合庁舎西約50m (法務局西宮出張所跡)
西宮市江上町1番20号 ☎0798-26-7761
- (4) 内 容: 建築物の応急診断の受付
建築物の詳細な診断実施期間の紹介
補修工事などの相談

問い合わせ 住宅復旧相談センター ☎0798-26-7761

3. 住宅表示の附定・住居表示証明交付の受付について

下記の通り受け付けを行います。

- (1) 日 時: 2月13日(月) から2月23日(木) までの間 土・日は休み
午前9時～午後5時15分
- (2) 場 所: 環境施設課 (浜風町31番、環境処理センター敷地内東側の建物) 2階会議室
※2月24日(金)以降は、芦屋浜下水処理場内に仮設事務所を設置し、受付を行います
問い合わせ 都市計画部総務課 ☎0797-31-2121 内線2697

4. 住民票の写し等の発行手数料の免除 (無料) について

震災により被災を受けた市民のかたが、被災による諸手続きに必要なため申請された場合は、次の手数料を2月10日から当分の間免除 (無料) します。

市民課	住民票の写し、戸籍謄・抄本、戸籍の附票、 記載事項証明書、印鑑登録証明書など ※市役所南館経済課内では、住民票の写し、住民票の記載事項証明書、 印鑑登録証明書は発行できません。芦屋浜市民サービスコーナーへお越しください。	市役所南館経済課内 (南玄関入り向かって左側) 芦屋浜市民サービスコーナー
税務管理課	所得証明、市県民税課税証明、評価証明、納税証明など	市役所南館1階 (南玄関入り正面階段上り左側)

詳しくは、各窓口でお確かめください。

5. 国民健康保険料の徴収の猶予

このたびの震災に伴い、平成6年度第7期および第8期保険料について、平成7年3月31日まで徴収を猶予します。

このため平成6年度第7期および第8期保険料の口座振替日についても、平成7年3月31日となります。

保険料減免の具体的な手続きについては、後日お知らせします。

問い合わせ 芦屋市保険年金課保険係 ☎0797-38-2035

6. 寝たきり・一人暮らし高齢者、高齢者世帯、障害者のかた一屋根をビニールシートで覆います

自衛隊の協力を得て、寝たきり・一人暮らし高齢者、高齢者世帯、障害のあるかたで、家屋倒壊のため、雨漏りが心配で屋根を覆いたいかたに、ビニールシートを提供し、設置します。

- (1) 申込期間：2月20日(月)まで
 (2) 申込先：芦屋ハートフル福祉公社 ☎0797-38-3122
 芦屋市社会福祉協議会ボランティアセンター現地事務所 ☎0797-32-9105・9126・9134

7. 生野町特別養護老人ホームへの短期入所について

- (1) 対象：おおむね65歳以上のかたで、家屋倒壊等により、当分自宅での居住が見込めないかた
 (2) 入所施設：生野喜楽苑(朝来郡生野町 ☎0796-79-3011)
 (3) 定員：10名
 (4) 入所期間：1～3ヵ月程度
 (5) 受付場所：市高年福祉課(市役所南館1階 ☎0797-38-2044)
 芦屋ハートフル福祉公社(浜芦屋町 ☎0797-38-3122)
 (6) 申込期限：2月17日(金)午後5時15分まで
 (7) 出発予定：2月20日(月)午後1時30分(集合は午後1時)
 (8) 集合場所：芦屋ハートフル福祉公社(浜芦屋町)
 問い合わせ 市高年福祉課(☎0797-38-2044)
 芦屋ハートフル福祉公社(☎0797-38-3122)

8. フィルターマスク(防塵用マスク)の配布について

- ご希望のかたは、下記までお越しください。
 (1) 配布場所：①保健センター(事務室) ☎0797-31-1586
 ②精道中学校(保健室) ☎0797-32-1121
 (2) 配布時間：午前9時から午後5時まで

9. 芦屋郵便局からのお知らせ

- (1) 家屋倒壊、避難先不明などで配達できなかった郵便物は、当郵便局で保管しておりましたが、受け取りにお越しにならなかった郵便物や、避難先等届や転居届などをお出しになっていない郵便物については、2月20日から差出人へ順次お返しすることにいたします。
 2月20日以降に到着した郵便物についても、避難先等届や転居届のないものは、その都度、差出人へお返しすることになります。
 早急に郵便物の受け取りにお越しいただくか、避難先等届の手続きをお願いします。(避難先等届や転居届の用紙はお近くの郵便局にあります。転居先等を記載のうえ、ポストに入れてください)
 (2) 「災害用」郵便の無料扱い、および官製はがき1世帯当たり5枚の交付は、2月18日(土)をもって終了させていただきますので、ご了承ください。
 問い合わせ 芦屋郵便局総務課 ☎0797-32-3100

10. 水道復旧状況(平成7年2月12日 正午時現在)

- ・復旧率 66.0% ・復旧延長 120.7km
- ・給水可能戸数 約22,040世帯
- ・各戸給水可能区域

全域：奥池地区、六蔵荘

一部：阪急以北＝三条、山芦屋、西山、山手、東芦屋、東山、奥山、朝日ヶ丘

阪急～JR間＝三条南、西芦屋、月若、松ノ内、船戸、大原、親王塚

JR～43号線間＝大樹、茶屋、上宮川、宮塚、楠、打出小槌、春日、平田北、精道、宮川、若宮、打出、川西

43号線以南＝浜芦屋、松浜、伊勢、呉川、西蔵、浜、南宮、大東、平田

- ・臨時給水所増設(24時間可能)

学校・避難所(16ヶ所)：山手小学校・山手中学校・朝日ヶ丘小学校・朝日ヶ丘幼稚園・岩園小学校・西山幼稚園・市立芦屋高校・大原集会所・三条小学校・上宮川文化センター・翠ヶ丘集会所・精道中学校・精道小学校・小槌幼稚園・市役所・宮川小学校

路上施設(70ヶ所)：

山手町33-1	市立芦屋高校バス停前	宮塚町11-17	宮塚橋西歩道	大東町9番11号地先	コープ打出浜東南角
山手町1-8	双葉屋 芦屋パーキング前	西蔵町10-22	海技大学東交差点	浜町9-15	ビーコック西
東芦屋町20-3	芦屋神社南	浜町8番23号地先	グリーンコーポ芦屋南	大東町13-2	大東公園東南角
朝日ヶ丘町7-33	第三マンション芦屋南西角	大原町5-18	大原ラモール芦屋北	精道町3-21	精道スカイハイツ東
朝日ヶ丘町26-14	盤園南北歩道	宮塚町6-14	芦屋第6コーポラス交差点	川西町15-21	芦屋市立体育館北
東山町22-13	東山公園北100m	浜町2-19	宮川小学校東100m	平田北町4-4	芦屋第一ロイヤル東
六蔵荘町3-24	岩園調整池前	呉川町3-9	宮川橋南50m	新浜町5-12	みどり学級北東100m
朝日ヶ丘町9-8	グリーンテニスクラブ北	呉川町9-8	呉川公園東	浜風町28-1	28街区西角
山芦屋町15-1	芦屋山手マンション西南	春日町9-5	パインクレスト南	浜風町8-9	浜風小学校東
春日町3-6	そごう発送所前歩道	親王塚町6-16	上宮川橋東100m	高浜町7-1	芦屋センタービル南
若宮町9-10	宮北北50mR43線北歩道	翠ヶ丘町9-12	翠ヶ丘集会所西	緑町6-23	緑公園西100m
東山町7-26	パークマンション南歩道	翠ヶ丘町13-8	翠ヶ丘郵便局西100m	楠町7-15	京極小児科前
春日町16-6	春日集会所東50m北歩道	岩園町43-1	岩園天神社南	楠町14-23	大橋公戦跡前
打出町1-15	関西信用金庫打出支店歩道	岩園町11-9	芦屋ロイヤルハイツ北	楠町16-6	三田谷治療教育院南西角
打出小槌町13-16	多田病院前	岩園町15-22	仲ノ池北東100m	川西町4-12	若草食品西
船戸町1-25	アルパ芦屋北歩道	翠ヶ丘町20-16	翠ヶ丘パークマンション南	平田町2-8	芦屋パレスハイツ西
精道町10-6	精道小東100mR43北歩道	三条町23-13	天理教教会北50m	平田町8-4	メゾン芦屋浜北
宮川町6-3	県立芦屋高校南R43北歩道	三条町28-1	天理教教会西100m	浜芦屋町1-23	芦屋ハートフル東
西山町16-10	アーバンライフ東	三条町13-3	千香園マンション南	打出小槌町9-7	打出パークマンション東
西山町15-14	西山郵便局前	三条町6-24	芦屋第8コーポラス北50m	潮見町8-23	潮見町サブセンター南
宮塚町1-5	ローソン前	呉川町14-10	宮本産婦人科西	潮見町27-3	潮見南公園西
月若町7-10	月若公園西100m	上宮川町10-5	上宮川文化センター北	潮見町5-6	潮見中学西
朝日ヶ丘町34-4	芦屋病院南100m	南宮町9-7	精道中学北西角	緑町1-7	芦屋緑(2)住宅南
松ノ内町9-10	真如苑関西本部南				

※水道路上施設ご利用上のご注意

臨時給水所の水は、飲用にご利用いただけますが、付近で緊急工事のため断水をして、その後の通水時に赤水等が出る場合があります。そのようなときは、しばらく待って、無色透明になってからご利用ください。なお、飲用の際、急のため煮沸していただくようお願いいたします。

▶給水できたご家庭で、水道を使用中に一時水圧が低下したり、断水状態になる場合があります。これは、現在各地域で応急復旧工事のため正常な状態で配水できていないことが原因で起こるもので、一時的なものですからご理解ください。

窓口情報

【市役所】☎0797-31-2121(代表)

(1) 防災証明

場所：芦屋市役所南館経済課内(福祉総務課)
 (南玄関入り、向かって左側)
 時間：月～金、午前9時～午後5時15分

(2) 障害・保護・母子福祉・児童相談、保育相談、高年福祉相談

場所：芦屋市役所南館福祉課・保育課・高年福祉課
 (南玄関入り、正面階段上がって右側奥)
 時間：月～金、午前9時～午後5時15分

災害の状況 (2月13日午前6時現在)

- 避難者数 6,856人
- 避難所数 52カ所
- 死亡者数 芦屋市民の死亡者 371人 (市内での死亡351人 市外での死亡20人) 芦屋市での死亡者 (市外の人を含む) 406人
- 全壊家屋 2543棟・半壊家屋1519棟・一部損壊3182棟 警察署、消防本部調べ (1月25日現在中間報告、引き続き調査中)
- 負傷者数 2759人

1. 弔慰金の支給について

ご遺族の皆様には心からお悔やみ申しあげます。遅くなりましたが、ご遺族に対する弔慰金の支給手続きの受付をつぎのとおり始めますので、恐縮ですがお出向ください。

1. おいでいただく日時、場所など

日時 2月17日(金)、18日(土)、19日(日)の3日間および23日(木)、24日(金)の2日間
時間 午前9時30分から午後5時まで
場所 福祉センター(業平町、市民会館東側)地下駐車場

お願い 混雑が予想されますので、つぎのように地域分けをいたしますので、ご協力ください。
17日(金) 芦屋川以西の方 18日(土) 芦屋川以東で、国道2号線以南の方 19日(日) 芦屋川以東で、国道2号線以北の方
23日(木) 24日(金)は、上記日程でこられない方

2. ご持参いただくもの

- ① 亡くなった方との関係を明らかにする戸籍謄本 (市内に本籍がある人は、必要ありません)
- ② 本人であることを証明するもの (例えば運転免許証、パスポートなど写真を添付してある公的機関が発行する身分証明書)
- ③ 「同意書」(同封のもの) ④ 印鑑 (どうしても見つからないときは、ご相談に応じます。)

3. 受け取っていただく遺族について

法律に従って、正規の受取人を確定する必要がありますので戸籍謄本で確認のうえ、決定します。受取人の範囲および順位は次のとおりになります。まず、死亡者によって生計を主として維持していた遺族が先になります。その際、同一順位の場合は、つぎの順位になります。(芦屋市災害弔慰金の支給等に関する条例第4条第1項による)

- 第1位 配偶者
- 第2位 子 (2人以上のときは、同意書を提出してください。同意書には、代表して受け取る者のみ、印鑑証明書を添えてください。また、18才未満の子のときは、後見人を選任してください。)
- 第3位 父母
- 第4位 孫 (2人以上のときは、同意書を提出してください。同意書には、代表して受け取る者のみ、印鑑証明書を添えてください。また、18才未満の子のときは、後見人を選任してください。)
- 第5位 祖父母 (2人以上のときは、同意書を提出してください。同意書には、代表して受け取る者のみ、印鑑証明書を添えてください。)

ご注意 ① この弔慰金等は、兄弟姉妹には支給されませんので、ご承知おきください。(災害弔慰金の支給等に関する法律第3条第2項による)
② 受領していただく方が確定次第、下記の方法で後日弔慰金をお渡しします。

4. 弔慰金をお渡しする方法

金額が大きいため、安全を確保するため、つぎのいずれかの方法をとっていただくようお願いいたします。
① 口座振替 (銀行名、支店名、預金の種類、口座番号をお知らせください。)
② 銀行渡り小切手 (線引小切手) をお渡しする方法 (銀行のご自分の口座に一旦預け、3日後に引き出すことができます。)

※参考 芦屋市の災害弔慰金 ○死亡者が、弔慰金を受ける者の生計を主として維持していた場合 500万円
○その他の場合 1人につき 250万円

5. その他 見舞金、義援金の支給については、後日お知らせします。 ●問い合わせ ● 保健福祉部 総務課 ☎0797-38-2040

2. 芦屋市応急仮設住宅等の追加募集

第2次として約1355戸の仮設住宅等を建設しますので、入居希望者の追加募集をおこないます。今回の追加募集は、いわゆる社会的弱者といわれる方たちに優先的に入居していただくことを目的としています。前回申し込まれた方は、登録済みとして取り扱いますので、再度申し込む必要はありません。ただし、申し込みの区分を変更したい方 (例えば②③から①に変更したい方) は、ハガキもしくは受付で申し出てください。

記

1. 募集住宅の区分、種類及び戸数

① 応急仮設住宅 (市内各所)	約26㎡/戸	約1,215戸
② 県営住宅空家 (前回の区分に申し込まれた方は、①の区分に変更します。)		今回募集なし
③ 大阪府営応急仮設住宅 (大阪府下各地)	約26㎡/戸	100戸
大阪市営住宅空家等		約40戸

2. 入居資格

次の①②のいずれにも該当する方。
① 芦屋市民で、地震により住宅が全・半壊 (焼) し、自らの資力で住宅を得ることができない人。
② 次のいずれかに該当する世帯。

- 優先順位 (I)
- 老人世帯 (60歳以上の者及び次のア～ウに該当する世帯)
 - ア 60歳以上の単身世帯
 - イ 60歳以上の世帯主と配偶者で構成される世帯
 - ウ 60歳以上の世帯主と18歳未満の児童で構成される世帯
 - 障害者 (障害者手帳1～4級、療育手帳重・中度) のおられる世帯
 - 母子世帯 (配偶者のない女子で18歳未満の児童を扶養している者)
- 優先順位 (II)
- 65歳以上の高齢者を含む世帯。
 - 乳幼児 (3歳以下の児童) を含む世帯。
 - 妊婦を含む世帯。
 - 多子世帯 (18歳未満児童が3人以上いる世帯)

↓裏面へつづく

3. 入居条件

- ① 使用期間は1ヶ年を限度とします。
- ② 使用料(家賃)・敷金は免除します。ただし、共益費は必要です。

4. 募集時期及び場所

2月19日(日)~2月25日(土)。午前9時30分~午後4時30分。 芦屋庭球場(市役所南の松浜公園の中)

5. 応募方法

申込書等必要書類は、受付の時にお渡しします。

- ① 応募は、1世帯1名に限ります。
- ② 先記の募集住宅の種類①③のいずれか一つに限り申し込みができます。
- ③ 応急仮設住宅等入居申込書を提出してください。
申請者住所、氏名を記入し、押印(拇印可)してください。
抽選カード、申請者控えの欄の氏名も記入してください。

④ 入居者名簿

入居される方全員を記入してください。

⑤ 遠方に避難されている方などの申込みは、代理の方でも申込みできます。

郵送による申し込みしかできない方は、申込書を住宅課まで請求してください。(2月25日までの消印があり、3月4日着まで有効)

6. 抽選会

優先順位(I)から入居を決定し、応募者数が募集戸数を超過したときは、抽選で決定します。

抽選日時は、3月8日午前10時から芦屋庭球場でおこないます。

入居者の決定後、応募資格等に虚偽があった場合、又罹災された住宅が住める状態である場合は、入居決定を取り消します。

7. 入居住宅・時期の決定

今回募集の仮設住宅の入居は、4月以降住宅の完成次第順次入居していただきます。

入居開始時から2週間を過ぎても入居されないときは、入居を辞退したのとして入居資格はなくなります。

8. その他

① 連絡先が変更になった時は必ず市役所に連絡してください。

② 全国各地(兵庫県、大阪府内を除く)の公営住宅の入居が可能です。

希望者は 被災者用公営住宅等斡旋支援センター ☎06-945-2832
兵庫県都市住宅部住宅管理課 ☎078-362-3628 に、お問い合わせください。

9. 問い合わせ

芦屋市建設部住宅課
〒659 芦屋市精道町7-6 ☎0797-38-2061

3. あしやホームケアセンターで入浴サービスを再開

あしや聖徳園ホームケアセンターでは、2月13日(月)から介護の必要な高齢者の入浴サービスを再開します。ご希望のかたは、あしやホームケアセンターへ申し込んでください。 申し込み あしやホームケアセンター ☎0797-22-5959

4. 住民票の写し等の発行手数料の免除(無料)について

震災により被災を受けた市民のかたが、被災による諸手続きに必要なため申請された場合は、次の手数料を2月10日から免除(無料)しています。

市民課	住民票の写し、戸籍謄・抄本、戸籍の附票、 記載事項証明書、印鑑登録証明書など ※市役所南館経済課内では、住民票の写し、住民票の記載事項証明書、 印鑑登録証明書は発行できません。芦屋浜市民サービスコーナーへお越しください。	市役所南館経済課内(南玄関入り向かって左側) 芦屋浜市民サービスコーナー
税務管理課	所得証明、市県民税課税証明、評価証明、納税証明など	市役所南館1階(南玄関入り正面階段上り左側)

※なお、2月9日までに有料で手続きされたかたにつきましては、手数料をお返ししますので、各窓口にお申し出ください。

5. 水道復旧状況(平成27年2月13日 正午現在)

・復旧率 68.0% ・復旧延長 124.7km

・給水可能戸数 約22,710世帯

・各戸給水可能区域

全域: 奥池地区、六籠荘

一部: 阪急以北=三条、山芦屋、西山、山手、東芦屋、東山、奥山、朝日ヶ丘、岩園

阪急~JR間=三条南、西芦屋、月若、松ノ内、船戸、大原、親王塚、翠ヶ丘

JR~43号線間=大樹、茶屋、上宮川、宮塚、楠、打出小樞、春日、平田北、精道、宮川、若宮、業平、打出、川西

43号線以南=浜芦屋、松浜、伊勢、呉川、西蔵、浜、南宮、大東、平田

・臨時給水所増設(24時間可能)

学校・避難所(17ヶ所): 山手小学校・山手中学校・朝日ヶ丘小学校・朝日ヶ丘幼稚園・岩園小学校・西山幼稚園・市立芦屋高校・大原集会所・

春日集会所・三条小学校・上宮川文化センター・翠ヶ丘集会所・精道中学校・精道小学校・小樞幼稚園・市役所・宮川小学校

路上施設(70ヶ所):

山手町33-1	市立芦屋高校バス停前	宮塚町11-17	宮塚橋西歩道	大東町9番11号地先	コープ打出浜東南角
山手町1-8	双葉屋 芦屋パークキング前	西蔵町10-22	海技大学東交差点	浜町9-15	ビーコック西
東芦屋町20-3	芦屋神社南	浜町8番23号地先	グリーンコーポ芦屋南	大東町13-2	大東公園東南角
朝日ヶ丘町7-33	第三マンション芦苑南西角	大原町5-18	大原ラモール芦屋北	精道町3-21	精道スカイハイツ東
朝日ヶ丘町26-14	盤園南北参道	宮塚町6-14	芦屋第6コーポラス交差点	川西町15-21	芦屋市立体育館北
東山町22-13	東山公園北100m	浜町2-19	宮川小学校東100m	平田北町4-4	芦屋第一ロイヤル東
六籠荘町3-24	岩園調整池前	呉川町3-9	宮川橋南50m	新浜町5-12	みどり学級北東100m
朝日ヶ丘町9-8	グリーンテニスクラブ北	呉川町9-8	呉川公園東	浜風町28-1	28街区西角
山芦屋町15-1	芦屋山手マンション西南	春日町9-5	バインクレスト南	浜風町8-9	浜風小学校東
春日町3-6	そごう発送所前歩道	親王塚町6-16	上宮川橋東100m	高浜町7-1	芦屋センタービル南
若宮町9-10	宮小北50mR43線北歩道	翠ヶ丘町9-12	翠ヶ丘集会所西	緑町6-23	緑公園西100m
東山町7-26	パークマンション南歩道	翠ヶ丘町13-8	翠ヶ丘郵便局西100m	楠町7-15	京極小児科前
春日町16-6	春日集会所東50m北歩道	岩園町43-1	岩園天神社南	楠町14-23	大樞公園跡前
打出町1-15	関西信用金庫打出支店歩道	岩園町11-9	芦屋ロイヤルハイツ北	楠町16-6	三田谷治療教育院南西角
打出小樞町13-16	多田病院前	岩園町15-22	仲ノ池北東100m	川西町4-12	若草食品西
船戸町1-25	アルパ芦屋北歩道	翠ヶ丘町20-16	翠ヶ丘パークマンション南	平田町2-8	芦屋パレスハイツ西
精道町10-6	精道小東100mR43北歩道	三条町23-13	天理教会北50m	平田町8-4	メゾン芦屋浜北
宮川町6-3	東立芦屋高校南	三条町28-1	天理教会西100m	浜芦屋町1-23	浜芦屋町1-23
西山町16-10	アーバンライフ東	三条町13-3	千香園マンション南	打出小樞町9-7	打出パークマンション東
西山町15-14	西山郵便局前	三条町6-24	芦屋第8コーポラス北50m	瀬見町8-23	瀬見町サブセンター南
宮塚町1-5	ローン前	呉川町14-10	宮本産婦人科西	瀬見町27-3	瀬見南公園西
月若町7-10	月若公園西100m	上宮川町10-5	上宮川文化センター北	瀬見町5-6	瀬見南公園西
朝日ヶ丘町34-4	芦屋病院南100m	南宮町9-7	精道中学北西角	緑町1-7	芦屋緑(2)住宅南
松ノ内町9-10	真如苑関西本部南				

※水道路上施設ご利用上のご注意

臨時給水所の水は、飲用にご利用いただけますが、付近で緊急工事のため断水をして、その後の通水時に赤水等が出る場合があります。そのようなときは、しばらく待って、無色透明になってからご利用ください。なお、飲用の際、念のため煮沸していただくようお願いします。

▶給水できたご家庭で、水道を使用中に一時水圧が低下したり、断水状態になる場合があります。これは、現在各地域で応急復旧工事のため正常な状態で配水できていないことが原因で起こるもので、一時的なものですからご理解ください。

災害の状況 (2月14日午前6時30分現在)

- 避難者数 6,826人
- 避難所数 52カ所
- 死亡者数 芦屋市民の死亡者 371人 (市内での死亡351人 市外での死亡20人) 芦屋市での死亡者 (市外の人を含む) 406人
- 全壊家屋 2543棟・半壊家屋1519棟・一部損壊3182棟 警察署、消防本部調べ (1月25日現在中間報告、引き続き調査中)
- 負傷者数 2759人

1. 芦屋市応急仮設住宅等の追加募集

第2次として約1355戸の仮設住宅等を建設しますので、入居希望者の追加募集をおこないます。今回の追加募集は、いわゆる社会的弱者といわれる方たちに優先的に入居していただくことを目的としています。前回申し込まれた方は、登録済みとして取り扱いますので、再度申し込む必要はありません。ただし、申し込みの区分を変更したい方 (例えば②③から①に変更したい方) は、ハガキもしくは受付で申し出てください。

記

1. 募集住宅の区分、種類及び戸数

① 応急仮設住宅 (市内各所)	約26㎡/戸	約1,215戸
② 県営住宅空家 (前回この区分に申し込まれた方は、①の区分に変更します。)		今回募集なし
③ 大阪府営応急仮設住宅 (大阪府下各地) 大阪市営住宅空家等	約26㎡/戸	100戸 約40戸

2. 入居資格

次の①②のいずれにも該当する方。

- ① 芦屋市民で、地震により住宅が全・半壊 (焼) し、自らの資力で住宅を得ることができない人。
- ② 次のいずれかに該当する世帯。

優先順位 (I)

- 老人世帯 (60歳以上の者及び次のア～ウに該当する世帯)
 - ア 60歳以上の単身者
 - イ 60歳以上の世帯主と配偶者で構成される世帯
 - ウ 60歳以上の世帯主と18歳未満の児童で構成される世帯
- 障害者 (障害者手帳1～4級、療育手帳重・中度) のおられる世帯
- 母子世帯 (配偶者のない女子で18歳未満の児童を扶養している者)

優先順位 (II)

- 65歳以上の高齢者を含む世帯。
- 乳幼児 (3歳以下の児童) を含む世帯。
- 妊婦を含む世帯。
- 多子世帯 (18歳未満児童が3人以上いる世帯)

3. 入居条件

- ① 使用期間は1ヶ年を限度とします。
- ② 使用料 (家賃) ・敷金は免除します。ただし、共益費は必要です。

4. 募集時期及び場所

2月19日 (日) ～2月25日 (土)。午前9時30分～午後4時30分。 芦屋庭球場 (市役所南の松浜公園の中)

5. 応募方法

申込書等必要書類は、受付の時にお渡しします。

- ① 応募は、1世帯1名に限ります。
- ② 先記の募集住宅の種類①③のいずれか一つに限り申し込みができます。
- ③ 応急仮設住宅等入居申込書を提出してください。
申請者住所、氏名を記入し、押印 (拇印可) してください。
抽選カード、申請者控えの欄の氏名も記入してください。

④ 入居者名簿

入居される方全員を記入してください。

- ⑤ 遠方に避難されている方などの申込みは、代理の方でも申込みできます。

郵送による申し込みしかできない方は、申込書を住宅課まで請求してください。(2月25日までの消印があり、3月4日着まで有効)

6. 抽選会

優先順位 (I) から入居を決定し、応募者数が募集戸数を超過したときは、抽選で決定します。

抽選日時は、3月8日午前10時から芦屋庭球場でおこないます。

入居者の決定後、応募資格等に虚偽があった場合、又罹災された住宅が住める状態である場合は、入居決定を取り消します。

7. 入居住宅・時期の決定

今回募集の仮設住宅の入居は、4月以降住宅の完成次第順次入居していただきます。

入居開始時から2週間を過ぎても入居されないときは、入居を辞退したものと入居資格はなくなります。

8. その他

- ① 連絡先が変更になった時は必ず市役所に連絡してください。
- ② 全国各地 (兵庫県、大阪府内を除く) の公営住宅の入居が可能です。
希望者は 被災者用公営住宅等幹旋支援センター ☎ 06-945-2832
兵庫県都市住宅部住宅管理課 ☎ 078-362-3628 に、お問い合わせください。

9. 問い合わせ

芦屋市建設部住宅課
〒659 芦屋市精道町7-6 ☎ 0797-38-2061

2. 弔慰金の支給について

ご遺族の皆様には心からお悔やみ申しあげます。

遅くなりましたが、ご遺族に対する弔慰金の支給手続きの受付をつぎのとおり始めますので、恐縮ですがお出向ください。

1. おいでいただく日時、場所など

日時 2月17日(金)、18日(土)、19日(日)の3日間および23日(木)、24日(金)の2日間
時間 午前9時30分から午後5時まで
場所 福祉センター(兼平町、市民会館東側)地下駐車場

お願い 混雑が予想されますので、つぎのように地域分けをいたしますので、ご協力ください。

17日(金) 芦屋川以西の方 18日(土) 芦屋川以東で、国道2号線以南の方 19日(日) 芦屋川以東で、国道2号線以北の方
23日(木) 24日(金) は、上記日程でこられない方

2. ご持参いただくもの

- ① 亡くなった方との関係を明らかにする戸籍謄本(市内に本籍がある人は、必要ありません)
- ② 本人であることを証明するもの(例えば運転免許証、パスポートなど写真を添付してある公的機関が発行する身分証明書)
- ③ 「同意書」(同封のもの) ④ 印鑑(どうしても見つからないときは、ご相談に応じます。)

3. 受け取っていただく遺族について

法律に従って、正規の受取人を確定する必要がありますので戸籍謄本で確認のうえ、決定します。

受取人の範囲および順位は次のとおりになります。

まず、死亡者によって生計を主として維持していた遺族が先になります。

その際、同一順位の場合は、つぎの順位になります。(芦屋市災害弔慰金の支給等に関する条例第4条第1項による)

- 第1位 配偶者
- 第2位 子(2人以上のときは、同意書を提出してください。同意書には、代表して受け取る者のみ、印鑑証明書を添えてください。また、18才未満の子のときは、後見人を選任してください。)
- 第3位 父母
- 第4位 孫(2人以上のときは、同意書を提出してください。同意書には、代表して受け取る者のみ、印鑑証明書を添えてください。また、18才未満の子のときは、後見人を選任してください。)
- 第5位 祖父母(2人以上のときは、同意書を提出してください。同意書には、代表して受け取る者のみ、印鑑証明書を添えてください。)

ご注意 ① この弔慰金等は、兄弟姉妹には支給されませんので、ご承知おきください。(災害弔慰金の支給等に関する法律第3条第2項による)

② 受領していただく方が確定次第、下記の方法で後日弔慰金をお渡します。

4. 弔慰金をお渡しする方法

金額が大きいため、安全を確認するため、つぎのいずれかの方法をとっていただくようお願いいたします。

① 口座振替(銀行名、支店名、預金の種類、口座番号をお知らせください。)

② 銀行渡り小切手(線引小切手)をお渡しする方法(銀行のご自分の口座に一旦預け、3日後に引き出すことができます。)

※参考 芦屋市の災害弔慰金 ○死亡者が、弔慰金を受ける者の生計を主として維持していた場合 500万円
○その他の場合 1人につき 250万円

5. その他 見舞金、義援金の支給については、後日お知らせします。

●問い合わせ ● 保健福祉部 総務課 ☎0797-38-2040

3. 児童扶養手当・特別児童扶養手当の所得制限の解除について

下記の通り受付を行います。

(1) 対象者: 下記の①②ともに当てはまるかた

① 所得制限額を超えているために、平成6年度分の手当の全部または一部が支給停止となっているかた

② 今回の震災で、住宅や家財などのおおむね2分の1以上の損壊を受けたかた

(2) 内容: 上記の該当者に、届け出により、平成7年1月分から平成8年7月分までの間、特例的に手当が全額支給されます。ただし、平成7年中の所得が所得制限額を超えた場合は、特例的に支給された手当額を後で返還することになります。

問い合わせ 福祉課障害福祉係 ☎0797-38-2043

4. 被災者に対する兵庫県心身障害者扶養共済制度掛金の免除について

被災した加入者のうち、家屋が全壊または半壊したかたは、掛金の免除を受けることができます。ただし、現在すでに免除を受けている場合は、重複して免除は受けられません。

該当されるかたは、印鑑と、り災証明書を持って、福祉課障害福祉係(市役所南館1階)へお越しください。

問い合わせ 福祉課障害福祉係 ☎0797-38-2043

5. 全県民による犠牲者への黙とう

兵庫県災害対策本部では、このたびの地震から1ヵ月を迎える2月17日(金)に犠牲者のご冥福を祈るため、下記のとおり「全県民による犠牲者への黙とう」を実施いたします。

●2月17日(金) 12時(正午)から1分間

問い合わせ 兵庫県生活文化部総務課 ☎078-362-3148

6. 兵庫県災害FM局(FM796・フェニックス)開局のお知らせ

開局: 2月15日(水)から

周波数: 79.6メガヘルツ

放送内容: 国・県・市町の行政情報や生活関連情報

放送時間: 正午から午後8時まで毎日(土・日含む)

7. 炊き出し情報

① 日 時: 2月16日(木) 10時すぎ

場 所: JR芦屋駅前北広場

種 類: かきぞうすい(1000食)

協 力: 岡山県和気郡日生町のみなさん

問い合わせ: 市管財課 ☎0797-38-2013

② 日 時: 2月17日(金) 11時から

場 所: 精道小学校

種 類: 山菜めし(2000食)

協 力: 福岡県飯塚市のみなさん

問い合わせ: 市管財課 ☎0797-38-2013

③ 日 時: 2月17日(金) 12時から

場 所: 中華料理愛蓮(岩園町いかりスーパー東側)

種 類: 五目やきそば(500食)

協 力: 中華料理愛蓮

問い合わせ: ☎0797-38-5425

8. 水道復旧状況(平成7年2月14日 正午現在)

・復旧率 70.0% ・復旧延長 128.1km

・給水可能戸数 約23,380世帯

・各戸給水可能区域

全域: 奥池地区、六露荘

一部: 阪急以北=三条、山芦屋、西山、山手、東芦屋、東山、奥山、朝日ヶ丘、岩園

阪急~JR間=三条南、西芦屋、月若、松ノ内、船戸、大原、親王塚、翠ヶ丘

JR~43号線間=大樹、茶屋、上宮川、宮塚、楠、打出小槌、春日、平田北、精道、宮川、若宮、兼平、打出、川西

43号線以南=浜芦屋、松浜、伊勢、呉川、西藏、浜、南宮、大東、平田

▶給水できたご家庭で、水道を使用中に一時水圧が低下したり、断水状態になる場合があります。これは、現在各地域で応急復旧工事中のため正常な状態で配水できていないことが原因で起こるもので、一時的なものですからご理解ください。

災害の状況 (2月15日午前6時30分現在)

- 避難者数 5,569人
- 避難所数 51カ所
- 死亡者数 芦屋市民の死亡者 371人 (市内での死亡351人 市外での死亡20人) 芦屋市での死亡者 (市外の人を含む) 406人
- 全壊家屋 2543棟・半壊家屋1519棟・一部損壊3182棟 警察署、消防本部調べ (1月25日現在中間報告、引き続き調査中)
- 負傷者数 2759人

1. 全県民による犠牲者への黙祷

平成7年1月17日午前5時46分に発生した「兵庫県南部地震」から、1カ月を迎える2月17日(金)に、犠牲者のご冥福を祈るため、全県下いっせいに黙祷を実施いたします。

- 2月17日(金) 12時(正午)から1分間
問い合わせ 兵庫県生活文化部総務課 ☎078-362-3148

2. 救援物資配布所の開設について

次の場所で、救援物資の配布を行います。

日時: 2月19日(日) 午後1時～午後3時

場所: ①山手幼稚園前 ②宮塚公園

品目: 衣類、石鹸、タオル、懐中電灯

問い合わせ: 芦屋市災害対策本部物資調達班 ☎0797-31-1241、31-1247

- * 数量に限りがありますので、なくなり次第終了します。
- * 緊急車両などの通行の妨げになりますので、車での来場はご遠慮ください。
- * 雨天の場合は中止します。

3. 炊き出し情報

- | | |
|---------------------------|---------------------------|
| ① 日時: 2月17日(金) 11時から | ② 日時: 2月17日(金) 12時から |
| 場所: 精道小学校 | 場所: 中華料理愛運 (岩園町いかりスーパー東側) |
| 種類: 山菜めし (2000食) | 種類: 五目やきそば (500食) |
| 協力: 福岡県飯塚市のみなさん | 協力: 中華料理愛運 |
| 問い合わせ: 市管財課 ☎0797-38-2013 | 問い合わせ: ☎0797-38-5425 |

4. 移動式モバイルシャワールームの提供 (3カ所を巡回)

場 所	時 間	開 設 曜 日	備 考
大原集会所 0797-38-7782	午後1時～午後7時	日・月曜日	シャワールーム4基
小槌幼稚園 0797-22-4885	午後1時～午後7時	火・水・木曜日	シャワールーム4基
西山幼稚園 0797-32-5457	午後1時～午後7時	金・土曜日	シャワールーム4基

- 開設期間 2月14日(火)から当分の間

5. 復興フェスティバル

復興への新たなステップを踏み出すため、子どもからお年寄りのかたまで楽しめるフェスティバルを下記の通り開催します。多数のご参加をお待ちしています。

日時: 2月19日(日) 午前9時30分開場 午前10時開演

場所: 県立芦屋高校テニスコート

内容: 避難所対抗綱引き、演劇、出店など

問い合わせ: 芦屋市民学生救援隊フェスティバル実行委員会 ☎0797-22-8909

6. ピッコロ劇団のおにいさん、おねえさんと遊ぼう

日時: 2月18日(土) 午後2時～

場所: 芦屋松浜公園内カナディアンテント

出しもの: 大きなカブ (ゲームもあるよ)

問い合わせ: ピッコロシアター ☎06-426-1940

兵庫県現地本部 (芦屋) ☎0797-31-4263

7. 元気の出るたまねぎ「ディズニー映画を見よう」

日時: 2月19日(日) 午後1時～午後4時

場所: 芦屋松浜公園内カナディアンテント

催し物: ジャングルブック、ピノキオ、不思議の国のアリス、アラジンなどの中からリクエストに応じて上映

問い合わせ: 兵庫県現地本部 (芦屋) ☎0797-31-4263

8. 水道復旧状況（平成7年2月15日 正午現在）

- ・復旧率 73% ・復旧延長 133.6km
- ・給水可能戸数 約24,382世帯
- ・各戸給水可能区域

全域：奥池地区、六福荘

一部：阪急以北＝三条、山芦屋、西山、山手、東芦屋、東山、奥山、朝日ヶ丘、岩園

阪急～JR間＝三条南、西芦屋、月若、松ノ内、船戸、大原、親王塚、翠ヶ丘

JR～43号線間＝大嶺、茶屋、上宮川、宮塚、楠、打出小槌、春日、平田北、精道、宮川、若宮、業平、打出、川西

43号線以南＝浜芦屋、松浜、伊勢、呉川、西蔵、浜、南宮、大東、平田

- ・臨時給水所増設（24時間可能）

学校・避難所（17ヶ所）：山手小学校・山手中学校・朝日ヶ丘小学校・朝日ヶ丘幼稚園・岩園小学校・西山幼稚園・市立芦屋高校・大原集会所・

春日集会所・三条小学校・上宮川文化センター・翠ヶ丘集会所・精道中学校・精道小学校・小槌幼稚園・市役所・宮川小学校

路上施設（79ヶ所）：

山手町33-1	市立芦屋高校バス停前	大原町5-18	大原ラモール芦屋北	新浜町5-12	みどり学級北東100m
山手町1-8	双葉屋 芦屋パーキング前	宮塚町6-14	芦屋第6コーポラス交差点	浜風町28-1	28街区西角
東芦屋町20-3	芦屋神社南	浜町2-19	宮川小学校東100m	浜風町8-9	浜風小学校東
朝日ヶ丘町7-33	第三マンション芦屋南西角	呉川町3-9	宮川橋南50m	高浜町7-1	芦屋センタービル南
朝日ヶ丘町26-14	盤園南北参道	呉川町9-8	呉川公園東	緑町6-23	緑公園西100m
東山町22-13	東山公園北100m	春日町9-5	バインクレスト南	楠町7-15	京極小児科前
六福荘町3-24	岩園調整池前	親王塚町6-16	上宮川橋東100m	楠町14-23	大楠公戦跡前
朝日ヶ丘町9-8	グリーンテニスクラブ北	翠ヶ丘町9-12	翠ヶ丘集会所西	楠町16-6	三田谷治療教育院南西角
山芦屋町15-1	芦屋山手マンション西南	翠ヶ丘町13-8	翠ヶ丘郵便局西100m	川西町4-12	若草食品西
春日町3-6	そごう発送所前歩道	岩園町43-1	岩園天神社南	平田町2-8	芦屋パレスハイツイ
若宮町9-10	宮小北50mR43線北歩道	岩園町11-9	芦屋ロイヤルハイツイ北	平田町8-4	メゾン芦屋浜北
東山町7-26	パークマンション南歩道	岩園町15-22	仲ノ池北東100m	浜芦屋町1-23	芦屋ハートフル東
春日町16-6	春日集会所東50m北歩道	翠ヶ丘町20-16	翠ヶ丘パークマンション南	打出小槌町9-7	打出パークマンション東
打出町1-15	関西信用金庫打出支店歩道	三条町23-13	天理教会北50m	潮見町8-23	潮見町サブセンター南
打出小槌町13-16	多田病院前	三条町28-1	天理教会西100m	潮見町27-3	潮見南公園西
船戸町1-25	アルパ芦屋北歩道	三条町13-3	千香園マンション南	潮見町5-6	潮見中学西
精道町10-6	精道小東100mR43北歩道	三条町6-24	芦屋第8コーポラス北50m	緑町1-7	芦屋緑（2）住宅南
宮川町6-3	県立芦屋高校南	呉川町14-10	宮本産婦人科西	西芦屋町7-11	能治歯科医院西
西山町16-10	アーバンライフ東	上宮川町10-5	上宮川文化センター北	大原町15-6	大原町15街区北西角
西山町15-14	西山郵便局前	南宮町9-7	精道中学北西角	精道町8番25号地先	精道小南
宮塚町1-5	ローソン前	大東町9番11号地先	コープ打出浜東南角	松浜町3-11	松浜町3街区南西角
月若町7-10	月若公園西100m	浜町9-15	ビーコック西	竹園町6-4	芦屋第12コーポラス西
朝日ヶ丘町34-4	芦屋病院南100m	大東町13-2	大東公園東南角	西芦屋町3-5	西芦屋町3街区南西角
松ノ内町9-10	真如苑関西本部南	精道町3-21	精道スカイハイツイ東	前田町6-15	コープ神戸芦屋寮北
宮塚町11-17	宮塚橋西歩道	川西町15-21	芦屋市立体育館北	公光町4-31	業平橋派出所東
西蔵町10-22	海技大学東交差点	平田町4-4	芦屋第一ロイヤル東	岩園町24-12	岩園町24街区北西角
浜町8番23号地先	グリーンコーポ芦屋南				

※水道路上施設ご利用上のご注意

臨時給水所の水は、飲用にご利用いただけますが、付近で緊急工事のため断水をして、その後の通水時に赤水等が出る場合があります。そのようなときは、しばらく待って、無色透明になってからご利用ください。なお、飲用の際、念のため煮沸していただくようお願いします。

- ▶給水できたご家庭で、水道を使用中に一時水圧が低下したり、断水状態になる場合があります。これは、現在各地域で応急復旧工事のため正常な状態で配水できていないことが原因で起こるもので、一時的なものですからご理解ください。

市議会からのお知らせ

市議会では、市の災害対策本部を全面的にバックアップするため、議会の災害対策本部を設けて活動していますが、市民からどのような活動をしているのかとの問い合わせが寄せられています。そこで、この紙面をお借りして、市議会の活動状況を報告します。

●市議会災害対策本部を設置

災害発生当初、議員は個々に避難所等で活動していましたが、1月20日に市議会災害対策本部を設置し、市と被災者のパイプ役として、情報の提供や収集を一元化し、空白地域をなくすため市内を10のブロックに分け、担当地域を決め、実働部隊として積極的に活動を開始。議員から寄せられた要望等の数は130件231の項目にわたっています。

●ブロック代表者会

発足時は毎日、2月に入ってから1日おきに代表者会を開催し、市からの情報の提供、地域の要望（全市民的な内容のもの）等を交換。各地域から出てきた要望・意見等は、代表者会で集約、議会として市の災害対策本部に要望しています。

●貝原県知事、村山総理に要望書を提出

代表者会で要望の強かった「民有地のがれきの搬送、投棄、搬出等の費用に対する財政上の支援」「仮設住宅の早期建設」等について、1月28日、市と議会の連名で要望書を作成。県および国土庁に対し、議長が赴き要望しました。

●市災害対策本部へ申し入れ

2月10日、①倒壊家屋の撤去費標準価格と、補助金額の早期提示を。②行政機能の早期回復を図り、本来の住民サービスを進めること等について、市の災害対策本部（市長）に申し入れました。

●全体協議会

2月15日（水）に全体協議会を開催し、市から災害状況の報告を受けました。

●臨時市議会

2月24日（金）に、臨時市議会が招集される（市長が招集します）予定です。臨時市議会は、議場が被災で使用できないため、会議室を使って開催します。臨時会の傍聴については、会議室が狭いため、一般傍聴席を設けることは物理的に困難と思われ、その扱いを調整しているところです。また、代替え措置として音声放送を別室に流すことも検討しています。

●あしや市議会だよりの休刊について

平成7年1月30日発行予定の「あしや市議会だより第11号」は今回の災害により、発行を中止しました。ご了承願います。

災害の状況 (2月16日午前6時30分現在)

- 避難者数 5,549人
- 避難所数 50カ所
- 死亡者数 芦屋市民の死亡者 371人 (市内での死亡351人 市外での死亡20人) 芦屋市での死亡者 (市外の人を含む) 406人
- 全壊家屋 2543棟・半壊家屋1519棟・一部損壊3182棟 警察署、消防本部調べ (1月25日現在中間報告、引き続き調査中)
- 負傷者数 2759人

1. 全県民による犠牲者への黙祷

平成7年1月17日午前5時46分に発生した「兵庫県南部地震」から、1カ月を迎える2月17日(金)に、犠牲者のご冥福を祈るため、全県下いっせいに黙祷を実施いたします。

- 2月17日(金) 12時(正午)から1分間
問い合わせ 兵庫県生活文化部総務課 ☎078-362-3148

2. 建築が制限される区域の制限期間を延長

特に被害の激しかった区域の復興のため、建築基準法第84条の規定に基づいて、2月17日まで行っていた建築制限区域2地区についての制限期間が1ヵ月延長されました。これにより制限期間は3月17日までとなります。

制限内容と指定された区域は下記のとおりです。

制限内容

木造2階建てなど次のものは建築できます。

- ① 木造、鉄骨造、コンクリートブロック造などの建築物
- ② 応急仮設建築物、工用仮設建築物など

指定された区域

- 中央地区 約13 ha 大樹町全域と公光町・茶屋之町の一部
- 西部地区 約22 ha 津知町・清水町・前田町の全域と川西町の一部

事業の予定

指定された区域では土地区画整理事業を予定しています。みなさまとともに災害に強いまちづくり計画を定めていきたいと考えております。

問い合わせ 芦屋市都市計画部開発指導課 ☎0797-38-2071

3. 芦屋市震災復興基本方針についての事業の概要

地震によって壊滅的な災害を被った芦屋市は、この過酷な試練を乗り越え都市防災を重視したまちづくりを推進し、市民と一丸となって復興に取り組みます。被災を受けた公共土木施設、建築物等の都市基盤を早急に復旧し、市民のみなさまが安心して生活できる安全で快適な災害に強いまちづくりをめざして総合的な復興基本計画を策定し、都市計画事業等により計画的な市街地の形成を図り、みどり豊かな国際文化住宅都市芦屋の再生を図ることを基本方針として事業等の推進を図っていきます。

- ・被災者への住宅の供給と公共空間の確保
- ・被災集中地区における復興事業

地域の基盤整備状況や被害の状況等を勘案して、事業手法と整備地区等は次のとおりです。

- ① 土地区画整理事業 ・中央地区(約13 ha) ・西部地区(約21.2 ha)
- ② 再開発事業 ・JR芦屋駅南地区(約3.4 ha)
- ③ 住環境整備事業 ・若宮地区(約2.4 ha)
- ④ 街路事業 ・山手幹線 ・川西線 ・松浜線 ・稲荷山線

※その他事業等として快適で安全な災害に強いまちづくりを目指して各種の事業誘導を行い、みどり豊かなまちの再生を図ります。

スケジュール

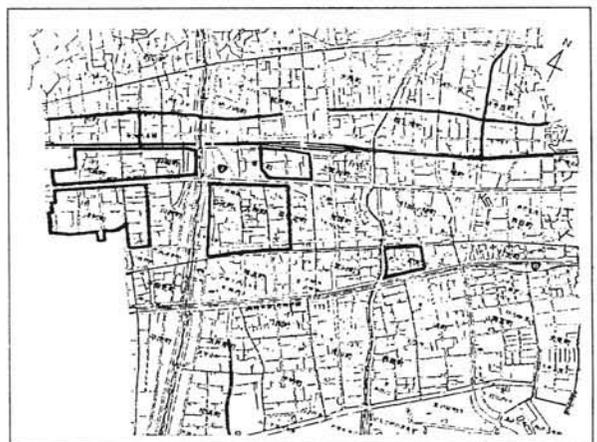
建築制限をしている区域(中央地区・西部地区)

土地区画整理事業の都市計画を3月中旬に決定します。

2月中にはみなさんに計画案をお示しし、ご説明をさせていただきます。

なお、JR芦屋駅南地区と若宮地区の計画の決定は、もう少し遅れる予定です。

問い合わせ 芦屋市復興対策本部都市整備部 ☎0797-31-2121 内線2090



4. り災証明書の発行場所がかわります

り災証明書の発行が、2月20日(月)から福祉センター(業平町、市民会館東側)地下駐車場に変更になります。

時間: 午前9時から午後5時まで

問い合わせ: 保健福祉部総務課 ☎0797-38-2040

5. 住宅復旧相談センター

下記の通り開設しています

場 所：西宮市江上町1番20号（元神戸地方務局西宮出張所跡地） ☎0798-26-7761（代表）

実施期間と内容：

- ① 建物の応急診断（無料）の受付：2月10日～2月28日（土・日を含む）
- ② 建築物の詳細な診断（有料）の実施機関の紹介：2月10日～3月31日（土・日を含む）

受付時間：午前10時～午後4時

実施体制：全国建築士事務所協会連合会が集約しているボランティアの建築士、県・市などに申し出をしているボランティアの建築士が相談等に当たります。電話による相談も受け付けています。

6. 救援物資配布所の開設について

次の場所で、救援物資の配布を行います。

日 時：2月19日（日） 午後1時～午後3時

場 所：①山手幼稚園前 ②宮塚公園

品 目：衣類、石鹸、タオル、懐中電灯

※数量に限りがありますので、なくなり次第終了します。

※緊急車両などの通行の妨げになりますので、車での来場はご遠慮ください。

※雨天の場合は中止します。

問い合わせ 芦屋市災害対策本部物資調達班 ☎0797-31-1241、31-1247

7. 仮設共同浴場情報（2月15日現在）

設置場所	利用時間	休日	設置者・設備内容	運営・管理
① 呉川町 保健福祉総合センター 建設予定地 ☎38-2007	●受付/10:30～19:30 (直接会場へ) ●入浴/10:30～20:30	火曜	●設置/兵庫県・芦屋市(2月2日～) ●2人用ユニットバス/33基 ●10人用 浴槽/男女 各1基 ●シャワールーム/5基	自治会連合会 ボランティア
② 精道小学校 精道町8-25 ☎32-1111	●受付/13:00～19:00 (直接会場へ) ●入浴/13:00～20:00	月曜	●設置/自衛隊(1月26日～) ●20人用 浴槽/男女 各1基	自治会 ボランティア
③ 岩園小学校 岩園町23-41 ☎32-1114	●受付/13:00～19:30 (直接会場へ) ●入浴/13:00～20:00	火曜	●設置/自衛隊(2月3日～) ●20人用 浴槽/男女 各1基	自治会 ボランティア
④ 芦屋カンツリー倶楽部 奥山1-25	●整理券発行/9:00～14:00 (商工会で) ●入浴/10:00～15:00	月曜	●商工会(公光町)/☎23-2071 ●(1月26日～) ●一日300人程度の入浴可能	芦屋カンツリー倶楽部 31-0501
⑤ 宮塚町 地蔵公園 宮塚町3-3	●受付/11:00～18:30 (直接会場へ) ●入浴/11:00～19:00		●設置/芦屋市(2月11日～) ●シャワールーム/5基	上宮川文化センター ☎22-9229 ボランティア

8. 和風園・あしや聖徳園浴場の利用について

おおむね65歳以上の方を対象に標記施設の浴場を解放しますのでご利用ください。

1. 施設：和風園…女性 あしや聖徳園…男性
2. 開設日：2月19日（日）、26日（日）、3月5日（日）の3日間
3. 人 数：一回当たり女性15人、男性10人（1日3回実施）
4. 送 迎：マイクロバスで各集合場所から送迎します。
5. 集合場所及び時間：①山手幼稚園（正門） 午前9時
②市立体育館前 午後0時
③精道中学校（正門） 午後3時
6. 申し込み：2月18日（土）午前9時から芦屋ハートフル福祉公社（☎38-3122）へ電話で申し込んでください。（定員になり次第締め切ります。）

9. 都市ガスの復旧状況（平成7年2月16日現在）

復旧済地域 奥池・（新浜町・高浜町・浜風町の一部）
 復旧予定地域 （一部）潮見町・緑町・若葉町
 復旧作業に着手している地域 （一部）松浜町・伊勢町・大東町・六籠荘町・山手町・朝日ヶ丘町・岩園町

都市ガス供給再開当日、ご不在のお客さまへのお願い

都市ガスの供給が再開された地域のお客さまでも、再開当日にご不在の場合には、屋内ガス設備の点検が完了しておりませんので、ガスを止めております。ご使用の際には必ず大阪ガスにご連絡いただき、大阪ガスの係員が設備を点検し、安全を確認するまでは絶対にガスを使わないでください。

問い合わせ 大阪ガス今津対策本部 ☎0797-26-3101

10. 水道復旧状況（平成7年2月16日 正午現在）

- ・復旧率 78.0% ・復旧延長 142.7km
- ・給水可能戸数 約24,800世帯
- ・各戸給水可能区域
 全域：奥池地区、六籠荘
 一部：阪急以北＝三条、山芦屋、西山、山手、東芦屋、東山、奥山、朝日ヶ丘、岩園
 阪急～JR間＝三条南、西芦屋、月若、松ノ内、船戸、大原、親王塚、翠ヶ丘
 JR～43号線間＝大樹、茶屋、上宮川、宮塚、楠、打出小館、春日、平田北、精道、宮川、若宮、美平、打出、川西
 43号線以南＝浜芦屋、松浜、伊勢、呉川、西蔵、浜、南宮、大東、平田、竹園

▶給水できたご家庭で、水道を使用中に一時水圧が低下したり、断水状態になる場合があります。これは、現在各地域で応急復旧工事のため正常な状態で配水できていないことが原因で起こるもので、一時的なものですからご理解ください。

災害の状況 (2月17日午前6時30分現在)

- 避難者数 5,433人
- 避難所数 51カ所
- 死亡者数 芦屋市民の死亡者 371人 (市内での死亡351人 市外での死亡20人) 芦屋市での死亡者 (市外の人を含む) 406人
- 全壊家屋 2543棟・半壊家屋1519棟・一部損壊3182棟 警察署、消防本部調べ (1月25日現在中間報告、引き続き調査中)
- 負傷者数 2759人

1. 合同慰霊祭のお知らせ

1月17日(火)午前5時46分、淡路島を震源とした兵庫県南部地震は一瞬にして多くの尊い生命を奪い、数え切れない負傷者と家屋財産に甚大な被害を被るなど有史以来の大惨事となりました。

ご遺族の皆様ならびに負傷された方々にはご傷心なお癒えぬ日々をお送りのこととお察し申し上げます。ここに被災者の皆様に対しまして心からお見舞い申し上げます。

つきましては、犠牲となられた多くの芦屋市民の御霊をお慰めするため、次のとおり合同慰霊祭を執り行いますのでお知らせします。

記

日時 平成7年2月26日(日)午後1時

場所 兵庫県立芦屋南高等学校 体育館

対象 今回の震災で犠牲となられた芦屋市民のご遺族

ご遺族には、すでに案内状をお送りしていますが、まだ連絡のない方は市役所秘書課までお問い合わせください。

また、一般市民の皆様には午後3時30分から午後5時まで同会場にて弔意をお受けします。

◇市民の皆様へのお願い◇

2月26日(日)午後1時に消防署等のサイレンを合図に、その場で1分間の黙祷を行いますのでご協力をお願いします。

合同慰霊祭に関するお問い合わせは、市役所秘書課(電話38-2000)までお願いします。

2. 小学校新1年生入学保護者説明会

入学保護者説明会を実施しますので、下記の通り各小学校へお越しください。

- | | | | | |
|-----------|----------|---------|---------------|-----------------------------------------------------------|
| ●2月22日(水) | 午後2時～ | 岩園小学校 | ☎0797-32-1114 | |
| ●2月23日(木) | 午後1時30分～ | 宮川小学校 | ☎0797-32-1112 | |
| | 午後2時～ | 朝日ヶ丘小学校 | ☎0797-32-1115 | |
| | 午後2時30分～ | 浜風小学校 | ☎0797-23-4591 | |
| ●2月24日(金) | 午後1時30分～ | 打出浜小学校 | ☎0797-23-4581 | |
| | 午後2時～ | 精道小学校 | ☎0797-32-1111 | |
| ●2月28日(火) | 午後2時～ | 三桑小学校 | ☎0797-34-0501 | *宮川の説明会は宮川小学校で行います。なお、山手小学校と瀬見小学校の説明会は終了しています。問い合わせは各小学校へ |

3. り災証明書の発行場所がかわります

り災証明書の発行が、2月20日(月)から福祉会館(業平町、市民センター別館)地下駐車場に変更になります。

時間 午前9時から午後5時まで

問い合わせ:保健福祉部総務課 ☎0797-38-2040

問い合わせ 芦屋市災害対策本部物資調達班 ☎0797-31-1241、31-1247

4. 仮設共同浴場情報 (2月15日現在)

設置場所	利用時間	休日	設置者・設備内容	運営・管理
① 呉川町 保健福祉総合センター 建設予定地 ☎38-2007	●受付/10:30～19:30 (直接会場へ) ●入浴/10:30～20:30	火曜	●設置/兵庫県・芦屋市(2月2日～) ●2人用ユニットバス/33基 ●10人用 浴槽/男女 各1基 ●シャワールーム/5基	自治会連合会 ボランティア
② 精道小学校 精道町8-25 ☎32-1111	●受付/13:00～19:00 (直接会場へ) ●入浴/13:00～20:00	月曜	●設置/自衛隊(1月26日～) ●20人用 浴槽/男女 各1基	自治会 ボランティア
③ 岩園小学校 岩園町23-41 ☎31-9538	●受付/13:00～19:30 (直接会場へ) ●入浴/13:00～20:00	火曜	●設置/自衛隊(2月3日～) ●20人用 浴槽/男女 各1基	自治会 ボランティア
④ 芦屋カンツリー倶楽部 奥山1-25	●整理券発行/9:00～14:00 (商工会で) ●入浴/10:00～15:00	月曜	●商工会(公光町)/☎23-2071 ●(1月26日～) ●一日300人程度の入浴可能	芦屋カンツリー倶楽部 31-0501
⑤ 宮塚町 地藏公園 宮塚町3-3	●受付/11:00～18:30 (直接会場へ) ●入浴/11:00～19:00		●設置/芦屋市(2月11日～) ●シャワールーム/5基	上宮川文化センター ☎22-9229 ボランティア

5. 炊き出し情報

日時 2月21日(火) 午後1時から(なくなるまで)
場所 精道小学校
種類 信州名物「おやき」(2,000食)
おやき:小麦粉で作った皮に、大根、野沢菜、肉、みそなどをはさんで焼いたまんじゅうのような食べ物
協力 長野県小川村 村民ボランティア

6. 被災により使用できない電話の手続きについて (NTTからのお願い)

被災により電話が使用できないお客さまは、電話の「局預け」などの手続きをしてください。手続きをされない場合は、3月から基本料が有料となります。手続きがまだのお客さまは、2月末日までに手続きをお願いします。手続きのご相談・お申しつけは、フリーダイヤル ☎0120-028-116または営業窓口へ

7. 観賞用ヒーターの取り扱いにご注意ください

観賞用ヒーター(熱帯魚等の水槽に取り付け水温を上げる電熱器具)を使って、風呂を沸かすことは、やけど、感電、火災などにつながる危険性があります。観賞用ヒーターを改造したり、誤った危険な使い方をしないように十分注意しましょう。

8. 宮塚公園仮設風呂 お別れジョイントコンサート

西法寺・ボーイスカウトおよび有志の皆さんで運営していた宮塚公園の仮設風呂は、2月19日(日)で閉鎖することになりました。お別れに寄席と音楽とおいしいもので楽しむ催しを下記の通り行います。お気軽にお越しください。

日時 2月19日(日) 午後5時~午後7時
場所 宮塚公園
出演 桂小春、林家染八、ソウル・フーズほか (カレーライス300食の炊き出しもあります)
入浴時間 最終日の入浴は午前11時から午後7時までとなります。
問い合わせ ボーイスカウト大阪第18団宮塚公園仮設風呂運営隊 ☎06-351-6679

9. 歯科の巡回診療

日時・会場 2月20日(月) 岩園小学校(理科室)
2月21日(火) 三条小学校(図書室)
2月22日(水) 宮川小学校(保健室)
時間はいずれも午前10時~午後3時
問い合わせ 芦屋市歯科医師会館 ☎0797-23-6471
芦屋市保健センター ☎0797-31-1586

10. 都市ガスの復旧状況

●復旧率(平成7年2月15日現在) 2.9%
●復旧地域(平成7年2月17日現在)
復旧済地域 奥池・(新浜町・高浜町・浜風町・潮見町・緑町・若葉町のいずれも一部)
復旧作業に着手している地域 (朝日ヶ丘町・六籠荘町・岩園町・山手町・大東町・呉川町・伊勢町・松浜町・緑町・潮見町・若葉町・高浜町・新浜町・浜風町のいずれも一部)

*都市ガス供給再開当日、ご不在のお客さまへ
都市ガスの供給が再開された地域のお客さまでも、再開当日にご不在の場合には、屋内ガス設備の点検が完了しておりませんので、ガスを止めております。ご使用の際には必ず大阪ガスにご連絡いただき、大阪ガスの係員が設備を点検し、安全を確認するまでは絶対にガスを使わないでください。

問い合わせ 大阪ガス今津対策本部 ☎0798-26-3101

11. 水道復旧状況(平成7年2月17日 正午現在)

・復旧率 80.0% ・復旧延長 146.4km
・給水可能戸数 約25,400世帯
・各戸給水可能区域
全域:奥池地区、六籠荘
一部:阪急以北=三条、山芦屋、西山、山手、東芦屋、東山、奥山、朝日ヶ丘、岩園
阪急~JR間=三条南、西芦屋、月若、松ノ内、船戸、大原、親王塚、翠ヶ丘
JR~43号線間=大樹、茶屋、上宮川、宮塚、楠、打出小槌、春日、平田北、精道、宮川、若宮、業平、打出、川西
43号線以南=浜芦屋、松浜、伊勢、呉川、西蔵、浜、南宮、大東、平田、竹園、新浜、浜風、緑、潮見

●臨時給水箇所(路上施設)の変更
追加:岩園町19-27 岩園町19街区南西角(2月16日設置)
変更:竹園町6-4 芦屋第12コーポラス西⇒伊勢町2-3 小野歯科医院前

▶給水できたご家庭で、水道を使用中に一時水圧が低下したり、断水状態になる場合があります。これは、現在各地域で応急復旧工事のため正常な状態で配水できていないことが原因で起こるもので、一時的なものですからご理解ください。

水道部電話受付

市役所代表 ☎0797-31-2121

●止水栓の開閉、漏水(道路、宅内含む)の問い合わせ…内線3134・3132・4212
●料金、引越し、転入、メーターなどの問い合わせ…内線3123・3124
*夜間当直(午後7時~翌朝午前7時)…内線3103・3121

●復旧材料搬入などの問い合わせ…☎0797-31-6463(呉川地内)
●水道工事業協同組合(芦屋市)…☎0797-22-2097

災害の状況 (2月19日午前6時30分現在)

- 避難者数 5,353人
- 避難所数 51カ所
- 死亡者数 芦屋市民の死亡者 371人 (市内での死亡351人 市外での死亡20人) 芦屋市での死亡者 (市外の人を含む) 406人
- 全壊家屋 2543棟・半壊家屋1519棟・一部損壊3182棟 警察署、消防本部調べ (1月25日現在中間報告、引き続き調査中)
- 負傷者数 2759人

1. 合同慰霊祭のお知らせ

1月17日(火)午前5時46分、淡路島を震源とした兵庫県南部地震は一瞬にして多くの尊い生命を奪い、数え切れない負傷者と家屋財産に甚大な被害を被るなど有史以来の大惨事となりました。

ご遺族の皆様ならびに負傷された方々にはご傷心なお癒えぬ日々をお送りのこととお察し申し上げます。ここに被災者の皆様に対しまして心からお見舞い申し上げます。

つきましては、犠牲となられた多くの芦屋市民の御霊をお慰めるため、次のとおり合同慰霊祭を執り行いますのでお知らせします。

記

日時 平成7年2月26日(日)午後1時 場所 兵庫県立芦屋南高等学校 体育館

対象 今回の震災で犠牲となられた芦屋市民のご遺族

ご遺族には、すでに案内状をお送りしていますが、まだ連絡のない方は市役所秘書課までお問い合わせください。

また、一般市民の皆様には午後3時30分から午後5時まで同会場にて弔意をお受けします。

◇市民の皆様へのおお願い◇

2月26日(日)午後1時に消防署等のサイレンを合図に、その場で1分間の黙祷を行いますのでご協力をお願いします。

合同慰霊祭に関するお問い合わせは、市役所秘書課(電話38-2000)までお願いします。

2. り災証明書の発行場所がかわります

り災証明書の発行が、2月20日(月)から福祉会館(業平町、市民センター別館)地下駐車場に変更になります。

時間: 午前9時から午後5時まで

問い合わせ: 芦屋市災害対策本部り災証明班 ☎0797-32-7916

3. こころの健康相談所

下記の通り開設していますので、お気軽にご相談ください。

- 芦屋ハートフル福祉公社(浜芦屋町3-26) 木曜・土曜 午後1時～午後4時 ☎0797-38-3122
- 芦屋ハートフル福祉公社分室(大原町23-1 もと大原憩の家) 月曜・水曜 午後1時～午後4時 ☎0797-22-8012

4. 救護所一覧

2月21日から一部変更し、下記の通りとなりますので、ご注意ください。(2月20日までは従来通りです)

	会 場	開 設 時 間	電 話 番 号
小外 児科・ 内科・ 歯科	精道小学校(1年2組の教室)	終日	030-266-7079
	県立芦屋高校(運動場)	終日	030-27-83442
	精道中学校(保健室)	13:00～20:00(変更)	030-355-0400
	芦屋(松浜)公園(北端部)	8:30～17:00	0797-31-4262
	岩園小学校(保健室)	13:00～15:00(変更)	030-355-0437
	芦屋保健所(精神科)	9:00～17:00	0797-32-0707
歯科	歯科医師会館	10:00～15:00	0797-23-6471

5. 往診可能な医療機関 (2月17日現在)

科 目	病院・診療所名	住 所	電 話 番 号	往診可能時間(休診日以外)
耳鼻科	ハザマ耳鼻咽喉科病院	茶屋之町	22-3688	月火水金 13:00～16:00
皮膚科	藤原皮膚科	公光町	31-5112	午後
	谷村医院	大原町	22-5617	午後3時間程度
小児科	かわもり小児科	竹園町	34-6321	13:30～14:30、18:00以降
外・整	大谷整形外科クリニック	大原町	34-7077	16:00以降
	本田外科胃腸科	宮川町	31-2221	14:00～16:00
内 科	大森医院	浜風町	32-3997	水を除く13:00～15:30
	上田内科	朝日ヶ丘町	34-1878	13:00～16:00
	筋師医院	岩園町	23-0627	月火水金 14:00～15:30
	松葉医院	翠ヶ丘町	22-1641	13:00～16:00、19:30以降
	石井内科	西山町	32-2810	14:00～15:00
	岡内科小児科医院	岩園町	23-0401	水金 14:00～17:00
	多田医院	打出小槌町	32-3884	14時以降 週1回程度
	吉田内科クリニック	茶屋之町	38-7210	13:00～15:00、17:00以降
	中村医院	精道町	23-0468	13:00～15:00
	泌尿器科	宮川医院	翠ヶ丘町	32-0011
内・外・整	伊藤病院	大原町	22-4040	午後

(注) 往診可能時間については、各医療機関でご確認ください。

6. 被災障害児家庭救援サービス

①託児サービス

障害をもつ子どもさんの一時託児をしています。

●神戸託児室

日 時：月曜日～金曜日 午前10時～午後4時
場 所：神戸市中央区中山手通5-1-1
神戸山手阪神ビル

定 員：10人

●西宮託児室

日 時：月曜日～金曜日 午前10時～午後4時
場 所：西宮市中前田町1-25 和成ビル
定 員：6人

②入浴サービス

障害をもつ子どもさんのために、浴室を提供しています。

●神戸浴室

日 時：月曜日～金曜日 午前10時～午後4時
場 所：神戸市中央区中山手通5-1-1
神戸山手阪神ビル

●尼崎浴室

日 時：火・水・木曜日 午前10時～午後4時
場 所：尼崎市西長洲本通

③後片付けサービス

障害をもつ子どもさんの家庭で、ご家族が十分に被災の後片付けができない場合、ボランティアを派遣して、後片付けや水くみなどの手伝いをします。

日 時：月曜日～金曜日 午前10時～午後4時のうちの2～3時間

*①～③いずれも費用は無料です。

*託児室、浴室への来所が困難な場合はご相談ください。

お申し込み (財)兵庫県心身障害児福祉協会 神戸事務所 ☎078-382-0294

西宮事務所 ☎0798-23-0458

7. 阪神大震災で被災したマンションの電話相談窓口について

ボランティア弁護士や建築家が連携して相談に応じる窓口が開設されます。

また、「地震で被害を受けた分譲マンションの法律相談Q&A」、「分譲マンションの建替大幅修理等について」の冊子を、市役所生活文化課（南玄関入って右側 ☎0797-38-2007）に備えています。

相談を希望されるマンションの管理組合は、まずこれらを精読のうえ、必ず管理組合の代表者が窓口の弁護士に相談してください。（個人の相談には対応できませんのでご注意ください）

お電話をされた際、相談担当弁護士が席を外している場合は、「芦屋市のマンションの件です。〇〇マンションです。役員の〇〇です。連絡先は〇〇、電話番号は〇〇です。」と伝言してください。担当弁護士のほうから電話をいたします。FAXも受け付けます。

相談窓口：あさひ法律事務所

開設日時：2月20日（月）から当分の間（ただし、土・日・祝日はなし）

弁護士 津田 浩克

午前11時～午後5時

弁護士 阪口 徳雄

☎06-314-4189 FAX 06-314-4187

8. 仮設共同浴場の新設について

下記の仮設共同浴場が新設されましたので、ご利用ください。

設置場所	利用時間	休	設置者・設備内容	運営・管理
春日公園 (春日集会所) ☎32-5377	●受付/13:00～19:30 (直接会場へ) ●入浴/13:00～20:00	月 曜	設置/芦屋市 (2月19日～) 5人用浴槽/男女 各1基	自治会 ボランティア 宍粟郡波賀町
津知公園 (津知町1) 川西町 杉本様 ☎030-70-27136	●受付/14:00～19:00 (直接会場へ) ●入浴/14:00～19:30	火 曜	設置/芦屋市 (2月22日～) 5人用浴槽/男女 各1基	自治会 ボランティア
三条公園 三条町8-3	●受付/16:00～19:30 (直接会場へ) ●入浴/16:00～20:00	水 曜	設置/芦屋市 (2月17日～) 15人用浴槽/男女 各1基 洗い場シャワー/男女 各7基	三条コミスク ボランティア
松ノ内公園 松ノ内町6	●受付/13:00～17:00 (直接会場へ) ●入浴/13:00～17:00	未 定	設置/芦屋市 (2月17日～) シャワールーム/6基	山手コミスク ボランティア

9. 炊き出し情報

日 時：2月21日（火） 12時30から

場 所：芦屋（松浜）公園

種 類：そうじ・やきもち（もち2,000個分）

協 力：宍粟郡一宮町のみなさん

10. 都市ガスの復旧状況

●復旧率（平成7年2月17日現在） 5.6%

●復旧地域（平成7年2月19日現在）

復旧済地域

奥池・（新浜町・高浜町・浜風町・潮見町・緑町・若葉町のいずれも一部）

復旧作業に着手している地域

（朝日ヶ丘町・六麓荘町・岩園町・大東町・呉川町・伊勢町・松浜町・緑町・潮見町・若葉町・高浜町・新浜町・浜風町・浜芦屋町・西蔵町・浜町のいずれも一部）

*都市ガス供給再開当日、ご不在のお客さまへ

都市ガスの供給が再開された地域のお客さまでも、再開当日にご不在の場合には、屋内ガス設備の点検が完了しておりませんので、ガスを止めております。ご使用の際には必ず大阪ガスにご連絡いただき、大阪ガスの係員が設備を点検し、安全を確認するまでは絶対にガスを使わないでください。

問い合わせ 大阪ガス今津対策本部 ☎0798-26-3101

11. 水道復旧状況（平成7年2月19日 正午現在）

・復旧率 85.5% ・復旧延長 156.4km ・給水可能戸数 約26,400世帯

●水道の復旧見通しについて：市内の配水管の復旧状況については、毎日本紙等を通じてお知らせしておりますが、全半壊家屋（約3,500戸）を除いて、2月25日頃には、すべてのご家庭への給水が可能となります。ただし、芦屋浜高層住宅内やマンション内部での点検のため、実際に水道を使用していただくのは、若干遅れる場合がありますので、ご了承ください。

●屋内給水装置の修理の受付：メーター以降の屋内給水装置の修理については、各人で市指定水道工事店および市外水道工事店に直接修理を依頼してください。

メーター以降の修理費用については、各人で業者にお支払いください。

公道部分からメーターまでの修理は阪神大震災に限り市水道部で行います。

問い合わせ・申し込み：芦屋市水道部 ☎0797-38-2083

水道工事業協同組合（芦屋市） ☎0797-22-2097

広報あしや地震災害情報は、次回から火曜日と金曜日の毎週2回発行になります。ご了承ください。

災害の状況 (2月20日午前6時30分現在)

- 避難者数 5,303人
- 避難所数 51カ所
- 死亡者数 芦屋市民の死亡者 371人 (市内での死亡351人 市外での死亡20人) 芦屋市での死亡者 (市外の人を含む) 406人
- 全壊家屋 2543棟・半壊家屋1519棟・一部損壊3182棟 警察署、消防本部調べ (1月25日現在中間報告、引き続き調査中)
- 負傷者数 2759人

1. 合同慰霊祭のお知らせ

1月17日(火)午前5時46分、淡路島を震源とした兵庫県南部地震は瞬間にして多くの尊い生命を奪い、数え切れない負傷者と家屋財産に甚大な被害を被るなど有史以来の大惨事となりました。

ご遺族の皆様ならびに負傷された方々にはご傷心なお慰め日々をお送りのこととお察し申し上げます。ここに被災者の皆様に対しまして心からお見舞い申し上げます。

つきましては、犠牲となられた多くの芦屋市民の御霊をお慰めるため、次のとおり合同慰霊祭を執り行いますのでお知らせします。

記

日時 平成7年2月26日(日)午後1時 場所 兵庫県立芦屋南高等学校 体育館

対象 今回の震災で犠牲となられた芦屋市民のご遺族

ご遺族には、すでに案内状をお送りしていますが、まだ連絡のない方は市役所秘書課までお問い合わせください。

また、一般市民の皆様には午後3時30分から午後5時まで同会場にて弔意をお受けします。

◇市民の皆様へのお願い◇

2月26日(日)午後1時に消防署等のサイレンを合図に、その場で1分間の黙祷を行いますのでご協力をお願いします。

合同慰霊祭に関するお問い合わせは、市役所秘書課(電話38-2000)までお願いします。

2. 災害援護金、義援金をお渡しします。—2月27日(月)から開始—

兵庫県南部地震で被害を受けられた皆さまに、県の災害援護金・日本赤十字社の義援金の支給を始めますので、次のとおりお受け取りにお越し下さい。

対象となるかた：(1)住んでいた家が全壊または半壊した世帯の世帯主のかた

(持ち家、借家を問いません)

(2)震災で亡くなられたかたのご遺族

※①住民登録・外国人登録をしないで、芦屋市を生活の本拠地として暮らしておられるかたは、それを証明する書類をお持ち下さい。ただし、金券のお渡しは調査後になります。

②当該住家で生活をしていない所有者のかたは、支給対象になりません。

③非住家(店舗・事業所・倉庫等)については、支給対象になりません。

お渡しする金額：(1)災害援護金(県)

住家が全壊の世帯に10万円

住家が半壊の世帯に5万円

(2)義援金(日本赤十字社)

住家が全壊の世帯に10万円

住家が半壊の世帯に10万円

亡くなられたかたの遺族に10万円

(弔慰金と共に振り込みます)

受け取られるかた：(1)世帯主を原則とします。

(2)世帯主が来られないときは、住民登録をしている同一世帯の家族が委任状を持ってお越し下さい。

お渡し方法：災害援護金・義援金とも金券でお渡しします。

(換金は市内の銀行に限らせていただきます)

問い合わせ 芦屋市保健福祉部総務課 ☎0797-32-7903

お渡しする日：混雑を避けるため、下記の日程により町別に行いますので、ご協力をお願いします。

時間：月曜日～金曜日 午前9時30分～午後4時

場所：福祉会館 地下駐車場仮設事務所

(業平町8-5、市民センター別館)

※駐車場はありませんので車でのお越しはご遠慮下さい。

ご持参いただくもの：(1)印鑑

(2)受領するかたが、本人であると証明できるもの

(運転免許証、パスポート、健康保険証など)

※り災証明書は必要ありません

日程：次の日程でお渡ししますので、下記の日にお越しいただきますようお願いいたします。

2月27日(月) 前田町、清水町、川西町、津知町、平田北町

2月28日(火) 上宮川町、業平町、宮塚町、茶屋之町、大槻町、

公光町、宮川町、精道町

3月1日(水) 楠町、春日町、打出小槌町、打出町、若宮町

3月2日(木) 大東町、南宮町、浜町、西蔵町

3月3日(金) 呉川町、竹園町、伊勢町、浜戸屋町、松浜町、平田町

3月6日(月) 新浜町、浜園町、高浜町、若葉町、緑町、瀬見町

3月7日(火) 山戸屋町、西山町、三条町、月若町、西戸屋町、

三条南町、船戸町、松ノ内町

3月8日(水) 琴ヶ丘町、親王塚町、大原町

3月9日(木) 岩園町、東山町、東戸屋町、山手町、朝日ヶ丘町、

六菰荘町、奥山、奥池、奥池南

3月10日(金) 上記の日程でご都合の悪いかた

3. 西部・中央地区土地区画整理事業の都市計画案の説明について

先日お知らせした芦屋市震災復興基本方針のなかで、今回被災が大きかった西部・中央地区については、土地区画整理事業により計画的なまちづくりを進めることとなりましたが、この都市計画の案について、説明会を次のとおり開催します。

①西部地区(津知町、前田町、清水町の全域と川西町の4、5、7、8番)

日時：平成7年2月23日(木)午前10時～午後9時の間の随時

場所：津知公園(◎印)

②中央地区(公光町1、2、3、4、7、8、9、10番、大槻町の全域、

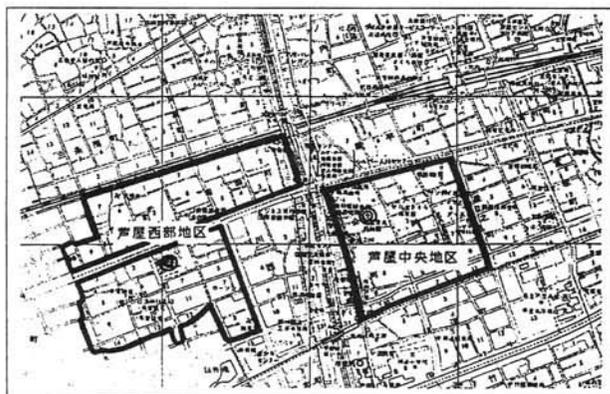
茶屋之町の2、3、6、7、10、11番)

日時：平成7年2月23日(木)

①午前10時～ ②午後1時～ ③午後3時～ ④午後7時～

場所：市立愛光幼稚園(◎印)(公光町2-10)

問い合わせ 芦屋市震災復興本部都市整備部 ☎0797-31-2121 内線2090



4. 市施工の解体撤去の受付事務の終了について

精道幼稚園で受付をしていました市施工の解体撤去の受付事務を、2月28日(火)をもって終了します。まだ、届出をされてないかは、至急に届出をしてください。なお、マンション等でむす手続きが遅れるかたについては、引き続き災害対策本部建設部(仮設庁舎・消防署南側入る)で受付を行います。

問い合わせ 芦屋市災害対策本部建設部 ☎0797-31-2121 内線2171

5. 還付申告相談会場の開設について—阪神大震災で被災されたサラリーマンのかたがたへ—

芦屋税務署では、本年の確定申告期において、阪神大震災で被災されたサラリーマンのかたがたを対象とした相談会場を設置しています。

◎今回の震災でマイホームや家財に半分以上の損害を受けられた場合などで、平成6年中において源泉徴収された税額のあるかたは、その税額の範囲内で所得税の還付を受けることができます。

相談にあたっては、源泉徴収票や災害に遭ったことがわかるものをご用意ください。

相談会場：芦屋税務署プレハブ会場(公光町6-2) ☎0797-31-2131 2月20日(月)～当分の間(土・日・祝日は除く)

(社)芦屋納税協会(業平町6-19) ☎0797-31-5318 2月20日(月)～3月31日(金)(土・日・祝日は除く)

※なお、東灘区では、神戸薬科大学・住友金属工業(株)住吉研修所・神戸税関六甲アイランド出張所でも同様の相談に応じています。

受付時間：午前9時から午後4時まで 会場への車でのご来場は、ご遠慮ください。

※勤務先の最寄りの税務署でもご相談に応じています。

問い合わせ 芦屋税務署 ☎0797-31-2131

6. 老人ホームへの短期入所について

(1) 対象：おおむね65歳以上のかたで、震災により、当分自宅での生活が見込めない方や身の廻りのことが自分で出来なく家族の方等でお世話が大変な方。

(2) 利用施設：兵庫県水上町 養護老人ホーム「青葉荘」 ☎0795-82-0040

兵庫県丹南町 特別養護老人ホーム「やすらぎ園」 ☎0795-94-3333

上記の施設を中心に、多紀郡・氷上郡周辺の老人ホームを利用していただきます。ご相談に応じ利用施設を選びます。

(3) 定員：15名程度

(4) 利用期間：1～3ヶ月程度

(5) 送迎：老人ホームで送迎を行います。

(6) 申込・締切：2月24日(金)午後5時15分まで

(7) 集合日時：2月27日(月)午後1時(出発は午後1時30分)

(8) 集合場所：芦屋ハートフル福祉公社(浜芦屋町3-57)

(9) 受付・問い合わせ：市高年福祉課(市役所南館1階) ☎0797-38-2044

芦屋ハートフル福祉公社(浜芦屋町3-26) ☎0797-38-3122

7. り災証明書の発行場所がかわります

り災証明書の発行が、2月20日(月)から福祉会館(業平町、市民センター別館)地下駐車場に変更になります。

時間：午前9時から午後5時まで(土・日・祝日は除く)

問い合わせ 芦屋市災害対策本部り災証明班 ☎0797-32-7916

8. 都市ガスの復旧状況

●復旧率(平成7年2月18日現在) 5.6%

●復旧地域(平成7年2月20日現在)

復旧済地域

奥池・(新浜町・高浜町・浜風町・潮見町・緑町・若葉町のいずれも一部)

復旧作業に着手している地域

(朝日ヶ丘町・六龍荘町・岩園町・大東町・呉川町・伊勢町・松浜町・緑町・潮見町・若葉町・高浜町・新浜町・浜風町・浜芦屋町・西蔵町・浜町のいずれも一部)

*都市ガス供給再開当日、ご不在のお客さまへ

都市ガスの供給が再開された地域のお客さまでも、再開当日にご不在の場合には、屋内ガス設備の点検が完了しておりませんので、ガスを止めております。

ご使用の際には必ず大阪ガスにご連絡いただき、大阪ガスの係員が設備を点検し、安全を確認するまでは絶対にガスを使わないでください。

問い合わせ 大阪ガス今津対策本部 ☎0798-26-3101

9. 水道復旧状況(平成7年2月20日 正午現在)

・復旧率 87% ・復旧延長 159.2km ・給水可能戸数 約27,000世帯

●屋内給水装置の修理について：

・メーター以降の屋内給水装置の修理については、市指定水道工事店および市外水道工事店に直接修理を依頼してください。

また、水道部、水道工業協同組合でも修理を受けています。

・公道部分からメーターまで(①戸建の場合はメーターまで ②受水槽のある場合は親メーターまで)の修理は、今回の災害に限って市において修理します。

・メーター(①戸建の場合はメーター ②受水槽のある場合は親メーター)以降の修理費用については、各自で修理業者にお支払いください。

問い合わせ・申し込み：芦屋市水道部 ☎0797-38-2083

水道工業協同組合(芦屋市) ☎0797-22-2097

お詫び：本紙2月18日付第22号で掲載しました、水道部電話受付の中で、復旧材料搬入などの問い合わせ番号は、配水管の復旧に係る材料のみに関する内部専用電話です。市民のかたからのお問い合わせには応じられませんので、お詫びいたします。

10. 兵庫県、兵庫県住宅供給公社、住宅・都市整備公団、株式会社アステム、各分譲住宅管理組合から芦屋浜高層住宅のライフラインの復旧についてのお知らせ

このたびの震災により、芦屋浜高層住宅団地内の上水道・熱エネルギー等ライフラインが停止し、大変ご不自由をおかけしていますが、現時点での復旧予定をお知らせします。

◇上水道

高層住宅地区には、今後地区内の高圧水道管により各住棟には、次の予定で供給していきます。

第1段階 地区内7箇所への「応急散水栓」の設置 2月14日実施済

第2段階 各住棟の「共用階散水栓」への給水 2月25日を目途に実施

各住棟への給水には、地中に埋設した高圧管がかなり損傷しており、現在修理・仮配管の工事を鋭意進めています。

第3段階 各住宅への給水 各棟毎に順次実施

各住宅への給水には、まず排水管の点検が必要です。排水管が損傷しておれば、通水した場合汚水が室内に溢れるおそれがあります。排水管は、縦一列(階段片側1階から最上階)に各住宅内を通っており、排水管点検時には、縦一列の居住者各位のご在宅が是非とも必要になります。

水道は、排水管・水道管に異常がなければ即時に供給できます。

◇熱エネルギー

2月8日に芦屋浜エネルギーサービス(株)からお知らせした通りですが、埋設配管等に異常な場合は、水道の各戸給水に合わせて供給できる予定です。

◇都市ガス

ガス管の損傷が特に大きい場合に遅れることもありますが、現在のところ2月14日から3月上旬の間に供給される予定です。

●ご協力をお願い●

上水道の各戸給水の際の配管等の点検時には、必ず在宅していただく必要があります。避難先等、連絡のとれるようにお願いします。なお、具体的な各住棟毎の日程は、各自治会様のご協力を得て後日各住宅管理主体よりご連絡しますのでご協力をお願いします。

広報での地震災害情報は、次回から火曜日と金曜日の毎週2回発行になります。ご了承ください。

復興へ

芦屋市災害対策本部・震災復興本部

連絡先 ☎0797-38-2099

市役所及び各避難所で、毎週火・金曜日に配布または掲示します。

1. 合同慰霊祭

日 時 2月26日(日) 午後1時～ / 場 所 県立芦屋南高等学校体育館

(1) 黙とうのお願い

当日、午後1時に消防署等のサイレンを合図に、その場で1分間の黙とうを行います。ご協力をお願いいたします。

(2) 阪急バスの増便について

当日午前11時から午後1時までの間、阪神芦屋停留所およびJR芦屋停留所から芦屋浜営業所前行き臨時便(有料)を、10分間隔で運行いたします。

また、午後3時から午後4時の間、芦屋浜営業所から阪神芦屋およびJR芦屋に、10分間隔で臨時便を運行いたします。

問い合わせ 芦屋市市長室秘書課 ☎0797-38-2000

2. 救援物資配布所の開設

日 時: 2月27日(月)～2月28日(火) 2日間(雨天中止)

いずれも 正午～午後3時

場 所: 芦屋(松浜)公園(テニスコート南)

品 目: 衣類

※車での来場はご遠慮ください。

問い合わせ 芦屋市災害対策本部物資調達班 ☎0797-31-1241・0797-31-1247

3. 炊き出し情報

(1) 日 時: 2月25日(土) 正午～

場 所: 体育館・青少年センター前

種 類: 焼きそば(1000食)

協 力: 岐阜県大垣食品衛生協会

問い合わせ: 芦屋保健所 ☎0797-32-0707

(2) 日 時: 2月26日(日) 午前11時～

場 所: 春日公園

種 類: かす汁(1000食)

協 力: 大地青年有志の会(大阪生野区)

問い合わせ: 春日集会所 ☎0797-32-5377

4. 歯科の巡回応急診療

次のとおり、歯科の巡回応急診療を行います。直接会場までお越しください。

日時・会場 2月27日(月) 潮見小学校(コミスク会議室)

28日(火) 打出浜小学校(保健室)

3月 1日(水) 体育館・青少年センター(第1研修室)

2日(木) 朝日ヶ丘幼稚園(保健室)

※いずれも時間は午前10時～午後3時

問い合わせ 芦屋市歯科医師会館 ☎0797-23-6471

芦屋市保健センター ☎0797-31-1586

5. 芦屋保健所からのお知らせ

●健康カレンダー

(1) 歯科保健相談 3月1日(水) 午後1時45分～午後2時15分 / 乳幼児、妊婦、中高年、一般、高齢者の義歯等相談

(2) 3歳児健康診査 3月2日(木) 午後1時～午後2時30分 / 満3歳1カ月～4歳未満児の小児科・歯科・尿・栄養指導

(3) 一般健康相談(有料・予約制)・妊婦健康相談(無料・予約制) 3月3日(金) 午後1時～午後2時
/ 診察・尿・血液検査・X線・心電図・エイズ検査ほか(妊婦相談は尿検査等、事業所の健診は申し込み)

●特定疾患等医療受給者の公費負担医療費の請求について

対 象 者: 一般特定疾患(老人保健法による医療受給対象者を含む)、小児慢性特定疾患、県単独指定特定疾患により、医療受給者証の交付を受けておられるかたで、病院・診療所などで立て替え払いをされたかた

請求方法: 保健所で配布している「特定疾患医療費請求書(療養費払分)」に必要事項を記入のうえ、住所地を管轄する保健所へ

問い合わせはいずれも芦屋市保健所 ☎0797-32-0707

6. ペットの一時預かり・里子の相談

受付期間 3月31日までの毎週月曜日～金曜日 午前10時～午後3時
電話番号 動物救援対策本部（県獣医師会） ☎0798-26-5581

7. みんなで大きな絵をかこう

日 時 2月25日（土） 午後1時30分～午後4時
場 所 芦屋（松浜）公園内カナディアンテント
そ の 他 ゆかいなぬいぐるみさんたちも参加します
問い合わせ 兵庫県現地本部（芦屋） ☎0797-31-4263

8. 建築確認申請書などの受付場所の変更

建築確認申請や指導要綱に関する事務を行っている開発指導課の執務場所が、2月27日から次のとおり変わります。ご不便をおかけしますが、ご協力をお願いします。

受付日時 毎週月曜日～金曜日 午前9時～午後5時15分
場 所 芦屋市下水処理場内仮設庁舎（若葉町1-2） ☎0797-38-2071

9. 宅建業協会芦屋支部による不動産無料相談窓口の開設

1月30日から開設しておりました他市・他府県への住宅斡旋窓口の総合住宅相談対策本部が2月22日をもって、閉鎖されました。なお、引き続き不動産無料相談窓口を開設しておりますので、あらかじめ電話でご予約のうえご相談ください。

場 所 宅地建物取引業協会芦屋支部（茶屋之町4-11）
時 間 午前10時から午後3時
予約・問い合わせ 宅地建物取引業協会芦屋支部 ☎0797-32-0040

10. 平成7年度芦屋市留守家庭児童会入会について

対 象：保護者が就労などのため、学校の放課後、家庭において適切な保護・育成が受けられない小学1～3年生
申請用紙の交付と申し込み：3月1日（水）～3月15日（水）の月曜日～金曜日 午前11時45分～午後5時30分
市内各小学校内留守家庭児童会学級へ
問い合わせ 体育館・青少年センター青少年育成係 ☎0797-22-0358

11. 市内文化財資料の保護について

芦屋市立美術館では、幸いにも館施設および収蔵庫は大きな被害を免れました。そこで、市内のかたがたの貴重な文化財資料（芦屋に関する歴史資料を中心に、歴史・美術・工芸・図書）を一時保管いたします。将来的には相談のうえ、寄託・寄贈手続きも可能です。どうぞお気軽にお問い合わせください。

問い合わせ 芦屋市立美術館歴史学芸課 ☎0797-38-5432・0797-31-9066
(FAX 0797-38-5434)

12. 都市ガスの復旧状況

- 復旧率（平成7年2月21日現在） 10.9%
- 復旧地域（平成7年2月23日現在）

復旧済地域 奥池・潮見町・緑町・新浜町（若葉町・高浜町・浜風町・精道町・竹園町・伊勢町・浜芦屋町・松浜町のいずれも一部）
復旧作業に着手している地域（朝日ヶ丘町・山手町・六麓荘町・岩園町・東芦屋町・東山町・精道町・竹園町・呉川町・伊勢町・浜芦屋町・松浜町・西蔵町・浜町・南宮町・大東町のいずれも一部）

*都市ガス供給再開当日、ご不在のお客さまへ
都市ガスの供給が再開された地域のお客さまでも、再開当日にご不在の場合には、屋内ガス設備の点検が完了しておりませんので、ガスを止めております。
ご使用の際には必ず大阪ガスにご連絡いただき、大阪ガスの係員が設備を点検し、安全を確認するまでは絶対にガスを使わないでください。

問い合わせ 大阪ガス今津対策本部 ☎0798-26-3101

13. 水道復旧状況（平成7年2月23日正午現在）

- ・復旧率 93%
- ・復旧延長 170.2km
- ・給水可能戸数 約27,800世帯

*自衛隊支援による応急給水活動の終了について
水道の復旧率も90%を超え、また市内の臨時給水所（24時間可能）も、学校・避難所に22カ所、および路上施設に95カ所を設置できるようになりましたので、自衛隊による応急給水活動は、2月25日をもって終了させていただきます。ご了承ください。
自衛隊の皆さまには長い間ご支援いただきありがとうございました。

広報紙での地震災害情報は、火曜日と金曜日の毎週2回発行になります。ご了承ください。

復興へ

芦屋市災害対策本部・震災復興本部

連絡先 ☎0797-38-2099

市役所及び各避難所で、毎週火・金曜日に配布または掲示します。

1. 仮設住宅等に関する問い合わせ場所の変更

仮設住宅等に関する事務を行っている住宅課の執務場所が、2月27(月)から次のとおり変わっています。

ご不便をおかけしますが、ご協力をお願いします。

時間：毎週月曜日～金曜日 午前9時～午後5時15分

場所：芦屋市下水処理場内仮設庁舎(若葉町1-2)

☎0797-38-2061

2. 阪神間都市計画変更案の縦覧について

次の都市計画変更案について、縦覧を行います。

なお、「被災市街地復興特別措置法」に基づく「被災市街地復興推進地域」を同時に指定し、事業制度、補助制度の特例を活用して事業を推進したいと考えています。

(兵庫県知事決定)

阪神間都市計画(芦屋国際文化住宅都市建設計画)

1) 道路の変更

3. 4. 200号 川東線、3. 4. 201号 清水線

2) 土地区画整理事業の決定

芦屋中央震災復興土地区画整理事業

芦屋西部震災復興土地区画整理事業

(芦屋市決定)

阪神間都市計画(芦屋国際文化住宅都市建設計画)

1) 道路の変更

7. 6. 600号 駅前広場西線

2) 被災市街地復興推進地域の決定

芦屋中央被災市街地復興推進地域

芦屋西部被災市街地復興推進地域

○縦覧期間：平成7年2月28日(火)～平成7年3月13日(月)
午前9時から午後5時15分まで

○場所：芦屋市役所都市計画部都市計画課別室

(芦屋消防署 南奥 仮設事務所)

○その他：この案について市民及び利害に関係のある方は、縦覧期間満了の日までに、知事決定については兵庫県知事宛、市長決定については市長宛意見書を提出することができます。

○問い合わせ：芦屋市都市計画部都市計画課

TEL 0797-31-2121 内線 2090

3. 倒壊家屋の自主的な解体処理の受付について

3月1日(水)から、すでに自主的に解体をされたかた、またこれから自主的に解体をされるかたの受付を次の通り行います。

混乱を避けるため、まず整理券と申込書を配布し、それから受付を開始しますので、ご協力をお願いします。また受付は所定の事項がすべて整っているかたのみが対象となりますので、十分ご確認ください。

(1)整理券と申込書の配布 3月1日(水)～3月4日(土)

(2)受付開始 3月6日(月)～

(3)時間 午前9時30分～午後5時(日曜日は除く)

(4)会場 芦屋市立精道幼稚園(川西町11-10)

(5)問い合わせ 芦屋市災害対策本部建設部

☎0797-32-4427～4428

4. 市内小・中学校の卒業式

日時：中学校 3月13日(月)午前9時～

小学校 3月20日(月)午前9時30分～

会場：精道中学校・精道小学校・岩園小学校…校庭にテントを張って実施

その他の小・中学校…各体育館(講堂)

問い合わせ：芦屋市教育委員会 ☎0797-38-2088

5. 保育所の再開に向けて

緑・新浜・大東・岩園の各保育所に続き、次の通り簡易保育を実施します。

(1)開始日：3月1日(水)～

(2)場所：打出保育所(宮川町4-10) ☎0797-22-5725)

(3)保育時間：月～土 午前8時～午後5時

(4)対象：保育に欠ける乳幼児(満1歳～就学前) 被災などにより、家庭でお子さんの世話ができないかたも可

(5)申し込み：月～金の午前9時～午後4時(現在受付中)に精道保育所(精道町9-16 ☎0797-32-0510)へ

6. 法律相談・家事相談

一般の相談を含めた法律相談を実施します。また家事相談を再開します。いずれも無料です。

●法律相談(借地・借家問題、法律全般)

毎週火曜日・木曜日午後1時～4時(1人30分) 定員6人

●家事相談(相続・離婚問題)

毎週水曜日午後1時～4時(1人45分) 定員4人

いずれも会場：市役所南館地下1階生活文化課市民相談室

対象：芦屋市在住・在勤のかた

申し込み：その週の月曜日午前9時から電話で予約受付。

生活文化課(☎0797-38-2007)へ。

7. 市民課からのお知らせ

市役所でも住民票の写しや、印鑑証明などの発行ができるようになりました。ただ、発行場所が非常に狭いので、芦屋浜市民サービスコーナーの積極的なご利用をお願いします。

3月1日から住民票等の続柄欄の「長男、二女」等の記載が「子」に改正されます。外国人登録については、3月20日からの改正となります。

問い合わせ：市民課 ☎0797-31-2121 内線 2421

8. 子育てセンター相談再開

3月1日から子育てについての相談業務(電話・来所どちらも可)を再開します。

問い合わせ：子育てセンター ☎0797-31-8006

9. 赤ちゃん入浴サービスの実施について

対象：1歳未満児

日時：3月4日(土) 午後1時から午後3時30分まで

場所：芦屋保健所(公光町1-23)

申し込み：3月2日(木)までに、社会福祉協議会合同本部までお申し込みください。

問い合わせ：社会福祉協議会合同本部 ☎0797-32-9134

10. 救護所の開設時間の変更

下記の通り変更となりますのでご注意ください。なお、市内の開業医は医科が90%以上、歯科が75%以上再開されていますのでご利用ください。

3月1日から変更 ●精道小学校(1年2組の教室) 午前9時～午後8時

●精道中学校(保健室) 午後4時～午後8時

2月28日で閉所 芦屋市歯科医師会館

11. こころの健康相談所の変更について

3月1日(水)から次のように変更します。

●芦屋ハートフル福祉公社(浜芦屋町3-26)

水曜・土曜 午後1時～午後4時 ☎0797-38-3122

12. ごみの収集について

ごみの収集は、次のとおり行っていますので、ご協力をお願いします。

収集日等：避難所など特別なケース以外は、従来通り決められた日に、所定のごみステーションへ出してください。

分別方法：従来通り「可燃ごみ」「カン」「ビン」「その他不燃ごみ」「大型ごみ」に分別してください。

*ボンベ：カセットコンロのボンベがたくさん使われていますが、穴をあけて「その他不燃ごみ」の日に出してください。

*特別収集(有料)：当分できませんので、直接環境処理センターへ持ち込んでください。

問い合わせ：芦屋市環境サービス課 ☎0797-22-2155

13. 納骨堂の無償提供

被災された遺族のかたに納骨堂を無償で提供します。

●西法寺 芦屋市茶屋之町10-8 ☎0797-34-1588

●猪名川霊園納骨堂(財団法人霊園普及会管理)

兵庫県川辺郡猪名川町清水字北谷 ☎0727-69-0225

14. 仮設共同浴場の新設および変更

設置場所	利用時間	休	設置者・設備内容	運営・管理
三条公園 三条町8-3	●受付/16:00~19:30 (直接会場へ) ●入浴/16:00~20:00	水曜	設置/芦屋市 (2月17日~) 15人用浴槽/男女 各1基 洗い場シャワー/男女 各7基	三条コミスク ボランティア
大東公園 大東町14	●受付/13:30~18:30 (直接会場へ) ●入浴/13:30~19:30 (女性):月、木、土 (男性):火、金、日	水曜	設置/芦屋市 (2月25日~) 5人用浴槽/男女 各1基	自治会 (東南会・ 川鉄自治会) ボランティア
松ノ内公園 松ノ内町6	●受付/13:00~19:00 (直接会場へ) ●入浴/13:00~19:30		設置/芦屋市 (2月17日~) シャワールーム/6基	山手コミスク ボランティア
体育館・ 青少年センター 川西町15 ☎31-8228	●受付/13:00~18:00 (直接会場へ) ●入浴/13:00~19:00 (女性):月、水、金 (男性):火、木、土 (日曜日) 女性 受付10:00~14:00 入浴10:00~15:00 男性 受付15:00~18:00 入浴15:00~19:00		設置/芦屋市 (2月26日~) 8人用浴槽/1基 洗い場シャワー/4基	体育館・ 青少年センター ボランティア

15. 都市ガスの復旧状況

●復旧率(平成7年2月25日現在) 17.8%

●復旧地域(平成7年2月27日現在)

復旧済地域 奥池・緑町・新浜町(高浜町・若葉町・潮見町・浜風町・精道町・竹園町・伊勢町・浜芦屋町・松浜町・岩園町・朝日ヶ丘町・六箇荘町のいずれも一部)

復旧作業に着手している地域 (朝日ヶ丘町・山手町・六箇荘町・岩園町・東芦屋町・東山町・精道町・南宮町・竹園町・呉川町・伊勢町・浜芦屋町・松浜町・西蔵町・浜町・大東町・三条町・西山町・月若町・西芦屋町・三条南町・山芦屋町のいずれも一部)

*復旧区域内でも倒壊建物が道路面をふさいで地中作業ができなかったり、各戸への引き込み管に破損があったりして、供給再開が遅れる地区や、世帯があります。それらについては専門に修繕する班を設け、復旧作業を急いでいますので、ご了承ください。

問い合わせ 大阪ガス西宮営業センター ☎0798-26-3101

16. 水道復旧状況(平成7年2月27日正午現在)

・復旧率 95.3% ・復旧延長 174.4km

・給水可能戸数 約27,900世帯

震災対策で臨時会開催

震災対策で臨時会が開かれる — 第1回臨時会報告 —

平成7年2月24日(金)に招集された第1回臨時会は、市長から提案された報告4件、議案3件の審議や緊急質問、特別委員会の設置等を行い、会期1日で閉会しました。

提案の案件は、いずれも今回の災害対策経費に関する補正予算で、報告4件は急務を要し専決処分したもので、市議会の承認を求めるものです。報告第8号と第1号議案は一般会計の補正予算で、報告第8号では、被災者救助の応急対策に要する経費など、70億2,640万3,000円を追加、第1号議案は、災害復旧に要する経費として、12億2,215万円を追加補正するというもので、いずれも歳入は、国・県からの補助金と市債で賄うというものです。

報告第9号と第2号議案は下水道事業特別会計の補正予算で、下水管渠や下水処理場の災害復旧経費、総額51億5,500万円を追加、報告第10号と第3号議案は水道事業会計の補正予算で、飲料水の供給事業費、災害復旧事業費など総額6億8,192万円を追加するもので、報告第11号は病院事業会計の補正予算で、薬品購入費などの災害救助費と修繕費用、総額2億1,000万円を追加するというものです。いずれの案件も全員一致で承認、可決しました。

議案審議の後、阪神大震災に伴う災害復興対策に関する緊急質問を行い、8人の議員が代表で市長の考えをたずねました。また、議員全員で提出した「阪神大震災の災害復興に関する意見書」を可決し、関係機関へ提出することになりました。

最後に「阪神大震災に伴う災害復興対策特別委員会」を設置し、閉会中も継続して「阪神大震災に伴う災害対策と復興対策に関する調査」を行うことになりました。特別委員会の委員は次のとおりです。(敬称略)

委員長 都筑省三。副委員長 田中恵美子。

委員 岩崎憲市、竹内安幸、山村悦三、松木義昭、笹木孝雄、塩倉邦伸、平野貞雄、杉本 茂、山中 健。

阪神大震災の災害復興に関する意見書

1995年(平成7年)1月17日午前5時46分、阪神地域を襲った直下型大地震は、わずか10数秒にして、378人の尊い芦屋市民の生命と多くの貴重な財産を奪い、さらに先人たちがこれまで営々と築いてきた緑豊かな美しい国際文化住宅都市芦屋を一瞬にして崩壊させ、がれきの町にしてしまいました。そして、今なお、数多くの被災者が避難所等で不自由・不安な日々を送っています。

災害発生後今日まで、数え切れない多くの人々の善意と支援を受け、北村市長をはじめ全議員が不眠不休の活動をしています。しかし、被害の甚大さを考えると、到底一自治体だけでは解決できないものばかりです。

芦屋市議会は、この間、全議員が力を一つにし、1日も早い市民生活の安定と早期復旧・復興を願い、国・県に対し格段の財政上の支援を強く要望してきましたが、大量の仮設住宅の早期増設、避難所の生活環境改善、各種融資制度の整備等生活再建支援策の拡充など残された課題は、なおも大きいものがあります。

よって、政府並びに関係機関におかれては、被災者救済・震災復興事業に対して、交付税不交付団体に対する災害復旧特別交付金制度の創設をはじめ、各種制度施策の創設拡充など強力な財政的支援をされるよう強く求めるものです。

以上、地方自治法第99条第2項の規定により、意見書を提出します。

芦屋市議会

※平成7年2月24日可決

広報紙での地震災害情報は、3月から水曜日と土曜日の毎週2回発行になります。
新聞折り込み等で各ご家庭へお届けします。また市役所や各避難所にも置いてあります。

復興へ

芦屋市災害対策本部・震災復興本部

連絡先 ☎0797-38-2099

市役所及び各避難所で、毎週水・土曜日に配布または掲示します。

1. 仮設住宅の3次募集について

第3次として約1127戸を次のとおり再募集します。

これまでに申し込まれた方は、登録済みとして取り扱いますので、再度申し込みする必要はありません。ただし、今回募集する住宅の種類で、前回と異なるものがありますので、区分、種類等の内容をお確かめいただき、変更がある方は受け付け期間中に申し込んでください。

1. 募集住宅の区分・種類・戸数

●市内応急仮設住宅

一般：576戸

※入居場所は当選順位により決定します。1月25日～29日、および2月19日～25日に単身者で申し込まれた方は単身者用住宅として抽選します。

単身者：156室

※入居場所は当選順位により決定します。単身者は2人1組で申し込んでください。2人1組での申し込みができないかたは、市で同姓同年代を考慮して決めさせていただきます。

要介護者：154室

※抽選によらず、健康状態等によって判定し、入居を決定します。

●大阪府下の応急仮設住宅

一般85戸

●大阪府営住宅の空き家

一般30戸

●大阪府営住宅の空き家

一般10戸

●兵庫県営住宅の空き家

一般16戸

●住宅都市整備公団の空き家

一般100戸

2. 入居資格

芦屋市民で、地震により住宅が全・半壊（焼）し自らの資力で住宅を得ることができない人。

3. 入居条件

① 市内の応急仮設住宅の使用期限は、1ヶ年を限度とします。

② 使用料（家賃）・敷金は免除します。ただし、共益費は必要です。

なお要介護者用仮設住宅入居者は光熱水費が必要な他、自炊されない場合食費等が必要です。

4. 募集時期及び場所

3月17日（金）～3月19日（日）。午前9時30分～午後4時30分

芦屋市庭球場（市役所南の松浜公園の中）

郵送による申し込みは3月19日までの消印があれば有効とさせていただきます。

5. 応募方法

申込書等必要書類は、受付の時にお渡しします。

① 応募は、1世帯1名に限りです。

ただし、単身者は原則として二人一組で申し込んでください。

② 上記の募集住宅の区分・種類のいずれか一つに限り申し込みができます。

③ 応急仮設住宅等入居申込書を提出してください。

全・半壊（焼）の罹災証明書（写し）※受付会場でコピーできます。

申請者住所、氏名を記入し、押印（押印可）してください。

抽選カード、申請者控えの欄の氏名も記入してください。

④ 入居者名簿

入居される方全員を記入してください。

⑤ 遠方に避難されている方などの申込みは、代理の方でも申し込みができます。

6. 抽選

原則として、いわゆる社会的弱者の方を優先し、入居決定します。

抽選日時は、3月28日（火）午前10時から芦屋庭球場でおこないます。

入居者の決定後、応募資格に虚偽があった場合、又は罹災された住宅が住める状態である場合は、入居決定を取り消します。

7. 入居住宅と時期の決定

入居住宅と時期の決定は住宅の完成次第順次お知らせします。

入居開始時から2週間を過ぎても入居されないときは、入居を辞退したものと取り扱います。

8. その他

① 連絡先が変更になった時は必ず市役所建設部住宅課まで連絡をしてください。

② 全国各地（兵庫県、大阪府を除く）の公営住宅の入居が可能です。

希望者は 被災者用公営住宅等斡旋支援センター TEL 06-945-2832

兵庫県都市住宅部住宅管理課 TEL 078-362-3628

9. 追加募集についての問い合わせ

芦屋市役所 建設部 住宅課 〒659 芦屋市若葉町1-2下水処理場内 電話 0797-38-2061

2. 住宅の応急処理

今回の兵庫県南部地震により居住していた家屋が半壊又は半焼の被害を受け、応急修理をすれば日常生活を営むことができる場合で、自ら修理を行う資力のない人に対し、必要最小限度の修理を市で行います。

(注1) 借家については、家主に修繕義務があるため、対象になりません。

(注2) 既に修理を終えた方は、対象となりません。

(注3) 市仮設住宅入居者のうち、この制度の応急修理により日常生活ができることになった場合は、仮設住宅の入居資格を失います。

1. 対象者

生活保護法による被保護者・要保護者、市民税の非課税世帯・均等割のみの世帯、今回の震災により失業した世帯のいずれかに該当する方。

2. 修理箇所

台所・トイレ・居室・屋根で、修理にかかる費用は295,000円を限度として市の指定する業者が施工します。なお、限度額を超える部分については、本人の負担になります。

3. 申込日時・場所

(1) 日 時：3月13日（月）から3月24日（金）まで（日曜は休み）

午前9時30分から午後4時30分

(2) 場 所：災害対策本部建設部（精道町8-33 仮設庁舎1階）

電話 31-2121 内線2315～7

※問い合わせも同じ

↓裏面へつづく

4. 申込の書類など

- (1) 申込書：・市所定の申込書
- (2) 必要書類等：・り災証明
・市民税の（平成6年度）課税証明書
・市民税の（平成6年度）非課税証明書
・離職票もしくは無職証明（民生委員の証明）など
・印鑑

3. 芦屋川橋りょう工事について

通行止めになっておりましたJRと芦屋川の立体交差部分（芦屋川トンネル）の右岸（芦屋川東側）の道路が、来る3月4日（土）から、制限付き（乗用車等）で通行できるようになります。

本工事はルナ・ホール側から開始し、約3年をかけて、兩岸の道路の工事（橋りょう）を行う予定です。

問い合わせ 芦屋市災害対策本部建設班 ☎0797-31-2121 内線2315

4. 通学バス定期代の一部助成

奥池町・奥池南町に居住し、バス定期券を購入して、国・公立および私立の小・中学校に通学している児童・生徒の保護者に、定期代の一部を助成します。

助成額：実際に購入したバスの定期代から市内線の定期代を差し引いた額の2分の1

申請方法：3月10日（金）までに山手小学校・山手中学校在学は各学校へ。

その他の小・中学校在学は教育委員会総務課（☎0797-31-2121代表）へ。

5. 3月5日（日）に診療可能な医療機関

- | | | | | |
|--------------|--------|------|---------------|------------------|
| ●大谷整形外科クリニック | 〈整形外科〉 | 大原町 | ☎0797-34-7077 | 午前9時～午後5時（休日当番医） |
| ●井田医院 | 〈内科〉 | 茶屋之町 | ☎0797-22-3861 | 午前10時～正午 |

6. 夜間の医療相談等について

- 夜間における医療相談等は、県立芦屋高校救護所（運動場内） ☎030-27-83442
- 3月1日から、精道小学校の救護所の開設時間は午前9時から午後8時までで内科系の診療のみとなっています。

7. 芦屋保健所からのお知らせ

- 心の相談
3月7日（火）午後1時30分～午後2時30分 うつ・ノイローゼ・いらいら、社会復帰など専門医による相談
- 4ヵ月児健康診査
3月8日（水）午後1時～午後2時30分 平成6年9月・10月生まれ対象。母子健康手帳持参
- 検便・水質検査
毎週月・火・水曜日 午前9時～正午 有料。特殊項目水質検査などは第1・3月曜日
問い合わせ 芦屋保健所 ☎0797-32-0707

8. 霊園使用者の皆さまへ

震災の被害調査が終了しました。個人墓所の倒壊が約3500基、石積擁壁・道路・通路・側溝等の被害が約100ヵ所できています。具体的な復旧計画については、ただいま検討中ですので、計画がまとまり次第、内容をお知らせします。

被害の比較的軽いところについては、緊急に補修工事を行い、できるだけ早い時期（早くとも4月以降）に部分開放していく予定です。今しばらく立ち入りをご遠慮ください。

なお、「芦屋市の紹介」などと称して、補修工事を請け負おうとする業者もあるようです。ご注意ください。

問い合わせ 芦屋市霊園事務所 ☎0797-22-5825

9. NHK受信料の取り扱いについて

対象：阪神大震災で災害救助法が適用になった被災地で、建物が半壊または半壊以上程度の被害を受けた被災者

※すでに被災地から転居したかたも対象です。転居先のNHKにお申し出ください。

内容：1月・2月の無料期間を4ヵ月延長し、6月までの半年間を無料扱いとします。半年・1年などの前払いがお済みのかたは、支払い月から6ヵ月間先延ばしにさせていただきます。

申請手続：原則不要です。NHK側で調査し、該当のかたを確定します。

受信料の問い合わせ：専用フリーダイヤル ☎0120-155-088

技術相談窓口：専用フリーダイヤル ☎0120-155-077 いずれも午前9時～午後8時（土・日含む）

10. 兵庫県関係団体職員合同募集

- 応募内容・資格
① 出向の受け入れ：兵庫県内の被災地域に所在し、従業員を兵庫県関係団体へ出向させることが可能な民間事業所。
出向させる従業員は45歳～59歳で、兵庫県内に住所を有する人。11人
- ② 採用：兵庫県内の被災地域に住所を有する人または、所在する民間事業所に勤務していた人で、年齢要件に適合する人。30人
- 受付期間：① 3月20日（月）まで。土・日を除く
② 3月7日（火）まで。土・日も可
問い合わせ 兵庫県雇用開発課 ☎078-341-7711 内線3763

11. 人形劇を楽しもう

日時：3月4日（土）午後2時～

場所：芦屋（松浜）公園内カナディアンテント

問い合わせ：兵庫県現地对策本部芦屋 ☎0797-31-4263

※カナディアン（まっかな）テントでは、3月6日（月）から、童話・絵本・おもちゃ・ぬいぐるみなどを用意します。お気軽に遊びにお越しください。幼児の利用については、保護者同伴でお願いします。（土・日はイベント開催のため、利用できないこともあります。）時間は午前10時から午後5時までです。

12. 都市ガスの復旧状況

●復旧率（平成7年2月28日現在） 26.9%

●復旧地域（平成7年3月2日現在）

復旧済地域 奥池・緑町・新浜町
（高浜町・若葉町・潮見町・浜風町・松浜町・浜芦屋町・伊勢町・岩園町・朝日ヶ丘町・六龍荘町・山手町・東芦屋町のいずれも一部）

復旧作業に着手している地域（翠ヶ丘町・朝日ヶ丘町・山手町・岩園町・西蔵町・浜町・潮見町・東芦屋町・山芦屋町・三条町のいずれも一部）

*復旧区域内でも倒壊建物が道路面をふさいで地中作業ができなかったり、各戸への引き込み管に破損があったりして、供給再開が遅れる地区や、世帯があります。それらについては専門に修繕する班を設け、復旧作業を急いでいますので、ご了解ください。

*都市ガスの供給が再開されたお客さまでも、当日にご不在の場合には、屋内ガス設備の点検が完了しておりませんので、ガスをとめておきます。必ず、大阪ガスにご連絡いただき、係員が設備を点検し、安全を確認するまで、絶対にガスを使わないでください。

問い合わせ 大阪ガス西宮営業センター ☎0798-26-3101

復興へ

芦屋市災害対策本部・震災復興本部
連絡先 ☎0797-38-2099

市役所及び各避難所で、毎週水・土曜日に配布または掲示します。

1. 全国慰霊祭にご臨席された皇太子同妃両殿下のお言葉

2月26日に行われた芦屋市合同慰霊祭にご臨席された、皇太子同妃両殿下から、ご遺族の皆様に応じたようなお言葉をいただきました。

この度の大震災により、一瞬にしてかけがえのない大切なお身内を失われた遺族の皆様は、改めて心から哀悼の意を表します。

慰霊祭に参列し、皆様の悲しみ、苦しみはいかばかりかと、胸のふさがる思いがいたしました。

あの日から今日まで、皆様には計り知れない深い悲しみの日々を送ってこられたこととお察しします。そして、その悲しみを胸に今後の人生を歩んで行かれることはいかに大変なことかと思いますが、皆様の周囲の方々をはじめとして、救護や復興に携わる方々、日本全国、また世界の各国から寄せられている声援を糧に、新しい生活に向かって希望を失わずに歩いていただきたいと思います。

皆様の一人一人がお互いに励まし合いつつ、一日も早く悲しみを乗り越えられますよう心から祈っております。

慰霊祭への参列がかなえられなかった方々を含め、芦屋市のすべての遺族の皆様を重ねて哀悼の意を表します。

2. 水道料金の取り扱いについて

芦屋市水道事業給水条例第38条(料金、手数料等の軽減又は免除)により、次のように取り扱います。

1. 阪神大震災(1月17日)以降、平常給水できるまでの間の水道料金は、全額免除とします。

(1) 免除の期間: 平成7年1月17日から3月15日(奥池地区については、1月31日)

(2) 対象: 全世帯

2. 5期前分(12月、1月分)の給水料金及びメーター使用料について

(1) 給水料金は、前年同期分又は10月、11月分の2分の1の水量分と1月分の基本料金の2分の1とします。

(2) メーター使用料は1.5月とします。

(3) 1月16日までに検針が終了しているものについては、(1)により算出された水量又は検針された水量のどちらか少ない水量とします。

(4) 対象: 全世帯

(5) 1月17日以降の水道料金の支払いについては、次のとおり納期を延期します。

・口座振替 4月10日納期まで

・納入通知書 4月20日納期まで

・集金制 4月上旬まで

3. 3月分は基本料金の2分の1、4月分は基本料金とします。(奥池地区は、2月、3月分は基本料金とします)

ただし、全半壊家屋の給水料金については、全額免除とします。なお、認定方法については、芦屋市消防署の調査によるものとします。

詳しくは、後日文書でお知らせします。

問い合わせ 芦屋市水道部営業課料金係 ☎0797-38-2082

3. 排水設備(下水道)の修理受付

●排水設備の修理については、芦屋市指定排水設備工事店および市外排水設備工事店に依頼してください。

●排水設備の修理費用は、各人で排水設備工事店にお支払いください。

問い合わせ・申し込み 芦屋市建設部下水道課 ☎0797-31-1994

水洗設備工事業協同組合 ☎0797-22-2097

4. ボランティア募集

内 容: 芦屋市や兵庫県が提供している生活関連情報についての電話による問い合わせに対して、コンピュータに登録されているデータを検索して、お答えする仕事です。

対 象: ワープロなどでキーボード操作の経験のあるかた、男女・年齢不問

活動日時: 毎週月曜日～金曜日 午前9時～午後5時(午前のみ、午後のみのかたも可)

活動場所: 芦屋市川西町5-2 ダイナオックス(株)ビル内

申込方法: 住所・氏名・電話番号・FAX番号・活動できる日および時間を、下記へFAXでお送りください。

ASHIYA生活情報センター FAX 0797-38-4150

5. 市立図書館開館のお知らせ

本日3月8日(水)から市立図書館の本館を再開します。分室・自動車文庫の再開は、今しばらくお待ちください。

開館時間: 午前10時～午後5時 毎週月曜日・毎月第1火曜日・祝日は休館

利用範囲: 1階のみ。閲覧室での読書など、2階は利用できません。

駐 車 場: 路面の補修がすむまで利用できません。

問い合わせ 芦屋市立図書館 ☎0797-31-2301

6. 精道保育所が簡易保育を開始

開 始: 3月13日(月)～

場 所: 精道保育所

保育時間: 月～土曜日 午前8時～午後5時

対 象: 保育に欠ける乳幼児(満1歳～就学前)

被災などにより家庭でお子さんの世話ができない方も可

申し込み: 月～金曜日の午前9時から午後4時まで、精道保育所(精道町9-16 ☎0797-32-0510)へ

7. なかよし広場再開のお知らせ

子育てセンターでは、なかよし広場を再開します。

●3月11日(土)から毎週土曜日 午後1時～午後3時 精道幼稚園・岩園幼稚園

●3月16日(木)から毎週木曜日 午後1時～午後3時 子楯幼稚園・浜風幼稚園

問い合わせ 子育てセンター(精道幼稚園内) ☎0797-31-8006

8. 赤ちゃん入浴サービス

対 象: 1歳未満児

日 時: 3月11日(土) 午後1時～午後3時30分

場 所: 芦屋保健所(公光町1-23)

申し込み: 3月9日(木)までに社会福祉協議会合同本部(☎0797-32-9134)へ

9. リフレッシュ入浴サービス

入浴施設：フルーツフラワーパーク、神戸国際カントリー倶楽部（往復観光バスで送迎）
実施日：毎週水曜日（3月8日、15日、22日、29日）
毎週土曜日（3月11日、18日、25日）
集合場所：水曜日…芦屋温泉前（宮本産婦人科西側）、津知公園西側（津知町1）、尼崎信用金庫芦屋支店前（イカリスーパー西側）
土曜日…芦屋温泉前（宮本産婦人科西側）、津知公園西側（津知町1）、上宮川公園（上宮川文化センター西側）
集合場所：午前11時から整理券配布、12時集合、12時30分出発、（午後4時に集合場所へ帰着予定）
その他：下着・タオルは当日無料配布。お菓子・飲み物等も用意しています。
問い合わせ（社）大阪青年会議所地球ボランティア委員会 ☎06-586-1950（松本）
☎06-345-0001（谷）

10. 元気が出る！ 赤十字1000人のもちつき

日時：3月11日（土） 午前9時～午後3時
場所：市立岩園小学校校庭
内容：1000人のもちつき・ミニ電気機関車・スピードガンテスト・綱引き・レクリエーションなど
問い合わせ 日本赤十字社大阪支部 06-943-0708

11. 復興映画キャラバン ロータリーにここご劇場

日時：3月11日（土）午前9時30分開場 午前10時開演
場所：市立朝日ヶ丘小学校音楽室
入場料：無料
内容：アニメーション「鉄腕アトム-アトムの初恋-」「ジャングル大帝-レオ誕生-」「ふしぎなメルモ-チッチャイナ国のとりこ-」
問い合わせ 阪神・淡路大震災復興映画キャラバン実行委員会 ☎0798-22-3376

12. 健康保険等の一部負担金等について

下記に該当する方は、健康保険等の一部負担金等の支払いが猶予されています。（免除される見込み）
対象者：被災時に被災地域に住所を有していた被保険者等であって、①住家が全・半壊（焼）した人 ②主たる生計維持者が死亡又は重篤な傷病を負った人
詳しくは、それぞれの医療機関でおたずねください。

13. 援護金・義援金の交付期間延長

本紙24号でお知らせしました災害援護金・義援金については、3月17日（金）まで引き続き交付します。
時間：午前9時30分～午後4時（土・日は受け付けていません）
場所：福祉会館地下駐車場仮設事務所（業平町8-5、市民センター別館）
また、3月3日（金）までにお越しにならなかったかたのうち、再調査依頼をされたかた、および住民登録をされずに来られたかたについては、3月13日（月）以降にお越しください。
問い合わせ 芦屋市保健福祉部総務課 ☎0797-32-7903

14. 芦屋川橋りょう工事について訂正とお詫び

本紙27号でお知らせしましたJRと芦屋川の立体交差部分（芦屋川トンネル）の通行について、正しくは右岸（芦屋川西側）の道路が通行可能です。訂正しお詫びします。
問い合わせ 芦屋市災害対策本部建設班 ☎0797-31-2121 内線2315

15. 水道復旧状況（平成7年2月末日現在）

給水可能区域：次の町の一部を除く全区域 ①三条町 ②津知町 ③川西町 ④清水町 ⑤前田町 ⑥大槻町 ⑦茶屋之町 ⑧公光町の各一部
給水可能戸数：27900戸（83.5%）
給水不可能戸数：5500戸（16.5%）
*給水できない理由：建物（戸建、中層、高層を含む）が全壊・半壊しているため
給水可能戸数中の給水済戸数：24700戸
*未給水の理由：マンションなど受水槽を設置している建物で、現在内部修理中のものや、地滑り状態にあり応急処置が済むまで給水していないものが、一部残っているため
水道管路復旧率：96%（175.7km）
*残り4%（7.3km）について：全・半壊家屋が多い地域で、配水管の通水テストができていない。このため、当該地区に必要な箇所には、仮給水管で連絡通水している。倒壊家屋の撤去が済めば、順次通水テストをし、異常がなければ本給水する。
調査未実施で給水していない戸数：なし

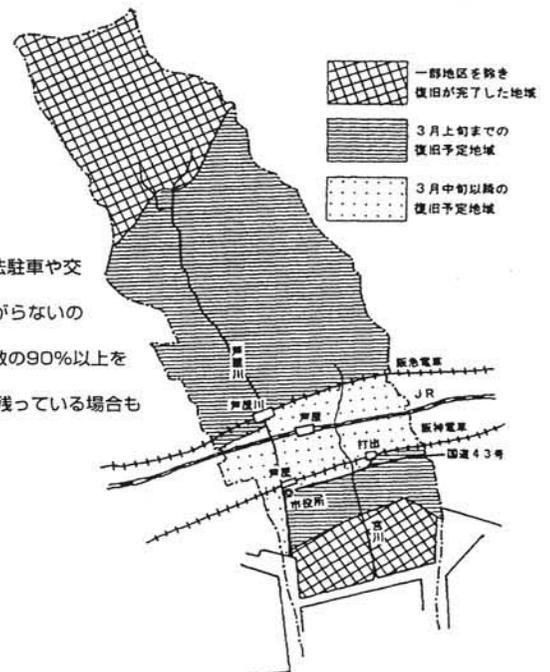
16. 都市ガスの復旧状況

●復旧率（平成7年3月4日現在） 35.6%
●復旧地域（平成7年3月6日現在）

復旧済地域 奥池・緑町・新浜町
（高浜町・若葉町・潮見町・浜風町・松浜町・浜芦屋町・伊勢町・
翠ヶ丘町・岩園町・朝日ヶ丘町・六麗荘町・山手町・
東芦屋町のいずれも一部）
復旧作業に着手している地域（春日町・打出町・楠町・若宮町・宮川町・山手町・
東芦町・南宮町・船戸町・松ノ内町・三条町・
山芦屋町のいずれも一部）

*被害の甚大な地域では倒壊家屋・瓦礫の堆積による道路封鎖や、道路の陥没・液状化、また不法駐車や交通渋滞などの道路事情によって、復旧作業が難航しています。さらにはいたるところで、ガス管に水や泥が流入していることから、復旧ベースが思うように上がらないのが現状です。
しかし被害状況に応じた工法を取り入れるなどして鋭意復旧作業を進め、3月中には復旧対象戸数の90%以上を復旧させる予定ですので、ご理解をお願いいたします。
また、復旧が完了した地域でも、ガス管の被害状況により、作業を継続している地域・建物が一部残っている場合もありますのでご了承ください。

問い合わせ 大阪ガス西宮営業センター ☎0798-26-3101



市の広報チャンネル（9CH）では、災害情報を毎時0:00分スタートの1時間サイクルで、毎日24時間放映しています。

復興へ

芦屋市災害対策本部・震災復興本部

連絡先 ☎0797-38-2099

市役所及び各避難所で、毎週水・土曜日に配布または掲示します。

1. 住宅の応急修理について (一部変更)

本紙27号(3月4日付)でお知らせしました、住宅の応急修理について、一部変更がありました。

借家については対象外としておりましたが、国・県からの指導により、借家であっても下記の全てに該当するものは対象となります。

- (1) 家主が個人の場合(法人などの団体は除く)
- (2) 家主が被災者(全壊または半壊)であるか、もしくは市民税の非課税世帯である場合(り災証明または市民税平成6年度非課税証明書が必要です)
- (3) 修理について家主の承諾がとれる場合(家主の承諾書が必要です)

問い合わせ 芦屋市災害対策本部建設部 ☎0797-31-2121 内線2315~7

2. 災害援護金、義援金についてのお知らせ

本紙24号でお知らせしました災害援護金、義援金については、3月17日まで引き続き交付いたしますが、受け取られる方で、同居の家族以外の方が代わって受け取られる場合は、世帯主の印鑑証明をつけた委任状(実印を押印)をご持参ください。

また、遠隔地の方や高齢者の方で、会場までおいでにならない場合は、口座振込で処理しますので、申請書と同時に口座振込依頼書を提出してください。(郵送も可)

その際は、銀行口座の名義は、世帯主本人名のものに限ります。

問い合わせ 芦屋市保健福祉部総務課 ☎0797-32-7903

3. まちづくりに提言を

芦屋市のまちづくりについて、専用FAXを通じて、ご意見・ご提案をお寄せください。いただいたご意見は、震災復興計画に反映させていただきます。

受付期間: 3月20日(月)まで

専用FAX番号: 0797-31-4841

問い合わせ 芦屋市震災復興本部企画調整部 ☎0797-38-2005

4. 救護所の開設時間の変更について

3月16日(木)から救護所の開設時間が次のとおり変更になります。(15日までは現行どおりです)

また、市内の医療機関のほとんどが再開されています。

(内科・小児科系)

場 所	3月16日(木)~31日(金)	電話番号
精進小学校(1年2組の教室)	日~土 9:00~20:00	030-266-7079
精進中学校(保健室)	月・水・金 13:00~15:00	030-265-9349
岩園小学校(保健室)	火・土 13:00~15:00	030-265-9349
芦屋(松浜)公園(北端部)	木・日以外 8:30~12:30	0797-31-4262
	// 15:30~17:00	
	木・日 8:30~17:00	0797-31-4262
県立芦屋高校(体育館内の予定)	水・土 13:00~15:00	030-265-9342
芦屋保健所<精神科>	日~土 9:00~17:00	0797-32-0707

5. 教育委員会の事務所の移転について

この度の震災で、市役所北館が当面使用することができませんので、3月6日(月)から教育委員会事務局の執務場所を次のとおり変更しましたので、ご了解ください。

場 所: ラ・モール芦屋2階 大原町2番6-209号 JR芦屋駅北出口を東へ300m

電 話: 管理部 総務課 38-2085

施設担当 38-2086

教職員課 38-2003

学校教育部 学校教育課 38-2087

幼稚園担当 38-2088

学校同和担当 38-2088

社会教育部 社会教育文化課 38-2091

人権教育課 38-2090

6. 小学校の完全給食の再開

現在、学校給食は、簡易給食を実施していましたが、3月13日(月)から、各学校独自の献立で完全給食を再開します。

問い合わせ 芦屋市教育委員会学校教育課 ☎0797-38-2087

7. 3月12日(日)に診療可能な医療機関

- 高内科<内科> 東山町(休日当番医) ☎0797-38-0022 午前9時~午後5時
- 大谷整形外科クリニック<整形外科> 大原町 ☎0797-34-7077 午前10時~午後2時
- 井田医院<内科> 茶屋之町 ☎0797-22-3861 午前10時~正午

8. 高齢者バス運賃割引証について

現在ご利用いただいている高齢者バス運賃割引証(阪急バス)は、平成7年3月31日で期限が切れますが、平成7年6月30日までそのままご利用いただけることになりました。(新しい割引証の引き替えは平成7年6月15日からとなります)

満70歳を迎える人は誕生日以降に高年福祉課(市役所南館1階)の窓口へお越しください。

問い合わせ 芦屋市高年福祉課 ☎0797-38-2044

9. 日曜特別無料法律相談

近畿弁護士会連合会のご協力により、震災による土地・家屋などに関する日曜特別無料法律相談(面談)を次のとおり実施します。

日 程: 3月19日(日) 午後1時~4時

対 象: 芦屋市在住・在勤のかた(1人30分)

申し込み: 当日の午前9時から24人分の整理券を生活文化課(市役所南館玄関入って右側)で発行

問い合わせ 芦屋市生活文化課 ☎0797-38-2007

復興へ

芦屋市災害対策本部・震災復興本部

連絡先 ☎0797-38-2099

市役所及び各避難所で、毎週水・土曜日に配布または掲示します。

1. 芦屋市災害援護資金の貸付の受付について

このたびの震災で被害を受けられた世帯のかたを対象に、災害援護金の貸付を行います。

(1) 申込書と受付整理券の配布

福祉会館（市民センター別館）駐車場で次の日程で行います。

- (1) 期日・対象：3月18日（土）…国道2号線以北のかた
 19日（日）…国道2号線以南～国道43号線以北のかた
 20日（月）…国道43号線以南のかた
 21日（火）…上記の日程でご都合の悪いかた

*22日以降も5月1日まで日曜日・祝日を除き配布しますが、できるだけ上記期間中にお越しください。

(2) 時間：午前9時30分から午後4時まで

(2) 申込書の受付

3月27日（月）から、同じ場所です午前9時30分から午後4時まで、整理券の番号順に行います。

(3) 貸付の条件

(1) 貸付限度額（ただし所得制限があります）

● 世帯主に負傷がない（療養期間1ヵ月未満も含む）場合

① 家財の3分の1以上に損害がある場合	150万円
② 住居が半壊した場合	170万円
③ ②で持ち家の場合、住居の残存部分を取り壊さなければならない等の特別な事情のある場合	250万円
④ 住居が全壊した場合（⑥の場合を除く）	250万円
⑤ ④で持ち家の場合、住居の残存部分を取り壊さなければならない等の特別な事情のある場合	350万円
⑥ 住居の全体が滅失した場合	350万円

● 世帯主に1ヵ月以上の療養期間を要する負傷がある場合

① 家財の3分の1未満の損害がある場合	150万円
② 家財の3分の1以上の損害がある場合	250万円
③ 住居が半壊した場合	270万円
④ ③で持ち家の場合、住居の残存部分を取り壊さなければならない等の特別な事情のある場合	350万円
⑥ 住居が全壊した場合	350万円

(2) 貸付金の償還期間、利率等

① 償還期間：10年

② 利率：据置期間中（当初5年間）無利子

据置期間経過後（5年間で償還）年3%

③ 償還方法：元利均等の年賦又は半年賦により償還

(3) 所得制限

世帯全員の総所得（平成5年中）の合計が下表の額未満であること

世帯人員	金額
1 人	220万円
2 人	390万円
3 人	580万円
4 人	650万円
5人以上	1人増えるごとに30万円を加算

(3) 問い合わせ

● 芦屋市災害援護資金貸付係 ☎0797-38-2041（市役所南館1階）

● 貸付金受付窓口〈3月18日以降〉 ☎0797-32-7916（福祉会館地下駐車場）

2. 高等学校・大学入学支度金の貸付

資格：阪神・淡路大震災で、り災された市内在住者で、高等学校または、大学に入学が確実である生徒の保護者

貸付額：高校…国公立3万円以内、私立20万円以内

短大・大学…30万円以内

償還方法：入学後1年間据置

30回以内の均等月賦償還（無利子）

申し込み：3月31日（金）までに教育委員会総務課へ

問い合わせ 芦屋市教育委員会管理部総務課 ラ・モール芦屋2階 ☎0797-38-2085

3. 市民サービスコーナー再開

ラポルテ市民サービスコーナーは、ラリーブ2階（松ノ内町1-10-205）で業務を再開しました。

取扱業務は、住民票・戸籍・印鑑証明書・年金の現況届等の各種証明書の発行業務です。

ただし印鑑の新規登録は、市役所市民課へお越しください。

問い合わせ 市民サービスコーナー ☎0797-31-3130

4. 経済課執務場所の移転

市民部経済課の執務場所が移転しました。ご不便をおかけしますが、ご了承ください。新住所と電話番号は次のとおりです。

● 住所：松ノ内町1-10-205 ラリーブ2階

● 電話番号：商工観光係・農林係 ☎0797-38-2033

消費生活係（消費生活センター） ☎0797-38-2034

5. 廃冷蔵庫からのフロン回収

兵庫県フロン回収処理推進協議会が、オゾン層を破壊するフロンの回収を2月27日から実施しています。3月9日までに大型ごみとして出された34台の冷蔵庫からフロンを回収しました。3月末まで、大型ごみの回収スケジュールに併せて回収を続ける予定ですので、皆様のご協力をお願いします。

問い合わせ 芦屋市環境部環境保全課 ☎0797-38-2051

6. 膠原病患者と家族のつどい

日時：3月27日（月）午後1時30分～午後3時30分
会場：芦屋保健所2階指導室
内容：膠原病の治療を受けておられる方と家族の方々の交流会
申し込み：3月24日（金）までに 芦屋保健所健康課（☎0797-32-0707）へ

7. 赤ちゃん入浴サービス

日時：3月18日（土）午後1時～午後3時30分
場所：芦屋保健所
持ち物：着替え、タオル、石鹸、シャンプーなど、赤ちゃんの入浴に必要な物は各自でご持参ください。
申し込み：3月16日（木）までに芦屋市社会福祉協議会（☎0797-32-9134）へ

8. 夜間急病のときは

夜間急病でお困りの時は下記までご連絡ください。
芦屋市消防本部 ☎0797-32-2345

9. 仮設共同浴場の利用日時の変更

- 呉川町 保健福祉総合センター建設予定地
受付時間：午後1時～午後7時30分（直接会場へ）
入浴時間：午後1時～午後8時30分 3月17日 金曜日から変更します
休日：火曜日
規模：2人用ユニットバス33基、10人用浴槽男女各1基、シャワールーム5基
運営管理：宮川コミスク、自治会連合会、ボランティア
- 体育館・青少年センター（川西町15 ☎31-8228）
受付時間：入浴時間に同じ。直接会場へ
入浴時間：〈月・水・金曜日…女性の日〉
 - ① 10:00～11:30 高齢者のかた、身体にハンディのあるかた
 - ② 12:00～16:30 女性一般
 - ③ 18:00～19:30 体育館に避難しているかた
 - ④ 19:30～20:30 女性一般〈火・木・土曜日〉
 - ① 10:00～11:30 男性で高齢者のかたまたは、身体にハンディのあるかた
 - ② 12:00～14:30 女性一般
 - ③ 16:00～20:30 男性一般〈日曜日〉
 - ① 10:00～13:00 女性一般
 - ② 15:00～20:30 男性一般規模：8人用浴槽1基、洗い場シャワー4基
運営管理：体育館・青少年センター、ボランティア

10. 水道復旧状況（3月10日現在）

給水可能区域：次の町の一部を除く全市域 ①津知町 ②川西町 ③清水町 ④前田町 ⑤大槻町 ⑥茶屋之町 ⑦公光町
給水可能戸数：30900戸（92.5%）
給水不可能戸数：2500戸（7.5%）
* 建物が全壊しているため

給水済戸数：30750戸
水道管路復旧率：96%（175.7km）

- * 残り4%（7.3km）は、全・半壊家屋が多い地域で、配水管の通水テストができていない。このため当該地区に必要な箇所には、仮給水管で連絡通水している。今後倒壊家屋の撤去が済めば順次通水テストをし、異常がなければ本給水する。
- * 震災後留守にしておられるお家の水道は、公道の止水栓で閉めてありますので、開栓の申し込みが必要です。市水道部（☎0797-38-2083）へご連絡ください。

11. 都市ガスの復旧状況

- 復旧率（平成7年3月11日現在） 62.0%
- 復旧地域（平成7年3月13日現在）

復旧済地域 奥池・緑町・新浜町
(高浜町・若葉町・潮見町・浜風町・松浜町・浜芦屋町・伊勢町・翠ヶ丘町・岩園町・朝日ヶ丘町・東山町・六蔵荘町・山手町・東芦屋町・浜町・西蔵町・春日町・呉川町・山芦屋町・西山町・三条町・大東町・打出町のいずれも一部)
復旧作業に着手している地域 (大東町・南宮町・打出小館町・三条町・西山町・三条南町・西芦屋町・月若町・宮川町・船戸町・松ノ内町・親王塚町・翠ヶ丘町・楠町・山芦屋町のいずれも一部)

* 被害の甚大な地域では倒壊家屋・瓦礫の堆積による道路封鎖や、道路の陥没・液状化、また不法駐車や交通渋滞などの道路事情によって、復旧作業が難航しています。

さらにはいたるところで、ガス管に水や泥が流入していることから、復旧ベースが思うように上がらないのが現状です。

しかし被害状況に適応した工法を取り入れるなどして鋭意復旧作業を進め、3月中には復旧対象戸数の90%以上を復旧させる予定ですので、ご理解をお願いいたします。

また、復旧が完了した地域でも、ガス管の被害状況により、作業を継続している地域・建物が一部残っている場合もありますのでご了承ください。

問い合わせ

復旧に関する問い合わせ ☎06-205-8800
大阪ガス西宮営業センター ☎0798-26-3101
兵庫支社 ☎078-360-3100

市の広報チャンネル（9CH）では、災害情報を毎時0:00分スタートの1時間サイクルで、毎日24時間放映しています。

復興へ

芦屋市災害対策本部・震災復興本部

連絡先 ☎0797-38-2099

市役所及び各避難所で、毎週水・土曜日に配布または掲示します。

1. 芦屋市交通災害共済の受付

平成7年度芦屋市交通災害共済の受付を3月20日(月)から開始します。

掛 金：年間360円

加入資格：芦屋市に在住し、住民登録または外国人登録をしているかた

有効期間：平成7年4月1日から平成8年3月31日まで

(平成7年4月1日以降、申し込みされるかたは掛金領収日の翌日から適用されます。)

申込方法：市内の金融機関にある加入申込書に記入のうえ、入金してください。

*詳しくは、各金融機関にあるパンフレットをご覧ください。

問い合わせ 芦屋市建設部交通安全課 ☎0797-38-2063

2. 復旧工事に係る埋蔵文化財の取扱

このたびの震災に伴う次の復旧工事で、平成7年5月末までに着工するものは、文化財保護法第57条の2、第57条の3、第57条の5および第57条の6の規定による届け出および通知は必要としないことになっていますが、この取り扱いの対象となる復旧工事の範囲は次のとおりです。

1. 電気、ガス、上下水道、電話、道路、河川、橋梁、鉄道などの復旧
2. 仮設住宅の建設
3. 損壊又は焼失した建物その他の工作物の撤去又は整地
4. その他緊急を要する復旧工事

問い合わせ 美術博物館内 文化財係 ☎0797-31-9066

3. 救援物資の配布

すでに延べ11ヵ所で実施してきましたが、その後も救援物資が届いていますので、次のとおり配布所を開設します。

① 日 時：3月22日(水) 正午～午後3時

場 所：山手幼稚園前道路

② 日 時：3月29日(水) 正午～午後3時

場 所：芦屋(松浜)公園(テニスコート南)

いずれも品目は衣類です。

車での来場はご遠慮ください。

問い合わせ 芦屋市災害対策本部物資調達班 ☎0797-31-1241・1247

4. 芦屋保健所からのお知らせ

花粉症にご注意

春先はスギやヒノキなどの花粉飛散が多くなります。特に今春の飛散量は、昨年(の)の猛暑の影響により、例年の約6倍と予測されています。

花粉症の症状としては、鼻水、くしゃみ、目のかゆみなどがあります。これらを防ぐため、次のことに注意しましょう。

- ① 花粉予想(天気予報時)に注意する。特に風の強い日、午後から夕方にかけての飛散量が多いので注意する。
- ② 外出時には、マスクや眼鏡をかける。帰宅時には玄関先で、頭や衣類に着いた花粉を払い、うがいや洗顔を行う。
- ③ 症状が出始めたら、すぐに耳鼻咽喉科等の専門医師の診察を受ける。

4ヵ月児健康診査(股関節脱臼検診併設)

日 時：3月22日 午後1時～午後2時30分

会 場：芦屋保健所

対 象：平成6年11月生(母子健康手帳持参)

いずれも問い合わせは芦屋保健所 ☎0797-32-0707

5. 住宅金融公庫融資をご利用のかたへ

震災により、住宅金融公庫融資を受けられた建物等が全壊・全焼した場合や、り災により取り壊しとなった場合には、建物にご契約いただいている住宅金融公庫特約火災保険は失効しますので、お支払い済みの保険料のうち、り災・取り壊しの日以降の分を返還いたします。

必要書類・手続方法等については、下記までお問い合わせください。

問い合わせ フリーダイヤル ☎0120-86-1800

安田火災海上保険株式会社 近畿総務管理部住宅金融公庫課解約係

〈受付：月～金曜日 午前9時～午後5時〉

6. 人形劇と子どもと遊ぶ会

日 時：3月19日(日) 午後2時～午後4時

場 所：芦屋(松浜)公園内カナディアンテント

内 容：人形劇とゲーム

問い合わせ 兵庫県現地本部(芦屋) ☎0797-31-4263

7. みんなで大きな絵をかこう

日 時：3月21日(火) 午後1時30分～午後4時

場 所：芦屋(松浜)公園内カナディアンテント

その他：ゆかいなぬいぐるみさんたちも参加します

問い合わせ 兵庫県現地本部(芦屋) ☎0797-31-4263

8. 元気を出そう！わが街・芦屋 チャリティーバザーを開催

日時：3月26日（日）午前11時～午後3時 雨天決行

場所：JR芦屋駅北側ラポルテ広場（ペDESTリアンデッキ）

内容：生活用品持ち寄りチャリティーバザー、食品市・半額コーナー、喫茶・ケーキコーナー、お餅つきコーナー、生バンドコンサート、環境浄化情報コーナー 等

*ごみを出さないよう、湿苔み、お皿、お箸等の食器類と買い物袋をご持参ください。

*売り上げは義援金とします。

問い合わせ アースデーinあしや事務局 ☎0797-22-2284

☎0797-22-6979

☎0797-23-1151

9. 芦屋市災害援護資金の貸付の受付

このたびの震災で被害を受けられた世帯のかたを対象に、災害援護資金の貸付を行います。

(1) 申込書と受付整理券の配布

福祉会館（市民センター別館）駐車場で次の日程で行います。

- (1) 期日・対象：3月18日（土）…国道2号線以北のかた
19日（日）…国道2号線以南～国道43号線以北のかた
20日（月）…国道43号線以南のかた
21日（火）…上記の日程でご都合の悪いかた

*22日以降も5月1日まで日曜日・祝日を除き配布しますが、できるだけ上記期間中にお越しください。

(2) 時間：午前9時30分から午後4時まで

(2) 申込書の受付

3月27日（月）から、同じ場所で午前9時30分から午後4時まで、整理券の番号順に行います。

(3) 貸付の条件

(1) 貸付限度額（ただし所得制限があります）

●世帯主に負傷がない（療養期間1ヵ月未満も含む）場合

① 家財の3分の1以上に損害がある場合	150万円
② 住居が半壊した場合	170万円
③ ②で持ち家の場合、住居の残存部分を取り壊さなければならない等の特別の事情のある場合	250万円
④ 住居が全壊した場合（⑥の場合を除く）	250万円
⑤ ④で持ち家の場合、住居の残存部分を取り壊さなければならない等の特別の事情のある場合	350万円
⑥ 住居の全体が滅失した場合	350万円

●世帯主に1ヵ月以上の療養期間を要する負傷がある場合

① 家財の3分の1未満の損害がある場合	150万円
② 家財の3分の1以上の損害がある場合	250万円
③ 住居が半壊した場合	270万円
④ ③で持ち家の場合、住居の残存部分を取り壊さなければならない等の特別の事情のある場合	350万円
⑥ 住居が全壊した場合	350万円

(2) 貸付金の償還期間、利率等

① 償還期間：10年

② 利率：据置期間中（当初5年間）無利子

据置期間経過後（5年間で償還）年3%

③ 償還方法：元利均等の年賦又は半年賦により償還

(3) 所得制限

世帯全員の総所得（平成5年中）の合計が下表の額未満であること

世帯人員	金額
1 人	220万円
2 人	390万円
3 人	580万円
4 人	650万円
5人以上	1人増えるごとに30万円を加算

(3) 問い合わせ

●芦屋市災害援護資金貸付係 ☎0797-38-2041（市役所南館1階）

●貸付金受付窓口〈3月18日以降〉 ☎0797-32-7916（福祉会館地下駐車場）

10. 児童・生徒用の図書および学用品の無料配布について

子どもたちが心をなごませ、夢と希望を抱くことができるよう、大阪青年会議所が本と学用品の無料配布を次のとおり行います。

3月19日（日）午前10時～ 精道小学校運動場

3月21日（祝日）午前10時～ 宮川小学校運動場

問い合わせ 芦屋市教育委員会学校教育課 ☎0797-38-2087

11. 都市ガスの復旧状況

●復旧率（平成7年3月14日現在） 71.0%

●復旧地域（平成7年3月16日現在）

復旧済地域

奥池・緑町・新浜町

（高浜町・若葉町・潮見町・浜風町・松浜町・浜芦屋町・伊勢町・翠ヶ丘町・岩園町・朝日ヶ丘町・東山町・六筋荘町・山手町・東芦屋町・浜町・西蔵町・春日町・呉川町・山芦屋町・西山町・三条町・大東町・打出町・平田町・松ノ内町・船戸町・大原町のいずれも一部）

復旧作業に着手している地域

（大東町・南宮町・打出小槌町・三条町・西山町・三条南町・宮川町・船戸町・松ノ内町・親王塚町・翠ヶ丘町・楠町・精道町のいずれも一部）

*被害の甚大な地域では倒壊家屋・瓦礫の堆積による道路封鎖や、道路の陥没・液状化、また不法駐車や交通渋滞などの道路事情によって、復旧作業が難航しています。

さらにはいたるところで、ガス管に水や泥が流入していることから、復旧ベースが思うように上がらないのが現状です。

しかし被害状況に適切した工法を取り入れるなどして鋭意復旧作業を進め、3月中には復旧対象戸数の90%以上を復旧させる予定ですので、ご理解をお願いいたします。

また、復旧が完了した地域でも、ガス管の被害状況により、作業を継続している地域・建物が一部残っている場合もありますのでご了承ください。

問い合わせ

復旧に関する問い合わせ ☎06-205-8800

大阪ガス西宮営業センター ☎0798-26-3101

兵庫支社 ☎078-360-3100

*次回発行の「広報あしや地震災害情報」32号は、3月22日（水）の一般紙朝刊が休刊のため、3月23日（木）の発行とさせていただきます。

市の広報チャンネル（9CH）では、災害情報を毎時0:00分スタートの1時間サイクルで、毎日24時間放映しています。

復興へ

芦屋市災害対策本部・震災復興本部

連絡先 ☎0797-38-2099

市役所及び各避難所で、毎週水・土曜日に配布または掲示します。

1. 阪神間都市計画決定及び変更の縦覧

阪神間都市計画を次のとおり決定及び変更しましたので、お知らせします。

(兵庫県知事決定)

1. 道路の変更(芦屋市関係分)
平成7年3月17日付 兵庫県告示第360号
3. 4. 200号 川東線
3. 4. 201号 清水線
2. 土地区画整理事業の決定
芦屋西部震災復興土地区画整理事業
平成7年3月17日付 兵庫県告示第347号
芦屋中央震災復興土地区画整理事業
平成7年3月17日付 兵庫県告示第348号

(芦屋市決定)

1. 道路の変更
7. 6. 600号駅前広場西線の変更
平成7年3月17日付 芦屋市告示第15号
2. 被災市街地復興推進地域の決定
芦屋西部被災市街地復興推進地域
平成7年3月17日付 芦屋市告示第16号
芦屋中央被災市街地復興推進地域
平成7年3月17日付 芦屋市告示第17号

以上の図書の縦覧は市都市計画課(若葉町1 下水処理場内仮設事務所)で午前9時から午後5時15分まで(土・日・祝日を除く)行っています。
なお、兵庫県知事決定は兵庫県都市住宅部計画課でも図書の縦覧を行っています。

問い合わせ 芦屋市都市計画課 ☎0797-38-2073

2. 留守家庭児童会指導員募集

委嘱期間:平成7年4月1日~平成8年3月31日

執務場所:市内市立小学校敷地内留守家庭児童会学級

委嘱人数:若干名

応募資格:児童の健全育成に熱意と必要な知識と経験を有している人

業務内容:留守家庭児童会入会児童(小学1年生~3年生)の安全の確保、および遊びを通じた仲間づくりを中心とする、集団による余暇指導

時 間:月曜日~金曜日(祝日は原則として休み)

通 常:午前11時45分~午後5時45分

休校日:午前8時45分~午後5時45分

*上記以外にも勤務を命じる場合があります

待 遇:①身 分 非常勤嘱託職員

②報 酬 月額130,000(25歳未満)~189,500円(50歳以上)

*平成7年4月1日現在の年齢です

*ほかに通勤手当相当分を規定に基づき支給します

*健康保険、厚生年金、雇用保険に加入していただきます。

③勤務条件 芦屋市非常勤嘱託職員の勤務等の条件の例に基づく

受付期間:3月27日(月)までの午前9時~午後5時15分(土・日も受け付けます)

受付場所:体育館・青少年センター・青少年育成係(川西町15-3)

応募方法:履歴書(上半身脱帽の写真1枚貼付・署名捺印したもの)を受付期間内に持参

選考方法:3月28日(火)午前10時~ 面接試験を実施

問い合わせ 体育館・青少年センター・青少年育成係 ☎0797-22-0358

3. 悪質震災商法追放街頭キャンペーン

悪質商法追放キャンペーンの一環として、街頭キャンペーンを実施しています。

日 時:3月25日(土) 午後1時~午後4時

場 所:阪神芦屋駅周辺・JR芦屋駅周辺

内 容:啓発チラシ・バンドエイド等の配布

問い合わせ 芦屋市消費生活センター ☎0797-38-2034

4. おーいあそぼうよ! ぜんいんしゅうごー!!

日 時:3月25日(土) 午後1時~午後4時30分

場 所:芦屋(松浜)公園内カナディアンテント

内 容:歌とおどりとゲーム、ぬいぐるみさんも来るよ

問い合わせ 兵庫県現地本部(芦屋) ☎0797-31-4263

5. 大空へ願いをこめて凧と竹とんぼづくり

日 時:3月26日(日) 午後1時~4時

場 所:芦屋(松浜)公園内カナディアンテント

内 容:凧づくり、竹とんぼづくり、スクラップゲーム、ぬいぐるみバンドなど

問い合わせ 兵庫県現地本部(芦屋) ☎0797-31-4263

6. 救援物資の配布

下記のとおり開設します

日 時：3月29日(水) 正午～午後3時
場 所：芦屋(松浜)公園(テニスコート南)
品 目：衣類
*車での来場はご遠慮ください。

問い合わせ 芦屋市災害対策本部物資調達班 ☎0797-31-1241・1247

7. 救護所開設時間の変更

3月23日(木)から、救護所の開設時間を一部変更し、下記のとおりとなりますのでご注意ください。

●精道小学校(1年2組の教室) 午前10時～午後7時 ☎030-266-7079
●芦屋(松浜)公園(北端部) 午前9時～午後5時 ☎0797-31-4262

県立芦屋高校、精道中学校、岩園小学校、芦屋保健所は、変更ありません。

8. 心の相談サービス(電話)

このたびの震災で被災されたかたを対象に、無料の心理相談「心の相談サービス」を実施しています。お気軽にご相談ください。

相談日時：4月14日まで(土・日・祝日を除く)の午前10時～午後5時
電話番号：フリーダイヤル ☎0120-38-1199

問い合わせ 保健同人社関西支局 ☎06-226-0100

9. リフレッシュ入浴サービス

実施日：3月25日(土)、29日(水)

入浴施設：フルーツフラワーパーク

集 合：芦屋温泉前(宮本産婦人科西側)、上宮川公園(上宮川文化センター西側)、尼崎信用金庫芦屋支店前(イカリスーパー西側)
上記の乗車場で、午前11時から整理券配布。12時集合。12時30分出発。午後4時帰着予定

その他：下着・タオルは当日無料配布。飲み物、お菓子も用意しています。

問い合わせ (社)大阪青年会議所地球ボランティア委員会 ☎06-586-1950(松本)・☎06-345-0001(谷)

10. リフレッシュキャンプに行きませんか

日 時：4月2日(日)

場 所：YMCA六甲研修センター(神戸市灘区六甲山頂北六甲875)

内 容：野外料理やポイントハイクなど、自然の中で思いきり遊べるよう企画しています。

参 加 者：芦屋市内の被災地の小学生(平成6年度1～6年生)

*1～2年生は父母どちらかが1人必ず同伴、3～6年生は児童のみでご参加ください。

定 員：120人(先着順)

参 加 費：無料、食事は用意しています。

申し込み：①氏名 ②年齢(学年) ③住所 ④電話番号 ⑤同伴する父母の氏名(1～2年生のみ)を明記のうえ、3月25日(土)までにFAXで下記へ。

(社)大阪青年会議所リフレッシュキャンプ担当 FAX 06(942)5163

*参加していただくことになった場合のみ、後日連絡させていただきます。

問い合わせ (社)大阪青年会議所 ☎06-942-5161

11. 芦屋市交通災害共済の受付

平成7年度芦屋市交通災害共済の受付を下記のとおり実施しています。

掛 金：年間360円

加入資格：芦屋市に在住し、住民登録または外国人登録をしているかた

有効期間：平成7年4月1日から平成8年3月31日まで(平成7年4月1日以降、申し込みされるかたは掛金領収日の翌日から適用されます)

申込方法：市内の各金融機関にある加入申込書に記入のうえ、入金してください。

*詳しくは、各金融機関にあるパンフレットをご覧ください。

問い合わせ 芦屋市建設部交通安全課 ☎0797-38-2063

12. 国民健康保険料の徴収の猶予

このたびの震災に伴い、平成6年度第7期および第8期保険料について、平成7年5月22日まで徴収を猶予します。

このため平成6年度第7期および第8期保険料の口座振替日についても、平成7年5月22日となります。

保険料減免の具体的な手続きについては、後日お知らせします。

問い合わせ 芦屋市保険年金課保険係 ☎0797-38-2035

13. 医療費に係る一部負担金等の免除の申請について

この度の震災に伴い、芦屋市国民健康保険に加入している世帯のうち、住家が全・半壊(全・半焼)世帯等については、一部負担金及び入院時の食事療養に係る標準負担額が一定の期間免除されることになります。

申請の手続き等については後日お知らせします。

問い合わせ先 芦屋市保険年金課保険係 ☎0797-38-2035

14. 都市ガスの復旧状況

●復旧率(平成7年3月18日現在) 76.9%

●復旧地域(平成7年3月20日現在)

復旧済地域

奥池・緑町・新浜町・高浜町・若葉町・潮見町・浜風町

(松浜町・浜芦屋町・伊勢町・翠ヶ丘町・岩園町・朝日ヶ丘町・東山町・六龍荘町・山手町・東芦屋町・浜町・西蔵町・

春日町・呉川町・山芦屋町・西山町・三条町・三条南町・西芦屋町・月若町・大東町・打出町・平田町・精道町・

松ノ内町・船戸町・大原町・南宮町のいずれも一部)

復旧作業に着手している地域

(大原町・打出小槌町・宮川町・大樹町・公光町・茶屋町・親王塚町・翠ヶ丘町・楠町のいずれも一部)

*被害の甚大な地域では倒壊家屋・瓦礫の堆積による道路封鎖や、道路の陥没・液状化、また不法駐車や交通渋滞などの道路事情によって、復旧作業が難航しています。

さらにはいたるところで、ガス管に水や泥が流入していることから、復旧ベースが思うように上がらないのが現状です。

しかし被害状況に適応した工法を取り入れるなどして鋭意復旧作業を進め、3月中には復旧対象戸数の90%以上を復旧させる予定ですので、ご理解をお願いいたします。

また、復旧が完了した地域でも、ガス管の被害状況により、作業を継続している地域・建物が一部残っている場合もありますのでご了承ください。

問い合わせ

復旧に関する問い合わせ ☎06-205-8800

大阪ガス西宮営業センター ☎0798-26-3101

兵庫支社 ☎078-360-3100

市の広報チャンネル(9CH)では、災害情報を毎時0:00分スタートの1時間サイクルで、毎日24時間放映しています。

復興へ

芦屋市災害対策本部・震災復興本部

連絡先 ☎0797-38-2099

市役所及び各避難所で、毎週水・土曜日に配布または掲示します。

1. 市税の納期限等の再延長について

このたびの震災により、市税の納付・申告期限を平成7年3月31日まで延長していましたが、さらに再延長します。市税の口座振替についても、3月31日の振替は行いません。

再延長の期限など詳しくは次号「地震災害情報34号」でお知らせします。

問い合わせ 芦屋市税務管理課税制係 ☎0797-38-2015

2. 選挙管理委員会からのお知らせ

投票日の変更

4月9日(日)に予定されていた兵庫県議会議員選挙および4月23日(日)に予定されていた芦屋市長、芦屋市議会議員選挙の投票日は、6月11日(日)に変更になりました。

立候補予定者説明会

芦屋市長選挙および芦屋市議会議員選挙の立候補予定者説明会を次のとおり行います。

日 時：4月28日(金)

午後1時30分～午後3時30分

場 所：芦屋浜センタービル3階大会議室(高浜町7-2)

問い合わせ 芦屋市選挙管理委員会 ☎0797-38-2100

3. 環境部執務場所の移転

環境部総務課及び環境保全課の執務場所が移転しています。ご不便をおかけしますが、ご了承ください。移転先の住所と電話番号は次のとおりです。

●移 転 先：浜風町31-1 環境部環境サービス課内(環境処理センター)

●電話番号：環境部総務課 ☎0797-38-2050

環境保全課 ☎0797-38-2051

なお、災害廃棄物の搬入許可書の発行は、従来どおり、市役所南館玄関に入って右側で行っています。

4. 仮設共同浴場入浴時間の変更

下記のとおり入浴時間に変更になっていますので、ご注意ください。

●大東公園仮設浴場(大東町14)

受付時間：午後2時30分～午後6時30分

入浴時間：午後3時～午後7時30分

月・木・土…女性一般

火・金・日…男性一般

規 模：5人用浴槽1基

●三糸公園仮設浴場(三糸町8-3)

受付時間：午後5時～午後8時

入浴時間：受付時間に同じく(水曜日は休み)

規 模：15人用浴槽男女各1基

洗い場シャワー男女各7基

5. 老人保健法改正により一部負担が変わります

平成7年4月から、消費者物価の変動率に応じて一部負担が変わります。

	平成7年3月まで	平成8年3月まで
外 来(月)	1,000円	1,010円
入 院(日)	700円	700円

問い合わせ 保険年金課医療助成係 ☎0797-38-2037

6. 母子および寡婦福祉資金の貸付

お子さんが高校・大学などで修学するために必要な資金と入学準備のための資金を貸し付けています。

(償還は卒業後、無利子)

問い合わせ 福祉課保護・母子福祉係 ☎0797-38-2042

7. 芦屋(松浜)公園の救護所の開設時間について

開設時間が下記のとおりとなっていますので、ご注意ください。

●月・火・水・金・土曜日：午前9時～午後0時30分および午後3時30分～午後5時

●木・日曜日：午前9時～午後5時

8. 3月26日(日)に診療可能な医療機関

●野村医院(内科)(休日当番医)

伊勢町 ☎22-5505 午前9時～午後5時

●大谷整形外科クリニック

大原町 ☎34-7077 午前10時～午後2時

●井田医院(内科)

茶屋之町 ☎22-3861 午前10時～正午

9. 労働に関する総合相談窓口

このたびの震災で被災されたかたの、賃金等の労働条件・職場の安全衛生・労災などの相談を、次の窓口で受け付けています。

日 時：月～金曜日 午前9時～午後5時

実施機関：西宮労働基準監督署（西宮市浜町7-35）

☎0798-26-3733

フリーダイヤル ☎0120-588-700

*なお外国人労働者のために毎週水・木曜日の午前10時～午後4時、英語による相談に応じています。

また上記以外の各労働基準監督署でも、相談を受け付けています。

10. 被災されたかたの受け入れ

受け入れ先：北海道上川郡新得町

①移転希望者の受け入れ

住宅の提供・雇用など相談に応じます。

②被災児童・生徒の受け入れ（小中学生）

期 間：原則として平成7年4月以降1年間

受入先：町内の一般家庭（里親）

通 学：個々の受入先に応じた小・中学校へ編入

*希望者には資料を送付しますのでご連絡ください。

問い合わせ ☎081 北海道上川郡新得町3条南4丁目26 新得町役場企画調整課

☎01566-4-5111 FAX 01566-4-4013

11. 人形劇の開催

日 時：3月26日（日）午後3時～（雨天中止）

場 所：JR芦屋駅北側ラポルテ前広場（ペDESTリアンデッキ）

内 容：3匹のこぶた ほか

問い合わせ 芦屋の風 ☎0797-34-5558

12. ティーボールを楽しもう

日 時：4月2日（日）午後1時～午後3時

場 所：市立浜風小学校校庭

問い合わせ 社会教育文化課 ☎0797-38-2091

浜風コムスク（守上）☎0797-23-6854

13. 炊き出し情報

日 時：3月26日（日）正午～

場 所：サンライズヒルズ（朝日ヶ丘町6-9）

内 容：お好み焼・焼ソバ

食 数：1000食

問い合わせ サンライズヒルズ ☎0797-34-3977

14. 木造住宅の被災家屋応急補修

岐阜県の住宅組合の大工さん達がボランティアで、被害家屋の応急修理を無償で行ってくれます。対象者、対象家屋等は次のとおりです。

対 象 者：身体障害者・65歳以上の世帯・母子家庭

対象家屋：被害木造住宅で、居住可能な家のうち30万円程度の補修を限度とします。（補修費は無料）あらかじめ診断をして対象外となることもあり、申し込み多数の場合は抽選となります。

申込相談：3月27日（月）、28日（火）、29日（水）

午後1時～午後5時 市役所分庁舎2階で

※当日は、障害者手帳又は保険証等、対象者であることを証明できるものを持参してください。

問い合わせ 芦屋ボランティア委員会 ☎0797-31-2121（市役所内線 2245、2126）

15. 都市ガスの復旧状況

●復旧率（平成7年3月21日現在） 79.9%

●復旧地域（平成7年3月23日現在）

●復旧済地域

奥池・緑町・新浜町・高浜町・若葉町・潮見町・浜風町

●一部復旧している地域

松浜町・浜声屋町・伊勢町・翠ヶ丘町・岩園町・朝日ヶ丘町・東山町・六龍荘町・山手町・東芦屋町・浜町・西蔵町・

春日町・呉川町・山芦屋町・西山町・三糸町・三糸南町・西芦屋町・月若町・大東町・打出町・平田町・精道町・

松ノ内町・船戸町・大原町・南宮町・楠町

●復旧作業に着手している地域 打出小槌町・親王塚町・津知町・翠ヶ丘町・精道町・若宮町・宮塚町・上宮川町・業平町

*被害の甚大な地域では倒壊家屋・瓦礫の堆積による道路封鎖や、道路の陥没・液状化、また不法駐車や交通渋滞などの道路事情によって、復旧作業が難航しています。

さらにはいたるところで、ガス管に水や泥が流入していることから、復旧ペースが思うように上がらないのが現状です。

しかし被害状況に適應した工法を取り入れるなどして鋭意復旧作業を進め、3月中には復旧対象戸数の90%以上を復旧させる予定ですので、ご理解をお願いいたします。

また、復旧が完了した地域でも、ガス管の被害状況により、作業を継続している地域・建物が一部残っている場合もありますのでご了承ください。

問い合わせ

復旧に関する問い合わせ ☎06-205-8800

大阪ガス西宮営業センター ☎0798-26-3101

兵庫支社 ☎078-360-3100

市の広報チャンネル（9CH）では、災害情報を毎時0:00分スタートの1時間サイクルで、毎日24時間放映しています。

復興へ

芦屋市災害対策本部・震災復興本部
連絡先 ☎0797-38-2099

市役所及び各避難所で、毎週水・土曜日に配布または掲示します。

1. 市税の納期限等の再延長について

阪神・淡路大震災により、市税の納付・申告期限を平成7年3月31日まで延長していますが、次のとおり再延長します。

税 目	納付及び申告日
平成6年度個人市県民税第4期分の納期限	平成7年5月26日（口座振替日も同じ）
平成6年度固定資産税・都市計画税第4期分の納期限	
特別土地保有税（平成6年1月1日～平成6年12月31日取得分）の申告納付期限	平成7年5月26日
事業所税（申告納付期限が平成7年1月17日～平成7年5月30日のもの）の申告納付期限	平成7年5月31日
法人市民税（申告納付期限が平成7年1月17日～平成7年5月30日のもの）の申告納付期限	
平成7年度個人市県民税の申告期限	

ただし平成7年度個人市県民税の申告については、被災により、平成7年5月31日までに申告ができない方は、平成8年3月15日までに申告をしてください。なお、平成7年度償却資産の申告期限及び特別徴収義務者の給与支払報告書の提出期限は平成7年3月31日までです。

問い合わせ

市県民税→課税課市民税係 ☎0797-38-2016
固定資産税・都市計画税、特別土地保有税→課税課固定資産税係 ☎0797-38-2017
事業所税、法人市民税→税務管理課税制係 ☎0797-38-2015
口座振替関係→税務管理課管理係 ☎0797-31-2121（市役所内線2258）

2. 所得税等の申告・納付期限のお知らせ

申告所得税・個人の消費税 平成7年5月31日

ただし、被災され、相当の期間、平成6年分の申告等ができない方は、次の日までに申告等をしてください。

申告所得税 平成8年3月15日
個人の消費税 平成8年4月1日

法人税等 平成7年5月31日

（法人税等とは、法人税・法人の消費税・源泉所得税・相続税・贈与税・酒税・法定調書の提出等をいいます）

ただし、被災されたことにより、平成7年5月31日までに申告等ができない事情がある場合は、個別に税務署に申請して、期限延長の措置を受けることができます。

サラリーマンや年金を受給されている方の還付申告

震災により、マイホームや家財などに一定額以上の被害を受けられた方は、申告することにより、去年中に源泉徴収された所得税の中から還付を受けることができます。申告に当たっては、次のようなものを準備ください。

- 去年の所得金額がわかるもの（源泉徴収票など）
- 既に「り災証明書」の発行を受けている場合にはその写し
- 損害を受けた資産の明細
- 損害を受けた資産について保険金・共済金などで補てんされる金額のわかるもの
- 印鑑（認印で可）
- 本人の銀行口座番号（還付金の振込口座になります）

問い合わせ 芦屋税務署 ☎0797-31-2131

3. 民営駐車場の整備助成制度

一時預かりの民営駐車場整備を支援するため、助成制度を作りましたのでご利用ください。

1 対象駐車場

- ① 用途地域での商業地域又は近隣商業地域内において新たに建設する民営駐車場
- ② 一時預かりの駐車場（特定の利用者のための専用駐車場や月極駐車場は対象となりません）
- ③ 駐車場台数が10台以上の駐車場（芦屋市建築物における駐車施設の附置等に関する条例により設置を義務づけられた台数があれば、その台数を除いて10以上の駐車場台数が必要です）
- ④ 建物一体型駐車場（駐車場の用に供する部分と事務所、店舗等の用に供する部分とが構造上かつ景観上一体となった駐車場）
- ⑤ 5年以上継続して供用される駐車場

2 標準的な助成金額

一時預かりの駐車場台数1台につき40万円（県から20万円、市から20万円）

問い合わせ 都市計画部都市計画課
☎0797-38-2073

4. 倒壊家屋の解体業者を選ぶときは

最近、市民の皆さんと倒壊家屋の解体業者との間で代金のトラブルが発生し、被害を受けたかたもおられるという声を聞きます。業者を選ぶときや発注するときは、必ず見積書を出させ、慎重に検討してください。

問い合わせ 芦屋市災害対策本部建設部 ☎0797-31-2121（市役所内線2315～2317）

5. 倒壊家屋の自主解体業務の受付場所等の変更

精道幼稚園で受付をしていました解体関係業務を次のとおり変更します。

受付場所 市役所仮設庁舎1階（精道町8-33）

受付日時 4月3日（月）から当分の間
午前9時～午後5時（土・日・祝日は休み）

問い合わせ 芦屋市災害対策本部建設部 ☎0797-31-2121（市役所内線2315～2317）

6. 医療費に係る一部負担金等の「免除証明書」の交付について

この度の震災に伴い、芦屋市国民健康保険に加入している世帯のうち住家が全半壊（全半焼）世帯等については、一部負担金及び入院時の食事療養に係る標準負担額が一定の期間免除されることになります。

「免除証明書」の交付については、全半壊（全半焼）に該当する世帯には、3月10日現在での「り災台帳」に基づき3月末頃に免除証明書を送りますので申請は不要です。（ただし3月11日以降の確認による世帯への送付予定は後日お知らせします。なお、3月11日以降に全半壊（全半焼）となった世帯で免除証明書が早急に必要場合は申請して下さい。）

問い合わせ：芦屋市保険年金課保険係
☎0797-38-2035

7. 救護所の閉鎖及び避難所の巡回診療の中止

1月17日の震災以後、多くの医療関係者の方々のご協力により、救護所での応急診療や避難所の巡回診療、一部の避難所での看護婦の常駐等を行ってまいりましたが、3月31日をもって終えることになりました。ご協力いただきました皆様には心からお礼申し上げます。

4月1日以降は、保健婦や看護婦の訪問活動等の中で、健康相談等を行います。急病等の場合には、かかりつけ医または開業中の医療機関にご相談ください。また、夜間に急病でお困りの時は消防本部にご連絡ください。

（ご協力いただいた関係医療機関等（敬称略、順不同））

京都府医療支援団、陸上自衛隊、日本赤十字社、福井県医療班、岡山県医療班、三重県医療班、姫路市医師会、千里救急救命センター、セコム在宅医療システム（株）、徳島県医師会、日本医師会、芦屋市医師会、芦屋市歯科医師会、芦屋市薬剤師会、日本看護協会現地対策本部、兵庫県看護協会看護ボランティア調整本部、その他多数の医療関係者

問い合わせ 芦屋市保健センター ☎0797-31-1586
兵庫県芦屋保健所 ☎0797-32-0707
芦屋市消防本部 ☎0797-32-2345

8. 風疹の予防接種

4月1日から予防接種法の改正により、風疹予防接種の対象者や接種方法が次のとおり変更されます。

生後90カ月までの子で未接種の方は、4月1日以降早い時期に受けてください。対象年齢を過ぎますと接種できなくなりますのでご注意ください。ただし、風疹にかかったことのある方や以前にM・M・Rワクチン（はしか、風疹、おたふくかぜ）の予防接種を受けた方は、今回受ける必要はありません。

	接種対象者	接種方法	備考
(旧)	13～15歳の女子	集団接種	
(新)	生後12～90カ月の男子・女子	個別接種	予防接種受託医療機関にて接種
	13～15歳の男子・女子	集団接種	ただし、平成15年9月30日で廃止

問い合わせ 保健センター ☎0797-31-1586

9. 芦屋カントリークラブ浴室の閉鎖

芦屋カントリークラブのご協力で開設していました入浴サービスは、3月31日（金）をもって閉鎖しますので、ご了承ください。

10. 元気を出そう芦屋陶器チャリティーバザー

滋賀県八日市市役所と市民の協賛で陶器チャリティーバザーを行います。

日時：4月1日（土）～3日（月）午後1時～午後4時

会場：精道小学校（校庭）

内容：コーヒークップ、湯呑み、お皿類その他食器類

無料配布もあります

問い合わせ 芦屋市ボランティア委員会 ☎0797-31-2121（市役所内線2245）

11. 蘇れASHIYAチャペルコンサート

日時・会場 3月29日（水）

午後3時～

岩園教会（岩園町9-32）

☎0797-23-0292

午後6時30分～

芦屋西教会（西山町9-14）

☎0797-31-5497

出演 大阪チェンバーオーケストラ

12. 都市ガスの復旧状況

●復旧率（平成7年3月25日現在） 87.5%

●復旧地域（平成7年3月27日現在）

●復旧済地域

奥池町・奥池南町・奥山・緑町・新浜町・高浜町・若葉町・潮見町・浜風町

●一部復旧している地域

松浜町・浜芦屋町・伊勢町・翠ヶ丘町・岩園町・朝日ヶ丘町・東山町・六輪荘町・山手町・東芦屋町・浜町・西藏町・

春日町・呉川町・山芦屋町・西山町・三条町・三条南町・大東町・打出町・南宮町・平田町・松ノ内町・竹園町・

打出小畑町・船戸町・西芦屋町・月若町・大原町・親王塚町・精道町・楠町・宮川町・宮塚町・前田町・川西町

●復旧作業に着手している地域

大原町・清水町・津知町・前田町・川西町・茶屋之町・大樹町・公光町

兼平町・宮川町・平田北町・精道町・上宮川町のいずれも一部

*被害の甚大な地域では倒壊家屋・瓦礫の堆積による道路封鎖や、道路の陥没・液状化、また不法駐車や交通渋滞などの道路事情によって、復旧作業が難航しています。

さらにはいたるところで、ガス管に水や泥が流入していることから、復旧ペースが思うように上がらないのが現状です。

しかし被害状況に適應した工法を取り入れるなどして鋭意復旧作業を進め、3月中には復旧対象戸数の90%以上を復旧させる予定ですので、ご理解をお願いいたします。

また、復旧が完了した地域でも、ガス管の被害状況により、作業を継続している地域・建物が一部残っている場合もありますのでご了承ください。

問い合わせ

復旧に関する問い合わせ ☎06-205-8800

大阪ガス西宮営業センター ☎0798-26-3101

兵庫支社 ☎078-360-3100

市の広報チャンネル（9CH）では、災害情報を毎時0:00分スタートの1時間サイクルで、毎日24時間放映しています。

復興へ

芦屋市災害対策本部・震災復興本部 連絡先 ☎0797-38-2099

市役所及び各避難所で、毎週水・土曜日に配布または掲示します。

1. 市税の減免等について

阪神・淡路大震災で被害を受けられた方に対して、個人市県民税、固定資産税・都市計画税について、次のとおり減免等の措置が適用されます。

個人市県民税

■減免の制度

●減免の対象となる税額の範囲

- 納付書又は口座振替によって納めている方
……………平成6年度第4期分及び平成7年度の税額
- 給与から天引きにより納めている方
……………平成7年1月～5月分と平成7年度の税額

●減免の対象となる事由及び減免割合

- (1) 納税者本人が死亡された場合 ……………10割
- (2) 納税者本人が生活保護法による生活扶助を受けることとなった場合 ……………10割
- (3) 納税者本人が障害者となった場合 ……………9割
- (4) 納税者が所有(居住)する住宅又は家財に損害を受けられた場合 ……………10割以内

○減免の対象となる所得区分と被害の程度及び減免の割合

前年中の合計所得金額	減免の割合		
	損害の程度が 50%以上 (全壊)	損害の程度が 20%以上 50%未満 (半壊)	損害の程度が 20%未満 (一部損壊)
500万円以下	全部	2分の1	5分の2
500万円を超え 800万円以下	2分の1	4分の1	5分の1
800万円を超え 1,000万円以下	4分の1	8分の1	

○損害の程度の認定

- ① 住宅の損害の程度は、市が調査した住宅の災状況の区分(全壊、半壊、一部損壊)をもって、上表に掲げる区分に応じた損害の程度があったものとしします。
- ② 家財の損害の程度は、住宅の損害の程度に準じます。ただし、家財のみの損害の程度が20%未満の場合は、減免の適用はありません。

●減免の手続

住宅の損害の程度が、全壊・半壊・一部損壊と認定されている方については、申請の必要はありません。ただし、住宅の被害の程度が少なく、一部損壊にも該当しないが、家財の損害の程度が20%以上ある方が減免の適用を受けようとするときは申請が必要です。

この場合、損害を受けた家財の明細書と印鑑(認印で結構です)をご持参ください。

●減免額の通知

住宅の被害状況の調査結果に基づき、4月中旬頃に、自宅又は勤務先を通じて税額変更通知書を送付します。

■雑損控除

災害により住宅や家財等に損害を受けられた方には、その損失額を所得から控除する雑損控除の制度があります。今回の震災では平成6年分所得(7年度課税分)について申告するか、平成7年分所得(8年度課税分)について申告するか、いずれかを選択できます。

●対象となる資産の範囲

生活に通常必要な資産に限られます。

●控除額の計算方法

次の(1)又は(2)のうちいずれか多い方の金額が雑損控除として、所得金額から控除されます。なお、損失金額が大きくて、その年の所得金額から控除しきれない金額は、翌年度以降3年間に繰り越して各年分の所得金額から控除できます。

- (1) 差引損失額-所得金額の10分の1
(差引損失額=損害金額-保険金等によって補てんされる金額)
- (2) 差引損失額のうち災害関連支出の金額-5万円
(災害関連支出=災害により損壊した住宅等の取壊し費用や除去費用等)

●申告の手続

- 申告が不要な方…所得税で雑損控除の確定申告をした方
- 申告が必要な方…所得税で災害減免の確定申告をした方、及び所得税で確定申告をする必要のない方

※申告に際しては、次の書類等をご持参ください。

- ・源泉徴収票等所得金額が分かるもの
- ・損害を受けた住宅の構造、建築時期、床面積が分かるもの
- ・損害を受けた家財等の明細書
- ・災害に関連してやむを得ない支出をした金額(除去費等)についての領収書
- ・印鑑(認印で結構です)

■申請・申告受付期間及び受付時間…平成7年4月20日(木)～5月31日(水)(土曜、日曜、祝日を除く。)

午前9時～午後5時15分(休憩時間の午後0時～0時45分を除く。)

■問い合わせ 及び申請・申告場所…市役所南館1階 課税課市民係 ☎0797-38-2016

固定資産税・都市計画税

■減免の制度

- 減免の対象となる税額の範囲…平成6年度第4期分及び平成7年度の税額
- 減免の対象となる被害の程度及び減免割合

損害の程度		減免割合
土地の損害	被害面積が当該土地の10分の8以上	10割
	被害面積が当該土地の10分の6以上10分の8未満	8割
	被害面積が当該土地の10分の4以上10分の6未満	6割
	被害面積が当該土地の10分の2以上10分の4未満	4割
家屋の損害	被害状況が10分の5以上 (全壊)	10割
	被害状況が10分の2以上10分の5未満(半壊)	5割
	被害状況が10分の2未満 (一部損壊)	2割
償却資産の損害	家屋の区分に準ずる	

●減免の手続

- 1. 土地については、陸起や陥没等(地割れ程度は除く)により、上記の表の損害程度に該当される場合は、4月10日(月)までに係までお申し出ください。(電話でも可)
- 2. 家屋については市の調査に基づき、損害の程度を判定しますので、申請書の提出の必要はありません。
- 3. 償却資産については、申請書を課税対象の方のみ別途送付しますので4月12日(水)までに提出してください。

●申請受付期間及び受付時間…上記期日まで(土曜、日曜、祝日を除く) 午前9時～午後5時15分(休憩時間の午後0時～0時45分を除く)

●問い合わせ 及び受付場所…市役所南館1階 課税課固定資産税係 ☎0797-38-2017

納付、還付について

■減免申請が不要の方には4月中旬～下旬に、申請が必要な方には減免処理後に、税額変更通知書及び納付書を送付しますので、平成7年5月26日までに納付してください。又、口座振替により納付されている場合は、5月26日に振替します。

なお、納付済の方には、税額変更通知書及び還付通知書と還付金の口座振込依頼書を送付しますのでご返送ください。還付金を依頼口座に振り込みます。

2. 国民年金保険料が改訂されます

国民年金の保険料が平成7年4月から、下表のとおり改定されます。

納付書は4月中旬に送付します。納付方法には、前納と毎月納付とがありますので、いずれかの方法で納期限(毎月月末)までに最寄りの金融機関または郵便局でお納めください。

口座振替をご利用のかたは、毎月20日が振替日(前納は4月20日)となっています。まだ口座振替をご利用でないかたにも納め忘れのない口座振替をお勧めします。申し込み先は、金融機関または市役所年金係です。

震災により被災されたかたで保険料の納付が困難なかたは、申請によって免除を受けることができます。(平成6年12月から平成8年3月31日までの期間、任意加入者は除きます)申請手続きには年金手帳・印鑑をもって年金係までお越しください。

●改定保険料(単位:円)

	改定後	改定前
定額(月額)	11,700	11,100
1年分	140,400	133,200
前納(割引後)	137,010	129,990
定額・付加(月額)	12,100	11,500
1年分	145,200	138,000
前納(割引後)	141,690	134,670

問い合わせ 芦屋市保険年金課年金係 ☎0797-38-2036

3. 高齢任意加入の特例

第3号被保険者の特例届出について

国民年金法や厚生年金法等の改正が、平成6年11月に行われましたが、そのうち平成7年4月1日から施行される国民年金部分のうち、高齢任意加入の特

例・第3号被保険者の特例届出についてそのあらましをお知らせします。

高齢任意加入の特例

現在は65歳までしか加入できませんが、65歳まで加入してもなお受給資格期間を満たせないかたのために、70歳まで任意に加入できる制度がもうけられました。(ただし対象者は昭和30年4月1日以前生まれのかたに限りです)

第3号被保険者の特例届出

昭和61年4月から設けられた第3号被保険者(厚生年金等に加入している第2号被保険者に扶養されている配偶者)の該当届出をした場合、2年間は遡及して被保険者期間に算入されますが、それ以前は算入されず3号未納期間として扱われることになっています。

今回のこの3号未納期間の解消及び第3号被保険者としての未届出期間に対する特例届出制度が新たにもうけられました。

平成7年4月から平成9年3月までに届出をすれば保険料納付済期間として扱われます。

問い合わせ 芦屋市保険年金課年金係 ☎0797-38-2036

4. 老齢福祉年金証書の提出

老齢福祉年金受給者は、4月期(4月11日から郵便局で)の年金を受け取られましたら、年金証書を郵便局へお預けください。また、老齢福祉年金を受けているかたで、福祉年金以外に老齢・遺族・遺族・障害等の公的年金や恩給を受けているかたは、年金額改定通知書や恩給証書がお手元に届きましたら、市役所へ持参してください。

問い合わせ 芦屋市保険年金課年金係 ☎0797-38-2036

5. 老人保健法(老健)の一部負担金等の免除認定書交付申請について

対象者 1月17日現在特定被災区域に居住していた老健受給者あるいは主たる生計維持者が、次のいずれかにより老人医療の一部負担金等の支払いが困難な人

- ①住家の全半壊、全半壊
 - ②死亡または重篤な傷病
 - ③事業又は業務の休止、失業などにより著しい収入の減少等
- 該当される方は、窓口まで申請にお越しください。

持参する物 ①健康保険証 ②老健受給者証 ③認印

申請手続き 保険年金課医療助成係
芦屋市役所南館1階 ☎0797-38-2037

6. 市民相談のご案内

この度の震災による借地・借家問題などを含めた法律相談および離婚・結婚、相続問題に関する家事相談を次のとおり実施していますのでご利用ください。いずれも無料です。

◇法律相談

一般の相談を含めた法律相談

日 程 毎週火曜日・木曜日午後1時～4時
 対 象 芦屋市在住・在勤のかた(1人30分) 定員各6人
 会 場 生活文化課市民相談室
 (市役所南館地下1階玄関左側)
 申し込み その週の月曜日午前9時から電話で予約受け付け
 芦屋市生活文化課 ☎0797-38-2007

阪神大震災合同弁護士団情報センターのご協力による法律相談

日 程 4月8日、15日、22日の土曜日午後1時～4時
 対 象 芦屋市在住・在勤のかた(1人30分) 定員24人
 会 場 芦屋市民センター別館(兼平町8-22)
 申し込み 事前に電話で予約してください
 芦屋市民センター ☎0797-31-4995

◇家事相談の実施

日 程 毎週水曜日午後1時～4時
 対 象 芦屋市在住・在勤のかた(1人45分) 定員4人
 会 場 生活文化課市民相談室
 (市役所南館地下1階玄関左側)
 申し込み その週の月曜日午前9時から電話で予約受け付け
 芦屋市生活文化課 ☎0797-38-2007

7. ASHIYAさくらFESTIVAL

～美しい街・芦屋の復活を願って～

春の季節に「花と音楽に感動し、みんなが笑顔で集える場」を提供するイベントを開催します。

日 時 4月8日(土)～9日(日)
 時間は、いずれも午前11時～午後8時
 場 所 呉川公園(呉川町6番、東立芦屋高校南へ100メートル)
 内 容 コンサート、出店

※なお、芦屋さくらまつり協議会による「芦屋さくらまつり」は、今年中止です。

問い合わせ 芦屋経済人会議 ☎0797-31-3239

8. 仮設物置の募集について

阪神・淡路大震災により被災された市民の皆様の家具等の一時保管場所として、仮設物置を設置します。

希望される方は下記によりお申し込みください。

希望者多数の場合は抽選により決定します。

- 記
- 1 設置場所 芦屋市浜風町地先(南芦屋浜埋立地内)
 - 2 募集個数等

タイプ	大きさ(幅×奥行×高さ)	募集個数	使用料(1月当たり)
A	5.4m×2.4m×2.65m	160個	15,000円
B	2.0m×2.0m×2.2m	140個	5,000円

(注)・利用可能期間は平成7年4月15日から概ね4月間です。(月単位の契約可)

- ・家具等の一時置場として使用することを目的として設置したものでありますので、この用途以外には使用できません。
- ・仮設物置場所への出入りは午前10時から午後4時までです。
- ・出入りは車両でしかできません。

3. 応募の方法及び受付

- (1) 応募資格 阪神・淡路大震災により、家屋の全壊又は半壊の罹災を受けた市民
- (2) 受付期間 平成7年4月6日(木)から4月8日(土)まで
いずれも、午前9時30分から午後4時30分まで。
- (3) 受付場所 芦屋市役所 分庁舎2階大会議室
- (4) 応募方法 申し込み書は受付場所にて用意していますので、必要事項記入のうえ、申し込んでください。
- (5) 必要なもの 罹災証明(写)、印鑑

※遠方に避難されている方は、代理の方での申し込みも可能です。

4. 抽選及び当選者の発表

- (1) 日 時 平成7年4月10日(月)午前10時から
 - (2) 場 所 芦屋市役所 分庁舎2階大会議室
 - (3) 発表 市役所南館入口及び各避難所に当選者番号を掲示
- 問い合わせ 災害対策本部 避難所管理班(上宮川文化センター内)
☎0797-22-9229

9. 資源ごみ集団回収報奨金(従量割)申請受付

平成6年度下半期(9月～2月)の資源ごみ集団回収報奨金(従量割)の交付申請の受付をします。

各登録団体代表者の方へは申請書等必要書類をお送りしていますので、期限までに申請して下さい。申請書等の書類が届かない場合は、ご連絡ください。

申請期限 4月8日(土)(郵送可)
問い合わせ 環境保全課(浜風町31番1号 環境サービス課内)
☎0797-38-2051

10. カナディアンテントでの催し

ボランティアのお兄さん、お姉さんと遊ぼう

日 時 4月1日(土)午後2時～午後3時
 場 所 芦屋(松浜)公園内カナディアンテント
 みんなで歌おう「芦屋復興ボランティアコンサート」
 日時・場所 4月2日(日)
 アシヤコーラス
 ①午後1時30分～午後2時30分 カナディアンテント
 ②午後3時～午後4時 ラモール芦屋1階
 芦屋市吹奏楽団
 午後2時～ ラモール芦屋1階
 問い合わせ 兵庫県現地本部(芦屋) ☎0797-31-4263

11. 4月2日(日)に診療可能な医療機関

- 中村医院(内科) 精道町 ☎23-0468 午前9時～午後5時(休日当番医)
- 井田医院(内科) 茶屋之町 ☎22-3861 午前10時～正午

12. 都市ガスの復旧状況

- 復旧率(平成7年3月28日現在) 89.8%
- 復旧地域(平成7年3月30日現在)

- 復旧済地域
奥池町・奥池南町・奥山・緑町・新浜町・高浜町・若葉町・潮見町・浜風町
- 一部復旧している地域
松浜町・浜芦屋町・伊勢町・翠ヶ丘町・岩園町・朝日ヶ丘町・東山町・六箇荘町・山手町・東芦屋町・浜町・西蔵町・春日町・呉川町・山芦屋町・西山町・三条町・三条南町・西芦屋町・月若町・大東町・親王塚町・打出町・平田町・竹園町・業平町・上宮川町・津知町・打出小槌町・宮塚町・前田町・川西市・清水町・精道町・松ノ内町・船戸町・大原町・南宮町・楠町(いずれも一部)
- 復旧作業に着手している地域
大原町・茶屋之町・大洲町・公光町・清水町・津知町・前田町・川西市・宮塚町のいずれも一部

*被害の甚大な地域では倒壊家屋・瓦礫の堆積による道路封鎖や、道路の陥没・液状化、また不法駐車や交通渋滞などの道路事情によって、復旧作業が難航しています。

さらにはいたるところで、ガス管に水や泥が流入していることから、復旧ペースが思うように上がらないのが現状です。

しかし被害状況に適切した工法を取り入れるなどして鋭意復旧作業を進め、3月中には復旧対象戸数の90%以上を復旧させる予定ですので、ご理解をお願いいたします。

また、復旧が完了した地域でも、ガス管の被害状況により、作業を継続している地域・建物が一部残っている場合もありますのでご了承ください。

問い合わせ
 復旧に関する問い合わせ ☎06-205-8800
 大阪ガス西宮営業センター ☎0798-26-3101
 兵庫支社 ☎078-360-3100

※広報あしや地震災害情報は週1回、毎週土曜日の発行となります。

復興へ

芦屋市災害対策本部・震災復興本部
連絡先 ☎0797-38-2099

毎週土曜日に発行します。

1. 国民健康保険料の減免等について

阪神・淡路大震災で被災を受けられた被保険者の方に対して、国民健康保険料について、次のとおり減免等の措置が適用されます。

★減免の対象となる期間

- (1) 平成6年度分 …………… 第7期分及び第8期分
- (2) 平成7年度分 …………… 賦課された全期分

★減免の対象となる事由及び減免割合

- (1) 納付義務者が震災により死亡した場合 …………… 全額免除
- (2) 納付義務者が震災により生活保護法による生活保護を受けることとなった場合 …………… 全額免除
- (3) 納付義務者が震災により障害者となった場合 …………… 10分の9
- (4) 納付義務者又はその世帯に属する被保険者自らが居住する住居又は家財が震災により損害を受けた場合 …………… 別表のとおり

※別表 (損害程度及び減免割合)

損害程度	減免割合
2割未満 (一部損壊)	2/10
2割以上～5割未満 (半壊・半焼)	5/10
5割以上 (全壊・全焼)	全額免除

※損害の認定

- ① 住宅の損害の程度は、り災台帳その他損害の程度を証する書類等により認定します。
- ② 家財の損害の程度は、住宅の損害の程度に準じます。ただし、家財のみの損害の程度が20%未満の場合は、減免の適用はありません。

★減免の手続

住宅の損害の程度が、全壊・半壊・一部損壊と認定されている世帯については、申請の必要はありません。ただし上記の(1)～(3)に該当する場合、家財の損害が住宅の損害よりも大きい場合及び他市町において被災した場合は、申請が必要です。

この場合、減免を受けようとする事由を証明する書類を添付して下さい。

★減免額の通知

り災台帳及び申請の調査結果に基づき、4月下旬頃納額変更通知書を送付します。

★申請の受付

場所……市役所南館1階 保険年金課保険係

時間……月曜日から金曜日(祝日を除く)の午前9時から午後5時15分まで(休憩時間の午後0時～0時45分を除く。)

問い合わせ 芦屋市保険年金課保険係 ☎0797-38-2035

2. 国民健康保険に加入している人の一部負担金等の免除について

医療機関などで受診したときに支払う一部負担金などが、申請により一定期間免除されます。(70歳以上などの老人保健該当者を除く)

★対象者

1月17日現在特定被災区域に居住し震災により、

- ① 住宅が全半壊・全半焼した世帯
- ② 世帯主が死亡または重傷病を負った世帯
- ③ 世帯主の業務廃止または休止している世帯
- ④ 世帯主が失職(失業保険受給者については該当しません)して現在収入がない世帯

★免除されるもの

1月17日以降の受診による一部負担金及び入院時食事療養費標準負担額。(差額ベット料など保険適用外は含まれません)

★免除証明書の交付

住宅の全半壊・全半焼に該当する世帯には、「り災台帳」の記載に基づき「免除証明書」を送付しますので申請は不要です。(早急に免除証明書が必要な場合は保険証、り災証明書、印鑑を持参のうえ申請して下さい) その他の世帯は保険証、印鑑、医師の診断書、廃業届、離職証明書など申立事実を証明するものを持参のうえ保険係で申請手続きをして下さい。

(社会保険などの他の健康保険をお持ちの世帯については、それぞれの健康保険で手続き方法などを確認して下さい。)

★一部負担金などの還付

すでに医療機関などで一部負担金を支払われた世帯には還付できる場合があります。還付の申請は保険証、免除証明書、印鑑、医療機関などの領収書または支払証明書、還付振込用の銀行口座(郵便局を除く)を持参のうえ手続きして下さい。なお支払時期については審査のうえ還付しますので、3～4カ月お待ちいただくことになります。

★申請受付

土曜日、日曜日、祝日を除く午前9時～午後5時15分(休憩時間の午後0時～午後0時45分を除く。)申請受付などで窓口が大変混雑しており長時間お待ちいただく場合がありますがご了承下さい。

★問い合わせおよび申請場所

芦屋市役所南館1階保険年金課保険係窓口④番 ☎0797-38-2035

3. 健康保険法第69条の7の規定による被保険者のかたへ

「阪神・淡路大震災に対処するための特別の財政援助及び助成に関する法律」により、病院等に支払う一部負担金、入院時の食事に係る標準負担額が免除されます。

問い合わせ 西宮社会保険事務所(西宮市津門大筒町6-8 ☎0798-33-1285)へ

4. ASH IYA生活情報センター

電話での生活関連情報のお問い合わせに対し、情報センターのパソコンに登録されている情報を、下記の時間帯でお伝えしています。

日 時 月～金曜日(祝日を除く)午前10時～午後5時

電話番号 ☎0797-31-6979

*情報をパソコンで検索し、お答えするボランティアを募集しています。住所・氏名・電話番号・活動できる日・時間帯を下記へFAXでお知らせください。 FAX:0797-31-9905

5. がんばれ芦屋の子どもたち日本一早いサマーカーニバル

ぬいぐるみすくいやヨーヨーすくいなどが楽しめます。ぜんざいやイカ焼き・アイスクリームなどフードコーナーもあります。すべて無料です。

日 時 4月9日(日)午後1時～午後5時

場 所 芦屋(松浜)公園南側

内 容 コンサート、ビンゴゲーム、フードコーナー

問い合わせ (社)芦屋青年会議所 ☎0797-32-0522

6. 図書館は開館しています

芦屋市立図書館(伊勢町)は、再開しています。

開館時間 午前10時～午後5時

休館日 月曜日・第1火曜日・祝日

その他 自動車文庫、各分室などは休館しています。金曜シネサロンなどの行事はしばらく休みます。駐車場は使えません。

問い合わせ 芦屋市立図書館 ☎0797-31-2301

7. 仮設共同浴場の閉鎖について

下記の仮設共同浴場は、閉鎖となります。

- 山手小学校(山手町・固定式) 最終日4月10日
- 西山幼稚園(西山町・車載式巡回) 最終日4月8日
- 大原集会所(大原町・車載式巡回) 最終日4月10日
- 小畑幼稚園(打出小畑町・車載式巡回) 最終日4月13日
- ハウゼコール芦屋店(上宮川町・車載式) 最終日4月10日

8. 地震の観測強化に計測震度計設置

大阪管区気象台は、阪神・淡路大震災の余震などの災害対策強化を図るため、芦屋市消防本部(精道町8-26)に、「計測震度計」を設置しました。

この震度計から得られた観測データは大阪管区気象台に自動的に送られ、マスコミ等を通じて発表されます。

問い合わせ 芦屋市消防本部 ☎0797-32-2345

9. 保健センターからのお知らせ

① 母親学級(妊婦)

日時 4月12日(水)、19日(水) 午後1時30分～午後3時30分
4月26日(水) 午前10時～午後1時30分

場所 芦屋保健所

内容 赤ちゃんのお風呂と衣類、お産の経過と呼吸法、
妊娠中の栄養など

その他 母子健康手帳、筆記用具、テキスト代250円、
材料費650円持参

② アトピー性皮膚炎の子を持つ保護者のかたへ

お肌にやさしい男・女児下着とパジャマを配付します。サイズは130～
160cmです。防ダニシーツもあります。

日時 4月11日(火) 午後1時～ なくなるまで

場所 保健センター

③ 市内巡回市民健康診査

健診内容…16歳以上(問診、胸部レントゲン)、尿検査、血圧測定、身
長・体重)40歳以上(上記に加えて、血液検査、肺がん検診、
心電図、医師による相談)

お願い…40歳以上で血液検査を希望されるかたは、検査前3時間は絶飲絶
食でお過ごしください。

費用…40～69歳のかた400円(全半壊、全半壊のかたは無料)、70歳
以上のかたは無料(印鑑をご持参ください。)

健康診査会場および日程

日程	時間	会場
4月10日(月)	13:30～15:30	岩園小学校
11日(火)	9:30～11:30	上宮川文化センター
12日(水)	9:30～11:30	体育館・青少年センター
12日(水)	13:30～15:30	西山幼稚園
13日(木)	9:30～11:30	県芦屋保健所
13日(木)	13:30～15:30	県立芦屋高等学校体育館
21日(金)	13:30～15:30	浜風幼稚園
26日(水)	13:30～15:30	潮見幼稚園
28日(金)	9:30～11:30	県芦屋保健所

問い合わせ 保健センター ☎0797-31-1586

10. 芦屋保健所からのお知らせ

① 療育相談(予約制)

日時 4月10日(月) 午後1時～午後2時30分

内容 子どもの発育について、専門医による相談

② 3歳児心の検診

日時 4月11日(火) 午前9時～午前10時45分

内容 満3歳児のしつけ・子育て相談

③ 子どもの心の相談(予約制)

日時 4月11日(火) 午後1時～午後2時30分

内容 児童精神科専門医によることばの遅れ、しつけ相談

④ 4か月児健康診査(股関節脱臼検診併設)

日時 4月12日(水) 午後1時～午後2時30分

対象 平成6年12月1日～12月15日生まれ

その他 母子健康手帳持参

⑤ アルコール依存症家族会

日時 4月14日(金) 午前10時～正午

対象 アルコール問題に悩んでいる家族(要事前連絡)

⑥ こころの相談

受付 月～金曜日 午前10時～午後4時

問い合わせ 芦屋保健所 ☎0797-32-0707

11. 4月9日(日)に診療可能な医療機関

●渡辺医院 産婦人科 船戸町 ☎22-5027

午前9時～午後5時(休日当番医)

●井田医院 内科 茶屋之町 ☎22-3861

午前10時～正午

12. 霊園開門のお知らせ

震災以来、園内立入禁止を行い、たいへんご不便をおかけしましたが、4月
10日から部分的に入園できるようになります。園内では、復旧工事による工
事車両の通行が多くなりますので、車での入園はなるべくご遠慮ください。

問い合わせ 芦屋市霊園事務所 ☎0797-22-5825

13. 被災された聴覚障害のかたへ

(財)日本ろうあ連盟では、被災された聴覚障害者のかたに、お見舞金を配付
します。

対象 阪神・淡路大震災で被災された聴覚障害者で身体障害者手帳1
級・2級のかたまたは3～6級で全日本ろうあ連盟の会員のかたの
うち、下記にあてはまるかた

- ① 本人が死亡した場合
- ② 生計を共にしていた家族が死亡した場合
- ③ 住家が全壊(焼)・半壊(焼)した場合

金額 ①②のとき1人50000円

③ のとき1世帯50000円

両方に当てはまる場合100000円

申込期間 4月21日(金)まで

その他 受付場所・方法など、詳しくは下記へ問い合わせください。

問い合わせ 阪神・淡路大震災聴覚障害者救援現地対策本部
☎078-371-5613 FAX 078-371-0277

14. わくわく一日子ども村開村

日時 4月8日(土) 午前10時～午後2時(雨天中止)

会場 芦屋(松浜)公園内カナディアンテント周辺

内容 綿菓子・ポップコーン・ヨーヨーつり・輪投げ・ビンゴ大会など

各種コーナーあり

問い合わせ 兵庫県現地本部(芦屋) ☎0797-31-4263

15. ウィーン・フィルの演奏家らによるウ ィーン・ドナウトリオ演奏会

日時 4月9日(日) 午後3時開演(2時30分開場)

会場 浜風小学校体育館

曲目 ロマンズ(ベートーベン)、愛の喜び、愛の悲しみ、美しきロスマリ
ン(クライスラー)、ピアノ三重奏op17.3楽章より(クララ・シュ
ーマン)

問い合わせ ASHIYA生活情報センター ☎0797-31-6979

16. 関西フィルハーモニー管弦楽団特別演 奏会にご招待

このたびの震災で被災されたかた200人を特別講演会に無料ご招待します。

日時 4月18日(火) 午後7時開演

場所 ザ・シンフォニーホール

プログラム オーケストラのための「情景」

「ペールギュント」第1組曲作品46、第2組曲作品55

交響曲第9番ハ長調D.944「グレート」

応募方法 往復はがきにご本人と同伴者1名の住所・氏名・年齢・電話番
号・返信用はがきのあて先を記入し下記へ郵送(未就学児の同伴
はご遠慮ください)

締め切り 4月10日(月) 必着。応募者多数のとき抽選

問い合わせ 関西フィルハーモニー管弦楽団 ☎06-577-1381

17. 都市ガスの復旧状況

復旧率(平成7年4月4日現在) 98.8%

特に被害が大きく、瓦礫等によって作業が行えない一部の地域を除いては、
ほぼ復旧作業は完了しました。

問い合わせ

復旧に関する問い合わせ ☎06-205-8800

大阪ガス西宮営業センター ☎0798-26-3101

兵庫支社 ☎078-360-3100

広報あしや臨時号 融資・給付 ガイドの訂正について

4月4日(火)に発行しました「広報あしや臨時号 融資・給付
ガイド」の一部に誤りがありました。

下記のとおり訂正し、お詫びいたします。

●2ページ:市立小・中学校援助費

期間 (誤)平成7年4月1日から12カ月以内

(正)入学した月から平成7年12月分まで

提出期限 (誤)平成7年3月31日まで(4月1日以降の入
学者…入学から1カ月以内)

(正)入学した日から1カ月以内

●3ページ:住宅金融公庫

災害復興住宅融資の内容拡充のお知らせ

返済中のかたに対する特例措置

災害復興宅地資金

の問い合わせの神戸相談所の電話番号

(誤)078-241-5322

(正)078-341-5322

復興へ

芦屋市災害対策本部・震災復興本部
連絡先 ☎0797-38-2099

毎週土曜日に発行します。

1. 執務場所の移転

●都市計画部が下記の通り移転しました

担当課名	業務内容	電話番号	所在地
総務課	住居表示関係	☎38-2070	下水処理場内 (若葉町1-2)
開発指導課	建築確認申請等經由事務 開発行為等の指導および調整	☎38-2071	
開発事業課	JR南地区開発事業 若宮地区土地区画整理事業	☎38-2072	
都市計画課	都市計画の調査研究	☎38-2073	

また、都市計画部のうち災害復興本部の都市整備部が、次の通り移転しました

事業所	担当課名	電話番号	所在地
区画整理事業所	西部地区土地区画整理事業担当課	☎38-2069 ☎38-2077 ☎38-2078	ラリーブ (松ノ内町 1-10-205)
	中央地区土地区画整理事業担当課	☎38-7973	
街路事業所	山手幹線・川西線・松浜線・ 稲荷山線担当課	☎38-2074	

●下水道課が下記の通り移転しました

所在地：打出小槌町3-18 (旧改善事業課事務所)
電話番号：☎38-2064

2. 災害援護金・義援金の給付を再開します

4月20日(木)から、次の日程で給付を再開します。まだ給付を受けていないかたは下記のとおりお越しください。

日程および対象地域(混乱を避けるため、なるべく指定日にお越しください)

4月20日(木)	高浜町2番～3番 若葉町2番
4月21日(金)	高浜町4番 若葉町4番
4月24日(月)	高浜町5番 若葉町5番
4月25日(火)	高浜町6番 若葉町9番～
4月26日(水)	国道2号以北
4月27日(木)	国道2号以南

上記日程でご都合の悪いかたは、4月28日(金)以降も随時受け付けています。(ただし土・日・祝日を除く)

時間	午前9時30分～午後4時
受付場所	福祉会館地下駐車場仮設事務所(業平町8-5、市民センター内)
金額	① 県災害援護金 住家が全壊の世帯…10万円、半壊の世帯…5万円
	② 日本赤十字社義援金 住家が全・半壊の世帯…10万円
必要な物	当日受け取りに来る人と持参する物 ① 世帯主本人…印鑑、運転免許証または健康保険証など本人確認のできるもの ② 同一世帯の家族…世帯主からの委任状、印鑑、運転免許証など ③ その他の人…世帯主の印鑑証明、同じ印を押印した委任状、受取人の印鑑、運転免許証など 遠隔地・高齢者などで会場に来られない場合 申請書、口座振込依頼書、運転免許証などの写し *口座振込の場合は、誤記入を避けるため、預金通帳などの写しをご添付ください。

問い合わせ 芦屋市保健福祉部総務課義援金係 ☎0797-32-7914

3. 家屋等の解体撤去についてのお知らせ

芦屋建設事業協同組合の協力を得て、市施工分の家屋等の解体、撤去を次のとおり進めます。また、解体・撤去を施工する場合は、事前に業者が申込者に対して連絡をとりますので、解体時期などの調整をしてください。

●JR線～阪急線(4月～5月施工予定)

三条南町、西芦屋町、月若町、松ノ内町、船戸町、大原町、親王塚町、翠ヶ丘町

●阪急線以北(5月～6月施工予定)

東芦屋町、東山町、山手町、岩園町、朝日ヶ丘町、六籠狂町、奥池町、奥池南町

*阪急線以北のうち、三条町、西山町、山芦屋町については、日本土木工業協会所属の業者がすでに施工中です。

JR線以南については、日本土木工業協会所属の業者が次のとおり施工を行っています。

●JR線以南(芦屋川以东)(2月から施工中)

公光町、大槻町、茶屋之町、精道町、宮川町、若宮町、竹園町、伊勢町、業平町、宮塚町(4～5月ごろ施工予定)

●JR以南で5月以降施工予定区域

楠町、上宮川町、川西町(一部)、浜芦屋町、松浜町、呉川町、西蔵町、平田北町、平田町、打出小槌町、春日町、打出町、浜町、南宮町、大東町

自衛隊による解体・撤去作業は、4月中旬で終了します。自衛隊には、津和町、川西町(一部)、清水町、前田町の地域の施工をしていただきました。

問い合わせ 家屋解体撤去班

受け付け ☎0797-32-4427～4428

調査係 ☎0797-31-2121 (市役所内線4281、4282)

指導係 ☎0797-31-2121 (市役所内線4191、4192)

総務係 ☎0797-31-2121 (市役所内線4301、4302)

4. 兵庫県・大阪府下の応急仮設住宅と公営住宅空き家の入居募集

入居資格 芦屋市民で、震災により住宅が全・半壊(焼)し、自らの資力で住宅を得ることができないかた

*今まで仮設住宅の申し込みをしていないかたも、今回申し込みができます。

*第1次～第3次の応急仮設住宅等の募集にすでに申し込んでいるかたも、今回の住宅を希望される場合は、再度申し込んでください。(公団希望者を除く)

*受け付け順で希望のところへあっせんします。

*入居時期は、4月下旬に連絡します。

受付期間 4月17日(月)～4月25日(火) 土・日・祝日を除く
午前9時～午後5時

受付場所 災害対策本部仮設住宅管理班(下水処理場内仮設事務所)

必要な物 印鑑(認印可)、り災証明書、筆記用具

住宅の種類と戸数	戸数
① 兵庫県下の応急仮設住宅	60戸
② 大阪府下の応急仮設住宅	82戸
③ 大阪市営住宅の空き家	42戸
④ 住宅都市整備公団の空き家	90戸
⑤ 堺市営住宅の空き家	47戸

問い合わせ 災害対策本部仮設住宅管理班 ☎0797-38-2079

5. 震災示談斡旋センターの開設

近畿弁護士会連合会の運営による災都市臨時示談斡旋仲裁センター(略称:震災示談斡旋センター)を、生活文化課内に開設します。

この手続きは、阪神大震災を原因として発生した法律上の紛争を、公平な第三者として弁護士が間に入って簡易、迅速、低廉に話し合いを行い、解決を図るものです。

開設期間 平成7年4月17日(月)から1年間

受付方法 市や弁護士会館で実施する法律相談を受けていただくなかで、申し立てが相当か否かの判断をします。

手数料等 被災者の申立手数料は無料です。成立手数料は、被災者については相談のうえ、減免が可能です。

問い合わせ 生活文化課 ☎0797-38-2007

6. 税務署からのお知らせ

●法律・税務・融資の無料相談所を開設

日時 4月12日～5月24日までの毎週水曜日 5月3日を除く
午後1時～4時
場所 芦屋納税協会2階（芦屋市業平町6-19）
担当 法律相談 弁護士
税務相談 税理士
融資相談 国民金融公庫
問い合わせ 社団法人芦屋納税協会 ☎0797-31-5318

●サラリーマンや年金を受けておられるかたへ

阪神・淡路大震災で被災されたサラリーマンや、年金を受けておられるかたの還付申告相談は、引き続き、次の会場で4月末まで（土・日・祝日を除く）受け付けています。

芦屋税務署 (プレハブ会場)	芦屋市公光町6-2 ☎0797-31-2131 阪神芦屋駅 徒歩5分	受け付け時間	午前9時～ 午後4時まで
(社) 芦屋納税協会	芦屋市公光町6-19 ☎0797-31-5318 JR芦屋駅 徒歩6分		午前10時～ 午後3時まで

問い合わせ 芦屋税務署 ☎0797-31-2131

●確定申告される自営業者などのかたへ

申告期限等のお知らせ

申告所得税・個人の消費税 平成7年5月31日
なお被災により、相当の期間、平成6年分の申告等ができないかたは、次の日までに申告をしていただければよいこととしています。

申告所得税 平成8年3月15日
個人の消費税 平成8年4月1日

問い合わせ 芦屋税務署 ☎0797-31-2131

7. 美術博物館と谷崎潤一郎記念館の開館時期について

阪神・淡路大震災により休館していますが、復旧工事等を行い、次のとおり再開の予定です。

開館予定日 いずれも平成7年7月15日（土）

開館後の展示内容 (1) 美術博物館 ☎38-5432

7月15日（土）～9月3日（日）

- ① こどもと美術
- ② 芦屋カメラクラブ

(2) 谷崎潤一郎記念館 ☎23-5852

常設展示 谷崎潤一郎の人と作品

*美術博物館と谷崎潤一郎記念館、および図書館本館を除く社会教育施設（市民センター・体育館・青少年センター・地区集会所等）は、現在災害復旧工事中または避難所として使用中であるため、当分の間休館します。

8. 仮設共同浴場の入浴時間等の変更

●呉川町仮設浴場（呉川町14 保健福祉総合センター建設予定地）

受付時間：午後4時～午後7時30分（直接会場へ）

入浴時間：午後4時～午後8時30分

休 日：火曜日

4月19日（水）から変更

●三条公園仮設浴場（三条町8-3）

受付時間：午後6時～午後8時（直接会場へ）

入浴時間：午後6時～午後8時

利 用 日：毎週火・木・土曜日となります。

次の利用日は4月18日（火）です。

9. 4月16日（日）に診療可能な医療機関

●伊藤病院（内・外）

大原町 ☎22-4040 午前9時～午後5時（休日当番医）

●井田医院（内）

茶屋之町 ☎22-3861 午前10時～正午

10. しそう森林の祭典へ

日 時 4月29日（土）8時30分～30日（日）午後5時（1泊2日）

（集合・解散 精道小学校 東側道路）

会 場 兵庫県宍粟郡波賀町 くるみの里

イベント 郷土芸能、ビンゴゲーム、ミニコンサート、餅まき、木の株的あてダーツ、年輪ころがし、木工教室、ターゲットボードゴルフ、あまごのつかみどり、RV・キャンピングカー展示試乗会、アウトドア用品展示等（費用無料）

対 象 避難所の市民50人

申込方法 4月15日（土）～20日（木）に電話で、復興本部企画調整部 ☎0797-38-2005へ

11. 第33回身体障害者スポーツ大会

日 時 5月21日（日）

会 場 姫路市陸上競技場

対 象 県内在住の16歳以上で身体障害者手帳所持者

申し込み 18日（火）までに福祉課障害福祉係 ☎0797-38-2043

12. 真っ赤なテントでボランティアのお兄さん、お姉さんと遊ぼう

日 時 4月16日（日）午後2時～3時30分（雨天決行）

場 所 カナディアンテントおよびテント周辺

内 容 ゲーム、手遊び、ぬいぐるみ

その他 公園周辺には駐車場がありませんので車での来場はご遠慮ください

問い合わせ 芦屋市ボランティア委員会 ☎0797-22-7040

13. みんなで大きな絵を描こう

日 時 4月22日（土）午前10時～正午

場 所 浜風小学校グラウンド（雨天の時体育館）

内 容 楽しいお絵かきや工作

問い合わせ 芦屋市ボランティア委員会 ☎0797-22-7040

14. 春だサンダーヤ共和国へ全員集合

日 時 4月16日（日）午前10時30分～午後2時30分ごろ

場 所 芦屋三田谷学園（芦屋市楠町16-5）

内 容 炊き出し屋台、ゲームランド、福甲寄席、映画上映会など。全て無料です

問い合わせ 実行委員会 ☎06-909-6700

15. 広報チャンネル（9CH）の番組のお知らせ

4月17日から次のような時間帯で放映します。（「広報あしや4月15日号」に掲載したのから、一部内容が変わっていますので、ご了承ください）

放 映 開 始		4/17～4/24	4/25～4/30
6:00	8:00 10:00 12:00 14:00 16:00 18:00 20:00	あしやNow後半	
6:30	8:30 10:30 12:30 14:30 16:30 18:30 20:30	法律相談	市長コメント
6:50	8:50 10:50 12:50 14:50 16:50 18:50 20:50	文字放送	
7:00	9:00 11:00 13:00 15:00 17:00 19:00 21:00	ひょうごチャンネル	
7:30	9:30 11:30 13:30 15:30 17:30 19:30 21:30	ニッポン見たまま	

16. ガスの復旧が完了しました

復旧率（平成7年4月10日現在） 99.8%

瓦礫の堆積などによる道路封鎖などのため、作業にとりかかれなかった一部の地域を除き、ガスの復旧作業は完了しました。これら未復旧の地域のお客さまについては、代替手段の提供などを含め、個別にご相談させていただきます。また不在のためガスを開栓していないお客さまについては、ご連絡をいただき次第、供給できる状態となっています。

問い合わせ

復旧に関する問い合わせ ☎06-205-8800

大阪ガス西宮営業センター ☎0798-26-3101

兵庫支社 ☎078-360-3100

復興へ

芦屋市災害対策本部・震災復興本部

連絡先 ☎0797-38-2099

毎週土曜日に発行します。

1. 国民健康保険に加入している人の一部負担金等の「免除証明書」の交付

この度の震災に伴い、芦屋市国民健康保険に加入している世帯のうち、住家が全半壊（全半焼）世帯等については、医療機関などで受診したときに支払う一部負担金などが「免除証明書」を提示することにより、一定期間免除されます。

全半壊（全半焼）に該当する世帯については、4月5日現在での「り災台帳」に基づき「免除証明書」を送付しますので申請は不要です。

「免除証明書」は、すでに交付を受けた世帯を除く世帯について、4月22日ごろに発送を予定しています。なお、4月5日以降の確認による世帯への送付は準備ができませんので送付します。

4月5日以降に全半壊（全半焼）となった世帯で「免除証明書」が早急に必要場合は国保証、り災証明書、印鑑を持参のうえ申請してください。

他市町において被災した場合は、り災状況が確認できませんので申請が必要です。

●申請受付

場 所：市役所南館1階 保険年金課保険係

時 間：月曜日から金曜日（祝日を除く）の午前9時から午後5時15分まで（正午～午後0時45分を除く）

問い合わせ 芦屋市保険年金課保険係 ☎0797-38-2035

2. 仮設物置の追加募集

阪神・淡路大震災により被災された市民の家具等の一時保管場所として、仮設物置を設置しています。数に余りがありますので、下記により追加募集します。希望者はお申し込みください。希望者多数の場合は抽選により決定します。

1. 設置場所：芦屋市浜風町地先（南芦屋浜埋立地内）

2. 募集個数

タイプ	大きさ（幅×奥行き×高さ）外寸	募集個数	使用料（月当たり）
A	5.4m × 2.4m × 2.65m	30個程度	15,000円
B	2.0m × 2.0m × 2.2m	55個程度	5,000円

（注）・利用可能期間は平成7年5月1日～8月15日（なお、期間は延長の予定）です。

・家具等の一時置場として使用することを目的として設置したものであり、この用途以外には使用できません。

・仮設物置場所への出入りの時間は、午前10時～午後4時までです。

・現地への出入りは4輪自動車ではかできません。

3. 応募の方法および受付

(1) 応募資格：阪神・淡路大震災により、家屋が全壊または半壊の被害を受けた市民（申し込みは1世帯1件に限ります。）

※1次募集に申し込みをして契約を済ませたかたは応募できません。

(2) 受付期間：平成7年4月25日（火）午前10時～午後7時まで。

(3) 受付場所：上宮川文化センター2階 視聴覚室
（JR芦屋駅南側を東へ徒歩約5分 宮川沿い）

(4) 応募方法：受付場所で申込書を用意しています。
遠方に避難されているかたは、代理のかたの申し込みも可能

(5) 必要なもの：り災証明書（写しても可）、印鑑

4. 抽選および当選者の発表

(1) 日 時：平成7年4月26日（水）午前10時から

(2) 場 所：上宮川文化センター2階 視聴覚室

(3) 発 表：抽選後、上宮川文化センターおよび市役所南館入口に当選者番号を掲示しますのでご確認ください。
（個人への連絡はしません。）

5. 契約、カギ渡し

(1) 日 時：4月29日（土）午前9時30分～午後7時

(2) 場 所：上宮川文化センター2階 視聴覚室

6. 使用開始：5月1日（月）から

問い合わせ 芦屋市災害対策本部避難所管理班（上宮川文化センター内） ☎0797-22-9229

3. 家屋被害状況再調査の申請受付の締め切り

芦屋市消防本部が2月20日から実施していました家屋の被害状況再調査の申請受け付けは、4月27日（木）で締め切ります。

問い合わせ 芦屋市消防本部警防防災課 ☎0797-32-2345

4. 都市計画道路川西線の事業着手

川西線（西芦屋町）は、阪神間都市計画道路事業の一環として事業認可を受け、事業に着手することになりました。

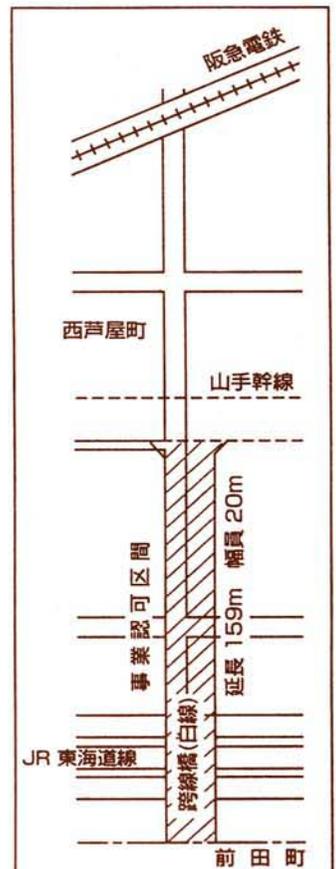
事業期間：平成7年3月24日～平成11年3月31日

事業区間：JR跨線橋（白橋）～山手幹線（右図のとおり）

事業延長・幅員：L=159m W=20m

なお、事業認可図書の縦覧は、都市整備課（松ノ内町1-10、ラリーブ2階）で行っています。

問い合わせ 芦屋市都市計画部都市整備課 ☎0797-38-2074



5. 芦屋市緑化協会執務場所の移転

芦屋市緑化協会の執務場所が4月24日(月)から下記のとおり移転します。
所在地: 芦屋市西芦屋町4-14
電話番号: 0797-38-2103
FAX番号: 0797-38-2167

6. 仮設共同浴場の閉鎖について

下記の仮設共同浴場は、閉鎖になります。
精道小学校(精道町・固定式) 最終日4月25日
岩園小学校(岩園町・固定式) 最終日4月25日
春日公園(春日集会所・固定式) 最終日4月29日
問い合わせ 災害対策本部避難所管理班 ☎0797-38-2002

7. 老人保健法に基づく健康診査の各種健診料の免除について

今回の震災で下記に該当する場合は、健診料が免除されますので、受付時に申し出てください。
免除の対象: ① 住家が全半壊、全半壊の被害を受けた場合
② 扶養義務者が死亡、または重篤な疾病をおった場合
③ 事業または業務の休業止、失業等により著しく収入が減少した場合
④ その他、上記①～③に準ずる事情があって、健診料の負担が困難な場合
免除となる健診: 市民健康診査、胃がん検診、大腸がん検診、肺がん検診、乳がん検診、子宮がん検診
免除の期間: 平成7年12月31日まで
問い合わせ 芦屋市保健福祉部健康課(保健センター) ☎0797-31-1586

8. 4月23日(日)に診療可能な医療機関

- 大谷整形外科医院(整) 大原町 ☎0797-34-7077 午前9時～午後5時(休日当番医)
- 井田医院(内) 茶屋之町 ☎0797-22-3861 午前10時～正午

9. 図書館・自動車文庫巡回のお知らせ

すでに図書館本館は再開していますが、図書館から遠い利用者のかたのために、下記のとおり、自動車文庫が巡回します。

ステーション(場所)	山手幼稚園 西側道路	打出分室 入口	朝日ヶ丘町 市民プール前	いかりスーパー 南駐車場
巡回日	4/26(水)	4/26(水)	4/27(木)	4/28(金)
巡回日	5/10(水)	5/10(水)	5/11(木)	5/12(金)
巡回日	5/17(水)	5/17(水)	5/18(木)	5/19(金)
巡回日	5/24(水)	5/24(水)	5/25(木)	5/26(金)
時間	午前10:30 ～11:30	午後1:30 ～3:30	午後1:30 ～3:30	午後1:30 ～3:30

問い合わせは、芦屋市立図書館 ☎0797-31-2301

10. 労働相談のお知らせ

県阪神県民局では、次のとおり専門家による労働相談を週3回、また女子労働相談を3カ月に1回程度行っています。電話による相談も受け付けています。今年度の実施予定は次のとおりです。
●労働相談 月・水曜日 午前9時～午後1時30分
金曜日 正午～午後5時
●女子労働特別相談
5月12日、9月8日、12月22日、8年3月22日の午後1時から午後4時
いずれも場所は、県阪神県民局 尼崎市東灘波町5-21-8
☎06-481-7641

11. 芦屋浜団地のゴミ収集について

このたびの地震のため、ゴミ収集パイプラインシステムに甚大な被害を被りました。復旧に全力を挙げていますが、現在のところ復旧のめどがたっておりません。
現在、芦屋浜のゴミは、パイプラインシステムが復旧するまで、車両収集で行っていますので、ご協力をお願いします。

収集の地区及び曜日	宮川から西地区	月・水・金曜日
	宮川から東地区	火・木・土曜日
ステーションの場所	低層地区…投入口周辺 高層地区…大型ゴミステーション周辺 (車両が侵入できない場合は、収集に支障のない場所)	

*ゴミは、午前8時30分までに出してください。なお、曜日収集するゴミは、従来パイプラインに投入していたゴミとし、その他のゴミは、従来どおりの収集方法です。

問い合わせ 芦屋市環境部環境施設課 ☎0797-32-5391

12. 民生児童委員による生活相談窓口の開設

仮設住宅で暮らす高齢者・障害者・母子家庭等を対象に下記のとおり生活相談窓口を開設します。(来所相談)

日 時 平成7年4月24日(月)から当分の間 月～金曜日
(祝日を除く)
午前10時～午後3時
場 所 芦屋浜市民サービスコーナー(高浜町7-2)
内 容 生活に関する相談・心配ごとなど
(各町の民生児童委員が相談に応じます。)
問い合わせ 芦屋市民生児童委員協議会事務局(保健福祉部総務課) ☎0797-38-2040

13. ペんぎん ペリ館とお友達のつどい

日 時 4月23日(日) 午後1時30分から(雨天決行)
場 所 カナディアンテントおよびテント周辺
内 容 マジック、うた、ゲームなど
そ の 他 公園周辺には駐車場がありませんので、車での来場はご遠慮ください。
問い合わせ 兵庫県(芦屋)救護対策現地本部 ☎0797-31-4263

14. アースデー第2回チャリティーバザー

日 時 4月29日(土) 午前11時～午後3時
場 所 ラボルテ広場(JR芦屋駅北側ベデストリアンデッキ)
内 容 生活用品持ち寄りチャリティーバザー、リサイクル情報コーナーなど
売上金は、義援金とします。
問い合わせ アースデーinあしや ☎0797-23-1151

お詫びと訂正

本紙「広報あしや地震災害情報」37号(4月15日号)でお知らせした、執務場所の移転案内に一部誤りがありました。
都市計画部開発事業課の業務内容・電話番号等は、正しくは下記のとおりで。

- 開発事業課 JR南地区開発事業 ☎0797-38-2072
- 若宮地区住環境整備事業 ☎0797-38-2075
- 所在地はいずれも下水処理場内(若葉町1-2)

復興へ

芦屋市災害対策本部・震災復興本部
連絡先 ☎0797-38-2099

1. 芦屋市災害援護資金の受付終了

芦屋市災害援護資金の申請受け付けは、5月1日(月)午後4時で終了します。
問い合わせ 芦屋市保健福祉部総務課 ☎0797-38-2040

2. り災証明、義援金・援護金、援護資金貸付決定者の窓口の変更

福祉会館(市民センター別館)で行っていましたが、り災証明書発行、義援金・援護金の支給、芦屋市災害援護資金の受け付け(貸付決定者のみ)は、5月8日(月)から市役所1階保健福祉部総務課で行います。
時間は、午前9時30分から午後4時までです。(ただし土・日・祝日は休み)
問い合わせ 芦屋市保健福祉部総務課 ☎0797-38-2040

3. まちづくりアンケート調査のお知らせ

西部地区、中央地区のまちづくりに伴うアンケート調査を実施します。
このアンケートを今後のまちづくりの案に反映させますので、対象のかたは、ご協力をお願いします。
対象者: 事業区域内の土地、建物の所有者および居住者
調査方法: 対象者に調査票を郵送します
回収方法: 同封の返信用封筒で、5月10日(水)までにご返送ください
問い合わせ 芦屋市都市計画部都市整備課(震災復興本部 都市整備部区画整理事業所)
☎0797-38-2069(西部地区)
38-2078(//)
38-7973(中央地区)

4. 「春の全国交通安全運動」のお知らせ

春の全国交通安全運動を5月11日(木)～5月20日(土)まで実施します。
運動の重点目標 (1) 子供、高齢者の交通事故防止
(2) シートベルト着用の徹底
(3) 交通総量の抑制等による復興の支援
震災後3カ月を経過した現在も、飲酒運転、スピード違反、信号無視等の悪質な違反による交通事故が増えています。
この運動を機会に家族みんなで、交通安全について話し合しましょう。
問い合わせ 芦屋市建設部交通安全課 ☎0797-38-2063

5. 選挙管理委員会からのお知らせ

兵庫県議会議員、芦屋市長および芦屋市議会議員の選挙が6月11日に行われます。
今回の選挙は、昭和50年6月12日以前に生まれた人で、平成7年3月3日までに芦屋市に転入届を出し、引き続き住民基本台帳に登録されている人が投票することができます。
市内で住所を変わられた人で、5月19日までに転居の届出をされた人は、新しい住所地の投票所で、5月20日以降に転居の届出をされた人は、旧の住所地の投票所で投票していただくことになります。
問い合わせ 芦屋市選挙管理委員会 ☎0797-38-2100

6. 宮塚町シャワールームの閉鎖について

宮塚町地蔵公園内のシャワールームは、4月30日(日)をもって閉鎖しますので、ご了承ください。
問い合わせ 芦屋市災害対策本部避難所管理班 ☎0797-38-2002

7. 呉川町仮設浴場の臨時休業について

呉川町仮設浴場(呉川町14)は、5月3日(水)、4日(木)、5日(金)の3日間、臨時休業しますので、ご了承ください。なお、定休日は毎週火曜日です。
問い合わせ 芦屋市災害対策本部避難所管理班 ☎0797-38-2002

8. 光化学スモッグにご注意を

光化学スモッグの発生しやすい季節になりました。5月1日から10月末日まで広報監視体制をとり、濃度が上昇すると「予報」や「注意報」などを発令するとともに、公共施設に広報旗や広報板を掲げ注意を呼びかけます。発令時には次のことにご注意ください。

- ① 外出を控え、屋外での活動を避ける。
- ② 目やのど、鼻に痛みを感じたときは洗顔やうがいをを行う。

問い合わせ 芦屋市環境部環境保全課 ☎0797-38-2051

9. 5月29日・30日に診療可能な医療機関

5月29日（土）に診療可能な医療機関

- 谷村医院（皮）
大原町 ☎0797-22-5617 午前9時～午後5時（休日当番医）

5月30日（日）に診療可能な医療機関

- 石川整形外科（整）
楠町 ☎0797-32-0844 午前9時～午後5時（休日当番医）
- 井田医院（内）
茶屋之町 ☎0797-22-3861 午前10時～正午

10. 阪神・淡路大震災の被災者からの請求による不動産登記簿の謄・抄本等の交付等の取扱いについて

平成7年5月1日から、平成8年3月31日まで、阪神・淡路大震災により建物が被害を受けたかたが、被災地域（阪神・淡路大震災に際して災害救助法が適用された市町村の地域をいう。）に所在するその被害建物またはその建物の敷地に係る登記簿の謄・抄本、もしくは登記事項証明書の請求または登記事項要約書または地図もしくは建物所在図の写しの交付の請求および登記簿、その附属書類、地図、建物所在図もしくは地図に準ずる図面の閲覧の請求をする場合には、申請書の提出と併せて市区町の発行する災害証明書を示すれば、公用扱いとし、手数料の納付を要しないこととなります。

問い合わせ 神戸地方務局不動産登記部門 ☎078-392-1821

11. 図書館行事一部再開のお知らせ

震災後、図書館行事をすべて中断していましたが、「子どもおはなしの会」、「絵本の会」を5月から再開します。5月分の予定は下記のとおりです。

- 「子どもおはなしの会」 5/6、5/13、5/20、5/27
午後2時～2時30分 小学校1年生以上の人
午後2時30分～3時 小学校3年生以上の人
- 「絵本の会」 5/6、5/13、5/20、5/27
午後2時～2時30分 3歳以上の人
午後2時30分～3時 5歳以上の人

問い合わせ 芦屋市立図書館 ☎0797-31-2301

12. 芦有ドライブウェイ全線開通のお知らせ

阪神大震災により道路崩壊の被害を受けて奥池～宝殿間は通行止めとなっていましたが、4月26日から全線開通しました。

問い合わせ 芦有開発株式会社 ☎0797-38-0001

13. ファミリー交歓会 「青空・子どもカーニバル」

- 日時 5月5日（金）こどもの日 正午～午後2時まで
- 場所 芦屋（松浜）公園
- 内容 食べものカーニバル（やきそば、とん汁、フランクフルト、おにぎり）
遊具スタンプラリー（スタンプを集めると、素敵なおもちゃがもらえます）
- 対象 子ども会会員およびその家族
- 参加料 無料
- 持ってくるもの お皿、おわん、おはし、お茶の入った水筒

問い合わせ 芦屋市子ども会連絡協議会事務局（体育館・青少年センター育成係内） ☎0797-22-0358

14. おてがみをかこう

- 日時 4月30日（日）午後1時から
- 場所 芦屋（松浜）公園（カナディアンテント前）
- 内容 チルドレンズサポーターズクラブ「WITH遊」と一緒に手紙を書きます。
- 持ってくるもの 筆記用具、手紙を送りたい人の住所

問い合わせ 兵庫県（芦屋）救護対策現地本部 ☎0797-31-4263

15. おはなし好きな子よっといで お姉さんと一緒に遊ぼうよ！

- 日時 5月2日（火）午後2時～午後4時ごろまで
- 場所 芦屋（松浜）公園（カナディアンテント内）
- 内容 絵本や紙芝居の読み聞かせや、ゲームなど。

問い合わせ 兵庫県（芦屋）救護対策現地本部 ☎0797-31-4263

16. 桜咲く！ 春一番コンサート

- 日時 4月30日（日）午後4時～8時30分（小雨決行）
- 場所 プレイバツハ（ガーデン）
芦屋市平田町1-3（阪神芦屋駅徒歩5分）
- 入場料 無料

問い合わせ コンサート実行委員会 ☎0797-38-5300

広報あしや地震災害情報「復興へ」は、5月は、第2・4土曜日に発行します。
次回40号は5月13日の発行となります。

復興へ

芦屋市災害対策本部・震災復興本部
連絡先 ☎0797-38-2099

次回は5月27日(土)に発行します。

1. 兵庫県南部地震災害義援金の第二次配分を開始します

第二次配分は「重傷者見舞金」と「要援護家庭助成金」の2種類です。

1. 申込方法：担当課で把握している該当者のかたには、受付開始日までに申込用紙を郵送します。それ以外のかたには、各受付場所にて申込用紙を配布します。郵送または各区分毎の受付場所でお申し込みください。
2. 受付期間：平成7年5月22日(月)から平成7年6月23日(金)までの月曜日から金曜日
3. 受付時間：午前9時30分から午後4時まで
4. 必要書類：申請書、り災証明書、預金通帳の写し(口座番号確認のため)および各区分毎に定める添付資料
5. 場合により必要なもの：運転免許証または健康保険証等本人確認のできるもの、委任状、印鑑証明
6. 支給方法：銀行または信用金庫の口座に振込みます。
7. 問い合わせ：詳しくは、各々の窓口でお問い合わせください。

重傷者見舞金

1. 支給対象

支給対象	添付資料	受付場所
震災により1ヵ月以上の治療を要する負傷者 ①震災に起因する負傷により1ヵ月以上の医師の治療を要した者	①医師の診断書又は所定の証明書 (震災に起因した負傷であることを明記したもの)	保健福祉部総務課 市役所南館1階 ☎38-2041

2. 支給金額

1人当たり5万円を支給します。(同時に、兵庫県重傷者援護金1万円を支給します。)

要援護家庭助成金

1. 支給対象

- 次のいずれの要件も満たしていること。
- (1) 震災により住家が全壊(焼)、半壊(焼)していること。
 - (2) 別表のいずれかに該当すること。ただし、対象となる者が震災に起因する理由により死亡した場合は除きます。
なお、基準日は、平成7年1月17日とします。
 - (3) 基準日現在、社会福祉施設(母子寮を除く。)及び老人保健施設に入所していた者を除きます。

2. 支給金額

上記1に該当する世帯に対し、1世帯当たり30万円を支給します。(上記1の(2)の区分ごとの重複支給は出来ません。)

(別表)

区分	支給対象	添付資料	受付場所
ひとり暮らし老人	80歳以上のひとり暮らし老人 ①基準日現在、80歳以上の者で、基準日以前からひとり暮らしであった者。 ②基準日現在、80歳以上の者で、震災に起因する理由により世帯の他の構成員が死亡し、ひとり暮らしとなった者。	①住民基本台帳の写し	高年福祉課 市役所南館1階 ☎38-2044
要介護老人	65歳以上の介護が必要な老人のいる世帯 ①基準日現在、在宅老人介護手当(大阪府の場合は、福祉見舞金)の受給者がいた世帯。	①介護手当受給資格認定通知書等	
母子	配偶者のない女子が児童を扶養している世帯(母子世帯) ①基準日現在、母子世帯であったもの。 ②震災に起因する理由により配偶者が死亡し、母子世帯となったもの。 児童とは、昭和51年4月2日から平成7年1月17日までに生まれた者。	①児童扶養手当証書など各種年金・手当等の書類 ①がない場合は戸籍謄本及び住民基本台帳の写	福祉課 保護・母子福祉係 市役所南館1階 ☎38-2042
父子	配偶者のない男子が児童を扶養している世帯(父子世帯) ①基準日現在、父子世帯であったもの。 ②震災に起因する理由により配偶者が死亡し、父子世帯となったもの。 児童とは、昭和51年4月2日から平成7年1月17日までに生まれた者。	①母子家庭等医療費受給者証等の書類 ①がない場合は戸籍謄本及び住民基本台帳の写	
両親のいない児童	父母の両方がいない児童及びこれらのものが同居している世帯。 ①基準日現在、父母の両方がいなかった児童。 ②震災に起因する理由により父母の両方が死亡した児童。 ③基準日現在、父母の一方がいない児童で、震災に起因する理由により父又は母が死亡したもの。 ④基準日現在、①にあがる児童が同居していた世帯、及び②～③にあがる児童が同居している世帯。 児童とは、昭和51年4月2日から平成7年1月17日までに生まれた者。	①児童扶養手当証書など各種年金・手当等の書類 ①がない場合は戸籍謄本及び住民基本台帳の写	
生活保護	生活保護法による保護を受けている世帯 ①基準日現在、生活保護を受けていた世帯		
重度障害者	1～2級の身体障害者手帳の交付を受けている身体障害者(児)及びこれらの者(児)が同居している世帯 ①基準日現在、障害の等級が1～2級の身体障害者手帳の交付を受けていた者。 ②基準日現在、肢体不自由児施設に措置(入所を除く。)されていた肢体不自由児で、①と障害の程度が同等の者。 ③震災により「災害弔慰金の支給等に関する法律」に定める災害障害見舞金の支給を受けることになった者。 ④基準日現在、①又は②にあがる者が同居していた世帯、及び③にあがる者が同居している世帯。 A判定の療育手帳の交付を受けている精神薄弱者(児)及びこれらの者(児)が同居している世帯 ①基準日現在、障害の判定がA判定の療育手帳の交付を受けていた者 ②基準日現在、①にあがる者が同居していた世帯。	①身体障害者手帳又は災害障害見舞金支給決定通知書等 ①療育手帳	福祉課 障害福祉係 市役所南館1階 ☎38-2043
特定疾患患者	1級の特別障害証明書等の交付を受けている精神障害者及びこれらの者が同居している世帯 ①基準日現在、1級の障害の状態と同程度の状態にある旨の「障害の状態に関する証明書」又は障害の等級が1級の「年金証書」の交付を受けていた者。 ②基準日現在、①にあがる者が同居していた世帯。	①障害の状態に関する証明書又は年金証書等障害の等級を示す書類	保健センター (公光町5-10) ☎31-1586
特定疾患患者	特定疾患患者及びこれらの者が同居している世帯 ①基準日現在、一般特定疾患医療受給者証、小児慢性特定疾患医療受給者証特定疾患一部負担金助成受給者証、はり・きゅう・マッサージ治療受給者証又は先天性血液凝固因子障害医療受給者証(「特定疾患等医療受給者証」という。)の交付を受けていた者。 (ただし、大阪府の場合は、大阪府の基準による特定疾患患者を支給対象とする。) ②基準日現在、①にあがる者が同居していた世帯。	①特定疾患等医療受給者証等	
公害認定患者	特級～2級の公害認定患者及びこれらの者が同居している世帯 ①基準日現在、障害の程度が特級～2級の公害医療手帳の交付を受けていた者。 ②基準日現在、①にあがる者が同居していた世帯。	①公害医療手帳又は障害の状態に関する証明書	
原爆被災者	認定書等の交付を受けている原爆被災者及びこれらの者が同居している世帯 ①基準日現在、厚生省の被災者認定書、又は医療特別手当証書、特別手当証書、原子爆弾小頭症手当証書、介護手当証書もしくは健康管理手当証書の交付を受けていた者。ただし、介護手当証書の交付を受けていた者は介護手当を受給する状態にあった者に限る。 ②基準日現在、①にあがる者が同居していた世帯。	①被災者健康手帳 ②認定書又は医療特別手当等の手当証書もしくは手当支給決定通知書	

2. 死亡者見舞金の支給対象遺族の範囲が追加されました

今回の震災により死亡したかたに直系の遺族（配偶者、子、孫、祖父母）がなく、死亡者の兄弟姉妹が葬儀等を執行されたときは、当該兄弟姉妹が見舞金（一人10万円）を配分します。

申請時必要書類

- ① 死亡者と兄弟姉妹関係を確認できる証明書（戸籍謄本）
- ② 死亡の事実を確認する証明書（死亡証明書、死亡診断書等）
- ③ 葬儀等を執行した証明書（埋葬許可書、葬儀料等の領収書の写し等）

支給方法

上記書類を義援金募集委員会事務局に郵送または持参してください。

〒650 神戸市中央区下山手通5-7-11 兵庫県母子会館内
兵庫県南部地震災害義援金募集委員会事務局
(TEL) 078-362-4560・4561 (FAX) 078-362-4939

なお、死亡者見舞金は原則として指定の銀行口座に振り込みますので、銀行名、支店名、名義人、口座番号等を記載してください。（通帳の写しでも可）

3. り災証明・災害義援金等の受付

市役所本庁舎一階保健福祉部総務課で受け付けをしています。まだ手続きをされていないかたは、早めにお申し込みください。

受付日：月曜日から金曜日

受付時間：午前9時30分から午後4時

問い合わせ 声屋市保健福祉部総務課 ☎0797-38-2041

4. 生活福祉資金災害援護資金の貸付受付

生活福祉資金災害援護資金は、阪神・淡路大震災により住宅や家財に軽微な損害を受け、他の資金の貸付が受けられない世帯に対し、その復旧に必要な資金の貸付を相談・借入申込み時から償還期間を通じて民生委員の協力を得ながら行うものです。

対象：次のいずれかの要件にもあてはまる世帯

- ① 世帯主が65歳未満で、世帯全員の総所得（平成5年度中）が下記の額未満である世帯

世帯員数1人…180万円 2人…270万円
3人…360万円 4人…460万円
5人…540万円 6人以上…1人増えるごとに90万円加算

*ただし、世帯員に下記の対象者がいる場合は上記の所得制限額が変わります

年齢が70歳以上の入…38万円加算
身体障害者手帳・療育手帳保持者…57万円加算

- ② 被災の程度が、住宅の一部損壊または家財の3分の1未満の軽微な損害であること。但し「災害援護法の支給等に関する法律」に基づく声屋市災害援護資金貸付対象（全半壊、全半壊、滅失、家財の1/3以上の損害）となる世帯及び他の公的制度（例えば住宅金融公庫、国民金融公庫等）で借入されている世帯はこの資金の利用はできません。
- ③ 申込みの時点で声屋市に住民登録をしていること

貸付条件：貸付限度額 150万円以内（手持資金要）
貸付利率 年3%（償還期間内無利子）
償還期間 3年以内
償還期間 5年以内（元均等の月賦償還）
連帯保証人 1人（65歳未満で原則として声屋市に在居前年度市税を完納している人）

使 途：住宅の補修及び家財の購入に限る（補修・購入済及び店舗は不可）

受付窓口：5月16日（火）から7月31日（月）までに社会福祉協議会（福祉会館1階）へ（月曜～金曜 午前9時～午後4時）

※手続きには、民生委員を経由し、貸付の可否は貸付調査委員会等の審議が必要で約3ヵ月程度かかる場合があります。

問い合わせ 社会福祉協議会 ☎0797-32-7530

5. 家屋等の解体撤去についてのお知らせ

JR以南（5月～7月施工予定）で残っていました市施工分の解体・撤去工事を次のとおり施工します。なお、解体・撤去を施工する場合は、事前に業者が申込者に対して連絡をとりましますので、解体時期などの調整をしてください。

●声屋建設事業協同組合の協力を得て施工する区域

楠町、打出小磯町、春日町、打出町、川西町、平田町、平田北町、西蔵町、浜町、南宮町、大東町

●日本土木工業協会の協力を得て施工する区域

浜声屋町、松浜町、吳川町、上宮川町、清水町、前田町

木造などの低層の建物の解体・撤去工事は、概ね7月末日を目標に施工します。引き続き鉄筋コンクリート等の中・高層建物の解体・撤去工事は行いますが、平成7年度末をもって終了の予定です。また、マンション等の建物の解体・撤去工事は申し込みをまだ済ませていないかたは、急いで申し込みをしてください。なお、倒壊家屋等の自主解体の申し込み締め切りは、7月末を予定していますのでご注意ください。

問い合わせ 声屋市災害対策本部家屋解体撤去班

総務係 ☎0797-31-2121（市役所内線4301）

指導係 ☎0797-31-2121（市役所内線4191）

調査係 ☎0797-31-2121（市役所内線4281）

6. 声屋総合住宅相談所からのお知らせ

被災されたかたの住宅復興を支援するため、住宅融資や募集などの情報提供や各種住宅相談に応じています。

●相談時間：午前10時～午後5時（祝日を除く）

ただし、税・法律相談は、午後1時～午後4時

※法律相談については、毎週月曜日の午前10時から電話予約の受付をしています。

●問い合わせ：声屋総合住宅相談所（声屋国際ローンテニスクラブ内） ☎0797-31-6927

相談項目	相談内容	相談員	相談実施日
一般相談	県・市の融資などの施策紹介、賃貸住宅情報	嘱託相談員	月～土
専門相談	税に関するもの	税理士	月・木
	法律	弁護士	火・金
	建築技術	建築士	火・金
融資	住宅金融公庫の融資に関すること	金融公庫職員	月・水

7. 市役所へ来庁されるかたへ

市役所駐車場は、今回の地震により、入口部分に段差が生じ車を損傷するおそれがありますので、来庁者のお断りしています。大変ご迷惑をおかけしますが、復旧するまでの間、車での来庁はご遠慮いただきますようご協力をお願いします。

問い合わせ 声屋市総務部管財課 ☎0797-38-2013

8. 倒壊家屋等の廃棄物搬入許可書の発行受付日と搬入先受入日の変更について

6月からは、搬入許可書の発行業務と搬入先受入業務とも業務整理のため、日曜・祝日は休みますのでご了承ください。

問い合わせ 声屋市環境部総務課 ☎0797-38-2050
環境部環境施設課 ☎0797-32-5391

9. 保健センターからのお知らせ

●健康チェック（予約制）

健診日：6月6日（火）、6月13日（火）

対象：35歳以上

内容：胸部レントゲン、身体計測、血圧、検尿、問診、聴打診、心電図、血液検査、肺機能検査、眼底検査、胃がん検診

料金：5,500円

時間：午前9時15分から

●アレルギー患者への阪神大震災「見舞金」支給

対象：阪神大震災で被災した食物アレルギー、アトピー性皮膚炎患者本人もしくは保護者。

必要書類：①「見舞金」申請書（声屋市保健センターにあります）

②「郵便普通為替」の通知などをいれるための返信用封筒（80円切手を貼付）

③家屋の全壊、半壊の場合は、各市が発行するり災証明の写し

提出期間：平成7年5月15日～6月15日（6月15日付郵便局消印有効）

申込方法：「申請書」に必要な事項を記入のうえ、医師の「確認」など必要書類等を揃えて返書にてお申し込みください。

返信用封筒には、必ず申請者の返信先の住所、氏名を記入してください。

同じ世帯で受取り人が異なる場合は別々にお申し込みください。

問い合わせ、申し込み先

①アトピッズ地球の子ネットワーク「見舞金」係

〒162 東京都新宿区袋町3 ジャパンエコロジーセンタービル内

☎03-5228-3337 FAX 03-5228-3364

②食物アレルギーをもつ親の会事務局「見舞金」係

〒156 東京都世田谷区赤堤5-10-16-201 ☎03-5300-1645

いずれも問い合わせは声屋市保健センターへ。

〒659 声屋市光町5-10 ☎0797-31-1586

10. 三条公園仮設浴場の閉鎖について

三条公園内の仮設浴場は、5月21日（日）をもって閉鎖しますので、ご了承ください。

問い合わせ 声屋市災害対策本部避難所管理班 ☎0797-38-2002

11. 食生活相談車による調理デモンストレーション

日時・場所：5月30日（火）午後1時～午後4時30分 海技大学校
5月31日（水）午前9時30分～11時30分 海技大学校
5月31日（水）午後1時～4時30分 声屋保健所
6月1日（木）午前9時30分～12時 松浜公園

内容：ストレスに強くなるためのバランス食

問い合わせ 声屋保健所健康課 ☎0797-32-0707

12. 元気を出そう 母と子のバスツアー

対象：震災で被災された母子家庭

日程：5月27日（土）

行先：フルーツフラワーパークと苺狩り

主催：声屋市白菊会

費用：大人1,000円 小人500円

定員：先着40人（定員になり次第締め切り）

申し込み：5月19日（金）までに声屋市保健福祉部福祉課保護・母子福祉係（☎0797-38-2042）へ。

13. 第16回アマゴ稚魚放流会

青垣町養魚場産のアマゴ稚魚約5,000匹を放流します。

日時：5月14日（日）（小雨決行）午前11時～

場所：声屋市有ゲート下 奥山堰堤内

問い合わせ 声屋川に魚を増やそう会 ☎0797-32-1232

14. 民謡はやり唄の夕べ

日時：5月19日（金）午後6時30分開場

場所：市民センター（別館3階 図書室）

内容：ソウルフラワーユニオンによる「青い山脈」等の演奏

入場料：無料

問い合わせ ソウルフラワーユニオン ☎0797-31-3461

15. ASHIYA STEP BY STEP FESTA

日時：5月21日（日）午前10時～午後4時（雨天中止）

場所：浜風小学校運動場

内容：映画上映、フリーマーケット、屋台村、オリエンテーリング、ゲーム等（入場無料）

問い合わせ ASHIYA STEP BY STEP FESTA実行委員会 ☎0797-34-5802

16. 第2回声屋復興チャリティー・サロンコンサート

日時：5月27日（土）午後2時～午後4時

会場：スペース PaPiPuPePo（声屋市東山町111-5）

入場料：無料

その他：小スペースのため、電話にて予約してください（先着20人程度）

問い合わせ スペースPaPiPuPePo ☎0797-23-5885

「広報あしや」5月1日号（NO.675）でお知らせした市役所の執務場所一部移転の記事のうち、教育委員会関係分を一部訂正します。
（誤）人権教育課→（正）社会教育文化課人権教育係 ☎38-2090
（追加）施設課 ☎38-2086

復興へ

芦屋市災害対策本部・震災復興本部

連絡先 ☎0797-38-2099

今回は6月10日に発行します。

1. 大阪府下の応急仮設住宅と公営住宅空き家の入居再募集

入居資格 芦屋市民で、震災により住宅が全・半壊（焼）し、自らの資力で住宅を得ることができないかた。また、第1次～第3次までに応募して未当選のかたも、今回の住宅を希望される場合は、再度申し込んでください。

*受け付け順で希望のところへあつせんします。

*入居開始は、6月初旬の予定です。

受付期間 6月1日（木）から当分の間（土・日曜日を除く）

午前10時～12時、午後1時～5時

受付場所 芦屋市災害対策本部・仮設住宅管理班（若葉町1-2下水処理場敷地内）

必要な物 印鑑（認印可）、り災証明書（調査済のもの、写しでも可）

住宅の種類と個数

- ① 大阪府下の応急仮設住宅 66戸（八尾市、泉佐野市、大阪市）
- ② 大阪市営住宅の空き家 41戸（大阪市内）
- ③ 住宅都市整備公団の空き家 70戸（大阪府下）
- ④ 堺市営住宅の空き家 47戸（堺市）

現地バス案内（八尾市志紀町・りんくうタウン仮設住宅）

- (1) 日 時：6月4日（日）午前9時30分集合
- (2) 集合場所：芦屋警察署西側道路（芦屋川沿い・公光橋北詰付近）
- (3) 定 員：50人（先着順で受け付け、昼食は用意します）
- (4) 申し込み：6月2日（金）までに仮設住宅管理班（☎0797-38-2079）へ

2. 市内応急仮設住宅の抽選について

芦屋市内の応急仮設住宅に、辞退による空き家ができましたので、第1次～第3次の募集にすでに応募しているかたで、未当選のかたを対象に抽選をします。結果は抽選場所に掲示します。

- (1) 日 時：5月29日（月）午前10時～
- (2) 場 所：公園緑地課維持係敷地内（若葉町1-2）
- (3) 当選戸数：若干数

問い合わせ 芦屋市災害対策本部仮設住宅管理班 ☎0797-38-2079

3. 災害援護金・義援金の第1次配分が終了します

住家が全壊または半壊したかたを対象にした災害援護金・義援金の第1次配分は、6月23日（金）で終了します。

まだ受け取っていないかたは、至急手続きをしてください。

なお、お支払い方法は全て口座振込となっていますので、口座番号の確認のため、預金通帳の写しをご持参ください。

問い合わせ 芦屋市保健福祉部総務課 ☎0797-38-2041

4. 平成7年度市税の納期変更について

阪神・淡路大震災により、平成7年度の市税の納期を下記のとおり変更します。

税 目	対 象 期 別	変更後の納期（変更前）	
軽自動車税		平成7年 6月（ 5月）	
固定資産税 都市計画税	第1期分	平成7年 7月（ 4月）	
	第2期分	// 9月（ 7月）	
	第3期分	平成8年 1月（12月）	
	第4期分	// 3月（ 2月）	
市県民税 個人	（普通徴収）	第1期分	平成7年 8月（ 6月）
		第2期分	// 10月（ 8月）
		第3期分	// 12月（10月）
		第4期分	平成8年 2月（ 1月）
	（特別徴収）	平成7年8月～ 平成8年5月分	各月の翌月10日

注 市県民税の特別徴収を除く各税目の納期限（口座振替日）は、各納期の末日（12月は25日）です。なお、納期の末日が土曜日、日曜日および休日にあたる場合は、その翌日が納期限となります。

問い合わせ 芦屋市税務管理課税制係 ☎0797-38-2015

5. 特別土地保有税の申告納付期限の延長について

固定資産税・都市計画税の納期の変更に伴い、平成7年度の特別土地保有税の保有分の申告および納付期限（平成7年5月31日）を平成7年7月31日まで延長します。

問い合わせ 芦屋市課税課固定資産税係 ☎0797-38-2017

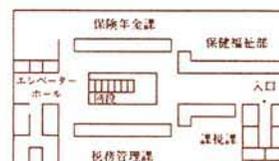
6. 固定資産課税台帳の縦覧について

期 間：6月1日（木）～6月20日（火）

時 間：午前9時～午後5時15分（土曜日・日曜日は除く）

場 所：市役所南館1階課税課南相談室（右図のとおり）

問い合わせ 芦屋市課税課固定資産税係 ☎0797-38-2017



7. 高齢者バス運賃割引証の切り替え

現行割引証(水色)は、6月30日が有効期限です。7月1日からは新しい割引証(クリーム色)しか使用できませんので、下記のとおり切り替えを行ってください。

対象者：満70歳以上の市民
引替期間：6月19日(月)～30日(金) 土、日曜日は除く
時間：午前9時～午後5時15分
有効期間：平成10年3月31日までの3年間
引替場所：◇市役所高齢福祉課窓口
◇「ラリーブ」の市民サービスコーナー
◇芦屋浜市民サービスコーナー のいずれか

7月1日以降は市役所高齢福祉課窓口のみとなります。

利用範囲：① 阪急バスの市内運行全区間 ② 有馬、苦楽園方面への往復
使用方法：下車の際に、割引証を提示し、運賃の半額をお支払いください。
その他：平成7年度中に満70歳をお迎えのかたは、誕生日に健康保険証など身分を証明できるものをお持ちください。高齢福祉課窓口で発行します。

問い合わせ 芦屋市高齢福祉課 ☎0797-38-2044

8. 国民年金保険料の納付・免除申請について

国民年金保険料は毎月、末日が納期限となっています。納付には便利な口座振替をご利用ください。

次の理由により納付が困難な場合は、申請により平成8年3月まで免除を受けることができます。(任意加入者は除きます。)

- ① 病気で働けなくなったり、経済的な理由により、どうしても保険料を納めることが困難な場合(所得等について制限があります。)
- ② 震災により被災されたかたで保険料を納めることが困難な場合

申請手続きには、年金手帳と印鑑(学生のかたは学生証)が必要です。

免除期間は年金受給資格期間としてはすべて算入されますが、老齢基礎年金の金額を計算するときには3分の1となります。

また免除を受けた期間分について、あとで納めることもできます。

問い合わせ 芦屋市保険年金課年金係 ☎0797-38-2036

9. 高齢任意加入の特例と第3号被保険者の特例届出について

●高齢任意加入の特例

現在は65歳までしか加入できませんが、65歳まで加入しても、なお受給資格期間を満たせないかたのために、70歳まで任意に加入できる制度がもうけられました。(ただし対象者は、昭和30年4月1日以前生まれのかたに限りです。)

●第3号被保険者の特例届出

昭和61年4月から設けられた第3号被保険者(厚生年金等に加入している第2号被保険者に扶養されている配偶者)の該当届出をした場合、2年間はさかのぼって被保険者期間に算入されますが、それ以前は算入されず、3号未納期間として扱われることになっています。

今回、第3号被保険者としての未届出期間に対する特例届出制度が新たにもうけられました。平成7年4月から平成9年3月までに届出をすれば、保険料納付済期間として扱われます。

6月上旬頃、西宮社会保険事務所から3号未納期間のあるかたに届出書が送られますので、それにより手続きをしてください。また届出もれのかたは、直接市の保険年金課年金係で手続きをしてください。

問い合わせ 芦屋市保険年金課年金係 ☎0797-38-2036

10. 民間宅地被災擁壁の道路災害復旧事業について

今回の震災により被害を受けた民間宅地擁壁のうち、下記の条件を満たす場合に限り、道路災害復旧事業として、市で施工する場合があります。(被災の程度により判断されます。)

- ① 被災擁壁が道路幅員2m以上の認定指導に接していること。
- ② 擁壁の高さが道路面から概ね1.5m以上あること。
- ③ 擁壁が崩壊して道路保全上復旧が必要と認められること。
- ④ 復旧に際して、家屋、庭木、工作物等、支障物件の撤去または、移設を個人で対応していただけること。
- ⑤ 復旧後は、擁壁敷地を道路敷として寄附していただけること。

なお、復旧工法は、ブロック積みか石積擁壁とし、道路に接する高さが概ね1.5m以上の擁壁部分が復旧範囲となります。

申込期限は、平成7年6月9日までです。

問い合わせ 芦屋市建設部道路課 ☎0797-38-2062

11. 集会所の開所

次の3集会所を6月1日(木)から開所します。なお、利用の申し込みは、直接各集会所へお願いします。

- 浜風集会所(☎0797-38-0960)
- 潮見集会所(☎0797-32-4359)
- 奥池集会所(☎0797-32-0763)

その他の集会所は、6月15日(木)から開所の予定です。

12. ASHIYA生活情報センターからのお知らせ

電話での生活関連情報のお問い合わせに対し、情報センターのパソコンに登録されている情報をお伝えしています。5月29日(月)より電話受付を月・水・金曜日の午前10時から午後5時に変更します。

問い合わせ ASHIYA生活情報センター
☎0797-31-6979 FAX 0797-31-9905

13. 芦屋総合住宅相談所からのお知らせ

芦屋市長・芦屋市議会議員・兵庫県議会議員選挙の投票所設営のため、6月10日(土)は、相談業務を休ませていただきます。また、6月から、相談曜日・時間が一部変更し、下記のようになります。

相談項目	相談内容	相談員	相談曜日	
一般相談	県・市の融資などの施策紹介、賃貸住宅情報	嘱託相談員	月～土	
専門相談	税	税に関するもの	税理士	月・木
	法律	借地借家等の法律相談	弁護士	火・金
	建築技術	一戸建て住宅の建設、補修相談	建築士	火・金
	融資	住宅金融公庫の融資に関すること	金融公庫職員	水

相談時間：午前10時～午後5時(日・祝日を除く)ただし、税・法律・建築技術相談は、午後1時～4時

※法律相談については、毎週月曜日の午前10時から電話予約の受付をしています。

問い合わせ 芦屋総合住宅相談所
(芦屋国際ローンテニスクラブ内) ☎0797-31-6927

14. 雇用保険法の改正について

4月1日から高齢雇用継続給付および育児休業給付の制度ができました。受給資格確認関係手続きのうち、

- ① 高齢雇用継続給付については、60歳に達した日の翌日から10日以内
- ② 育児休業給付については、育児休業開始の翌日から10日以内 に、提出することとなっています。

ただし、平成7年度に限り、6月1日から受け付けを開始します。

4月1日時点で、すでに60歳に到達している被保険者(経過措置対象者)は、7月31日までに手続きをしてください。

問い合わせ 西宮公共職業安定所 ☎0798-71-3721

15. 震災遺児激励金の支給について

震災による遺児に対して、激励金を支給しています。

対象：0歳～20歳(ただし大学生は22歳まで)

支給額：1人 15万円

問い合わせ あしなが育英会神戸事務所
神戸市東灘区御影石町3-12-20プラザ御影1階
☎078-843-4955

16. 「応援する市民の会」からのお知らせ

- ボランティアの受け入れは5月14日で終了しました。
- 上宮川文化センター横の敷地を借りて運営していた「移動風呂」は5月31日で終了します。
- 中古自転車約40台を希望者に無料で差し上げます。(先着順)

希望者は、5月27日(土)から電話で申し込みください。(午前10時～午後5時)

※原則として事務所(上宮川町)まで取りに来れるかた
申し込み 「応援する市民の会」 ☎0797-32-1306

17. 第3回リサイクルバザール

日時：5月28日(日)午前11時～午後3時(雨天決行)

会場：ラポルテ広場(JR芦屋駅北側ペDESTリアンデッキ)

内容：生活用品持ち寄りチャリティーバザー、リサイクル情報コーナー等
売上金は、義援金とします。

問い合わせ アースデーinあしや ☎0797-23-1151

18. おたよりをかこう！

日時：5月28日(日)午後1時30分から

場所：芦屋(松浜)公園(カナディアンテント前)

内容：チルドレンズサポーターズクラブ「WITH遊」と一緒に手紙を書きます。

持ってくるもの：筆記用具、手紙を送りたい人の住所

問い合わせ 兵庫県(芦屋)救護対策現地本部 ☎0797-31-4263

復興へ

芦屋市災害対策本部・震災復興本部
連絡先 ☎0797-38-2099

次回は6月24日(土)に発行します。

1. 芦屋市災害復興住宅特別融資（個人向け）

申し込み資格

- (1) 阪神大震災により被災されたかたで、芦屋市内に自ら住むための住宅を、建設・購入または改良（増築、改築、修繕工事）するかた。
- (2) 市県民税・固定資産税（納税義務のある人）を完納しているかた。
- (3) 取扱金融機関の定める融資条件に適合するかた。
- (4) 最終償還時の年齢が満75歳未満のかたで、申込み時に金融機関の指定する生命保険に加入できるかた。ただし、金融機関により取り扱いに差があります。

融資限度額および償還期間、融資利率等

	融資限度額	償還期間	利率	返済方法	備 考
新築住宅を購入する人	1500万円以内	25年以内	3.8%	元金3年間据置	・借入額600万円以下に対する保証料は市負担 ・それ以上については自己負担
中古住宅を購入する人	1000万円以内	20年以内	3.8%	元金3年間据置	同 上
住宅を改良する人	600万円以内	10年以内	2.5%	元金1年間据置	・保証料全額市負担

注：融資額は、100万円以上融資限度額以内。

ただし、総借入額は評価額の80%以内が限度となり、10万円未満は切り捨てとなります。

また、償還月額によっても限度額の制限があります。

注：償還期間中は固定金利です。ただし、利率は情勢の変化があった場合は変更することがあります。

金融機関の融資条件

- (1) 返済方法 元利均等月賦償還（ボーナス併用可）
- (2) 償還月額 年間収入額の40%以内×12分の1。
ただし、年収400万円以下の場合は25%～35%以内となります。
- (3) 融資実行時期 原則として、抵当権設定登記がすべて完了した後。
- (4) 担保 該当物件（土地を含む）に抵当権を設定します。
- (5) 保証 指定する保証会社の保証が必要です。
- (6) 火災保険 指定する保険に加入していただきます。（質権を設定します）
- (7) 生命保険 指定する保険に加入していただきます。

取扱金融機関

市内に支店・出張所を有する金融機関および兵庫労働金庫神戸東支店（郵便局を除く）

受付期間：平成9年3月31日まで

受付時間：月曜日～金曜日 午前9時～12時、午後1時～5時

申し込み：芦屋市建設部住宅課

問い合わせ 芦屋市建設部住宅課 若葉町1-2（下水処理場内）☎0797-38-2061

2. 市内応急仮設住宅の抽選について

芦屋市内の応急仮設住宅に、辞退による空き家がありましたので、第1次～第3次の募集にすでに応募しているかたで、未当選のかたを対象に抽選をします。なお、結果は抽選場所に掲示します。

日 時：6月15日（木）午前10時～

場 所：公園緑地課維持係敷地内（若葉町1-2）

当選戸数：若干数（今回は、単身世帯の抽選はありません。）

問い合わせ 芦屋市災害対策本部仮設住宅管理班 ☎0797-38-2079

3. 大阪府の分譲住宅の一時賃貸利用のあっせん

このたびの震災で被災し、住宅確保に困っているかたは、大阪府の分譲住宅を一時的に賃貸で利用することができます。

この分譲住宅は、自宅や集合住宅を建て替えるまでの間などに利用できます。

物 件：73m²～175m²（大阪府貝塚市二色の浜・南海電車「なんば」から30分、「貝塚」からバス5分）

賃 料：73,470円～185,740円（管理費含む、敷金なし）

賃貸期間：7月から2年間

問い合わせ 芦屋市災害対策本部仮設住宅管理班 ☎0797-38-2079

4. 仮設住宅管理班からのお知らせ

市では、仮設住宅に入居しているかたのプライバシー保護のため、入居先の問い合わせにはお答えしていませんのでご了承ください。（ただし、身内のかたで、身分を明らかにする物を提示していただいた場合は除きます。）

問い合わせ 芦屋市災害対策本部仮設住宅管理班 ☎0797-38-2079

5. 災害援護金・義援金の第1次配分が終了します

住家が全壊または半壊したかたを対象にした災害援護金・義援金の第1次配分は、6月23日（金）で終了します。

まだ受け取っていないかたは、至急手続きをしてください。

なお、お支払い方法は全て口座振込となっていますので、口座番号の確認のため、預金通帳の写しをご持参ください。

問い合わせ 芦屋市保健福祉部総務課 ☎0797-38-2041

6. 被災証明書の発行を終了します

「被災証明書」の発行は6月30日(金)で終わります。なお、関係先に「被災証明書」を提出するときは、コピーをご利用ください。

問い合わせ 芦屋市保健福祉部総務課 ☎0797-38-2041

7. 平成7年度市税の納税通知書等の送付時期について

地震災害情報紙「復興へ」第41号でお知らせした阪神・淡路大震災による平成7年度市税の納期変更に伴い、各税の納税通知書等の送付時期は次のとおりとなります。

税目	期別	納期限	納税通知時期
固定資産税 都市計画税	第1期分	平成7年 7月31日	納税通知書を 7月上旬に発送します
	第2期分	// 9月30日	
	第3期分	平成8年 1月31日	
	第4期分	// 3月31日	
個人市県民税 (普通徴収)	第1期分	平成7年 8月31日	納税通知書を 8月中旬に発送します
	第2期分	// 10月31日	
	第3期分	// 12月25日	
	第4期分	平成8年 2月28日	

●個人市県民税の特別徴収については、税額通知書を7月中旬に勤務先の会社、事業所に送付し、8月分の給与から徴収させていただきます。

●納期限が土曜日、日曜日および休日にあたる場合は、その翌日が納期限(口座振替の場合は振替日)になります。

問い合わせ 芦屋市課税課固定資産税係 ☎0797-38-2017

// 市民税係 ☎0797-38-2016

8. 震災に関する特別行政相談所の開設

近畿行政監察局および兵庫行政監察事務所の協力を得て、下記のとおり開設します。

期間：6月30日(金)まで(土・日曜日を除く毎日)

時間：午前10時～午後4時

場所：市役所南館地下1階玄関ホール

内容：震災に関する各種特例措置の説明等

問い合わせ 芦屋市市長室生活文化課 ☎0797-38-2007

9. 人権相談所の再開について

6月27日から次のとおり、再開します。

日時：6月27日(火)午後1時～4時

以後毎月第2・4火曜日午後1～4時(事前に予約が必要)

場所：上宮川文化センター 2階視聴覚室(上宮川町10-5)

相談員：人権擁護委員

申し込み 芦屋市人権推進課 ☎0797-38-2055

10. 呉川町仮設浴場の閉鎖について

呉川町(保健福祉総合センター建設予定地)の仮設浴場は、6月15日をもって閉鎖しますのでご了承ください。

問い合わせ 芦屋市災害対策部避難所管理班 ☎0797-38-2002

11. 市役所地下駐車場の再開について

震災以来、市役所駐車場の使用をお断りしていましたが、6月1日から平常どおり使用できるようになりました。

なお、駐車場スペースに限りがありますので、なるべく車での来庁は控えていただきますようお願いいたします。

また、市役所にご用のないかたの駐車は、固くお断りいたします。

問い合わせ 芦屋市総務部管財課 ☎0797-38-2013

12. 上宮川文化センターの一部再開について

7月1日から会議室などの使用を一部再開します。

受付日時：月曜日～金曜日 午前9時30分～午後4時30分

土曜日 午前9時30分～11時30分

(使用の1ヵ月前より受け付けます。なお、電話による申し込みはできません。)

休館日：日曜日、祝日、年末年始

※駐車場がありませんので、車での来館はご遠慮ください。

問い合わせ 上宮川文化センター ☎0797-22-9229

13. ノーマイカーデーにご協力を

震災以後、慢性的な交通渋滞が発生しています。

マイカー通勤や業務用車両の持ち帰りの自粛に、ご協力をお願いします。

この取り組みは、阪神地域ノーマイカーデー推進連絡会で協力して進めています。

問い合わせ 芦屋市環境部環境保全課 ☎0797-38-2051

14. こどもエコクラブに参加しよう!

環境庁と日本環境協会では、「こどもエコクラブ」を発足させ、6月1日から会員を募集しています。

対象：小・中学生の数人～20人程度のグループ

活動期間：7月から来年3月まで

申込方法：必要事項を登録用紙に記入し、環境保全課に提出

問い合わせ 芦屋市環境部環境保全課 ☎0797-38-2051

15. ねこの引き取り

日時：6月21日(水) 午前10時～10時30分

場所：市役所南館玄関横

費用：生後91日以上のねこは、1匹につき1700円

生後90日以下のねこは、10匹までごと1700円

ただし、飼い主のない拾得ねこは無料

問い合わせ 芦屋市環境部総務課 ☎0797-38-2050

16. 納税猶予申請のご案内

阪神・淡路大震災で被災し、納税が困難な場合は、申請書の提出により納税猶予が受けられます。なお、猶予期間中の延滞税はかかりません。

問い合わせ 芦屋市税務署 ☎0797-31-2131

17. 被災高齢者の「元気回復 ふれあいの集い」

阪神・淡路大震災で被災された高齢者のかたに元気を取り戻していただくため、芦老連が中心となり、「虹の会」の皆さんのご協力を得て、懐かしい「ふれあいの集い」を開催します。

日時：6月18日(日) 午後2時～午後3時30分

場所：精道小学校 講堂

内容：懐かしい歌、心にしみる歌：並木 路子、歌川 二三子

講談：旭堂 南鱗

入場料：無料

問い合わせ 芦屋市老年福祉課 ☎0797-38-2044

18. 「はんしん自立の家」阪神・淡路大震災激励支援講演会

一日も早い復興を願って、瀬戸内寂聴さんが講演します。

日時：7月2日(日) 午後2時～

会場：「はんしん自立の家」(宝塚市美幸町11-16) 1階ビロティエ

対象：阪神間・神戸の市民300人

参加費：無料(当日会場で被災障害児のための募金にご協力願います)

申し込み：電話またはハガキで「はんしん自立の家」へ

問い合わせ はんしん自立の家 宝塚市美幸町11-16

☎0797-73-7213

19. フリーマーケット&陶器市

日時：6月18日(日) 午前11時～午後3時 雨天のとき24日(土)

場所：ラポルテ・ペDESTリアンデッキ (JR芦屋駅北側)

内容：常滑焼きの食器、日用雑貨など約20店が出品

問い合わせ 芦屋市商工会婦人部 ☎0797-23-2071

お詫びと訂正

地震災害情報紙「復興へ」第41号でお知らせした、「震災遺児激励金支給」の記事のなかで、あしなが育英会神戸事務所の電話番号に誤りがありました。

正しい電話番号は、次のとおりです ☎078-843-4955

訂正し、お詫び申し上げます。

復興へ

芦屋市災害対策本部・震災復興本部
連絡先 ☎0797-38-2099

次回は7月8日（土）に発行します。

1. 「芦屋市優良建築物等整備事業」の実施について

災害に強い快適な市街地環境の整備や、優良な建築物の建築を促進し、早期に震災復興が行われるよう、一定条件を満たすマンションの建て替えや、敷地を共同化して建物を建てる場合等に、調査設計計画費、建築物除却等費や建物整備費の一部を補助する「芦屋市優良建築物等整備事業」を実施します。

〔補助の対象となる事業〕

- ① マンション建替タイプ
10人以上の区分所有者が老朽化（被災により建物に機能の低下を生じている場合を含みます）したマンションを建て替える場合
- ② 共同化タイプ
2人以上の地権者が敷地を共同化して建物を建てる場合
- ③ 市街地環境形成タイプ
建築協定、地区計画等に従って建物を建てる場合

問い合わせ 芦屋市都市整備課 ☎0797-38-2078

2. 大阪府下の応急仮設住宅（八尾市志紀町）現地バス案内

日 時：6月28日（水）午後1時集合

集合場所：芦屋警察署西側道路（芦屋川沿い・公光橋北詰付近）

定 員：若干名（先着順で受け付け）

申し込み：6月27日（火）午前中までに下記へ

問い合わせ 芦屋市災害対策本部仮設住宅管理班 ☎0797-38-2079

3. 市内応急仮設住宅の抽選

芦屋市内の応急仮設住宅に、辞退による空き家ができましたので、第1次～第3次の募集にすでに応募しているかたで、未当選のかたを対象に抽選をします。結果は、抽選場所に掲示します。

日 時：6月27日（火）午前10時～

場 所：公園緑地課維持係敷地内（若葉町1-2）

当選戸数：若干数

問い合わせ 芦屋市災害対策本部仮設住宅管理班 ☎0797-38-2079

4. 固定資産税等の震災減免（土地の被害で特例）

従来の減免基準（被害割合が2割以上のとき対象）によるもののほか、震災による街路、交通、都市施設等の状況の変化や液状化現象により、土地の使用収益が低下していること等を考慮し、土地に係る固定資産税・都市計画税を減免するものです。

- 対象の土地 全宅地（比準）評価地目（従来の基準に該当するものを除く）
- 減免割合 都市計画道路防潮堤線以北の地域（旧市街地域）10%
都市計画道路防潮堤線以南の地域（芦屋浜地域）15%
- 対象年度 平成7年度（芦屋浜等の地域で液状化現象による被害に係る減免については、平成6年度第4期分も15%の減免対象）
- 減免申請 不要（芦屋浜以外の地域で液状化現象による被害に係る減免については、申請が必要）

問い合わせ 芦屋市課税課固定資産税係 ☎0797-38-2017

5. 家屋等の解体撤去についてのお知らせ

●倒壊家屋等の解体・撤去工事を次のとおり施工しています。

(1) 市施工分

木造などの低層の建物の解体・撤去工事は、7月末を目標に施工しており、その後、引き続きマンション等の中・高層建物の解体・撤去工事を行い、平成7年度末をもって終了の予定です。現在、マンション等の中・高層建物の解体・撤去工事の申し込みをまだ済ませていないかたは、至急申し込みをしてください。

(2) 自主解体分

倒壊家屋等の自主解体の申し込み締め切りは7月末ですので、まだのかたは、至急申し込みをしてください。

●家屋解体処理単価を次のとおり引き下げます。

鉄筋（RC）の床面積1平方メートル当たりの単価を21,000円から19,000円に引き下げます。木造・鉄骨の単価は、据え置きします。

この措置は、交通機関の復旧や物流機能の改善により、運搬コストがさがったことによるもので、新しい単価は7月1日の申し込み分からの適用になります。

問い合わせ 芦屋市災害対策本部家屋解体撤去班

☎0797-31-2121

（総務係 内線4301、指導係 内線4291、調査係 内線4281）

6. 西部地区現地相談所の開設

西部地区土地区画整理事業についての質問や相談をお受けします。

日 時：6月29日(木) 午後1時～4時
以後毎週火曜日と木曜日の午後1時～4時

場 所：前田集会所(前田町9-11)
※7月下旬からは、津知公園に場所を移して開設する予定ですので、そのときは、あらためてお知らせします。
問い合わせ 芦屋市都市整備課 ☎0797-38-2077

7. り災証明書の発行を終了します

「り災証明書」の発行は6月30日(金)で終わります。なお、関係先に「り災証明書」を提出するときは、コピーをご利用ください。

問い合わせ 芦屋市保健福祉部総務課 ☎0797-38-2041

8. 芦屋総合住宅相談所からのお知らせ

7月から、相談項目・曜日・時間を一部変更し下記のとおりとします。

相談項目	相談内容	相談員	相談実施日
一般相談	住宅金融公庫、県・市の融資などの施策紹介 賃貸住宅情報	相談所職員	月～土
専門相談	税	税理士	月・木
	法律	弁護士	火・金
	建築技術	建築士	火・金

相談時間：午前10時～午後5時(日・祝日を除く)

ただし、税・法律・建築技術相談は、午後1時～4時
※法律相談については、毎週月曜日の午前10時から電話予約の受付をしています。

※7月4日(火)の建築技術相談は、都合により7月5日(水)に変更します。

問い合わせ 芦屋総合住宅相談所
(芦屋国際ローンテニスクラブ内)
☎0797-31-6927

9. 老人福祉会館・福祉会館の再開

震災のため閉館していましたが、7月1日から再開しますので、ご利用ください。

開館時間：月曜日～土曜日 午前9時～午後5時

休館日：日・祝日(当分の間)

問い合わせ 芦屋市社会福祉協議会事務局 ☎0797-32-7530

10. 仮設住宅居住者用歯科診療所の開設

診療日・時間：火曜日 午前9時～正午
木・土曜日 午後2時～5時

場 所：芦屋市高浜町10番 仮設住宅入口の歯科診療車

そ の 他：健康保険証をご持参ください

問い合わせ 芦屋市歯科医師会 ☎0797-23-6471

11. 兵庫県雇用維持奨励金制度

阪神大震災により、事業活動の縮小を余儀なくされた事業主のかたが、労働者の雇用維持を図った場合に、休業手当などの資金負担額の一部を助成します。

対象事業主：(1)被災地内に事業所がある事業主
(2)被災地域の事業所から業務の委託を受けている
下請事業主

支給対象期間：平成7年4月1日から平成8年3月31日まで

問い合わせ 兵庫県阪神県民局労政課 ☎06-481-7641

12. 湖南開発事業団の宅地分譲

名 称：衣笠の里

所在地：滋賀県守山市播磨田町(JR守山駅からバス15分)

分譲概要

(1)分譲区画数 51区画
(2)価格帯(予定) 2,700万円台～5,200万円台
(3)土地の規模 172m²(約52坪)～331m²(約100坪)

募集方法

(1)一般分譲(公募)
(2)兵庫県南部地震り災者向け優先分譲(公募)

募集期間：平成7年10月(予定)

問い合わせ 湖南開発事業団(守山市役所内)
☎0775-82-1160

13. 被災者対象の「一日ハローワーク」

この度の震災で被災されたかたを対象に、下記のとおり、職業相談を行います。

日 時：7月13日(木) 午前10時～午後3時

場 所：芦屋市役所分庁舎2階・大会議室

展示求人：大阪・梅田周辺事業所500件

西宮・芦屋市内事業所100件

問い合わせ 梅田公共職業安定所 ☎06-367-0991

西宮公共職業安定所 ☎0798-71-3721

14. 年金住宅震災相談室の開設

年金住宅融資を利用しているかたに対し、年金住宅融資の返済の猶予や融資制度について、相談を受け付けています。

融資相談を毎日(土・日・祝日も開設)受け付けているほか、法律相談、建築相談、税務相談を週2～3回受け付けています。(法律、建築、税務相談は予約制)

問い合わせ (社)全国年金住宅融資法人会 ☎078-333-0721

15. 第4回リサイクルバザール

日 時：6月25日(日) 午前11時～午後3時 (雨天決行)

会 場：ラポルテ広場(JR芦屋駅北側ベデストリアンデッキ)

内 容：生活用品持ち寄りチャリティーバザー、リサイクル情報コーナー等

当日午前中にバザー用品の提供をお願いします。

売上金は、義援金とします。

問い合わせ アースデーinあしや ☎0797-23-1151

16. 森林体験キャンプ

日 程：7月17日(月)～7月20日(木) 3泊4日

場 所：YMCA呼子高原センター・キャンプ場

定 員：阪神大震災で被災された中高年のかた
20人(概ね50歳以上のかた)

参加費：一人 3,000円

申し込み：電話かFAXで西宮YMCAへ(先着順)

問い合わせ 西宮YMCA ☎0798-35-5987

FAX0798-23-6170

17. みんなで遊ぼう!

日 時：6月25日(日) 午後1時30分～ 雨天中止

場 所：芦屋(松浜)公園北端

内 容：レクリエーション、ゲーム

問い合わせ 芦屋市ボランティア委員会 ☎0797-22-7040

復興へ

芦屋市災害対策本部・震災復興本部
連絡先 ☎0797-38-2099

次回は7月22日(土)に発行します。

1. 被災児童・生徒に対する教育助成金の支給

阪神・淡路大震災で被災した児童・生徒の保護者に、兵庫県南部地震災害義援金募集委員会から、義援金（被災児童・生徒教育助成金）が支給されます。

1 支給対象者

次の(1)②のいずれにも該当していること。

(1)震災により住家が全壊（全焼）、半壊（半焼）していること。

(2)下記のいずれかに該当すること。

（教科書購入費助成）

①現に高等学校に在学しているかたで、震災により学校において授業料の減免等を受けているかた。

（新入生助成）

②平成7年度に高等学校の第1学年に新入生として入学したかたで、震災により学校において授業料の減免等を受けているかた。

③平成7年度に小・中学校の第1学年に新入生として入学したかた。

④平成7年1月18日～3月31日に幼稚園、保育所に入園（所）したかた。

（ただし、平成7年度に幼稚園、小学校に入学したかたは除く。）

⑤平成7年度に幼稚園、保育所に入園（所）したかた。

2 支給額および対象児童・生徒

（高校生）

区 分	支給金額
教科書助成	2万円
新入生助成	5万円

（その他）

区 分	支給金額	
新入生助成	保育所	1万円
	幼稚園	1万円
	小学校	2万円
	中学校	5万円

3 支給手続

該当するかたは、申請書を現住所地の教育委員会、または市町の保育所担当課まで提出してください。なお、住所地が県外の場合は、被災地の教育委員会等へ提出してください。

4 申請書提出場所

教育委員会総務課（学校、幼稚園分）、市役所保健福祉部保育課（保育所分）

5 提出期限

平成7年7月20日（木）（市立幼稚園、学校、保育所では申請を6月30日に締め切りましたが、まだ提出していないかたは提出してください。）

問い合わせ 芦屋市教育委員会管理部総務課 ☎0797-38-2085

芦屋市保健福祉部保育課 ☎0797-38-2045

2. 震災に伴う日曜法律相談会の開催

この度の震災による借地・借家問題を含めた法律相談会を開催します。

今回の相談会では、相談者が相談担当弁護士に直接依頼が可能です。また、資力の乏しい被災者のため、民事裁判や調停で必要な弁護士費用の立て替えなど、（財）法律扶助協会・法務省・近畿弁護士会連合会の協力を得て行うものです。なお、立て替えた費用の返済が困難な場合は、免除、猶予される場合があります。

日 時：7月16日（日）午前10時～午後4時

場 所：芦屋市役所分庁舎2階・大会議室

相 談 料：無料（法律扶助援助、示談あっせん等の申し込みが予想されるかたは、り災証明書・印鑑を持参してください。また、事件の相手方の住所、連絡先を明らかにしておく必要があります。）

申し込み：当日、直接会場にお越しください。（車での来場はご遠慮ください。）

問い合わせ 芦屋市市長室生活文化課 ☎0797-38-2007

3. 震災によるトラブルの示談あっせんセンターの開設

この度の震災によって起こった法律上のトラブルでお困りのかたを対象に、弁護士があなたと相手方との間に入って速やかに、安い費用で話し合いによる解決（示談）を図ります。

また、双方に納得のいく解決案を提示（あっせん）します。

近畿弁護士会連合会の運営によるり災都市臨時示談あっせん仲裁センターを芦屋市生活文化課に開設しています。この手続きは、震災を原因として発生した法律上の紛争を、公平な第三者として弁護士が間に入って簡易、迅速、低廉に話し合いを行い、解決を図るものです。

受付方法：市や弁護士会館で実施する法律相談を受けていただくなかで、申し立てが相当か否かの判断をします。

手 数 料：申立手数料は無料です。成立手数料は、被災者については相談のうえ、減免が可能です。

問い合わせ 近畿弁護士会連合会り災都市臨時示談あっせん仲裁センター（大阪弁護士会館内） ☎06-364-1236

芦屋市市長室生活文化課 ☎0797-38-2007

4. 震災に関する特別行政相談所の開設期間延長

市では、近畿行政監察局および兵庫行政監察事務所の協力を得て、「震災に関する特別行政相談所」を開設していますが、期間延長し、引き続き相談を受け付けます。

期 間：当分の間、土曜・日曜日を除き毎日
午前10時から午後4時まで

場 所：市役所南館地下1階玄関ホール

相 談 員：2～3人（上記行政監察局・行政監察事務所職員）

相談内容：震災に関する各種特例措置の説明など

問い合わせ 芦屋市長室生活文化課 ☎0797-38-2007

5. 大阪府下の応急仮設住宅と公営住宅空き家の入居募集の締め切り

受付期間：7月14日（金）まで（土・日曜日を除く）

午前10時～12時、午後1時～5時

入居資格：芦屋市民で、震災により住宅が全・半壊（焼）し、自らの資力で住宅を得ることができないかた

*第1次～第3次までに応募して未当選のかたも、今回の住宅を希望される場合は、再度申し込んでください。

*受け付け順で希望のところにあっせんします。

*入居時期は、7月中の予定です。

受付場所：芦屋市災害対策本部・仮設住宅管理班
（若葉町1-2下水処理場内）

必要な物：印鑑、り災証明書（調査済のもの、写しでも可）

住宅の種類と戸数

①大阪府下の応急仮設住宅	29戸	（八尾市、泉佐野市）
②大阪市営住宅の空き家	10戸	（大阪市内）
③住宅都市整備公団の空き家	50戸	（大阪府下）
④堺市営住宅の空き家	47戸	（堺市）

問い合わせ 芦屋市災害対策本部仮設住宅管理班
☎0797-38-2079

6. よろず相談・お話し相手の出前サービス

仮設住宅にお住まいのお年寄り、住宅のことや家族のこと、体調のことあるいは経済的な心配ごとや福祉・保健のサービスのことなどいろいろ悩みがちなかたは、ご相談相手として、行政のベテランなどが伺います。下記にご一報ください。

問い合わせ 芦屋ハートフル福祉公社
☎0797-38-3122

7. ボランティアの募集

社会福祉協議会ボランティア活動センターでは、震災後、市民のかたをはじめ、市外からも多くのかたの応援を得て、ボランティア活動に取り組んできました。

今回、新たに仮設住宅やふれあいセンターを中心とした取り組みのため、市民のかたの参加をお待ちしています。

●仮設住宅やふれあいセンターでの活動（活動日などは相談）

●デイサービス利用者への入浴時の着脱介助（平日の午後、月に1～2回）

●障害児のリハビリ（活動日などは相談）

問い合わせ 芦屋市社会福祉協議会事務局 ☎0797-32-7530

8. 被災者対象の「一日ハローワーク」

この度の阪神・淡路大震災で被災されたかたを対象に、下記のとおり、職業相談を行います。

日 時：7月13日（木）午前10時～午後4時

会 場：芦屋市役所分庁舎2階・大会議室

展示求人：大阪・梅田周辺事業所約500件

西宮・芦屋市内事業所約100件

問い合わせ 梅田公共職業安定所 ☎06-367-0991

西宮公共職業安定所 ☎0798-71-3721

9. 合同就職面接会

日 時：7月20日（木）午後1時～3時

会 場：西宮市フレンドホール5階

職 種：建設・土木関係技術職、各種機械オペレーター等

問い合わせ 西宮公共職業安定所 ☎0798-71-3721

10. ねこの引き取り

日 時：7月19日（水）午前10時～10時30分

会 場：市役所南館玄関横

費 用：<生後91日以上のねこ>1匹につき1700円

<生後90日以下のねこ>10匹までごと1700円

ただし、飼い主のない拾得ねこは無料

問い合わせ 芦屋市環境部総務課 ☎0797-38-2050

11. 震災孤児への応援基金「君たちは一人じゃない。がんばれ芦屋っ子！」

「芦屋市商工会青年部」では、青年部員の各店舗で募金箱を設置し、阪神・淡路大震災でご両親を亡くした子どもたちに応援基金を行っています。

そこでこの度の震災により、1月31日までに両親を亡くした子どもたちからの連絡、またその知り合いのかたからの情報をお待ちしています。

問い合わせ 芦屋市商工会館青年部事務局（公光町4-28）
☎0797-23-2071

12. 夏休み大分ホームステイ&キャンプ

日 程：7月28日（金）～8月10日（木） ホームステイとその間に1泊のキャンプ

行 先：大分の各家庭、キャンプは久住高原で

定 員：100人（原則として先着順）

参加費：5000円

申し込み：7月15日（土）までにハガキ（FAX可）で。氏名・住所・電話番号・性別・年齢を記入のうえ下記へ

〒870 大分市桜ヶ丘8-2 出あいの村 大分里親協力会

「夏休み大分ホームステイ係」

☎0975-43-4445

FAX0975-44-3071

13. みんなで遊ぼう！

日 時：7月9日（日）午後1時30分～ 雨天中止

会 場：芦屋（松浜）公園北端（旧カナディアンテント前）

内 容：レクリエーション、ゲーム

問い合わせ 芦屋市ボランティア委員会 ☎0797-22-7040

14. 芦屋交響楽団アンサンブルポップスチャリティコンサート

日 時：7月23日（日）午後4時開演

会 場：ラ・モール芦屋 アトリウム

（JR芦屋駅山側東へ徒歩2分）

出 演：芦屋交響楽団

定 員：200人 入場無料（先着順）

問い合わせ 芦屋市文化振興財団 ☎0797-31-4962

15. コンサート 復興の街へ第4回公演「オルヴァルとその仲間たち」

日 時：8月10日（木）午後6時30分開演

会 場：伊丹アイフォニックホール

定 員：500人（多数のとき抽選）

参加費：無料

申し込み：7月20日（木）までに往復ハガキで。氏名（2人まで）

・住所・年齢・返信用宛名を記入のうえ下記へ

〒664 伊丹市宮ノ前1-3-30

伊丹アイフォニックホール

☎0727-80-2110

16. 講演会「床下調湿剤としての木炭利用—地震に強い家を建てるために—」

日 時：7月20日（木）午前10時～正午

会 場：上宮川文化センター3階ホール

講 師：「炭と環境社」野池政宏氏

参加費：300円

問い合わせ 芦屋のゴミを考える会 ☎0797-23-1151

復興へ

芦屋市災害対策本部・震災復興本部

連絡先 ☎0797-38-2099

次回は8月12日（土）に発行します。

1. 法律問題でお困りの震災被災者の皆さんへ

法律扶助協会と法務省、近畿弁護士会連合会は、阪神大震災の被災者に弁護士費用等を立て替える法律援助事業を行います。

援助対象：震災被災者の民事法律問題

援助内容：無料法律相談、示談、調停・訴訟（弁護士が無料で相談に応じます。問題を解決する弁護士を紹介し、費用を立て替えます。弁護士費用などは解決後に返済することになりますが、返済困難な場合は免除されます）

会 場：阪神法律援助センター（西宮市津門西口10-10 ☎0798-33-6060）

開設日時：土・日・祝日を除く毎日 午後1時～3時

問い合わせ 芦屋市生活文化課 ☎0797-38-2007

（財）法律扶助協会兵庫県支部 ☎078-341-9006

（財）法律扶助協会大阪支部 ☎06-364-1239

2. 8月7日からラポルテ市民サービスコーナーがラポルテに戻ります

ラポルテ市民サービスコーナーは、震災後「ラリーブ」で業務を行っていましたが、8月7日（月）から、ラポルテ本館3階（JR芦屋駅北側）の元の場所に戻ります。工事のため、2階正面からお入りください。

■業務内容（各種証明書の発行業務）

住民票の写し、住民票記載事項証明書、年金現況届、戸籍謄抄本、戸籍の附票、印鑑登録証明書、身分証明書、外国人登録済証明書

*ただし、印鑑の新規登録、住民異動届、戸籍の届出は、市役所の市民課（南館地下1階、☎0797-38-2030）でお願いします。

■業務時間：平日午前10時～午後5時15分（当分の間）

問い合わせ ラポルテ市民サービスコーナー ☎0797-31-3130

3. 西部地区現地相談所の移転

7月25日から、西部地区土地区画整理事業の現地相談所を前田集会所から津知公園に移転します。

津知公園での開設日および時間は、次のとおりです。

日 時 毎週火・木曜日（祝日は除く） 午前10時～12時、午後1時～3時

問い合わせ 芦屋市都市整備課 ☎0797-38-2077

4. 被災者向け賃貸住宅空家入居者特別募集

募 集 戸 数：兵庫県下の空家賃貸住宅 37団地 72区分 1,111戸

申 込 資 格：公団の申込基準によるほか、阪神・淡路大震災により自ら居住していた住宅が滅失などの理由により居住できなくなったかたで、現に住宅に困窮している被災者

（市などが発行する災証明書において、居住していた住宅が、全・半壊、全・半焼であることを証明できるかた）

優 先 枠 設 定：高齢者世帯、心身障害者世帯、母子世帯、多子世帯に対して、募集戸数の5割を配分します

申 込 方 法：公団所定の申込用紙に必要事項を記入し、郵送してください。

申込書は7月25日（火）から配布します。

申込書記布場所：7月25日（火）～8月10日（木）に、住宅・都市整備公園の梅田・神戸・なんば・京都の各案内所および千里・大阪・泉北・兵庫・京都・奈良の各営業所または、各市役所窓口で配布

申 込 期 間：7月25日（火）から8月10日（木）までの消印があり、8月15日（火）までに大阪中央郵便局に到着したものを有効として受け付けます。

抽 選 日 等：8月25日（金）午前10時～、住宅・都市整備公園関西支社住宅募集センターで公開抽選

入居予定時期：9月下旬以降

問い合わせ 住宅・都市整備公園関西支社住宅募集センター ☎06-346-3456

5. ボランティアの募集

社会福祉協議会ボランティア活動センターでは、仮設住宅でのボランティア活動に取り組んでいますが、今回日曜大工をしてくださるボランティアを募集します。

内 容：仮設住宅の郵便受けの付け替え（電動ドリル、ドライバー使用）

（若葉町の中央公園は、7月15日に実施しましたが、他の地域にも広げていくため、協力いただけるかたは、ご連絡ください。）

問い合わせ 芦屋市社会福祉協議会事務局 ☎0797-32-7530

6. 高齢者心の相談

高齢者のかたがたの心の相談（痴呆・うつ病・神経症等）を精神科医により行います。

日 時：8月7日（月）午後2時～4時

会 場：老人福祉会館（業平町8-5 市民センター別館1階）

問い合わせ 芦屋市社会福祉協議会事務局 ☎0797-32-7530

7. 阪神・淡路大震災の被災者を新たに雇用した事業主の皆さまへ

阪神・淡路大震災により被災されたかたを、平成7年4月1日から平成8年3月31日までの間に新たに常用労働者として雇用した事業主のかたに奨励金を支給します。支給額は、対象となる労働者1人あたり500,000円です。

雇用条件など一定の要件を満たすことが必要ですので、詳しくは下記にお問い合わせください。

問い合わせ 阪神県民局労政課 ☎06-481-7641

8. プール開放のお知らせ

各地域のコミスクとスポーツ振興センターにより、次のとおりプール開放を行います。

問い合わせは、(コ)は各コミスク主催で各地域の小学校へ。

(ス)はスポーツ振興センター主催で

☎0797-31-8439へ。

●実施期間 7月22日(土)～8月10日(木)

●実施場所と時間

場 所	開 放 日		開放時間
三条小学校 (☎0797-34-0501)	7月22日(土)～7月31日(月)	(コ)	午後1時～3時
	8月1日(火)～8月8日(火)	(ス)	午後1時～4時
市民プール	7月24日(月)～7月29日(土)	(コ)	午前10時～12時
	8月1日(火)～8月2日(水)	(コ)	午前10時～12時
潮見小学校 (☎0797-34-0721)	8月1日(火)～8月5日(土)	(コ)	午後1時～3時 または3時30分
宮川小学校 (☎0797-32-1112)	7月23日(日)～7月31日(月)	(ス)	午後1時～4時
	8月5日(土)、8月6日(日)		
	8月9日(水)、8月10日(木)		
打出浜小学校 (☎0797-23-4581)	7月24日(月)～7月28日(金)	(コ)	午前10時～12時
浜風小学校 (☎0797-23-4591)	7月22日(土)	(コ)	午前10時～12時
		(コ)	午後1時～3時
岩園小学校 (☎0797-32-1114)	～7月27日(木) 1・2年生と幼稚園児 3～6年生と幼稚園児	(コ)	午後1時30～2時30分
		(コ)	午後3時～4時
精道小学校 (☎0797-32-1111)	7月24日(月)～7月27日(木)	(ス)	午後1時～4時
	7月31日(月)～8月4日(金)		
	8月7日(月)～8月10日(木)		
山手小学校 (☎0797-32-1113)	7月24日(月)～7月25日(火)	(コ)	午前10時～午後3時

9. 子育てセンターからのお知らせ

「なかよし広場」の夏休み期間中(～8月31日(木))の開設時間と場所が変更になります。

精道幼稚園、小槌幼稚園、浜風幼稚園が、震災復旧工事の期間中使用できないため次のとおり変更して実施します。なお、開設幼稚園においても工事等の理由により臨時休業する場合がありますのでご注意ください。

変更日程

	変 更 後	変 更 前
開設時間	午前10時～12時	午後1時～3時
木 曜 日	山手幼稚園 伊勢幼稚園	小槌幼稚園 浜風幼稚園
土 曜 日	宮川幼稚園 岩園幼稚園(変更なし)	精道幼稚園 岩園幼稚園

問い合わせ 子育てセンター ☎0797-31-8006

10. テレマンチャリティーコンサート

日 時：7月26日(水) 午後6時開演

会 場：ラ・モール芦屋 アトリウム(JR芦屋駅山側東へ徒歩2分)

プログラム：バッハ/G線上のアリア、ヴィヴァルディ/「四季」より「夏」ほか

定 員：200人(先着順)

入場料：無料

問い合わせ 芦屋市文化振興財団 ☎0797-31-4962

11. チャリティー子供映画館「11ぴきのねことあほうどり」

日 時：8月4日(金) 午前10時30分開演

会 場：三田谷治療教育院ホール(JR芦屋駅南側東へ徒歩2分)

定 員：160人(先着順)

入場料：無料

問い合わせ 芦屋市文化振興財団 ☎0797-31-4962

12. 「地球交響曲(ガイアシンフォニー)第二番」の上映

日 時：8月15日(火) 正午・午後3時30分の2回

会 場：サロンモンテメール(JR芦屋駅モンテメール6階)

定 員：各回60人(申し込み多数の場合は抽選)

申込方法：往復ハガキに、希望時間・参加者全員の氏名を記入のうえ、下記へ郵送してください。1枚で3人まで申し込むことができます。

申し込み：8月5日(土)までに下記へ

芦屋市商工会婦人部ガイアシンフォニー係

〒659 芦屋市公光町4-28 ☎0797-23-2071

13. 夏のファミリー音楽会

小学校3年から6年生で編成される金管バンドと芦屋市吹奏楽団のジョイントコンサートです。

日 時：7月23日(日) 午前10時～11時30分

会 場：潮見小学校体育館

入場料：無料

曲 目：「魔女の宅急便」、「アメイジンググレイス」ほか

問い合わせ 潮見コミスク金管バンド(松本)

☎0797-32-5396

14. 手作り教室「もりもりアート」

新しいタイプの転写シールを、ガラスやプラスチックなどに貼り、スタンドグラス風に仕上げるオリジナルアートです。

日 時：7月30日(日) 午前11時～午後4時

会 場：芦屋アートスペースPaPiPuPePo(芦屋市東山町11-5)

費 用：無料

持ってくる物：食器、お皿等布以外の貼り付けるもの、鉛筆

申し込み 7月27日(木)までにPaPiPuPePo

(☎0797-23-5885)へ電話で予約

15. 第5回リサイクルバザール

日 時：7月30日(日) 午前11時～午後3時(雨天決行)

会 場：ラポルテ広場(JR芦屋駅北側ベデストリアンデッキ)

内 容：生活用品持ち寄りチャリティーバザー、リサイクル情報コーナー等

売上金は、義援金とします。

問い合わせ アースデーInあしや ☎0797-23-1151

16. 韓国朝鮮打楽器教室

日 時：9月17日～10月29日(毎週日曜日) 午前9時～12時

(8月26日(土)開講式、11月17日(金)発表会)

会 場：県立武庫高等学校

定 員：入門クラス(未経験者)、初級クラス(経験者)各25人

費 用：1,000円

申し込み：7月28日(金)から県立武庫高等学校

(☎0797-22-0341、FAX0797-31-5221、

受付時間午後3時～7時30分)へ。(先着順)

復興へ

平成7年8月12日（土）発行

46

芦屋市災害対策本部・震災復興本部

お問い合わせは各担当課へ

今回は8月26日（土）に発行します。

1. 住宅関係の義援金支給 (第2次義援金追加分一住宅助成一)

阪神・淡路大震災の被災者の生活の安定に必要な住宅の確保を容易にするため、次のとおりその費用の一部を助成します。ただし、新築、新規購入、増築、改築は支給の対象とはなりません。

- 申請期間：平成7年8月21日～平成10年3月31日
- 申請書の配布場所：平成7年9月末日まで…
奥池・朝日ヶ丘・翠ヶ丘・大原・前田・春日・茶屋・竹園・打出・西蔵・浜風・潮見の各集会所、芦屋浜サービスコーナー、ラポルテサービスコーナー、市役所南館受付
平成7年10月以降…市役所南館受付のみ
- 申請方法：郵送に限ります。同封の封筒をご利用ください
- 送付先：〒659芦屋市精道町7-6 芦屋市保健福祉部総務課課援係
- 交付方法：書類受け取り後、審査し、口座振込（銀行、信用金庫など）により交付します。（郵便局はお取扱いきません）

※当初、多数の申し込みが予想されますので、振込に相当時間がかかります。ご了承ください。
※承認のかたは、直接口座に振り込みますが、不承認のかたについては文書で通知します。

対象	震災により、住居が半壊（損）、全壊（損）した世帯（一部損壊は該当しません）で、主たる生計維持者（世帯で一番所得の多いかた）の前年分の総所得金額（注①）および山林所得金額の合計額が100万円を超えない世帯のうち、下記いずれかの区分に該当する場合（両方は申請できません）	
助成の区分	持ち家修繕助成（注②） 震災以前から住んでいた住宅（店舗は含まれません）（注③）の所得者が修繕し（注④）費用が200万円（消費税を含む）（注⑤）を超えた場合	民間賃貸住宅入居助成 民間賃貸住宅（公社、公園を含む）に入居した場合。（3ヵ月以上の契約が必要） 仮設住宅、市営・県営など公営住宅、社員寮、社宅、学生寮は対象となりません
提出書類	(1) 交付申請書（2部複写のうち、市提出用のみ提出） (2) 工事請負契約書（写）または工事見積書（写）。（修繕箇所の明示されたもの） (3) 工事代金領収書（写） (4) 申請者と同一名義の口座振込用預金通帳のコピー（銀行名・支店名・口座名義人・口座番号の記載のあるページ） (5) 身分証明書（運転免許証・健康保険証など公的機関の発行したもの） (6) 評価証明申請書（所有者確認用、同封しています） (7) 震災当日芦屋市に住民票のないかたは、平成7年1月17日現在の世帯員全員の住民票を提出してください (8) 芦屋市で市県民税が課税されていない場合は下表の課税証明書も提出してください	
交付額	30万円	
交付時期	修繕後	入居後

- 注① 給与収入のみの場合は、給与所得控除後の金額です。
 - 注② 新築・新規購入、増築・改築などは含まれません。
 - 注③ 法人、不動産業者所有の建物は含まれません。
住居と店舗が一体になっているものは含みます。
 - 注④ 持ち家の所有者が修繕しない場合、修繕したかたが所有者の直系血族および兄弟姉妹であれば、対象家屋の世帯主を支給対象者として申請できます。
 - 注⑤ 車庫、塀、門、納屋、倉庫などは含まれません。
マンションなど集合住宅の場合は、個人所有部分の修理額と、共有部分の修理額を戸数で割った金額を足して計算します。
- 問い合わせ 芦屋市保健福祉部総務課課援係 ☎0797-38-2041

2. 仮設物置の空屋募集

阪神・淡路大震災により被災された市民の家具等の一時保管場所として、仮設物置を設置していますが、若干空屋ができましたので、下記により追加募集します。希望者はお申し込みください。希望者多数の場合は抽選により決定し、抽選に外れたかたは待機者として登録します。

- 設置場所：芦屋市浜風町地先（南芦屋浜埋立地内）
- 募集個数：

タイプ	大きさ（幅×奥行×高さ）	外寸	募集個数	使用料（1月当たり）	
A	5.4m	2.4m	2.65m	若干	15,000円
B	2.0m	2.0m	2.2m	若干	5,000円

- (注) ・利用可能期間は平成8年3月31日までです。
- ・家具等の一時置き場以外の目的では使用できません。
- ・仮設物置場所への出入りの時間は、午前10時から午後4時までです。
- ・現地への出入りは4輪自動車ではできません。

●応募の方法および受付

- (1) 応募資格：阪神・淡路大震災により、家屋が全壊または半壊の被害を受けた市民。（申し込みは1世帯1件。1次・2次募集ですすでに契約済みのかたは応募できません）
- (2) 受付期間：8月21日（月）午前10時～午後7時まで
- (3) 受付場所：芦屋市消防署東仮設庁舎 2階会議室
- (4) 応募方法：受付場所まで申請書を用意して遠方に避難しているかたは、代理のかたの申し込みも可能です
- (5) 必要な物：震災証明書（写しでも可）、印鑑

●抽選および当選者の発表

- (1) 日時：8月24日（木）午後1時から
- (2) 会場：芦屋市消防署東仮設庁舎 2階会議室
- (3) 発表：抽選後、市役所南館地下1階掲示板に当選番号を掲示しますのでご確認ください（個人への連絡はしません）

●契約、カギ渡し：8月30日（水）午前9時30分～午後7時 市役所管財課管財係

●使用開始：9月1日（金）から
問い合わせ 芦屋市総務部管財課 ☎0797-38-2013

3. 芦屋市国民健康保険料の減免

平成7年度芦屋市国民健康保険料の納額通知書は、8月14日（月）に発送予定です（過年度該当分については8月7日に発送しています）。阪神・淡路大震災により、住家に損害を受けた世帯は、平成7年度保険料の20～100%を減免します。該当する世帯には減免後の額を通知しますので申請の必要はありません。納額通知書の計算書にある「減免」欄の金額をご確認ください。ただし、次の場合は申請が必要ですので、納額通知書と印鑑、該当する事実を証明する書類をお持ちください。

- (1) 芦屋市内において、住民基本台帳または外国人登録原票に記載されている住所以外の場所にある住家が損害を受けたとき。
- (2) 芦屋市外で被災し、転入後に芦屋市の国民健康保険に加入したとき。
- (3) 震災により、世帯主が死亡・生活保護・障害者のいずれかの状態になったとき。

問い合わせ 芦屋市保険年金課係 ☎0797-38-2035

4. 老人保健法の一部負担金等の免除認定証交付申請 および医療費支給申請について

対象者：1月17日現在特定被災区域に居住していた老健受給者あるいは主たる生計維持者が、次のいずれかにより老人医療の一部負担金等の支払いが困難なかた

- ① 住家の全半壊、全半壊
- ② 死亡または重篤な傷病
- ③ 事業または業務の休業止、失業などにより著しい収入の減少等以上該当されるかたで、手続きがまだのかたは、窓口まで申請にお越しください。

持参する物：① 健康保険証 ② 老健受給者証 ③ 認印

なお、上記のかたで、震災以降老人医療一部負担金（通院：3月まで月1,000円、4月以降月1,010円、入院1日700円）、入院時の食事療養に係る標準負担額（一般：600円、ただし、平成7年5月31日までの入院に限る）、指定老人訪問看護に係る基本料（1回250円）を医療機関等で、すでに支払われているかたは、④ 領収証 ⑤ 銀行振込口座のわかるもの、を持参のうえ「阪神・淡路大震災医療費等支給申請」をあわせて手続きしてください。

問い合わせ 芦屋市保険年金課医療助成係 ☎0797-38-2037

5. 震災減免に伴う市税等の還付時期について

震災減免に伴う市税等の還付時期が、当初の予定より遅れましたことをお詫びいたします。まだ還付できていない分の還付時期は、次の予定になっていますのでご了承ください。

税目	期別等	還付時期
市県民税（特別徴収）	平成7年1～3月分（異動処理等を要するもの）	9月上旬～10月下旬
	平成7年4～5月分	

- 注(1) 特別徴収…給与から天引きにより納めているかた
- (2) 異動処理…退職、転勤等に伴う処理

なお、本紙43号でお知らせしました芦屋浜地域等で液状化現象による土地の被害に伴う固定資産税・都市計画税平成6年度第4期分と、被害程度の判定変更による追加の減免に伴う市税等の運付につきましても、並行して事務を進めています。また相当の期間を要しますので、併せてご了承くださいませようお願いします。

問い合わせ 芦屋市税務管理課税制係 ☎0797-38-2015

6. 中央地区現地相談所の開設

中央地区土地区画整理事業についての質問や相談をお受けします。

日時：8月14日(月)～19日(土) 午後1時～4時

会場：中央地区集会所(大樹町3-20)

問い合わせ 芦屋市都市整備課 ☎0797-38-7973

7. 芦屋市災害復興住宅特別融資(個人向け)の利率の変更

新築住宅を建設または購入するか、中古住宅を購入するかに対する融資利率を、8月11日から3.3%に引き下げました。(住宅を修繕するかに対する融資の利率は従来どおり2.5%です)

問い合わせ 芦屋市建設部住宅課 ☎0797-38-2061

8. 市民課の証明手数料について

阪神・淡路大震災後、2月10日より市民課窓口で発行する各種証明書の交付手数料を、震災関係の手続きに必要な場合は、無料扱いとしてきましたが、9月1日(金)以降は、芦屋市に提出する証明書に限って無料とします。この場合、担当課の証明が必要です。

問い合わせ 芦屋市市民部市民課 ☎0797-38-2030

9. 特別行政相談所の窓口一時休止について

近畿管区行政監察局および兵庫行政監察事務所の協力を得て、6月1日から市役所で開設してあった特別行政相談所は、8月11日(金)をもって窓口を一時休止しました。

9月から再開する予定ですが、詳細は、次号(8月26日号)でお知らせします。

問い合わせ 芦屋市市長室生活文化課 ☎0797-38-2007

10. 芦屋総合住宅相談所からのお知らせ

8月14日(月)、15日(火)は、都合により専門相談(税・法律・建築技術)をお休みします。(一般相談は、実施します)

問い合わせ 芦屋総合住宅相談所(芦屋国際ローンテニスクラブ内) ☎0797-31-6927

11. 被災者向け賃貸住宅入居者募集

住宅名：すずかけ台ハイツ第2

所在地：兵庫東三田市すずかけ台3丁目5番

交通機関：JR宝塚線「新三田」駅下車。バス約4分「すずかけ台3丁目」下車、徒歩約1分

募集戸数：89戸(2LDK15戸、3DK10戸、3LDK64戸)うち被災者向募集戸数79戸

当初家賃：月額73,000円台～94,000円台(共益費月額3,200円)

申込資格：阪神・淡路大震災により自ら居住していた住宅が、全・半壊、全・半壊し居住できなくなったかたで、現に住宅に困難している被災者(市のり災証明が必要)。

単身者不可。公団で定める基準月収など要件を満たすかた

申込方法：公団所定の申込用紙に必要事項を記入し郵送

申込期間：8月26日(土)～9月3日(日)

入居時期：10月下旬

問い合わせ 住宅・都市整備公団関西支社住宅募集センター ☎06-346-3456

12. 民生児童委員一部異動

今回の震災で、民生児童委員の一部異動がありました。現在の委員は下記のとおりです。

<氏名 住所(電話番号)担当区域の順> (平成7年8月1日現在)

●深見恵子 奥池町1-14(38-0555)全域 ●尾形絹枝 奥池南町7-15(38-0353)全域 ●武山清子 六龍荘町8-28(22-6626)全域 ●岩田ふく 朝日ヶ丘町6-6(22-5677)6～8.11.12 ●西尾瑞子 朝日ヶ丘町6-21-206(23-2120)9.10.13.18～21 ●藤井智恵子 朝日ヶ丘町27-5(22-5373)1～5.22～36.39 ●今西節子 朝日ヶ丘町38-29(22-6503)14～17.37.38.40 ●森川道子 山手町6-28(22-0318)全域(奥山を含む) ●藤原 亘 山手町6-2(22-2367)全域 ●清水章子 岩園町24-24(31-4545)1～16.22～25 ●朝比奈 督 岩園町33-6(32-3051)17～21.26～49 ●藤田綾子 東山町9-16(31-2213)1～14 ●吉田恵子 東山町17-8(31-1393)15～30 ●山村恵子 西山町19-10(22-3310)東芦屋町1-16 ●藤井優香子 東芦屋町23-2(23-2597)17～25 ●加納多恵子 西山町7-7(31-0678)全域 ●松本厚子 三条町11-15(23-1086)全域 ●堀 輝子 翠ヶ丘町9-17(22-7317)1.2.8～12.19 ●田原雅代 東山町24-15-203(22-9293)翠ヶ丘町3-7.13～16 ●松本郁子 大阪府豊能郡豊能町とさわ台1-16-12(0727-38-3390)翠ヶ丘町17.18.20～23 ●宮武ちず子 親王塚町3-3(22-1746)全域 ●石橋光代 奈良市あやめ池南6-4-5(0742-47-7833)大原町1.2.5.8～12.18～23 ●田頭弘子 東山町7-7-107(22-2626)大原町3.4.6.7.13～17.24～28 ●野村万里 大阪市天王寺区勝山1-11-27-2-202(06-773-1066)船戸町全域 ●布施日子 松ノ内町7-13(22-4595)全域 ●岡本直子 月若町2-10(22-9744)全域 ●奥野静江 西芦屋町7-4(34-1757)全域 ●朝田園子 三奈南町13-6(23-6580)全域 ●内崎

以佐美 桶町4-18(22-4860)1～10 ●弥富一子 松浜町4-C-105(仮設)(32-2066)桶町11～16・松浜町仮設住宅 ●橋 鏡子 上宮川町5-5-502(22-0038)全域 ●森 百代 業平町1-6(22-9981)全域 ●角野 幸 緑町5-1-206(仮設)(23-0107)前田町全域、緑町仮設住宅 ●鈴木一美 摂津市別府3-3-1-305(06-340-7828)清水町全域 ●増田陽子 春日町11-12(23-2830)1～11 ●加藤洋子 高浜町1-1-8-143(仮設)(32-0508)春日町12～24、高浜町仮設住宅 ●藤田静江 打出小槌町8-3(34-1430)1～9 ●大西正登 打出小槌町13-10(22-2549)10～15 ●宮村義巳 宮塚町2-6-102(23-0596)1～5.8～9北 ●根来博子 大阪市西淀川区姫里2-9-18-202(06-477-2787)茶屋之町全域 ●土田キク 大樹町6-4(22-2759)全域 ●溝口貴士 光光町2-9(22-1755)全域 ●中川成美 松浜町8-18-133(22-6559)川西町全域 ●竹村正子 緑町6-1-109(仮設)(34-4126)津知町全域、緑町仮設住宅 ●反橋幸子 打出町5-19(31-3535)全域 ●天津勢津代 南宮町5-3(22-9315)1～11 ●原田カズエ 南宮町15-7(23-1658)12～18 ●水野美幸 若宮町7-8(23-2548)全域 ●竹辻義昌 宮川町3-17(22-8106)全域 ●黒住住子 竹園町1-20(22-3633)全域 ●榎木 満 精道町3-20(22-5552)全域 ●山村孝司 浜芦屋町1-27-501(22-3420)全域 ●外園喜久子 平田北町2-18(23-6939)全域 ●横山町子 大東町6-3(31-6254)1～7.9.10 ●向井章雄 大東町8-20(32-2643)8.11～14 ●坂田政春 大東町15-26(31-7020)15～18 ●小中治子 浜町4-8(31-6449)1～9 ●原田美加 浜町14-2-501(22-3888)10～15 ●堀川吉美 高浜町10-1-E-178(仮設)(34-8755)西蔵町1～8、高浜町仮設住宅 ●坂田康子 神戸市東灘区魚崎町1-10-27-A-206(078-453-6523)西蔵町9～13 ●那須悦子 浜町9-21-203(22-9660)呉川町2～4.7.8.11.12.15.16.19 ●進藤昌子 呉川町9-2(22-4926)1.5.6.9.10.13.14.17.18 ●村田秀子 伊勢町11-16(22-7463)全域 ●武田千津子 松浜町1-10(31-0327)全域 ●東 孝子 平田町3-15(32-5908)全域 ●住本朋子 新浜町5-17(32-3028)全域 ●梶 政子 浜風町6-3-4(23-6473)全域 ●中野久美子 高浜町5-1-263(34-2769)2.5 ●段谷真子 高浜町3-1-1632(34-2546)3.7.8 ●山下三枝 高浜町9-2-2124(34-2274)4.9 ●山田祥子 若葉町2-2-1543(34-1708)1～3 ●酒居恵美子 若葉町6-1-812(23-4851)5.6 ●塚脇節子 若葉町7-3-444(22-3133)4.7 ●濱田千代子 緑町6-5(23-3648)全域 ●瀧尾多嘉子 潮見町3-3-1(23-4328)全域 ●青山光子 山芦屋町4-10(22-7554)主任児童委員山手中学校区 ●梅井くに子 南宮町7-11(32-5286)主任児童委員精道中学校区 ●村井厚子 潮見町23-12(34-0774)主任児童委員潮見中学校区

問い合わせ 芦屋市保健福祉部総務課 ☎0797-38-2040

13. 民生委員による生活相談窓口の変更

芦屋浜市民サービスコーナーで行っていましたが生活相談窓口を8月10日(木)で閉鎖しました。引き続きふれあいセンターで行いますが、開始日等詳しくは下記へおたずねください。

なおふれあいセンターについては、次号(8月26日号)で詳しくお知らせします。

問い合わせ 高浜ふれあいセンター ☎0797-34-8925

高浜北ふれあいセンター ☎0797-34-8926

中央公園ふれあいセンター ☎0797-34-8927

14. ねこの引き取り

日時：8月16日(水) 午前10時～10時30分

場所：市役所南館玄関横

費用：<生後91日以上のおね>1匹につき1700円

<生後90日以下のねこ>10匹までごと1700円 ただし、飼い主のな

い拾得ねこは無料

問い合わせ 芦屋市環境部総務課 ☎0797-38-2050

15. 田原祥一郎と仲間たち

チャリティーミュージアムコンサート

日時：8月25日(金) 午後7時開演

会場：芦屋市立美術博物館(阪急バス 緑町下車)

入場方法：入場無料(要整理券)。往復ハガキ(1枚にて2人まで)に住所、氏名、年齢、電話番号を明記し下記へ郵送。8月18日(金)必着。定員200人。多数のとき抽選

芦屋市文化振興財団事業部

「田原祥一郎と仲間たちチャリティーミュージアムコンサート」係

〒659芦屋市業平町8-24 0797-31-4962

16. ペンダント式通報機の利用者とドナー(出資ボランティア)の募集

仮設住宅にお住まいの高齢者や障害者のかたを対象に、ペンダント式通報機の利用者を募集しています(無料)。このシステムは、対象者の自宅の電話に通信器を接続し、ペンダント式の発信ボタンを押すと発信先のメッセージが流れるもので、緊急時の連絡はもちろん、日ごろの話し相手にもなれるよう、ボランティアが24時間態勢で応対する通報会話システムになっています。利用希望のかたは下記までお問い合わせください。

また、この機器の設置工事費および年間使用料(7,684円)を、利用者に代わって負担していただけるドナーおよびボランティアもあわせて募集しています。

問い合わせ 自立生活福祉互助会自立福祉センター ☎0797-38-4548

復興へ

芦屋市災害対策本部・震災復興本部

お問い合わせは各担当課へ

次回は9月9日(土)に発行します。

1. ふれあいセンター開設のお知らせ

仮設住宅にお住まいの高齢者のかたなどに、コミュニティー形成の場としてご利用いただけるよう、市内の大規模な仮設住宅建設地4カ所に、「ふれあいセンター」を開設しています。

管理運営には各センターごとにつくられている運営委員会があたり、保健・福祉等の相談や、ボランティアの活動拠点として、また、同好会・趣味の会の活動やイベントの開催など、多彩な目的で活用していただけます。

利用日などは下記のとおりです。他の地域にお住まいのかたもお気軽にお越しください。

	高浜南ふれあいセンター	高浜北ふれあいセンター	中央公園ふれあいセンター	呉川ふれあいセンター
所在地	高浜町10-1	高浜町1-1	若葉町1-1	呉川町14-22
電話	☎34-8925	☎34-8926	☎34-8927	☎34-8928
利用日時	世話人駐在 火～日 9:00～17:00	月、水、木、金、土 10:00～16:00	火、木、土 9:00～17:00	火～日 9:00～17:00
グループ利用	*上記以外の日と夜21:30まで、グループ・団体での利用はできません			

また、ふれあいセンターでは民生委員による生活相談窓口を次のとおり開設しています。

高浜南 …毎週金曜日、毎月第1・3火曜日、午後1時～3時

毎月第3土曜日 午後7時～9時

高浜北 …毎週月・金曜日 午後1時～3時

中央公園…毎週月・水曜日 午後1時～3時

呉川 …毎週木・土曜日 午後1時～3時

ふれあいセンターに関する問い合わせ

各センターまたは芦屋市社会福祉協議会 ☎0797-32-7530

生活相談に関する問い合わせ

芦屋市保健福祉部総務課 ☎0797-38-2040

2. 災害障害見舞金の給付相談

震災で重い障害を負われたかたへの「災害障害見舞金」の給付相談を8月28日から始めます。

なお、すでに身体障害者手帳（1級）の交付申請をされたかたについては、直接本人もしくは家族のかたに連絡します。

●対象となる障害

兵庫県南部地震により次の障害を負ったかた

- ①両眼が失明したかた
- ②咀嚼及び言語の機能を廃したかた
- ③神経系統の機能または精神に著しい障害を残し、常に介護を要するかた
- ④胸腹部臓器の機能に著しい障害を残し、常に介護を要するかた
- ⑤両上肢をひじ関節以上で失ったかた
- ⑥両上肢の用を全廃したかた
- ⑦両下肢をひざ関節以上で失ったかた
- ⑧両下肢の用を全廃したかた
- ⑨精神または身体の障害が重複する場合に、その重複する障害の程度が上記の各障害と同程度以上と認められるかた

●支給金額

- ・負傷または疾病時に、世帯の生計を維持していたかた 250万円
- ・そのほかのかた 125万円

問い合わせ 芦屋市保健福祉部福祉課 ☎0797-38-2043

3. 家屋解体の補助申請の再受け付けについて

7月31日で停止していた、家屋の自主解体の補助申請の受け付けを次のとおり再開します。これが最終となりますので、該当のかたは申請してください。

- 受付期間 9月1日（金）～10月31日（火）（土、日、祝日は休み）
- 受付時間 午前9時～午後5時
- 受付場所 消防署東入、プレハブ建物1階
- 申請資格 半壊、全壊の家屋の所有者（ただし、大規模の法人の所有は除く）
- 補助金額 木造 6,940円/㎡ 鉄骨造 11,000円/㎡
- 鉄筋造 19,000円/㎡

問い合わせ 芦屋市建設部家屋解体班 ☎0797-31-2121
内線4281、4282

4. 芦屋市中小企業融資制度・災害復旧資金の申し込み受け付け延長

- 受付期間 平成7年12月28日まで
- 融資対象 阪神・淡路大震災で被災し、次の①および②に該当する中小企業者
- ①市内で1年以上同一の事業を営み、市税を滞納していないこと

②兵庫県信用保証協会の保証を受けることができること

融資内容

資金の種類	貸付限度額	貸付利率	貸付期間	返済方法	保証人および担保
運転資金	500万円	年利2.5%	120か月以内 (36か月据置可)	元金均等 分割払い	1名以上の連帯保証人 必要 融資金額500万円以下 の保証料は市負担
設備資金	1,000万円				

受付窓口 市役所経済課、芦屋市商工会、市内各金融機関（郵便局除く）

問い合わせ 芦屋市経済課 ☎0797-38-2033

5. 国民健康保険一部負担金等の還付について

芦屋市国民健康保険の一部負担金等免除証明書の交付を受けているかたが、平成7年1月17日（震災後に資格を取得した場合はその日）以降すでに支払われた一部負担金については、申請に基づき還付します。これまでの受付分のうち、約800世帯については8月末頃に支給予定です。（該当する世帯には通知ハガキを送付します。）

その他の世帯については、現在、医療機関からの明細書と領収書との突合作業を行っており、9月以降の支給となりますのでご了承ください。

まだ申請をしていないかたは次のものをお持ちのうえ、市役所保険係で申請してください。

- (1)国民健康保険被保険者証
- (2)一部負担金等免除証明書
- (3)領収書（患者氏名と診療月が特定できるもの）
- (4)振込先の預金通帳（郵便局口座には振込できません）
- (5)印鑑

問い合わせ 芦屋市保険年金課保険係 ☎0797-38-2035

6. 保険年金課からのお知らせ

●老人保健医療

70歳以上および65歳以上70歳未満で一定障害のあるかたで、医療保険に加入しているかたは、老人保健法による医療を受けることとなります。

病院などで医療を受けるときは、必ず健康手帳と老人保健医療受給者証と医療保険証を窓口で提示し、外来の場合は各月の最初の診療日に1,010円、入院の場合は1日につき700円をお支払いください。

●福祉医療費助成制度

福祉医療費助成制度は、医療保険証を使って病院等にかかったとき、窓口で支払う自己負担金を公費で負担する制度です。対象者は次のとおりです。

ただし、別表の所得制限基準額を超えているかた、または生活保護法の医療扶助を受けているかたは対象になりません。

【老人医療】65歳以上70歳未満（60歳以上の居宅寝たきり老人を含む）のかた
【乳幼児医療】出生の日から3歳の誕生日の月の末日までの乳幼児。ただし、0歳児は所得制限なし

【心身障害者（児）医療】身体障害者手帳1～4級のかた。療育手帳のA、B1判定のかた

【母子家庭医療】母子家庭の18歳の年度末までの児童と母。ただし、児童が高等学校等に在学中の場合は20歳まで

【父子家庭医療】父子家庭の18歳の年度末までの児童と父。ただし、児童が高等学校等に在学中の場合は20歳まで

【遺児医療】18歳の年度末までの両親のいない児童。ただし、児童が高等学校等に在学中の場合は20歳まで

【高齢心身障害者特別医療】老人医療および老人保健医療対象者のうち、身体障害者手帳1～4級、または療育手帳のA、B1判定のかた

①申請方法

新たに制度の適用を受けるには申請が必要です。対象に該当し、所得金額が別表の基準額内のかたは、次のとおり申請の手続きをしてください。

- ・対象者の氏名が記入してある医療保険証と認印を持参
- ・心身障害者（児）医療または高齢心身障害者特別医療の対象のかたは、上記の他に身体障害者手帳または療育手帳を持参
- ・平成7年に転入したかたや医療保険証の被保険者が市外に居住の場合は、それぞれ所得証明書を併せて持参
- ・今年65歳になるかた（昭和5年7月～昭和6年6月生まれ）で、新たに老人医療の資格ができるかたは、誕生日の前月の20日以降にお越しください

②所得制限

今年度の所得制限基準額は別表のとおりです。なお、所得とは平成6年中の合計所得金額のことで総収入とは異なります。

※受給資格がありながら、まだ申請をされていないかたは、窓口まで申請にお越しください。

所得制限基準額

区分	対象者	基準額
老人医療	本人	4,300千円
	配偶者または扶養義務者	7,600千円
乳幼児医療	監護者	4,300千円
心身障害者(児)医療	本人	4,524千円
	配偶者または扶養義務者	7,600千円
母子家庭医療	母等本人	4,300千円
	児童等の養育者	7,600千円
父子家庭医療	父等本人	4,300千円
	児童等の養育者	7,600千円
遺児医療	児童等の養育者	7,600千円

※扶養親族等があれば、それぞれ一人につき35万円を加算した金額

●老人保健標準負担額減額認定証の交付について

昨年10月1日から入院時の食事代の一部が悪者負担となっています。その標準負担額は、1日600円です。ただし、次の場合には、下記の金額に減額されます。

- ①平成7年度市民税非課税世帯 1日 450円
(平成6年10月1日以降入院日数が90日までのかた(短期))
 - ②上記のかたで入院日数が90日を超えた場合(長期) 1日 300円
 - ③老齢福祉年金を受給し、かつ、①に該当するかた 1日 200円
- ※老人保健医療受給者証をお持ちのかたで、上記に該当されるかたは、減額認定証の交付申請にお越しください。

持参するもの

- ・老人保健法医療受給者証 ・医療保険証 ・認印
- ①短期から②長期になった場合は、以上の他に入院期間のわかる書類(領収証)と減額認定証が必要です。

●入院生活福祉給付金支給について

入院時に支払われた食事負担額が給付の対象になっています。心身障害者(児)、乳幼児、母子等の医療費受給者証をお持ちのかたは昨年10月分から、高齢心身障害者特別医療を受けているかたは今年4月分からです。該当されるかたは、給付の申請にお越しください。

持参するもの

- ・各医療受給者証 ・医療保険証 ・食事負担額の領収証 ・銀行口座番号 ・認印

問い合わせ 芦屋市保険年金課医療助成係 ☎0797-38-2037

7. 「震災に関する特別行政相談所」の再開

総務庁兵庫行政監察事務所の協力を得て、「震災に関する特別行政相談所」を再開します。

- 期間：9月1日(金)から土曜・日曜日・祝日を除き毎日開催(当分の間)
午前10時から午後4時まで *10月から開催日の変更があります。
 - 場所：市役所南館地下一階玄関ホール
 - 相談員：兵庫行政監察事務所職員2人・行政相談委員
 - 内容：震災に関する各種特例措置の教示・説明など
- 問い合わせ 芦屋市生活文化課 ☎0797-38-2007

8. 「芦屋こころのケアセンター」のオープン

芦屋保健所が中心となって実施していた「こころの相談」事業を引き継ぎ、下記のとおり、電話や来所相談に応じています。

- 相談日時：月曜日～金曜日(祝日は除く) 午前10時～午後4時
- 場所：ラ・モール芦屋2階、(芦屋市大原町2-6)
- 電話番号：☎0797-22-9307

9. 芦屋21世紀セミナー

震災の経験を生かし「自分で考え、切り拓く」を合い言葉に女性の自立への道を探りませんか

震災復興セミナー特別講座 13:00～ 芦屋市女性センター		
9月27日(水)	女性の視点に立った住まいの再現 中川 慎子氏(一級建築士・K.Kアルプラン代表)	
芦屋21世紀セミナー(全6回)毎月第4水曜日 13:00～15:00 芦屋市女性センター		
1	10月25日	震災と文化活動 大森 一樹氏(映画監督)
2	11月22日	知って得る税金制度 坪多 晶子氏(税理士)
3	12月13日	自分探し 田上 時子氏(ビデオ作家)
4	8年1月24日	文化都市の構築に向けての提言 藤岡ひろ子氏(立命館大学講師)
5	2月28日	私名義の財産を持つ 長谷川京子氏(弁護士)
6	3月27日	自分の性格知っていますか? 泉谷 智恵氏(聖母短期大学講師)

参加費：1000円(全7回)

申し込み：9月20日(水)までに、ハガキに住所、氏名、年齢、電話番号を記入のうえ下記へ。先着30人
芦屋21世紀セミナー企画委員会(芦屋市女性センター内)
〒659 芦屋市精道町5番11号 ☎0797-38-2023

10. 外国人が語る「震災フォーラム」～共に生きる地球家族をめざして～

日時：9月2日(土)午後2時～4時
場所：パルティールホール芦屋(大原町28-1)
内容：パネルディスカッション
参加定員：約100人(定員になり次第締め切り)
※日英逐次通訳あり
申し込み：芦屋市国際交流課 ☎0797-38-2008
または国際交流協会 ☎0797-34-6340まで直接電話で

11. 「神戸復興住宅展」の開催

被災されたかたの住宅の早期復興のために、下記のとおり開催します。
会期：8月31日(木)～9月8日(金) 9日間
午前10時～午後5時(最終日のみ午後4時まで)
会場：神戸国際展示場1号館(神戸ポートアイランド)
内容：耐震性、防火性に優れた住宅の紹介、住まいの救急相談コーナー、住宅金融公庫融資相談コーナー(9月2日・3日のみ)など
入場料：無料
問い合わせ(財)神戸国際交流協会 ☎078-303-0029

12. 被災高齢者のための健康と生きがいづくり

日時・内容：9月23日(土)
午前10時15分～11時45分 講演「負けてたまるか!!」
午後1時～2時30分 講演「歌謡講座」
会場：兵庫県老人保養ホーム「六甲保養荘」(西宮市越水字社家郷山1-95)
参加費：無料(昼食代個人負担)※食堂が利用できます。
参加資格：阪神間の被災高齢者 定員50人
申し込み：9月15日(金)までに「六甲保養荘」(☎0798-73-1351)へ電話で申し込み

13. コンサート復興の街へ フルートとハーブの夕べ

日時：9月27日(水) 午後6時30分開演
会場：兵庫県公館
入場料：無料
申し込み：9月6日(水)までに往復はがきで。公演名、氏名、住所、年齢、返信用宛名を記入のうえ下記へ(1枚につき2人まで)。定員500人
(財)兵庫県文化協会
〒650 神戸市中央区下山手通4-16-3 ☎078-321-2131

14. 県立芦屋高校演劇部OB劇団傲慢の公演

公演名：「バンク直します」
日時：9月2日(土)午後7時開演
会場：新神戸オリエンタル劇場
入場料：前売2,200円、当日2,500円(自由席)
問い合わせ 県立芦屋高校・金延 ☎0797-32-2325
チケットセンター ☎078-291-9999

15. 支援を受けたかたの体験記募集

芦屋市ボランティア委員会では、阪神・淡路大震災で、倒壊家屋からの救出をはじめ、家財道具の運び出し、水汲み、入浴サービスなどのボランティアの支援を受けたかたからの一言を募集しています。

- 文字数：400字程度
- テーマ：自由
- 応募方法：9月15日(金)までに下記へ(FAXでの応募も可)
- その他：編集ボランティアも募集しています

問い合わせ 芦屋市ボランティア委員会 〒659芦屋市精道町7-6
☎0797-31-2121 内線2126
FAX0797-38-2162

16. ASHIYA生活情報センターの閉鎖

電話での生活情報の問い合わせに対し、パソコンに登録されている情報をお伝えしていましたが、8月30日(水)をもって終了します。なお、終了日までは今までどおり、月・水・金曜日の午前10時～午後5時にお答えしています。

問い合わせ ASHIYA生活情報センター ☎0797-31-6979
FAX0797-31-9905

17. 復興支援のタウンページを発行

9月発行のタウンページ阪神版に被災地域の「復興支援のための相談窓口情報」や「暮らし、住まい、健康などの目的別索引」の特集ページを掲載した復興支援の電話帳が発行されます。

なお、被災されたかたで、以前住んでいた地域の電話帳をご希望の場合は無料でお届けします。

問い合わせ NTT電話帳お届けセンター ☎0120-324182

復興へ

芦屋市災害対策本部・震災復興本部

お問い合わせは各担当課へ

今回は9月23日（土）に発行します。

1. 震災復興特別相談所の出張窓口を開設

芦屋市広報委員会では毎年秋に地区懇談会を開催してきましたが、今年は市と総務庁兵庫行政監察事務所が共催し、このたびの震災による復興対策および日常生活に関連する事柄を地域で相談できる「震災復興特別相談所」を開催します。法律相談もできますので、どうぞご利用ください。

(1) 開設日程

- 9月27日（水）午後1時～4時 兵庫県住宅供給公社芦屋浜管理事務所3階大会議室
高浜町7-2（ダイエー芦屋浜店南側）
- 9月28日（木）午後1時～4時 ラ・モール芦屋1階アトリウム
大原町2-6（JR芦屋駅東側）

(2) 参加機関および相談内容

- 市の相談窓口…◇市民税・固定資産税の減免特例措置◇国民健康保険・国民年金◇高齢者等保健福祉◇ごみの収集◇住宅復興◇仮設住宅◇道路・まちづくり◇行政一般相談
- 市以外の相談窓口…大坂国税局（減免措置等）・神戸地方法務局（滅失登記等）・土地家屋調査士会（土地測量・土地境界等）・司法書士会（登記・供託手続き）・弁護士（法律相談）・兵庫行政監察事務所（国の行政一般）・行政相談委員（行政相談一般）
問い合わせ 芦屋市長室生活文化課 ☎0797-38-2007

2. 災害廃棄物搬入許可書の発行場所等の変更

災害廃棄物搬入許可書の発行場所、受付日および受付時間が9月18日（月）から下記のとおり変更になります。

発行場所：環境部総務課（浜風町31-1、環境サービス課2階）

受付日：月曜日～金曜日（土、日、祝日は休み）

受付時間：午前9時～正午、午後12時45分～午後5時

その他：(1) 許可書発行の申請手続きは、従来どおりです。

(2) 廃棄物搬入の受け入れ業務は、土曜日でも従来どおり行います。

問い合わせ 芦屋市環境部総務課 ☎0797-38-2050

3. ラポルテ市民サービスコーナー業務時間の変更

ラポルテ本館工事のため迷惑をおかけしていましたが、9月1日より、通常どおり午前9時から業務を始めています。

午前10時までは、2階西側の通用口をご利用のうえ、階段をあがって3階までお越しください。また、午前10以降は、2階南側正面入り口からお入りください。

業務時間：平日午前9時から午後5時15分

業務内容：各種証明書の発行

住民票の写し、住民票記載事項証明書、年金現況届、戸籍謄抄本、戸籍の附票、印鑑登録済証明書、身分証明書、外国人登録済証明書

※ただし印鑑の新規登録、住民異動届、戸籍の届出、納税証明書、国民年金・国民健康保険の届出は、市役所の市民課（南館地下1階）でお願いします。

問い合わせ ラポルテ市民サービスコーナー ☎0797-31-3130

4. 兵庫県PTA協議会からの「負傷者お見舞金」の支給

平成7年1月17日（火）に芦屋市PTAに加入していた会員およびその子ども（園児・児童・生徒）で下記に該当する場合は、期限までに芦屋市PTA協議会事務局へお申し込みください。

なお、詳しくは、電話でお問い合わせください。

(1) 支給対象

阪神・淡路大震災により全治20日以上以上の重傷を負ったかた（医師の診断書が必要）で、次の①または②に該当するかた。

① 平成7年1月17日（火）にPTAに加入していた会員（保護者・教職員も含む）

② 平成7年1月17日（火）にPTAに加入していた会員の子どもで、芦屋市立の各幼稚園・小学校・中学校・高等学校に在籍していた園児・児童・生徒

(2) 提出書類 医師の診断書（震災が原因であることが明記されていること）

(3) 支給額 1人50,000円

(4) 申し込み

① 時間 9月28日（木）までの火曜日・木曜日 午前10時～午後3時

② 場所 芦屋市PTA協議会事務局へ持参

（芦屋市役所 消防本部南隣の仮設庁舎 階段下る1階の奥）

問い合わせ

芦屋市PTA協議会事務局 ☎0797-31-4781

芦屋市教育委員会社会教育文化課 ☎0797-38-2091

5. 高齢者介護110番

特別養護老人ホームの職員がご相談に応じます。

日時：毎週火曜日 午前10時～午後3時

内容：介護・対応のアドバイス、医療機関・在宅サービス・介護施設・介護用品の紹介等

電話番号：☎0797-23-4727（呉川町ケア仮設D棟）

6. 「ふれあい安心ベル」が鳴っていませんか

仮設住宅に独りで住んでいる65歳以上のかたに、防犯・緊急用ベルを無料で配布しています。

このベルは、隣近所のかたに異常を知らせ、地域ぐるみの見守り体制を作ろうとするものです。ベルが鳴っていることに気がついたかたは、110番、119番に速報していただくようご協力をお願いします。

問い合わせ 戸屋警察署 ☎0797-23-0110

7. 「なかよし広場」開設時間・場所の一部変更

震災復旧工事期間延長のため、開設場所の精道幼稚園と浜風幼稚園をつぎのとおり引き続き変更して実施します。

	変更後	変更前
開設時間	午後1～3時	午前10時～正午
木曜日	小槌幼稚園 伊勢幼稚園	山手幼稚園 伊勢幼稚園
土曜日	宮川幼稚園 岩園幼稚園	宮川幼稚園 岩園幼稚園

問い合わせ 子育てセンター ☎0797-31-8006

8. 専門家団体による無料合同相談会

各種専門家団体の協力を得て、下記のとおり、実施します。

日時：9月30日（土）午前10時～午後4時

（受け付けは午前9時30分から）

会場：神戸市勤労会館4階

（神戸市中央区雲井通5-1-2 中央区役所西隣）

相談員：神戸弁護士会、日本公認会計士協会兵庫会、近畿税理士会、
（社）兵庫県不動産鑑定士協会、兵庫県土地家屋調査士会、兵庫
県行政書士会、兵庫県社会保険労務士会、（社）兵庫県建築
士事務所協会、兵庫県司法書士会の各会員

問い合わせ 兵庫県司法書士会 ☎078-341-2755

9. 講演「自分で確かめよう わが家の安心・わが家の耐震診断」

日時：9月18日（月）午後1時30分～4時30分

会場：「フレンテ」（西宮市池田町11-1 JR西宮駅南）

講師：東京大学工学部建築学科教授 坂本 功 氏

定員：200人（先着順）

その他：講演の後、耐震診断・地震被害に関する相談会を実施します。

申し込み 兵庫県建築士会 ☎078-997-2320

FAX078-997-2325

10. 「住宅なんでも相談会」の開催

住宅の建て替え、補修工事、借地借家問題など住宅に関する相談を受け付けます。

日時：9月30日（土）午後2時～5時

会場：高浜南ふれあいセンター

費用：無料

問い合わせ 建設コープおおさか ☎06-356-3824

11. ねこの引き取り

今月は、第4週の水曜日に変更します。

日時：9月27日（水）午前10時～10時30分

場所：市役所南館玄関横

費用：<生後91日以上のねこ>1匹につき1700円

<生後90日以下のねこ>10匹までごと1700円

ただし、飼い主のない拾得ねこは無料

問い合わせ 戸屋市環境部総務課 ☎0797-38-2050

12. コンサート「復興の街へ」

公演名：福田進一&村治佳織 ギター・デュオ・リサイタル

日時：10月14日（土）午後7時開演

会場：宝塚ベガ・ホール

入場料：無料

定員：380人（多数のとき抽選）

申し込み 9月25日（月）までに往復はがきで。公演名、氏名、住所、電話番号、返信用宛名を記入のうえ下記へ（1枚につき2人まで）

（財）宝塚市文化振興財団 〒665 宝塚市栄町2-1-1

☎0797-85-8844

13. 「はんしん自立の家」 阪神・淡路大震災激励支援講演会

一日も早い復興を願って、マラソン走者の君原健二さんが講演します。

日時：10月8日（日）午後1時から

会場：「はんしん自立の家」

対象：阪神間・神戸の市民300人

参加費：無料（当日会場で被災障害児のための募金にご協力願います）

その他：講演の後、君原さんと武庫川河川敷を一緒にランニングします

申し込み：電話またはハガキで「はんしん自立の家」へ

問い合わせ はんしん自立の家 宝塚市美幸町11-16

☎0797-73-7213

14. 大阪産業大学出張市民講座 「震災後の高齢者とこどもたちⅡ」

日程・内容等：

9月17日（日）「来世紀に伝えるべき「高齢社会型震災」の教訓

岸和田健老大学学長 正井尚夫 氏

9月24日（日）「被災児童の心のケアー野外キャンプを通してー」

こども心理医療研究所臨床心理士 阿部貴里子 氏

時間：午後2時～4時

会場：深江会館（神戸市東灘区、阪神深江駅南50m）

費用：無料

定員：120人（当日直接会場へ）

問い合わせ 大阪産業大学産業研究所 ☎0720-75-3001

15. 程一彦の炊き出しボランティア キャラバン

日時：9月10日（日）午後5時から

会場：高浜南ふれあいセンター（高浜町10-1）

メニュー：程さんの五目玉子スープ 約1000食分予定

その他：材料の切り出し、炊き出し等のボランティアを募集しています。

詳しくは、下記にお問い合わせください。

問い合わせ 愛情家庭料理を守る会事務局 ☎06-282-9114

「地震災害情報紙ー復興へー」は、次回9月23日（土）発行の第49号で終了します。

10月からは、「広報あしや」（毎月1・15日発行）のなかで、震災関連情報をお知らせしていきます。

復興へ

芦屋市災害対策本部・震災復興本部
お問い合わせは各担当課へ

1. 芦屋市災害援護資金の貸付の受付再開

阪神・淡路大震災により被害を受けた世帯のかたを対象に災害援護資金の貸付を再開します。

申込期間 10月2日（月）～10月31日（火）

申込方法 郵送に限ります

申込書の配布場所 市役所南館玄関受付、ラポルテ市民サービスコーナー、芦屋浜市民サービスコーナー

貸付の条件

(1)貸付限度額（ただし所得制限があります）

世帯主に負傷がない（療養期間1カ月未満も含む）場合	
①家財の3分の1以上に損害がある場合	150万円
②住居が半壊した場合	170万円
③②の場合で、住居の残存部分を取り壊さなければならぬ等の特別の事情がある場合	250万円
④住居が全壊した場合（⑥の場合を除く）	250万円
⑤④の場合で、住居の残存部分を取り壊さなければならぬ等の特別の事情がある場合	350万円
⑥住居の全体が滅失した場合	350万円

世帯主に1カ月以上の療養期間を要する負傷がある場合	
①家財の3分の1未満の損害がある場合	150万円
②家財の3分の1以上の損害がある場合	250万円
③住居が半壊した場合	270万円
④③の場合で、住居の残存部分を取り壊さなければならぬ等の特別の事情がある場合	350万円
⑤住居が全壊した場合	350万円

(2)貸付金の償還期間、利率等

①償還期間：10年

②利率：据置期間中（当初5年間）無利子
据置期間経過後（5年間で償還）年3%

③償還方法：元利均等の年賦、または半年賦により償還

(3)所得制限

世帯全員の総所得（平成5年中）の合計が下表の額未満であること

世帯人員	1人	2人	3人	4人
金額	220万円	390万円	580万円	650万円

※5人以上…1人増えるごとに30万円を加算

住居が滅失した場合は、上記の限度額にかかわらず、1270万円未満

問い合わせ 芦屋市保健福祉部総務課援護係 ☎0797-38-2041

2. 10月1日は国勢調査の日です

10月1日、全国一斉に国勢調査が実施されます。国勢調査は大正9年から5年ごとに行われ、今回は16回目となります。

■暮らしに活かされる調査結果

国勢調査は、わが国の人口を正確に把握するほか、高齢化社会や国際化社会、人口移動の実態、世帯構造、住宅事情などの把握を目的としています。今回の調査の特色としては、①高齢化・少子化社会の実態、②産業構造・職業構造の変化の実態、③地域別の人口・世帯の実態、④外国人世帯の実態、⑤21世紀に向けた各種計画・施策のための基礎資料、以上5点に関する資料の充実を図ることがあげられています。これからのまちづくりの基礎となる大切な調査ですので、ぜひご協力をお願いします。

■国勢調査の概要

調査の概要は、次のとおりです。

調査期日 10月1日（日）午前0時現在

調査対象 調査の期日に日本国内に住んでいるすべての人。乳児や外国人も含みます。

調査事項 ①氏名、②男女の別、③世帯主との続柄、④出生の年月、⑤配偶者の有無、⑥国籍、⑦仕事をしたかどうかの別、⑧従業地または通学地、⑨勤めか自営かの別、⑩勤め先、業種などの名称および事業の種類（産業）、⑪本人の仕事の種類（職業）、⑫世帯員の数、⑬住居の種類、⑭居住室の数、⑮住宅の床面積の合計、⑯住宅の建て方、⑰世帯の種類の17項目です

■調査の方法

9月23日から30日の間に調査員が各世帯を訪問して、調査票の記入を依頼します。記入していただいた調査票は、10月1日から8日ごろの間に調査員が再度訪問して回収します。この期間中に留守がちのかたは、調査員または国勢調査事務室までご連絡ください。

■プライバシーは守られます

記入していただいた内容をほかに漏らしたり、統計以外の目的に使用することは法律で固く禁じられており、個人や世帯のプライバシーは守られます。安心してご記入ください。

また、調査票と一緒にお渡りする「調査票の記入の仕方」を用い、セロハンテープなどで封をして調査員にお渡しいただいても結構です。この場合、そのまま市役所に届けられます。

問い合わせ 芦屋市国勢調査事務室 ☎0797-38-2058

3. 仮設住宅を住みやすく改造します

仮設住宅は、さまざまな制約から要介護高齢者や身体の不自由なかたにとって生活しづらい部分があります。身体状況にあわせて住みやすく改善しますので、希望するかたはご相談ください。

問い合わせ 高齢者のかた
芦屋市保健福祉部老年福祉課 ☎0797-38-2044
身体障害者のかた
芦屋市保健福祉部福祉課 ☎0797-38-2042

4. ふれあいセンターで福祉相談を開催

市のケースワーカーが仮設住宅の改造の相談を中心に、福祉に関するすべての相談をお聞きします。

日時・会場 10月5日(木)・19日(木)
午前10時～正午 高浜南ふれあいセンター
10月12日(木)・26日(木)
午前10時～正午 呉川ふれあいセンター
問い合わせ 芦屋市保健福祉部老年福祉課 ☎0797-38-2044

5. 国道43号広域防災帯用地 買い取り受け付け

国道43号広域防災帯用地の買い取り要望を兵庫国道工事事務所が受け付けています。

買い取りの基準は次のとおりです。

- 国道43号沿道1列目で木造住宅および倒壊したRC住宅もしくは更地になっている箇所
- 地権者からの買い取り要望があること
- 隣接敷地の状況等から一定区間まとまりのある緑地整備が可能であるもの

問い合わせ 芦屋市都市計画部都市計画課 ☎0797-38-2073

6. 家屋解体の補助申請の再受け付け

7月31日で停止していた、家屋の自主解体の補助申請の受け付けを次のとおり再開しています。

これが最終となりますので、該当するかたは、申請してください。

受付期間 10月31日(火)まで(土、日、祝日は休み)
受付時間 午前9時～午後5時
受付場所 消防署東入、プレハブ建物1階
申請資格 半壊、全壊の家屋の所有者
(ただし、大規模の法人の所有は除く)
補助金額 木造 6,940円/㎡
鉄骨造 11,000円/㎡
鉄筋造 19,000円/㎡
問い合わせ 芦屋市建設部家屋解体班 ☎0797-31-2121
内線4281,4282

7. 震災の記録を県立図書館に

兵庫県立図書館では、阪神・淡路大震災の関連資料を集めた震災資料コーナー「フェニックス・ライブラリー」を開設します。震災に関するものはすべて、販売されていないパンフレットやチラシ・文集類なども、震災を伝える貴重な資料として収集・保存することとしていますので、皆さんからの提供をお待ちしています。

問い合わせ 兵庫県立図書館(〒673明石市明石公園1-27)
☎078-918-3366

8. ファイト芦屋クリーンキャンペーン

震災から8ヵ月、まちに空き缶やタバコの吸い殻等のゴミが目立っています。

私たち自身で、私たちの町をきれいにしましょう。一人でも多くのかたの参加、ご協力をお願いします。

日時 10月14日(土) 午前9時～11時
場所 市内(道路を中心に)
参加方法 下記のいずれかの場所に、午前9時にお集まりください。
● 阪急芦屋川駅北側
● ラポルテ広場
● 宮川小学校校庭
● 潮見中学校校庭

その後、指定の場所まで、集めたゴミをご持参ください。(指定のゴミ集積場所については、当日プリントでお知らせします)なお、団体に参加する場合は、各団体の指示に従ってください。

問い合わせ ファイト!芦屋実行委員会事務局 ☎0797-32-1112

9. スポーツ・フォア・オール国際フェア '95西宮大会の開催

外国で古くから親しまれてきたスポーツから、日本で新しく開発されたスポーツまで一堂に集め、観戦し、体験し、指導も受けられる催しです。スポーツに興味がありながら、なかなか実際にスポーツに接する機会に恵まれないかたは、ぜひこの機会にスポーツの楽しさを体験してみてください。

日時 10月21日(土)、22日(日) 午前10時30分～午後4時
会場 西宮市武庫川女子大学公江記念総合グラウンド
内容 各種スポーツ体験講習会、チャレンジラリー、抽選会
問い合わせ スポーツ・フォア・オール国際フェア'95事務局
☎03-3580-5854

10. 第6回ふれあいフェスティバル

日時 9月24日(日) 午前11時～午後3時(雨天決行)
会場 高浜北ふれあいセンター(高浜町1-1)
内容 生活用品持ち寄りバザー、建築家による住宅相談コーナー等
売上金は、仮設住宅のかたに寄付します。
問い合わせ アースデーinあしや ☎0797-23-1151

地震災害情報紙「復興へ」第48号でお知らせした「ラポルテ市民サービスコーナー業務時間の変更」の記事の中で、誤りがありました。正しい窓口は次のとおりです。

印鑑の新規登録・住民異動届・戸籍の届出…市民課
納税証明書…税務管理課
国民年金・国民健康保険…保険年金課 (いずれも市役所南館内)
訂正し、お詫び申し上げます。

地震災害情報—復興へ—を終了します

震災後、約8ヵ月にわたって震災関連の情報をお知らせしてきました「広報あしや地震災害情報—復興へ—」は、今回の第49号をもって発行を終了します。

10月以降は「広報あしや」を従来の形に戻し、毎月1日と15日に発行します。そのなかで引き続き、震災関連情報をお伝えしていきますので、よろしく願いいたします。